PDF issue: 2025-07-01

日本の近代化と障害者

李,義昭

(Degree) 博士(経済学)

(Date of Degree)

2000-03-31

(Date of Publication)

2012-07-23

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲2047

(JaLCDOI)

https://doi.org/10.11501/3172988

(URL)

https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1002047

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

日本の近代化と障害者

平成 11 年 12 月

神戸大学大学院経済学研究科

経済学·経済政策専攻 足立正樹 研究室

(氏名) 李 義昭

博士論文

日本の近代化と障害者

目次

はじめに (1)

第	一重	主义	丘代	化	前在	团	Ġ,	ょ	V	Ð	其	月花	<u> </u>	b	け	る	甚	狺	扩	章	害	者	•	(8	(1	
				官)	人組	1諦	È	上	道	座	٤١	0)	解	体	を	中	心	13	.)							
第一節	視算	覚障	害者	旨組	識	Γį	当	道	座	١ .	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (• 1	•	•	•	- 8
1	琵琶》	生師	と当	道原	室の	生	成	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	
ſ	司業	者組	合り	「座」	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11	
7	宮座・	• •		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13	
<u> </u>	当道原	座の	組織	È••	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15	
第二節	江戸	⋾幕	府の	Σſ	当证	道及	堅.	ļj	政	策	•	•	•	•	•	• •	• (•	•	•	•	•	•	•	•	20
Ī	幕藩	本制	下の	当道	首座	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20	
茅	靠藩住	本制	社会	•••	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24	
Ž.	工戸	幕府	の配	当項	女策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26	
3	芸能を	者と	して	の社	見覚	障	害	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27	
	医療	者と	して	かさ	見覚	障	害	者	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29	
\$	金融美	美者	とし	ての)視	覚	障	害	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ;	31	
	学者。																									
	工戸幕			_	-																					
	当道原																									
∤	能記	(中	世非	人)	••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• .	40	
第三節	ſ≧	当道	座」	Ø)	解体	k •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	42

	掃潘	体市	110)	鲜 4	اع کا	当	追	坐。	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	42	
	明治	の始	台ま	りと	当:	道	垒			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	43	
	賎民	廃山	上令		•	•		• (•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	46	
	視覚	障害	[者	の職	業		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	47	
	視覚	障害	手者 (の学	校	••	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	49	
第二	二章	産	業	革命	前	搏	月に	_ ;	ðľ.	ナる	5 f	裁	維	産	業	σ,)卢	音	ßŖ	章	害	津	<u> </u>	(5	2)	
			(新	吉核	罹兆	対と	_ 列	ΞĽ	者	の	健	東	災	害么	分枝	斤を	と中	٦.Ç) [3	_)						
第一節	繊	維選	E業	の		₹ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	• {	52
	産業	発展	そのお	犬況	ļ		• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •		•	•	•		• 5	52	
:	技術	的発	展の	の状	況・	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• 5	57	
第二館	i 健	康災	後害	のき	苍生	Ē•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	• (60
,	健康	災害	ずの状	犬況		•			•	•	•	•	•		•	•	•		• (•	•	•	•	• 6	60	
	予防	対策	[の)	犬況		•	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• 6	52	
;	被害	者の	救	斉••	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•		•	•	•	•	• 6	64	
第三節	健	康災	と害	の#	寺復	ξ.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (67
1	建康	災害	のル	又束	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	• •			•	•	•	•	• 6	57	
į	繊維	産業	の 像	建康	災	害し	こま	31	りる	人	的	損	害	の打	推	H	•		, ,	•	•	•	•	• 7	0	
;	補記·	•••	• (• •	•	• (• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• 7	1	
第	三章	1	產業	発	展邦	期	に	お	け	る	石	炭	凐	E #	ÉÚ	Οį	事	女	单	書	77	盲	į	73)	
		(事故	ζ•;	負傷	哥者	ŕ•	死	<u>ت</u>	者	と	異常	节分	泛書	与分	计	Īè	中	ì	١į٦	_)					
第一節	石	炭産	業	の多	论展		•	•	٠		•	•	•	•	•	•	•	•		,	•	•	•	•	• 7	73

72	至業発	展の	状沙	₹	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	73	;
糸	圣済的	発展	状涉	₹…		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	74	:
ŧ	支術進	歩の	状药	₹••		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	77	,
第二節	異常	災害	子の?	発生	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		• (• 8]
易	炭鉱災	害の	状况	2		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	81	
D	5災対	策の	状资	Z•••		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	83	
33	災害補	償の	状资	2	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	86	ı
第三節	異常	災害	その 4	侍徵	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•		88
君	5炭産	業に	おけ	る	非 故	災	害	の	分	析	•	•		•			•	•	•	•	•	•		88	
7	「炭産	業の	事故	災割	手に	お	け	る	人	约	損:	害	•	•			•	•	•	•	•	•	•	93	
補	記・・	• •	• •	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	93	
第	四章	壬	ーゟ	y IJ	ぜ		シ	· =	ン	· 0.	Ͻi	進	展	ع	交	٤ij	胸	章:	害	者	<u>.</u>	(9	7)	
	(4	事政	・負	傷者	•	死	亡	者。	と身	具馆	対グ	٤ì	重	村	<u></u>	才	īδ	Ş	Þi	<u>ک</u> ا	こ)				
第一節	モー	タリ	ゼー	ーシ	3	ン	のi	進	展	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	97
剿	前の	自動	車産	業・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	97	7
戦	後の	自動	車産	業・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	101	L
輸	出産	品と	して	の自	動	車	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	104	1
モ	ータ	リゼ・	ーシ	ョン		•	•			•	•	•	•	•	•	• (•		•		•	107	,
技	術的	進歩			•	•				•	•	•	•	•			•		•			•		111	Ĺ
	境技術																								
笙一笛	盟学	車粉	ゕヹ	\$ <i>A</i> :			•		_	_		_			_	-	_		_	_			_	_	100

3	を通事	故の増	創加・	• • •	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	٠	•	•	•	122
3	を通安	全対策	į				•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	125
ゔ	を通規	制・・・	• •	• •	•		•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	129
第三節	異常	事故の	の特征	敦・・	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	132
¥	異常事	故分析	ŕ··•		•		•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	132
爭	マスタ	故によ	る交	通列	亡	者・	負	傷	者	の:	推請	+ •	•	•	•	•	•	•	•	•]	141
	第	五章	: [障害	習	プ	ラ	ン	j	と	共	生	社	会		(1-	47)			
		(神戸	ョ市内	内障等	害者	小規	見模	飵	業	所	· の:	状	兄を	<u>:</u>	心	N(Z	<u>-</u>)				
第一節	障害	者政策	草の	流れ	, •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	147
単	战前の	障害者	一政策	[···	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	• !	147
単	浅後復	興期の	障害	者政	策		•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•]	150
髙	馬度経	済成長	期の	障害	者	政策	•			•			•	•	•	•	•	•	•	•]	152
7	油危	機以降	の障	害者		策・	•	•	•		•			•	•		•	•		• !	155
補	説・・	• • •			•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	• 1	161
第二節	障害	者プラ	ラン	• •	• (• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	163
)	ーマ	ライゼ	イシ	ョン	のね	思想		•	•	•	•		•	•	•	•		•		• 1	163
IJ	ハビ	リテー	・ショ	ンの	思想	想・	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• 1	l 64
障	害者:	プラン	の理	念·	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	.66
障	害の	概念・・			•		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•]	169
障	害者:	プラン	•••		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	• 1	.71
Ħ	本の	障害者	· · ·		•		•	•	•				•	•	•	•	•	•		•]	176
神	戸市で	の障害	者プ	゚ラン	•		•	•	•	•		•	•	•	•			•	•	• 1	.80
ਜ ਼	方内障 第	害者の	状況	· · ·	•		•		•	•			•	•		•			•	• 1	85

補説(国際障害分類2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• •	• 187
第三節 小規模作業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• (• 191
小規模作業所はなぜ生まれたか・・・・・・・・	• •	•	• 191
神戸市小規模作業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
神戸市内障害者小規模作業所訪問調査・・・・・・・	•		• 196
小規模作業所の経済的評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• 200
おわりに (204)			

はじめに

近代日本は「富国強兵」「殖産興業」「福祉国家」「高度経済成長」の標語のもとに、近代という時代をひた走りに走ってきた。そして、今「福祉国家の危機」という近代の転換期を迎え、「福祉社会」や「共生社会」が次なる標語となりつつある。ここでは、障害者との「共生」を考えるために、日本の近代という時代、そこに生まれた政策、そして政策の成功が障害者にどのような影響を及ぼしていたのかを考察する。次に、現在、草の根レベルにおいて障害者との共生が社会において如何に構築されつつあるかを検証する。最後に我々の障害者政策に対する、あるべき基本姿勢を提示する。

日本は1854年、アメリカの砲艦外交のもと「日米和親条約」に調印し、1858年には 「日米修好通商条約」が調印された。この調印をきっかけとして世界政治・経済秩序 へと本格的に参入して行く結果となった。この様な日本に対する欧米列強の軍事的・ 経済的外圧のなか江戸幕府は崩壊し、明治新政府が誕生した。欧米列強のアジア進出 という情勢の下、明治新政府(近代日本)の緊急課題は日本を近代国家として統一す るとともに、欧米列強に対抗できる軍事力と経済力を育成する事であった。こうして、 「富国強兵」「殖産興業」「文明開化」の標語のもとに西洋化が追求され、対外対立が 国内の団結を促進し、独自の強力な近代国家建設が推進された。この後、日本は産業 革命に成功し、軽工業化、重工業化を経て、急速に経済的発展を遂げた。途中、「敗戦」 と言う大きな軍事的敗北を経験するが、経済的発展は基本的に止まらなかった。戦後、 日本は憲法の第9条において「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実 に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇叉は武力の行使は、国際紛争を解 決する手段としては、永久にこれを放棄する。」として戦争を放棄し、第25条におい て「すべての国民は、健康で文化的な最低生活を営む権利を有する」として国民の生 存権を保障した。こうして「国防国家から福祉国家へ」(昭和33年『厚生白書』) と転換し たのである。そして、「戦後復興期」を乗り越え「高度経済成長」を経て、現在の経済 的超大国となった。しかし、1970年代におこる「通貨危機」と「石油危機」、それを 起因とする「経済危機」は福祉国家の財政基盤を不安定化させ、福祉国家体制を大き く揺らぎ始めさせた。これを始まりとして 1970 年後半から 1980 年前半にかけて、多 くの先進国で「福祉の見直し」「福祉国家の危機」が叫ばれるようになった。そして、 国家に代わって地域社会を福祉政策の主な担い手としようとする「福祉国家から福祉 社会へ」の主張が生まれた。日本においても、1982年に発表された臨時行政調査会の「基本提言」は、第一に「活力ある福祉社会」を目標とし、個人の主体性・自主性、家庭・職場・近隣の連帯と相互扶助の重要性を強調し、公共部門の役割の見直しを提言した。

「福祉国家の危機とは、なによりも第一に国家体制や経済体制の危機を意味するのであり、ここ 100 年以上にわたって継承されてきた経済社会政策の基本路線がいま根本的修正を迫られているのである」(『福祉国家の歴史と展望』足立正樹 p1).

日本では1995年(平成7年)の「障害者プラン」(ノーマライゼイション七か年計画)をもとに、現在、各都道府県や市町村において「障害者計画」が策定されつつあり、そこでは障害者との「共生」はいかにあるべきかが論議されている。この作業は次のような流れの中から生まれた。

1948年 世界人権宣言

「すべての人は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利とにおいて平等である」

1959 年 児童権利宣言

1971年 精神薄弱者の権利宣言

1975 年 障害者権利宣言

(精神薄弱者、精神障害者、身体障害者をすべて含む包括的障害者に関する権利宣言)

1981年 国際障害者年 テーマ「完全参加と平等」

1982 年 国際障害者年「障害者に関する世界行動計画」

世界の障害者問題を分析し各国がなすべきこと、国際活動の今後の課題

1983 年~1992 年 「国際障害者年の 10 年」

1993年~2002年 「アジア太平洋障害者の10年」(日本は共同提案国)

1993年(平成5年) 「障害者対策に関する新長期計画」

テーマ(全員参加の社会をめざして) 障害者対策推進本部決定

1993年(平成5年) 「障害者基本法」(旧称「心身障害者対策基本法」)

1995年(平成7年) 「障害者プラン」

(ノーマライゼイション七か年計画) 障害者対策推進本部

国際障害者年「障害者に関する世界行動計画」「国際障害者の 10 年」の結果として

1990 年 7 月 26 日に生まれた、ADA「障害を持つアメリカ人法」(Americans With Disabilities Act) の署名式におけるブッシュ大統領の演説は

「この法律はアメリカ産業界にとっても重要なものであります。思い起こしてください、みなさんの前にある新しい労働力を。我々の同胞である多くの障害者は、今雇用されておりません。かれらは働く意志があり、働く能力もあります。無尽蔵な人的資源があるのです。思い起こして下さい。かれらは仕事に多様性と、忠誠さと、定着性をもたらす無尽蔵の人的資源です。求められているのはただ一つ、かれら自身の能力を証明するチャンスを与えることであります。実際、障害をもつアメリカ人に対し、障害者の自立がないままの状態であったなら、連邦政府、州、地方自治体、そして民間の障害者への資金援助は年に2000億ドルにものぼります。しかし、障害者に自立の機会が与えられたなら、かれらは積極的にアメリカの経済活動の本流に加わっていくことでしょう。これがまさにこの法律のねらいとするところであります。」

われわれは障害者との「共生」を論じ、彼らに「かれらを排除してきた経済社会」に 参加し、貢献するよう呼びかけているである。このような政策の変化は

「近代の転換という巨大な歴史のうねりの現象形態のひとつ」(「福祉国家の歴史と展望」足立正樹 p.2). と見る事が出来る。

過去のおいて、われわれは歴史の最も過酷な時期に彼らを排除した。

アメリカでは「優生学」(生存により値する人種または血統に対し、劣った人種あるいは血統よりも、より速やかに繁殖する機会を与えること)の思想によって、1920年代の終わりまでに「断種法」が24の州で制定された。バージニヤ州立てんかん・精神薄弱施設の収容者は10年間に1000人が強制的に断種され、1930年代の中頃までにアメリカで法律によって強制的に断種された人々は約2万人に上った。この「断種法」は「バック対ベル」訴訟の判決文「われわれが無能力者に忙殺されるのを防止するため、国家の力を弱める人々に対しわずかな犠牲を要求できないのは奇妙なことと言わざるを得ない」を背景にしている。

1933 年のドイツでも優生断種法が制定され、遺伝的障害を持つと思われるすべての国民を対象にしていた。その中には、精神薄弱者、精神分裂病患者、てんかん患者、盲人、薬物やアルコールの強度依存者、体の動きがひどく阻害される身体障害者、あるいは他人に対して極度に目ざわりな身体障害者を含んだ。この法律が施行されて3年間に当局は22万5千人の強制断種を行った。また1939年、ドイツ国内の施設に収

容されている精神病者や精神障害者を約7万人(一説には20万人)を安楽死(「T4計画」)させた。ドイツでは「T4計画」の後、国家財政が8億8500万マルク軽減されたとする収支決算書が当局によって公表された。

昭和15年、日本でも任意規定ではあったが断種法が「国民優生法」として成立している。

今日において障害とは、1980年の世界保健機構(WHO)「国際障害分類試案」
(International Classification of Impairments, Disabilities, and, Handicaps)をもとに「個人の特質である機能障害 (Impairment)、その為に生じる機能面の制約である能力低下 (Disability)、及びその能力低下の社会的結果である社会的不利 (Handicap) の間には区別がある」と認識し、次のように定義されている。

- ① 機能障害 (Impairment): 心理的、生理的若しくは解剖学的構造ないしは機能の喪失又は異常。
- ② 能力低下 (Disability): 人間として正常とみなされる方法ないし範囲内で活動する能力の制約又は欠如。
- ③ 社会的不利 (Handicap):特定の個人にとり機能障害または能力低下によりもたらされる不利益であって、その個人の年齢、性、社会的並びに文化的要素に応じ正常とされる役割の遂行を制限又は妨げられるもの。

従って社会的不利 (Handicap) とは、障害者と彼らをとりまく環境との関係から生じるものである。それは他の市民が利用できる社会の種々のシステムに関し、障害者の利用を妨げる文化的、物理的又は社会的障壁に障害者が遭遇した時生じる。このように、不利とは、他の人々と同等のレベルで社会生活に参加する機会が喪失又は制約されることである。

また、ユニセフ報告書「国々の前進」は

「ユニセフはこのような国々の前進が、軍事力や経済力、首都や公共の建物の豪華さによってではなく、人々の福祉や、健康、栄養、教育のレベル、労働に対して公正な報酬を得る機会、人々の生活に関わる意思決定への参加、市民的・政治的自由の尊重、弱く不利な立場にある人々に対する備え、子どもの心身の発育に対する保護によって判断される日がやってくる。」としている。

現在、日本の障害者は、平成5年の「障害者基本法」によって定義され、「身体障害者福祉法」「精神薄弱者福祉法」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(「精神

保健福祉法」)によって、身体障害者、精神薄弱者(知的障害者)、精神障害者に分類 され、それぞれに、次のような基準に基づいて身体障害者手帳、療育手帳、精神障害 者福祉手帳が交付され福祉の対象となっている。

① 身体障害者手帳

視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、四肢不自由、心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害、それらの部位における障害の程度に応じて、一級から七級の級別がつけられる。

② 療育手帳

知能指数および身体障害の合併による介護の必要、その程度によってA、B₁、B₂の級別がつけられる。

③ 精神障害者福祉手帳

精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質その他精神疾患を有する者で、 病気の状態や障害の状態から日常生活の介助・制限の程度によって1級から3級の 級別がつけられる。

本論では、障害者との「共生」はいかにあるべきかの議論の前提として、「近代」と言う時代、「近代化」という標語のもとに突き進んできた時代が障害者に何をもたらし、障害者にどの様に影響したのかを考察する。特に、日本における障害者との「共生」を議論する場合、日本の近代化が障害者に何をもたらし、障害者にどの様に影響してきたかを見ることが必要である。以下は、その章立てと概要である。

第一章 近代化前夜および初期における視覚障害者

平安時代に現れた盲人芸能者(琵琶法師)は視覚障害者組識「当道座」を形成し、 日本が近代に入る明治まで600年の歴史を誇った。特に江戸期、多くの有能な人材を 社会に輩出して、その繁栄を極めた。ここでは徳川幕府が持つ体制的特質と当道座政 策、その福祉的側面を検証した。そして、明治政府の近代化政策が視覚障害者たちに どのように影響したのか、新たな時代に経済的基盤をなくした視覚障害者たちが如何 に、その時代に対応して行ったかを考察する。

第二章 産業革命前期における繊維産業の内部障害者

繊維産業は時代の要請に応えて、主要輸出産品として、近代工業化への政策を成功させ、日本の産業革命において先導的役割を果たした。一方で大きな健康災害を経験した。健康災害分析では女工結核患者の死亡率は一般の 2.2 倍という高さであるとしている。相関分析結果から繊維産業の結核による死亡率の高さは繊維産業独特のものであると推定している。また、それは時系列上に断片的に存在する事実に符合すると推論している。最後に、この災害による死亡者を 43、360 人 (女工 35、810 人) と算出した。

第三章 産業発展期における石炭産業の事故障害者

石炭産業は近代国家建設という政策の要請に応えて、外貨の獲得と近代工業化の燃料として石炭を供給し、支えつづけた。一方で異常ともいえる炭鉱災害を経験している。ここでは回帰分析の手法を用いて、その発生、収束、人的損害の大きさを推計し、回帰推計結果から異常災害の発生原因、収束の為の努力、収束への各種要因を推論している。また、異常多発期の災害の大きさを計量している。最後に、異常災害による死亡者を12,036人、負傷者を1,928,203人と算出した。

第四章 モータリゼーションの進展と交通障害者

自動車産業は外貨獲得の旗手であり、戦後日本の高度経済成長を支えつづけた。モータリゼーションの進展は自動車を産業・国民生活に不可欠なものとした。一方で異常な事故災害を経験し、戦後 50 万人もの交通死亡者を出している。ここでは計量的手法を用いて、事故件数と交通安全対策としての信号機の設置・交通取締の効果を明らかにする。また、その分析結果から、異常な交通事故による負傷者を 8,233,914 人、死亡者を 212,533 人と算出した。

第五章 「障害者プラン」と共生社会

戦後日本の障害者施策は戦後復興、高度経済成長、福祉国家、福祉国家の危機と流れる時代の中で変遷してきた。そして、今「障害者プラン」のもとに障害者との共生社会構築へと向かっている。ここでは、神戸市内障害者小規模作業所の調査をもとに、地域において、どのように障害者との共生社会が構築されつつあるかを考察した。ま

た、小規模作業所における労働供給を中心に、その経済的評価の大きさを算出した。 結果、全国 4440 ヵ所の小規模作業所における労働供給の大きさを 582 億 5640 万円から 785 億 5340 万円と算出した。また、小規模作業所は 250 億 6727 万円から 390 億 0608 万円の無償の労働供給によって支えられていることを明らかにした。

第一章 近代化前夜および初期における視覚障害者

(盲人組識「当道座」の解体を中心に)

第一節 視覚障害者組織「当道座」

琵琶法師と当道座の生成

日本独特である視覚障害者のギルト的組織「当道座」の生成は、古くは平安時代にさかのぼり、「当道要集」(『改定史籍集覧』第27冊所収). に仁明天皇の第四皇子人康親王がその神祖であるされている。親王は疾病により失明したため、退隠して盲人に所領の貢米を配当し、また盲人に音楽を教授して、その生活の道を興した、以来親王を当道の神祖として祭ったとされている。(『日本盲人史』中山太郎 p26). なお、中山太郎はこの伝説には否定的である。

「当道要集」は

- ① 当道の由来、
- ② 寛永式目、
- ③ 当道の要抄根源、

の3部からなり、その成立期は第一部があきらかでなく、第二部は寛永十一年、第三部が近世初期であるとされている。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p152). また、3部を合わせた「当道要集」の成立は江戸中期以降であろうと加藤康昭はしている。

琵琶は奈良時代いらい雅楽に属する楽器であったが、平安時代に入ると盲人の手に移り、琵琶法師が現れるようになった。これが盲人の生活基盤を保障するようになり、鎌倉時代には平家琵琶として流派が興り、いらい長年にわたって盲人の専業となった。(『日本盲人史』中山太郎 p50). 一般的に視覚障害者は音に敏感であり、記憶力も恵まれている所から、昔話や物語の語り手としての優位性をもっていたと考えられる。なお、昔話や物語の語りべに老齢者や障害者が多いのは、農耕など外で働けない老齢者や障害者が、一家の集まる情報の交差点である炉端にいて留守番をし、その火を守っていたことに深く関係していると言ってよい。彼ら視覚障害者は、その情報の中心に居て音に敏感であり、記憶力が良いと言う優位性を生かして情報を収集し、いずれ、情報の発信者として世の中へ進出し、琵琶を持って語る事を生活の糧としていったと考えられる。

琵琶法師は、平家物語に代表されるが、平家物語は口唱文芸から始まり、次々に記述し集成、増補して完成に達したのである。すなわち、口演した文芸が筆記されるようになり、永年の間に多くの人によって改作されたものである。平家物語は結局は最初から一人の人によってつくられた創作ではなく、年月の間に多くの人々によって、育て上げられた文学である。(『日本盲人史』中山太郎 p95). その成立は「大体『承元二年以後承久元年まで十二年間に記述された事となる』と言われ。」(『日本盲人史』中山太郎 p97). 早くても 1220 年代以前には溯れないとしている。

また、琵琶は天平勝寳八年六月二十一日の『東大寺献物帳』に琵琶三面。更に『正倉院志』にその琵琶が現存しているとある。また、大同四年三月二十一日の太政官符に雅楽寮の楽士の人員を定める事があって、唐楽師十二人のうちに琵琶師という記載がある。(『日本盲人史』中山太郎 p51·p63). 文永年中に書かれた「文机談」巻五、孝道子孫事の条から考えて貴族音楽は琵琶が中心となっていた。したがって俗謡も貴族によって弾奏されたとおもわれ、このころから琵琶が貴族の手から庶民の手に移っていったと考えられる。また、「本朝無題詩」巻二からは妓女などが琵琶を持って旅愁を慰めた事が判る。琵琶が妓女の手に渡るまでに庶民化していたとするなら、盲人の手に渡っていたと考えて不思議ではないとしている。(『日本盲人史』中山太郎p53). 結果、琵琶法師の登場は十世紀末であると考えられるのである。

盲人たちが琵琶を手にするには、当時多くの寺院が「盲仙」(めくらひじり) などを設けて乞食や障害者を救済した事から、僧侶の説教の伴奏に用いられるようになった琵琶演奏に視覚障害者が携わった事に関係していると考えられる。当時の琵琶法師が演じたのは、十一世紀半ばに書かれた『新猿楽記』(しんさるごうき) に「琵琶法師が物語・千秋万歳が酒祷」と出てくるように、琵琶を伴奏に使った語り物芸である。また、千秋万歳が古代の放浪乞食する寿詞者 (相手の幸いをことほぐ・祝い事を述べる) の系譜をひく事から、その語り物芸は歌物語や作り物語ではなく予祝的な歴史物語であったと考えられる。琵琶法師において盲人の進出がいつ頃からかははっきりとしていないが、寛和元年 (985年) の「小左記」に右大臣小野宮実資が琵琶法師を召したとある所から、彼らの進出ぶりが伺える。また、十一世紀初頭に成立した『古今和歌集』に登場する蝉丸は「會坂ノ関ニー人ノ盲、庵ヲ造テ住ケリ」と描かれており、盲人たちの進出がはっきりと伺える。また、平安末期に描かれた鳥羽正僧の『鳥獣戯画』には盲猿の琵琶法師が登場しており、師匠は下駄を履き、伴の子どもの弟子は裸足で琵琶を背負っ

ている。古代末期の盲人の生業には

- ① 盲僧、
- ② 盲呪術師 (祈とう師)、
- ③琵琶法師、

がありえたと考えられている。『今昔物語』、『本朝文粋』には、法華経を唱え人々の病を治す盲僧が出て来ている。千百六十年代後半には「さめうしのめくらども」と盲人が集団で歴史に登場し(「口伝集」巻十四)、十三世紀の始めには鴨長明の『無名抄』に「永縁僧正、この事を伝え聞きて羨みて、琵琶法師どもを語ひて」と琵琶法師が集団で登場してきている。古代末期、十世紀の平将門や藤原純友の乱に始まる争乱の中で都の人々は集団行動をもって自分たち生活を守ろうとした。十二世紀中頃から、左京七条を中心に手工業者の集団居住地域である「町座」が現られ始めている。視覚障害者である盲人たちは平家物語の形成と共に芸能者として自立し、当道座の生成に向かっていたのである。(『障害者の中世』河野勝行 p34).

「わが盲人史にあっては、明石覚一という巨人が現れ、天賦の芸才と将軍の淵縁とを 頼みて、当道の座中を大成し、以って盲人の生活を確保し、併せて当道五百年の繁昌 の基礎を造った。」(『日本盲人史』中山太郎 p165). この明石覚一は『当道要集』において 「如一弟子を覚一検校といふ、是は足利家の庶流にて明石を知行する故に、人呼んで 明石殿といへり。さらでだに世に秀づべき人の、平家の音曲律の吟、四絃の調べ、先 祖に越え妙をきはめ感応塵をうごかす。これにより光厳院、宗高院二帝の勅聞に達し、 御感のあまり平家物語の内清書本と申雲井の書を下し給り、是に節をつけて汝が門葉 に傳ぶべしの詔也。・・・中略・・・猶亦検校、別当、匈当、座当の四官を十六階にわ かち、以来師匠検校より其門葉ゆるすべしと詔ありて永宣旨を下し給ふ。則汝職分を 惣人職とすべしの勅宣にて、覚一を以って検校に任ぜらる。是惣検校の始め也。」と記 載されている所から始めに当道座を結成した人物であると考えられている。なお、中 山太郎は覚一が平曲の大家であった事は認めているが、他の記述に関しては懐疑的で ある。覚一が当道座を結成して盲人を支配するにいたるには、大和猿楽四座及び近江 猿楽三座の影響によるものと考えられる。特に近江猿楽三座(山科、坂下、比叡)と は古くから当道の本体をなした琵琶法師又は平曲の人々と、交渉があったので、その 刺激は相当な物であったとしている。覚一が座を結成するにあたって参考にしたのは、 当時盛んに行われた神社に関する『宮座』(信仰を中心として組織されたもの)と諸般

の営業が生んだ『座』である。覚一はこの両者の特徴を合理的に融合させる事に成功した。すなわち、平曲が寺院の宗教琵琶にその源流を発しており、さらに文芸的な平家琵琶となって、なお信仰を伝えている特徴を生かして、まず宮座の精神を汲んで十宮神を座中の守護神と崇めて人々の信仰心に訴えた。また、営業の座の長所を生かして、瞽官を設けてその売官権を職屋敷で独占し、売官の代償物を座中に配分して経済的に存続する事を図った。当道座の組織は、宮座と営業座の両者の長所を生かして生成されたのである。(『日本盲人史』中山太郎 p165・175).

同業者組合「座」

座とは、平安末期から中世にかけて、商手工業、交通運輸さらに芸能者たちが自らの 営業権や上演権を守るために結成した特権的な同業者団体で、朝廷や貴族・大寺社い わゆる荘園領主に座役(力益奉仕、生産物など)を上納し、営業上や公演上の特権を 得ていた。1092 年山城の国の八瀬座、1118 年の東大寺の鍛冶座、1153 年の田楽法師 座などが早い例である。(『障害者の中世』 河野勝行 p 125). 鎌倉時代の農業は稲の後に麦を まく二毛作を中心に発展し、刈敷きや草木灰の肥料、牛馬の利用などが一般的になっ て、生産は増大した。また、畑作の進歩はその他のものの栽培にも及び各地に特産品 を産んだ。こうした状況は流通経済の発達を促し、各地で定期市が立つようになった。 室町時代になると三斎市が六斎市となり、市に住み込む手工業者が増加してきた。荘 園領主は荘園内に多くの工匠や職人を居住させ、かれらに給田を与え必要な製品を貢 納させていた。しかし、十三世紀以降の在地領主の台頭はこの関係を崩壊させ、保護 を失った工匠や職人は専門化した手工業者や職人として独立への道を歩み始ている。 なお、彼らの独立専業化への道を支えたのは在地領主の経済的成長であった。荘園領 主は全国的な商品流通の点と線を把握していた所から、手工業者たちは「座」を組織 して同業者の団結を図り、荘園領主を本所と仰いでその保護を求めた。「座」は荘園領 主から原料調達、製品販売の種々の特権を与えられ、関所通過税を免除されるなど保 護を受けた。これら、座衆から徴収した座役銭は荘園領主の新たな財源となり、重要 な経済的基盤となった。鎌倉末期には、京都では三条から七条にかけて町座が店舗を かまえており、白布、酒、馬、銅、木材、米、など26種に及ぶ営業が行われていた。 座衆の人数は京都の綿新座で 64 人、四府駕輿丁 (しふがよちょう) 座米商人は 120 人余 りもあり、座は兄部 (このこうべ)・長老・乙名 (おとな) などの役員によって統率され、

その下に座衆がいた。座には

- ① 販売独占、
- ② 仕入独占(年貢物現地売却に際し独占的に購入をゆるされる)、
- ③ 商品輸送路独占、
- ④ 販売協定(同一地域内で同一商品を扱う場合)
- ⑤ 営業形態の規制(卸売、小売、店売、振り売り[行商]の分化)、
- ⑥ 課税免除(権門寺社への貢納を代償とした関銭免除)

などの特権があった。(『日本経済史』竹中靖一 p26~33) 座は平安末期に始まり室町に発達 した集団形式であり、楽人、画人、神人、僧侶、職人、商人など社会のあらゆる階層 に及んでいた。特に手工業・小売業者の座が代表的で、商工業が自給自足の荘園経済 から国を単位とする経済圏へと発達する中で座も大きく発展した。農業の進歩は余剰 生産物の増大と手工業の専門化を促進し、商業発達の基礎を成した。平安末以来武士 を代表とする中小地主の台頭は、余剰生産物の市場への投入を増大させ、市場商品の 購買力を著しく高めた。荘園領主や富裕地主の市場参入は一層市場を活気付けた。生 産者同志の物物交換か塩などの物品貨幣によって僅かに取り引きされる時代は終わり、 金属貨幣を媒介手段とし、専門的商人の集まる市場経済の時代に入った。寺社の祭礼 日などに限られた市も、その開催頻度を増して行き、また市場の開設場所は領主に属 していた。寺社、荘園領主は市場を監督するため管理人を置き租税の徴収にあたった。 これには代官があたる場合と地主・市場居住者があたる場合があったが、後には町人 に管理を委託する「町人さばき」が一般的となった。領主は市場の秩序を保ち、取り 引きの安全を図り、市場機能の円満な運営を行う必要があった。市場の存在が領主の 経済にとって大きなものになってくると、市場の保護も市場の経済的機能を強化する 方向へ進んだ。市場外一定の区域を限って外来商人の活動を禁止し、市場外での商品 の販売を禁じる方策をとった。農工生産力の発展、外国貿易の躍進は旧来の荘園経済 を拡大し、その規模に応じる大名領地を成立させた。市場網の拡大に伴う大量取り引 きの増加は取り引きを変化させ、単一商品を扱う専門的商人を生んだ。地方的特産物 は膨大な消費需要を背景に持つ都市の市場へ向かった。(『座の研究』 豊田武 p 15). 領域経 済の拡大は封建領主間の対立を激化させ、道路は荒廃し、旅人の安全を脅かした。市 場遍歴の行商にとって、移送の安全と、幾重にも張り巡らされた関所における課役は 大きな重圧であった。領主と交渉して課役を免れ、自由通行の特権を得ることは商人

にとって重大関心事であった。また、行き着いた商業地において、販売上の特権を得、 確保するために一致協力する必要があった。ここに、同業者が集まって営業の協定を 結び、競争者を排除する必要があった。この協同的行動を実効有らしめるには、地方 を支配する封建領主と結んで保護を受けなければならなかった。領主にとって商工業 者に特権を与え、自己の統制下に置くことは、物資補給、財政の面から便益があった。 商工業者が領主のもとに集団化し、特権団体「座」を形成していった。宮廷工業に従 事する職工などは貴族を本所とするようになり、献納によって課役を免れ、専売権を 得るため公家の使用人となり、純然たる商工業者を構成員とする座を作り上げた。ま た、社寺を本所とする座衆には、自身の属する寺社の領地以外に本貫を置きながら、 寺社と特殊な関係を結ぶ農民・職人である寄人、神社に奉公する特定の人々で祭礼法要 の際に特権的座席を占める神人の身分に属する者が多くを占めた。座衆は特権擁護の 代償として、労働奉仕・現物納・金納など座役を領主に納めた。座の領有者は座衆に 座役納入の代償として特許札を支給し、座衆の証拠とした。(『座の研究』 豊田武 p24).座 の特権は課税の免除と独占の確保であり、独占は仕入れ、販売の両面にわたった。仕 入の独占は商品の運搬路の確保を意味し、その通行税の免除を意味した。他の商人は、 通行さえ許されず、たとえ許されたとしても、多額の通行税を要求された。仕入・販売 の独占は、主として市場、都市における手工業者・小売業者の独占であるが、領主の 注文に応じて各種の工事を行う建築業者も個々の職場を固く占守し、他座を排斥し渡 り職人を拒絶した。座は営業の共同的統制と促進を目的とする自立的組織であったが、 商品経済の著しい発達に伴い、座衆は自らの権役を守り、子孫にその権利を相伝させ るようになった。座は著しく閉鎖的性格を帯びるようになり、その権利は物権化し、 株的概念へと変化した。このような封建的特権は商品経済の発展を促進し、定期市場 を普及させた。しかし、その独占的特権の閉鎖的な傾向の故に、商品の全国的自由流 通を阻害するようになってくる。それは、座の役割の終焉でもあった。『座の研究』豊田 武 p40).

宮座

宮座は神社をめぐる祭礼組織であり、その祭礼集団の構成者はその神社ともっとも深い関係を持つ者であった。鎌倉時代の農村においては、この宮座が極めて厳重な封鎖的組織となっており、その神と関係のない者は一切祭礼に参加することを拒否された。

しかし、郷村の結合が進んでくると、宮座も一般的村民に開放されるようになり、誰でも、その祭礼組織に参加できるようになった。都会地や周辺では宮座の構成員で商工業に従事する者も見られるようになり、社寺領内の一般農民や商工業者の宮座参加が許されるようになった。(『座の研究』豊田武 p72).

「宮座とは、その神社の祭儀、及び経営に関し、他の信徒(若しくは氏子)に比較し て、特別なる権限を有する氏子の組合を言う」(『宮座と名の研究』 藤井昭 p 13 『宮座の研究』 中山太郎). 宮座は、中世前期に名を単位として存在したが、中期以降、農民の成長を背 景として惣村結合が出現し、その結果として惣村宮座へ移行した。構成員は名の解体 の中から生まれた農民である。名は宮座の構成単位である小集団をさし、祭礼組織は、 各時代、各地域の領主制や村落構造のあり方と深く関わる。祭礼組織の分布を示す「と うや」は近畿地方と中国地方の東部に密に、関東地方、中国地方西部と九州地方北部 に疎に分布し、兵庫県を境に東西でかなり異なる。年齢階梯的性格を持った宮座は近 畿地方に集中し、中国地方には見られない。(『宮座と名の研究』 藤井昭 p3 『日本民俗地図』 図 61). 近畿地方の宮座は一般に株座という古い一定の家々を構成単位とするものが多く、 男子を年長順に厳しく年齢階梯式に序列付け、神事儀式の担当者に年番で当屋(とう や)になる。宮座では特に長老の比重が重く、「祭礼長老制」と規定される。これに対 して、中国地方の宮座は、名主的性格が強く、株座であるが座席が固定しており、年 齢によるスライディングが行われない。それだけ年齢階級的構造は乏しく、歴史的に は荘園体制に深く結びついており、株座ではあるが、名主と作人の結合集団構造を持 っている。近畿地方では、荘宮座から惣村宮座へ移行する中で名は解体していったが、 中国地方では、鎌倉時代の頭や名が形式的に江戸・明治まで続いている。中国山地の 荘園は寄進地系として成立したものが多く、在地領主の力は強かった。在地領主は荘 官として、または、その立場は入荘後の地頭によって継承された。中世前期の名主連 合体型と在地領主型支配の分類に従えば、近畿地方の村落は前者、中国山地のものは 後者が多い。神社祭礼は、まず荘官・地頭層に把握され、周辺で頭役制が編成され、名 主層も徐々にこれに組み込まれていった。近畿地方では典型的農民自治組織が存在し たが、中国山地では農民が祭礼の主導権を獲得するには至らず、荘官・地頭層の祭礼把 握は中近世紀まで続いた。宮座は時代・地域的には頭を中心とする名が一定の耕地群 を基盤に編成され、耕地群の中には特定の一枚の田が含まれており、この田の所有が 頭人の地位裏付ける場合と、一つの宮座に一または数枚の特定の田があり、頭人の廻

作とされる場合がある。後者では、頭人の地位の根拠として特定の屋敷とか大木の下などに聖地を有することとされた。そこには特定の神が出現し、その家の権威を高めた。特定の田の耕作には禁忌を伴い、神饌米の献上や神酒醸造の原料米を収穫するためのものであった。また、田は祭礼の斎場ともなった。特定の田は、祭礼上の意味のみならず、名内の種子育成をするための最適の田という農業経営上の役割を併せ持っている場合が多い。名は戦国時代には、祭事・農事における自立集団になっており、近世の宮座はこのような名の連鎖の上に成立していた。頭人は祭礼上一定の責任を果たす前提として特定の田を耕作しており、神田あるいは頭田の耕作が名内に持つ意味は大きく、他に人々に代替を許さない役割であった。この事を名の支配の梃子とした。頭人の地位は世襲ではなく、特定の田を有し、耕作することによって生じたのである。鎮守社の祭礼組織に組み入れられることによって、頭人は名内での立場を強固なものした。地域によっては、名屋敷や特定の聖地を持っていた。したがって、座席の数は一定しており、その増減には強い抵抗があった。なお、名の解体、宮座の崩壊は次のような場合に顕在化した

- ① 灌漑用水体系の変化、大川利用の灌漑が実現し、谷川からの水系の転換が行われたり、新田開発が行われ、谷川による耕地の占める割合が減少し、従来の名のまとまりが弛緩する。
- ② 近世、真宗の徹底した安芸地区では、小神など民間信仰が抑圧され、名が信仰 あるいは祭礼の単位として存続出来ず、代わって同行(講中)が村内の信仰の 単位となった。
- ③ 備北地区に広範にみられる荒神名は、祖霊信仰を中心とする祭礼集団であるが、 宮座の名が持つ、農業上の祭礼機能を併有するようになり、宮座の名と競合す るようになる。
- ④ 明治維新後、神社祭礼をめぐる国家管理の動きは、宮座や名のような慣習の存続に否定的であった。
- ⑤ 太平洋戦争後の農地改革は、宮座の有する座田など神田をことごとく廃止し、 宮座の経済的基盤を徹底的に破壊した。(『宮座と名の研究』 藤井昭 p5~10).

当道座の組織

当道座の結成期は「当道新式目」に『人王九十五代後醍醐天皇の御字に、当道皆座の

表 1

四宜	上 土 六 隆 級	道称	1	七十三刻	官金
	1.50.1.24.57.2.4	初心(無官)		<u> </u>	†
	1	打掛	1	半打掛	4 両
İ	1	}	2	丸打掛	3 両 2 分
	<u> </u>		3	過銭打掛	2分
座当]一度	衆 分	4	才敷衆分	4 両
	1	ļ	5	(萩の)上衆引	4 両
	1	ì	5	中老引	4 両
,		_	7	睛	20阿
	二度	ŀ	8	上衆引	6 両
	{	Į.	9	中老引	6両
	三度		10		30両
	- 12		12	中老引	4両
	ļ		13	晴	20両
•	四度	在名	14	上衆引	22両
			15	送り物引	6両
			16	大座引	3 両
	ļ	· I	17	中老引	6 両
			18	蹐	25両
勾当	一度	過銭勾当	19	過銭之任じ	3 両
	1	l	20	上衆引	17両
		1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	21	晴	10両
	二度	送物勾当	22	百引	10両
]	1	23	上衆引	6 両
	}	- III	24	明 明	4両
	三度	掛司	25	三老引	1分
	1	1	26	五老引十老引	1分
			27	上来引	2分
	I		28 29	上水り	6 南 5 両
	四度	立客	30	五老引	5両
	1 ~	" "	31	上衆引	5 両
:	1	ł	32	一精	5両
	五度	召物	33	三老引	1分
	1		34	五老引	1分
	į	i	35	十老引	1分 2分
	ł	1	36	上衆引	4 両
]		37	中老引	5 両
		<u> </u>	38		25両
	六度	初の大座	39	三老引	2分
	i		40	五老引	2分
		ł	41	十老引	1 両
	1	Į.	42	上 衆 引 中 老 引	8両 10両
		i	44	す 七 ガ	40両
	七度	後の大座	45	三老引	2分
		1	46	五老引	2分
	1	ì	47	十老引	1両
	1		48	上衆引	8 両
			49	中老引	10両
	1	15 = 36	50	畴	40両
	八度	権勾当	51	上衆引	10両
	ļ]	52	中老引	10両
別当	権別当	検 校	53	晴	30両
w =	17€ /71 ∃	179. TX	54 55	上来引中老引	10両
		1	5 5 5 6	中 モ 51 晴	10両 30両
	正別当	4	57	上泰引	10両
	J	1	58	中老引	10両
			59	晴	30両
	惣別当	7	60	惣別当之任じ	20両
	[l	61	上象引	10両
			62	中老引	10両
-		_	63	畸	30両
検校	検 校	7	64	検校任じ	45両
	1	1	65	上衆引	10高
	1		66	中老引	10両
	<u> </u>	<u> </u>	67		30 画
合計					719両

(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p180·181)

座の支配者たる職検校以下の選定法、及びそれ等の服務規律、座上を以って職役と名

- く、明石検校覚一其比の座上によりて、職と号して官位の事執行ふ』とあるところか ら、この時期の創設と考えられるとしている。座中の基調は
 - ① 瞽官を制定して之を希望者に一定の代価を得て授け、
 - ② 此の代償物を座の維持費を控除した以外を瞽官を有する者に、その瞽官の階級に応じ分配すること、(表 1)
 - ③ 当道座中の年中の年中行事等

に関するものであった。(『日本盲人史』中山太郎 p177).

当道座の組織は

- ① 階級制度、
- ② 師弟制度、
- ③ 京都及び諸国の支配制度

からなり、その階級は検校、別当、勾当、座当の四官があり、さらに十六階七十三刻 になっている (本稿では67刻のものが使用されている)。これら官位(瞽官、盲官)を得るに は一定の代価(官金、官銭、官銀)を納めた。七十三刻は官金の座内への配分法で、 各官とも上衆引の官金は検校へ下物として配分され、中老引の官金は勾当へ、晴の官 金は座当分(中老引が無い官位の晴は勾当)へ配分される。中世においては芸能的に 優れた者に官位が授与されて、その官位の補任料として本所や座に官金が納められて いたものと考えられる。しかし、近世に下ると官位は全く芸能から切り離され経済的 利権や社会的地位を得るための手段となり、官金はその対価となったと考えられる。 瞽官は原則とした盲人すべてに開放されており、官位の高い者が増える事は座全体の 増収を意味した。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p 182). この官位をを売る事(売官)によ って得た官金収入は、運営費を除いて一部は座員の相互扶助の費用に当てられ、残り は「下物」(おりもの)として座中に配分された。座員に対する相互扶助として架空の検 校を立て、その下物を「公物」(こぅもの) として積み立て、座員の不慮の救済費に当て た。地方では衆分一人分の配当をよけておき、これを公物とした。下物は官位補佐の 際に納められた官銭を本所が補任料とした収受し、また座内に補佐披露の祝儀として 配分されたと考えられる。官位が芸能的意味を失い、下物の経済的意味が大きくなる に従って官位に伴う利権となった。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p188).

当道座は階級的ピラミッド型をしており、座の高官の収入は官金投資をはるかに上回り、官位のもたらす経済的利権は大きな物であった。(表2)また、座内における地位だ

けでなく、社会的にも一種の身分権を持っていた。高官者は相当な社会的権威があり、 芸能の上演、伝授や鍼灸の治療や伝授などにおける収入にも結びついた。高官者であ る検校、勾当、四度は座から経済的利益として下物を受け取ったに対して、衆分以下 の座員は「運上」(配当)が保障された。配当は民衆から盲人に配分された施物を意味 し、その施物を座内で配分した分け前を意味する。

表 2

毎月	四曆	地域	検校	绺	四度	衆分	扣掛	初心	計	%)以下(%)
天文3年12月	1534	组	25		420				445	
明都年月	1657	组	98	129	24	1800			2051	87.8
寛紀年	1742	高田町	1	0	0	14	4	16	35	97.1
文政年	1824	金沢	9	14			140		163	85.9
天料間	1830年代	江戸	68	68	17	70	350		655	79.4
幕末		阿波蕃	3	6	2	80			91	87.9
明台年月	1871	東京	138			6	87		825	83.3

(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p187)

視覚障害である男子であれば年齢その他に関係なく座へ仲間入りすることができた。 反面、当道座における階級制度は階層的身分序列を構成し、厳しい身分序列が座内を 支配し、座員の服装、行動、人間関係全般を規定していた。階級に基づく服装などは 次のとうりである。(表3)

表 3

階級	度数	服装
初心		15歳以上は単袴、羽織は禁止。
打掛		淡黄あるいは萌黄麻長絹、紅菊綴をかざる。袴同色麻。白小袖・羽織は禁ず。白木の
衆分	一~三度	白絹あるいは長絹、紫菊綴を付す。袴白絹。白小袖禁ず。白木玉杖。
在名	四度	紫の菊綴を付けた白綾長絹。袴白綾、菊綴なし。白小袖着用。塗木玉杖。
勾当	一度	背中に紫菊綴一つ付けた長絹。衣は着用せず。片撞木杖。
	二~八度	衣着用。黒素絹白袴。沙紋をかぶる。片撞木杖。
別当	権·正·惣	燕尾・紫衣を着用。両撞木杖。
検校		紫素絹白長袴、浅黄小柳奴袴。両撞木杖。

(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p197)

供揃も歴然とした身分秩序があり、『徳川禁令考』によれば、検校は先箱にて徒士五人、陸尺四枚、上下着侍四人、打ち物、長柄、押、合羽籠、五物持等召連れ、勾当は徒士三人、以下は同じとなっていた。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p200). 当道座におけ

る師弟関係は本来芸能の伝授を媒介として結ばれ、官位は弟子の芸能の技量が一定の 段階に達した事を表示するために、師匠の取り次ぎで座から弟子に与えられるもので あった。しかし、近世には芸能伝授の機能は師匠の手から離れ、弟子の官位を座に取 り次ぐ事が師匠の主要な役割となった。平曲の衰退と盲人職業の多様化が当道座の性 格に変化をもたらした。盲人が座に入って官位を取得するには師匠に弟子入りする事 になり、師匠は官位申請を当道座の本部である京都の職屋敷に取り次ぐ。職屋敷への 官位の取り次ぎは検校の独占的権限であるため、その地位にない師匠は職屋敷への官 位取り次ぎを検校の位にある者に官位取次を依頼することになる。この官位取次権を 有する検校を「学問所」と呼んだ。「学問所」は検校の位を有し、その直弟子また下の 者の官位免許申請を直接職屋敷に取り次ぐ役割を果たした。それに伴って座に納める 官金の中から若干の役得(配り余り)をとる権利を持っている。すべての検校が学問 所になれるのではなく、検校であっても自己の師匠が学問所として健在であれば学問 所になる事は出来ず、弟子の官途に伴う役得の一切はその師匠に帰する定めである。 学問所師匠が死去した場合検校の地位にある弟子が引き継ぐ事になるが、その者が居 ない場合は同じ流派の他の検校を学問所とした立てねばならない。このような師弟関 係の連鎖的結合として行われた当道座の官位取次の機構は、官位の免許権を最高位に ある職検校に独占させ、(実際には職十老行政機関たる職屋敷によって執行される)こ の独占権を分与された形で学問所検校が惣検校に官位取次の権利を有し、さらに、そ の下にこの取次権を分与された師匠が弟子の官位申請を上に取り次ぐ権利を分有して いるのである。このように中央に官位免許の独占権を維持しつつ、多数の中間権力を 認める事によって、座は全国に散在する多数の盲人を組織内に吸収する事が出来たの である。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p208).

第二節 江戸幕府の「当道座」政策

幕藩体制下の当道座

慶長八年(1603年)家康は征夷大将軍にに任命され江戸の幕府を開いた。そして、 将軍を頂点とする封建領主が、士農工商の身分秩序のもと民衆を支配する、幕藩体制 が確立されていく。当道座の式目成立には、慶長期における家康の式目承認、寛永十 一年の当道式目制定、元禄五年の当道新式目の制定という主要な契機があった。それ は幕府の政治体制が整備された将軍家康、家光、綱吉の時代に符合する。「当道大記録」 によれば、家康が征夷大将軍に任ぜられた慶応八年、時の惣検校伊豆円一が祝儀言上 のため伺候したさい、家康から当道の古来の格式、検校、勾当への座中官物や座当以 下への諸道運上が認められ、式目の改正が命じられたとされている。円一は家康が今 川氏に人質となっていた当時以来の関係であるとか。また、関ヶ原の合戦のときの家 康に対する忠誠や円一と家康の愛妾阿茶の局との姻戚関係から、家康と円一との間に 特別な個人的関係があったとかされる。それが当道の座中を整理し座法を改修して当 道を確立するのに適材であり、恵まれた境遇であったされている。(『日本盲人史』中山太 郎 p251). 寛永十一年の当道式目は室町以来の古法に新たに5ヶ条を加えた。座中の公 事は十老(座中最高位の十人)の多数決制とし、決しがたい場合は公儀へ窺うことを 定め、弟子の帰属に関する偽証および徒党を組むことについて不座(除名)の罰則規 定を設けた。古法によると室町期には惣検校が検断権を持つと共に、重要決議には検 校の総評議行われた(天文事件では上衆二十四人の総評議が行われた)。寛永の当道式 目は惣検校を頂点とする十老制という集権的組織がつくられ、幕府は最終的な裁断権 を保留しながらも、その枠内で惣検校・十老に座内の裁判権を認め、自治的な座の支 配権を承認している。このように幕府の政策は僧尼・非人など身分的に差別された特 殊階級に対して、本山や非人頭などを通じて仲間集団を間接的に支配することであっ た。諸藩・諸階級に一定の自法を認め「治めざるを以って治むる」式の封建支配体制 である。当道座は式目の制定を通じて、寛永期に強化確立する幕藩体制の末端に組み 込まれていったのである。(『盲人社会史研究』加藤康昭 p146).

幕藩体制における民衆支配の原理は、民衆を主として職業によって身分別に編成し、 各身分間に上下の序列と差別を設け、作り上げられた階層的身分秩序のもとに各民衆 勢力を分断支配することにあった。士農工商の四民と非人など賎民に別れ、この基本

身分のほかに公家、神官、僧尼など特殊身分があり、座頭もまた近世身分制度に組み 込まれていた。百姓など他の身分を抜けて座当仲間に入るには、出家と同様に領主の 許可を要し、人別帳上に「座頭」の肩書きを付され、帳じりに僧尼、社人、山伏、諸 芸人と共に一般領民とは個別にかき出されるのが普通であった。座頭仲間を支配する 幕府の役職は、延享元年(1744年)儒員、画工、舞舞・猿楽などと共に若年寄とされ たが、天明四年(1784年)に座頭の身分に関することは僧尼、社人、山伏などと同様 に寺社奉行管轄とされた。また、刑法においても武士、庶民とはもちろん、僧尼、社 人や非人とも異なり、特に座頭には『座頭御仕置』を含めて独自の座法(仲間法)に よる仕置が認められていた。幕府は座頭仲間を一つの身分ととらえ、士農工商などの 身分とは異なる法制的処遇を与えていた。座頭の身分は座頭内の諸階級に応じて上は 武士と重なり、下は非人身分である下層雑芸能者と重複していた。『座頭御仕置』は「吟 味は奉行所で行い仕置は仲間法(座法)による」という習慣法を、享保の改革の過程 で整備された幕府法制中に、寛保三年(1743年)に成文化したものである。座頭の素 人に対する一般犯罪は奉行所で吟味し、惣録に罪状を申し聞かせて引き渡し、座法に 従って仕置させるものであり、座の仕置権(刑の適用と執行)を認めたものである。 これと前後して幕府は非人の裁判権『非人御仕置』(寛保二年)、僧尼の裁判権『寺社 |方御仕置例書』 (明和七年) を認めている。 座頭仕置に基づいて仕置を行うことは式目 に基づくことなるのであるが、式目自体には一般犯罪に対する詳細な仕置規定を欠い ており、座には刑の適用についてかなりの裁量権が残されていた。(『盲人社会史研究』加 ^{藤康昭 p224).} なお、座頭仲間に入らない盲人は人別帳上で一般領民として扱われ、ま た、刑法上は『座頭御仕置』は適用されなかった。近世において盲人たちは生産への 参加を閉ざされ遊芸や鍼治、按摩などに生業を求め、その多くは吉凶の施し物を受け て生活を支える状態に置かれていた。当道座はそれら盲人を組織し、その要求をくみ いれ、近隣村落、藩領さらに全国的規模において強固な仲間組織を形成していた。幕府 はこの座頭仲間に組織された盲人たちの諸要求、特に配当について仲間内、近隣民衆 の相互扶助に依存させ、配当や遊芸から派生する治安、風俗などの問題を仲間自身の 強い統制力を利用して封建的秩序の枠内に規制、解消させる政策をとった。(『盲人社会 史研究』加藤康昭 p231).

当道座は京都と諸国に制度化された支配組織を持ち全国の座当を統制支配してきた。当道座の中央支配機構は惣検校(一老であり、職検校とも言う)を頂点とする十老か

ら構成され、座内の問題に関する評議(公事)はこの職十老の合議制で行われた。全国の検校は任官の順序(座次)が定められ、最長老の十名が十老となる。十老となった検校は上京して職屋敷で職務に当たった。惣検校は原則として終身であった。職十老の執行機関である職屋敷には座中から選ばれた惣年行事を置き、その下に数名の在京検校が結解(会計)をつとめ、三、四名の晴眼の職事と手代の侍を雇って事務を行わせた。また、当道座は諸国にそれぞれ領内の座当を支配する地方支配組織を持っていた。一般に各藩一名の支配役(仕置き役)がおり、その下に城下町には座元、郡中には組頭若干名を置き、領内座当を数組に分け支配していた。支配地域は一般に幕府の行政地域にしたがって分かれているが、江戸惣録のように関東一円を支配する支配役もあった。支配役には検校・勾当など高官者が、また座元・組頭には衆分以上の者で支配地域の座上を選ぶのを原則とし、その任免権は最終的には京都の職十老にあった。一国の座当支配役は領内盲人取り締まりの反対給付として藩から扶持米、役宅を与えられた。一般的に三人扶持から十人扶持であった。(広島藩の例)(表4)

表 4

就任年月	西曆	支配役	扶持米高・その他
承応ころ	1652	小瀬検校	中通り組中町に町家拝領
延宝2年4月	1674	吉村勾当	3人扶持
天和3年没	1683	平瀬検校	
元禄13年没	1700	橋本検校	
元禄12年10月	1699	中川検校	享保6年米30俵
享保10年	1725	綾谷勾当	
享保14年7月	1729	岩永検校	
享保20年	1735	綾谷検校	
寬延3年11月	1750	組頭奴一	銀200目
寬延3年12月		谷崎検校	
安永5年	1776	谷永検校	10人扶持
天明元年	1781	三宅検校	10人扶持
天明6年3月	1786	手島勾当	10人扶持
文化11年12月	1814	福直検校	10人扶持
文政6年12月	1823	 手島検校	10人扶持

(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p218)

座元・組頭には座から役料が出るほか、吉凶の配当に一定の役得が与えられていた。 これら、役座当の執務役所は、支配役の場合は仕置屋敷、座元・組頭は配当所、配当 場、配当家、配当会所などと言われた。当道座は中央の京都職十老のもとに、諸国に支配役、座元、組頭、組という階層的支配組織を持ち、全国の座当を翼下に治めていた。この地方制度の発達は当道座の配当座としての組織拡大と配当の縄張りを統制する意味から整備された。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p213).

「当道座」の最高権力である京都の職士老は

- ① 告文状(官位免許状)、
- ② 官金(官位免許料)を座内に下物として配分する権利、
- ③ 座員に対する広範な裁判権を有していた。

職十老はこれら権限及び地方座役の人事権を把握し、諸国の組織は中間権力としての裁判権の一部と配当の権利を握り、惣検校一支配役一座元・組頭一平座当と中央集権的組織を確立していた。すでに室町期から惣検校は座内における裁判権を有していが、徳川幕府も、この権限を承認した。それは徳川幕府が封建的身分制度に基づいて諸宗本山などに一定の裁判権を認め、僧侶や非人など特殊身分の者を支配させたのと同一線上にある。当道の裁判制度は寛永及び元禄の両式目によって整備され、職十老が行政と司法を兼ね行い、座内の紛争に関する公事は十老の合議多数決制とり、公事は目を定め、口頭ではなく目安(訴状)をもって行う事が定められた。職十老で決しがたいときは公儀の上裁を受けた。仕置(刑罰)の種類は詫び、科料、装束剥取、付合い止め、出仕止め、重い刑は追放、不座、死刑などがある。科料は検校が大科金二千疋、中科金千疋、小科金五百疋、勾当・四度は一段階ずつ下げて大科金千疋、中科金五百疋、小科金三百疋となっている。不座(破門または除名)は有期、不定期、終身の根元不座などがあった。死罪にに当たる行為として、盗人、虚官、人の妻を犯した者、主人の所などで男女に対して無作法のあった者などがあった。座の裁判権は

- ① 仲間内の身分・職業に関する出入り、喧嘩・口論・殺生などの犯罪について裁判権があり、吟味・仕置とも仲間の手によって行われた。
- ② 座当と素人(座外の一般人)については座当が一般の素人に対して犯した犯罪 の裁判権は一定していなかった。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p219).

芸能座は本来芸能の上演権の維持・拡大のために結合した芸能者の相互協力の組織として成立した。近世、当道座はこうした芸能的性格を失いつつあったが、座員の多くは音曲あるいは鍼治・按摩などを業としていたので、座は同業ギルト的機能を保持していた。階級による縄張りの統制、座外の素人盲人に対する音曲伝授の禁止などが座

を通じて行われた。そして、座の拡大を通して中央・地方の支配組織、階級、師弟関係の重層的な組織のよって、座員の諸権利、対立衝突を調整し、対外的には他集団に対抗して自己の構成員の縄張りを防衛・拡張する機能を果たした。座内の対立抗争は下物、配当の分配争い、それと関連する階級や座順の争い、座の役職や弟子の争奪、そして座内の派閥抗争として現れた。こうした紛争を防止し、座内の秩序を保持するために、不座・死刑などを科しうる裁判権が強力な座内の統制的機能を保障した。対外的には縄張りの重なり合う利害の対立している他集団との紛争に際して中央・地方の組織は、直接あるいは領主への訴訟を通じて、自派集団の縄張りの防衛・拡張を図り、座員の利益を擁護する役割を果たしていた。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p226).

幕藩体制社会

幕藩体制は、武士階級が全国の土地を領有して庶民を支配するという組織である。中 央権力である江戸幕府は絶大な実力を持って諸大名を統轄し、その領主権を保証して いた。諸大名はそれぞれの地方で土地と人民を完全に支配し、幕府の統制に服しなが ら、自立の体制を持っていた。幕藩体制の経済基盤は農民によって支えられ、農民は 幕府や諸藩の領地を耕し、その貢租によって武士階級の経済は成り立っていた。武士 階級は生計、武力の常備、政治の運営などのため、貢租を貨幣に変える必要があった。 そのため、幕藩体制は土地経済と貨幣経済との二本柱によって支えられていた。(『日本 経済史』 竹中靖一 p52). 幕藩体制以前の封建社会は古代的要素を持つ武士政権であり、 鎌倉幕府・地頭領主制の名主の家父長制経営を基本とするものであった。後の室町幕 府・守護領国制は、旧名体制を解体させたが、新名主による家父長制経営に変わりは なかった。しかし、荘園制による生産力の発展は、封建領主制を展開させ、名主に隷 属していた下層名主や農民に独立する機会を持たせた。こうした小規模の封建領主は、 相互の戦いを通じて、大規模な戦国大名へと展開していった。戦国大名は新名主層を 下級武士家臣団に編成し、武士の階級的結合による強力な軍事組織を形成した。しか し、名主層はまだ農業生産過程からは離脱していない状態であった。名主層の生産過 程からの遊離は、兵農分離によってなされた。それは、強力な封建権力を創出し、戦 国大名は近世大名へと展開した。他方、武士家臣団に編成されなかった名主層、農民 は封建的小農民として武士の下にその地位を固定された。ここに、幕藩体制社会の原 型が形成された。(『日本封建制と幕藩体制』 藤野保 p46). 日本の農業は鎌倉期から室町期に

かけて、二毛作、施肥農業、稲の品種改良、金属農具の普及、牛馬耕、都市近郊にお ける商品作物の栽培と集約化・多角化が進んだ。農業生産力の発展は、農民を自立度の 高い小農へと押し上げた。彼らは、名主を中心として、惣を形成し、村落内部の自治 を高め、用水管理も行った。名主上層が戦国大名の家臣団に編成されていくと、その 用水管理権も戦国大名に移行した。戦国大名は富国強兵の要請のもと、先進技術を導 入し、大規模な治水灌漑事業、新田開発を行った。このような農業生産力の飛躍的発 展は、小農の自立をさらに発展させた。先進地区では、耕作占有権を基準に小農経営 が確定されたが、後進地帯においては名主職所有者が検地名請人となったため、小農 経営の確定は、分付形式を通じて行われた。幕藩制社会の小農経営は、用水と林野の 利用を通じ村落共同体を媒介として、生産を実現し、経営を維持・管理した。用水・林 野の利用には強力な共同体規制が必要であり、幕藩領主は村落共同体を行政単位とし て把握し、その体系に組み込んだ。(『日本封建制と幕藩体制』 藤野保 p50). 幕藩制社会は領 主の支配体制が、幕府と藩、幕府を統一的権力とし、藩と家臣団によって階級的序列 が維持されている。日本の封建中世は荘園領主や在地領主に対抗して、名主層より継 続して新たな小規模封建領主が生み出された。彼らの闘争が戦国大名を成立させた。 自己の要求を満足させかつ保証する強力な上級戦国大名を求めて行動した。 織田政権 は戦国大名を武力で打倒する一方で、家臣団を大名に取りたてることによってその要 求を実現した。豊臣政権は家臣団を大名に取りたてつつ、戦国大名を近世大名に承認 し領主制の実現を達成した。また、兵農分離策を通じて、名主層が新たに領主に上昇 する道を絶った。徳川政権は豊臣大名の改易・転封を通じて徳川家臣団を親藩・譜代 大名として創出し、また、外様大名を承認することによって領主制実現の要求を達成 した。(『日本封建制と幕藩体制』 藤野保 p52). 幕藩体制下の生産力の基礎は小農の自給経営 であるが、そこには一定の分業関係の展開があり、小農経営における非自給物資を生 産し調達する手工業者と商人、物資を交換する市場の存在が必要である。戦国大名の 領内において、従来の荘園制的座商人に代わって新興商人による定期市が発展し、道 路、港湾の整備などによって、城下町を中心とする領国の流通機構が整備された。そ こにのおいて、都市と農村、農業からの手工業と商業の分離、社会的分業が領国規模 で発展した。この、流通機構と分業体制は豊臣政権の太閤検地と兵農分離政策によっ て全国的に拡大した。徳川政権下では全国的規模で城下町の建設が進み、都市と農村、 兵農・商工農の分離による地域的・社会的分業が進行し、幕府の所在する江戸は政治

都市として、大阪は諸大名と家臣団が集居する大消費都市江戸を支える物流都市として、その経済的地位を確定した。(『日本封建制と幕藩体制』 藤野保 p60).

江戸幕府の配当政策

徳川幕府は特定の吉事、仏事のときに盲人たちが配当を受けることをみとめていた。 農村では(越後長岡領の場合)石高十石以上の百姓は一回銭百文、五十石以上は二百文、 百石以上は三百文、庄屋は七百文、割元は一貫文を座元へ納める事が定められ、明治 維新まで続いた。将軍、諸大名もまた民衆の習慣に従い、吉凶の配当を行っている。 将軍家では宣下の節、座当・盲女に烏目八百貫文、他界・年会・法事の節に六百貫文、 また惣録へ銀三枚がしきたりであった。(表5)なお配当はその地を縄張りとする座が集 め、その都度または一定期間にまとめて組内の盲人に配分された。(『日本盲人社会史研究』 加藤康昭 p190).

表 5

種目	備考
婚礼に鉄漿の料	結婚した女子、初めて『おはぐろ染め』をする
出産の初産着の料	初産着は『うぶぎ』
深曽木の料	男女子が3~5歳の間に肩の辺から揃えて切った
袴着の料	『ちゃっこ』の式、男子は5~7歳で初めて袴をつける
元服に『えぼし』の官途の料	男子成人式に『えぼし』を冠り、任官する
家督の冥加金	家督相続
新宅に『かまど』の料	新築に家に『かまど』をすえる
蔵建に新造の料	新しく『くら』を建てる
鐘に供養の料	初めて鐘をつき
法事に僧供養の料	
凶事に茶昆の運上	凶死人、火葬をして弔う
社に遷宮の料	
寺院に堂供養の料	寺院に新たに堂を建てる

以上のほか、武将の国譲、新地、加増、番入、役替、所替、任官、入部、入国などにも、往吉運上が施与されたが、江戸時代以降は東照宮御憐愍として、さらに御縁組み、御結納、御誕生、御宮参りなどの項目が付加された。

(世界盲人百科事典編集委員会編『世界盲人百科』 p32)

その他被差別身分の家には忌筋として配当を受けには行かなかった。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p 192). 非人も座頭の配当制度に似た制度を持ち、江戸府内を数十の区域に分け、支配頭は五丁以内、小屋頭は三丁以内、平の非人はを役徳勧進場と称して、町家は出産・聟入り・嫁入り・死亡・武家はこれに役替を加え、慶弔に際しておおむね百文一升の銭物を乞いうけた。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p417).

芸能者としての視覚障害者

盲人が平家物語を語り、琵琶法師として中世芸能の創造と伝播に果たした役割はよく 知られるところである。この平曲は室町時代の最盛期を過ぎて十六世紀に入ると衰退 に入った。物語の内容は合戦物であったが、その思想は貴族的色彩が濃く、曲調は短 調で戦国の戦乱を乗り越えて上昇してくる武士や農民の心をとらえることが出来なか った。代わって義経記の悲劇的英雄叙事詩、特に東下り牛若と静御前の愛の物語が浄 瑠璃姫物語としてよく語られるようになった。 十六世紀前半に浄瑠璃節は盲人琵琶法 師の手によって地方まで流布されていた。十六世紀後半に琉球から三味線が渡来し、 浄瑠璃節の伴奏楽器に取り入れられた。浄瑠璃節は西宮の傀儡子 (かいらい) と結びつ いて操浄瑠璃が成立した。他方平曲と共に今様小唄などをその芸能に加えていた琵琶 法師たちは、近世初期に流行した小唄や民謡を三味線に乗せて歌い始めた。 三味線は 従来琵琶や太鼓、鼓、笛などが表現できなかった繊細な情緒をその調べに乗せたもの で、民衆にもてはやされ旅芸人によって地方へ普及していった。三弦に加えて新たに 盲人の芸能に加えられたのは筝(こと)である。室町末期の雅楽の筝と中国の七絃琴を 元に作られた十三絃の筑紫筝は、永禄年間にはすでに盲人の手に習い覚えられていた。 寛永十一年には筑紫筝は京の盲人の手に広く行き渡っていた。近世芸能の展開には、 琵琶の代わりに三味線や筝を執った盲人芸能者が創造的な役割を果たしつつ、自らま た中世的な琵琶法師から抜き出しつつあった。一方で平曲はなお検校や勾当など高官 盲人たちの表芸とされ、貴族化した武士や門閥豪商の古雅な教養として生き続け、将 軍、大名、寺院の法要における法楽となった。元禄期に入ると近松の描いた町人の義 理と人情の世界を物語とした、義太夫節が近世浄瑠璃の王座を占めるようになる。義 太夫の成功の影には三味線伴奏の妙手を見せた竹沢権右衛門の存在があった。竹沢は 「浄瑠璃三弦の中祖」と称され、弟子には多くの名手が輩出している。このように、 三味線、筝に乗せ歌物は法師体をした検校、勾当、座頭らの独壇場であった。十七世

紀末から元禄文化を背景として、盲人芸能者が座興を添える芸人そしてではなく、素人への音曲伝授者として広く迎えられるようになった。都市の盲人は芸能による生活向上への明るい展望が開けたのである。盲人弟子が師匠につく場合、入門に際して弟子から師匠に誓約書を差し出し、師弟の絆を結ぶ儀式が行われた。その際、親は礼物を師匠に送るのが普通であった。入門の誓約書には

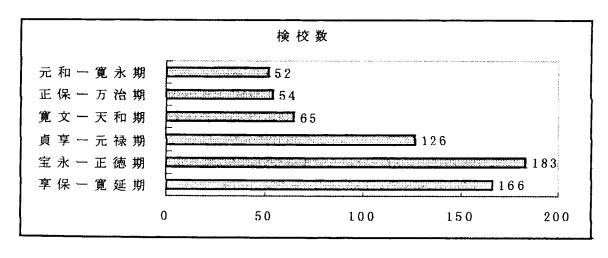
- ① 当流の弟子に加えて頂き、委細に御教授を受け、このたび何々を御相伝下さってありがたい。この上は他流を少しも習わない。
- ② 親子、兄弟にも、一切他言、相伝するようなことはいたさない。
- ③ 秘伝書はいっさい他見をいたさないと言う趣旨の前書きの後に、天地神仏への 誓文を認めて血判署名する。

すなわち、起請文によって師匠への忠誠と相伝された技術の秘密保持を誓うのである。 芸能伝授の方法はまず師匠の仕方を忠実に真似することが基本である。盲人の弟子た ちにとって楽譜は無縁の存在であり、ただひたすら師匠あるいは兄弟子たちの弾くの を聞いてそれを真似、記憶する以外に学習の方法はなかった。一旦修得した技能は把 握、定着させるため反復練習が要求された。一曲を仕上げると、専門家の弟子ならば 百遍弾きと称して早朝より夜遅くまでその曲を繰り返し反復し、確実にわがものにし て師匠に見てもらうことが月に二、三度行われた。また、他の芸能や武芸と同じよう に寒稽古が行われた。これは、技能の訓練と言うよりは意志の鍛練であって、寒中の から寒明けまで毎朝、夜明け前から戸を開け放ち、声を張り上げ、指から血が出るま で行われた。教授過程の分類及び免許の各段階は表、裏、中、奥の各組及び秘曲があ った。各組に入る前に入門時と同じく師匠と杯事を行い、誓詞、神文を差し出しなど 儀礼が行われた。各組を修了すると師匠から許の免許が授与される。秘曲などを含む 皆伝免許の巻き物には流祖より当代までの師弟の系譜を記載し、許の文言、弟子の演 奏・他伝に対する制限が記され、そして免許の曲名目録、最後に師匠の手形を左右に 押した。師匠と弟子との関係は永続的なものであり、弟子が一人前の師匠として独り 立ちしてからも生涯また師匠の死後にわたって仏事、供養など師弟関係は続けられた。 弟子は伝授を受けた芸能の上演や他への伝授について師匠に義務を負い、特に秘曲な どはみだりに演奏、他伝は許されなかった。弟子が中間師匠として末の弟子を教授し 免許する制度「家元制度」がここにあった。家元あるいは高弟によって職業的な芸能 家となる盲人弟子が訓練され、将来職業的演奏家となった。また、家元集団の教授要

員となるために訓練を受け、主従的な師弟関係と階級による階層的身分秩序の中で、 芸能のみならず人間的にも教育を受けた。(『盲人社会史研究』加藤康昭 p515).

盲人の最高位である検校になるには多額の金子が必要であるが、元禄期前後から検校の任官者が著しく増加している。これは、盲人が芸能によって富裕化していった事実を示す。宝永二年(1705 年)京都では検校 32 人、勾当 23 人、四度座頭 4 人を数え、貞享四年(1678 年)江戸では検校 35 人、勾当 28 人を数えている。大名諸家に扶持されている者は検校 14 人、勾当 14 人と、江戸在住の検校、勾当の約半分を占める。当時諸大名の江戸藩邸で能、狂言、浄瑠璃芝居が盛んに催され、招客をもてなす芸人として扶持座頭は欠かすことの出来ない存在であった。(図1) なお、盲人芸能者の底辺には大道に立ち門付けし、あるいは旅渡りをしながら芸能を諸国に広め、諸国の民謡などを都へ持ち込む多くの雑芸能者が存在した。

図 1



(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p 163 より作成)

医療者としての視覚障害者

盲人が祈祷をもって治病に従っていたことは、「今昔物語」など古代末期の文献にも 現れており、治病息災の祈祷師ないし巫医として活躍した。こうした呪術から医業へ 接近するのは、経験医学が脱呪しながら一定の発展をみ、医師が専業として成り立つ 社会的基盤形成されてからである。近世初期に中国から撚鍼法がと伝えられ、また打 鍼法が考案されて、医学の中で鍼術が京都を中心に勢いを見せていた。初めて鍼術に 進出した盲人は江戸の山瀬琢一とされ、その弟子である杉山和一によって盲人の業と して広められたとされている。杉山検校が盲人史上果たした役割は

- ① 従来の打鍼・撚鍼よりも盲人に施術の容易な管鍼を大成したこと、
- ② 奥の盲人鍼医を養成し幕府諸藩の奥医師を始め、盲人が鍼医として進出する道を拓いたこと、
- ③ 将軍綱吉に寵遇され、幕府権力の庇護下に盲人の座組織の確立を図ったことである。

杉山検校は元禄五年(1692年)将軍の命により惣検校職に任ぜられ、晩年は八百俵を給せられるまでになった。この間、杉山検校は弟子を幕府諸藩の侍医に送り込み盲人鍼医の道を広げた。(表6)は諸大名に抱えられた盲人高官者。また、宝永七年(1710年)の「一統武鑑」によれば、幕府奥鍼医に嶋浦惣検校(三百俵)、御鍼医に杉嶋検校(二百俵)、三嶋検校法印、杉枝勾当、坂花検校、(二十扶持)などが見られ、上層の盲人鍼医が支配層の中へ侍医として進出している。

鍼術と比べると比較的熟練を要しない按摩については、盲人の進出はかなり古くに溯ることが出来る。按摩術が医療の一法としての治療の術としてよりは、保養の術であった。按摩業は芸能と同じく近世中期以降、町人の遊興の場における需要にこたえるものであった。按摩業は下層盲人の進出可能な職業領域を創造したのである。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p119).

表 6

	1		
諸 大 名	検 校	諸 大 名	勾当
	曽根川	藤 堂 和 泉	杉岡
大久保加賀	戸沢	藤堂 和泉	浅沼
戸田佐門	瀬川	細川 越 中	上嶋
伊井伯耆	本田	細川 越 中	神坂
大 村 因 幡	杉山	細川丹後	池永
上杉弾正	徳 山	鈴木修理	沢 橋
松 平 隱 岐	飯山	仙石越前	八嶋
水戸宰相	長谷川	牧野半右衛門	唐島
松平和泉	江 本	松平加賀	松山
伊井掃部	石原	松浦備前	舟木
阿 部 対 馬	岩 崎	坂 倉 百 助	三 好
松 平 飛 騨	丸山	秋本但馬	出出
佐竹修理	北 村	松平上野	杉島
水戸宰相	山本	松平右衛門	三輪野

(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p 108)

元禄元年(1687 年) 杉山検校は幕府より拝領した屋敷において鍼治講習所を設け、教授組織を整備し、杉山検校の鍼学を集大成し「療治之大概集」「選鍼三要素」「医学節要集」の杉山三部書を成立させたとされている。三部書の一部は講習所における入門用教授テキストとして書かれたもので、さらに臨床技術の指導、鍼学理論の教授も行われた。明和六年、杉山流鍼治学校が江戸本所の杉山検校拝領地内に惣録役所、弁財天社とともに建てられた。その管理運営は財政面を含め惣録役所によって行われ、学校には学頭が二名置かれていた。入門の募集は当道の組織を通じて行われ、入門には一定の期日が設けられていた。鍼治学校では

- ① 杉山流鍼学を伝授する。
- ② 全課程修了の一回免許制で、伝授内容の他伝、他言をせぬ誓書の提出。
- ③ 学校は惣録役所に属し、惣録は校長の地位にあった。
- ④ 学校が免許相伝権を独占しており、免許後も江戸内の指南は許されず、他国でも学頭の指図を要した。
- ⑤ 免許を受けても治療は出来るが、自己の弟子でも指南はできなかった。

鍼治学校は家元的免許相伝の独占権を保持しながら、家芸を伝える私塾と言うよりは 公的性格の強い惣録役所経営の学校であり、当道に属する盲人鍼医たちの委託を受け て弟子たちに、より高度な鍼術教育を行う同業組合の師弟教育機関としての役割を果 たしていた。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p531).

金融業者としての視覚障害者

幕府や諸藩は耕地開発とともに、農業技術の向上にも力を注ぎ主として品種改良・二 毛作の導入・肥料投入量の増大・管理労働の周密化など労働集約型の技術の進歩を図った。また、耕機用具・脱穀・調整用具などの改良が行われ、反当りの収量は増大した。このような農業生産力の発展から、十七世紀後半から十八世紀初頭にかけて各地の農民の手元に余剰が残るようになった。都市での人口の増加は、農作物に対する需要を引き起こし、貢租としての米生産以外に都市周辺に商品としての野菜生産を成立せしめ、さらに、衣料原料・嗜好品・灯料など販売作物を栽培させ、いわゆる商業的農業が発展した。(『日本経済史』竹中靖一 p58). 加えて、武士階級や町人の貨幣需要と幕府の貨幣政策は、商品貨幣経済の飛躍的発展をもたらし、貨幣流通の増加に伴って民間において種々の金融機関が発達した。都市に集住する封建領主とその家臣団は年貢 の換金と消費経済を通じて貨幣経済に巻き込れ、都市の商工業者の商取引が活発化し た。農村においても農業の商品生産化が進み、その結果、都市や農村いたるところで 貨幣欠乏・資金需要が深刻に現れた。幕府がしばしば貨幣の改鋳を行ったのは、財政 補填の意味と共に、このような経済事情に対応して通貨量を増加させる必要があった からである。民間において貨幣流通の増加に伴って大名や武士を貸付け対象とする両 替商や掛屋、札差、庶民を対象とする祠堂金、質屋、頼母子、問屋、仲買商人などの 商業資本と結びついた種々の金融機関が発達した。盲人の金融が社会的な注目を引く ようになるのはこの時期である。盲人は当道に仲間入りし、検校や勾当、座当など官 位(盲官、瞽官)を得るために多くの貨幣を貯めており、その貨幣を利殖してより高 い官位得ようとした。僧官を手に入れるために僧侶の出世金が利殖されたのと同様で ある。十七世紀後半に入って芸能や医術によって富裕化した盲人たちが貨幣需要に応 じて官金の融通を始めたのである。農業や商工業などの生産的職業から疎外されてい た盲人にとって官金の金子の利殖は一つの生活の術であった。なお、座頭の貸し金を 一般に官金と言い、盲人が官金貸付けの返済請求を奉行所に提訴した場合、それは裁 許された。すなわち、官金の貸付けは法的に承認されたものであった。このことは、 幕府が官金配当による座内の相互扶助をもって盲人の救済を代替させる政策を取った ことと関係を持っている。座の納める官金を法的に保護する必要があった。 これが盲 人の金融業進出への優位性となった。元禄十五年(1702)幕府は「相対済まし令」を 出している。これによるとこの法令以前の金銀訴訟に関するものは裁許せず、当事者 間の相対しに済ませ、十五年以降の金銭訴訟に関するものは裁許すると言うものであ る。ただし、座頭官金に関してはその例外とし歳月に関わりなく法律以前のものも裁 許するとした。封建的土地所有を基礎とする封建法にあっては、商業行為は法的保護 の対象外であって、一般に商取引に伴う売掛金・貸借金などに関する紛争は公権力の 介入するものではなく、当事者間の「相対済まし」に任せるのが原則であった。商品 経済の発達に伴って金銀に関する訴訟が増加したため、幕府はしばしば相対済まし令 を発し、預金、売掛金などの訴訟を受け付けず、当事者間の相対に任せた。これには 金公事の増加抑制と整理の意味があった。その中、座頭の官金に関しては旧債をも裁 許すると言う特権が与えられ、盲人金融はこのような特権と座の組織力を背景にかな りの高利と強引な債権回収を行った。また、盲人の自己資金だけでなく、官金の高い 利回りと仲間の集団的圧力や訴訟による債権回収の確実性から他の資金が多く流入し、 盲人がその仲介業、返済督促役を担った。官金貸付けと言う金融業が盲人の新たな職業として登場したことは、盲人が豊かになっていく一つの手段となった。(『盲人社会史研究』加藤康昭 p 127).

十八世紀中葉以降、全国的な商品経済の発展に伴って封建領主層の消費的な貨幣支出 はいっそう増大し、他方直接生産者層の年貢納付、生産資金、生活費等への資金需要 はますます活発さを増してきた。旗本御家人の給米販売や金融を取り扱う蔵前の札差 が江戸町人の花形として羽振りをきかせ、また宮門跡、寺社等のさまざまな名目金が 町人や農民に対する金融機関として顕著な発達を見るのは宝暦―天明期(1751-1788) であり、盲人の高利貸がその活躍の場を広げたのは、このような階層を対象とした広 範な金融市場が発達したからである。安永七年(1778年)幕府は高利貸のいっせい取 り締まりを行っている。盲人高利貸は多くの場合は小物であったが年利にして六割、 十割をとるものもあり、牢死した名古屋検校などは有金二百両、貸金十万二千両、古 貸金五千両、町屋敷十二ヶ所、家質四十六ヶ所の巨額の財産を有していた。座頭金に 限らず、一般的に高利貸の利息は表面上一割五分から無利息と称するが、実態は年利 三割程度で、場合によっては前記のように六割、十割と言うものもあった。また、利 息のほかに礼金、手代、筆墨料として元金の五分ないし一割を天引きした。こうした 髙利の貸付けは一般に盛んに行われ、宮家、寺社の名目金はじめ、その高利は座頭金 に劣らなかった。ただ、盲人の場合は仲間や弟子などの組織力を動員し、人目を引く 障害を利用して返済の強要を行ったので社会的に注目され、また非常な効果をあげ得 た。幕府はこのような髙利に対して、利子付債権の裁可に対して年利を五分から最大 一割五分に引き下げて受理している。また、年三割以上の高利に対しては追放、遠島 の重罪を科した。高利でない一般の債権に対しても幕府は繰り返し相対済まし令を出 し、金公事を抑制し、一定期間の金銀出入を裁可せず、その間の債権に対する法的保 護を停止した。この相対令は債権そのものを無効にするものではないが、債権の取り たてを当事者間に相対に任せたため、武士のように力のある債権者には有利であり、 武士救済の役割を果たした。このような利子付債権に対して幕府は、利子の制限、出 訴の抑制、返済の延べ払いなどによって、債権者、特に困窮した武士階級を救済した。 諸大名や武士はこのような幕府の方針を後ろ盾として、大名貸しや札差などの金融業 者からの莫大な借財を権力にかけて踏み倒した。座頭の官金については、幕府はよほ どの不法な貸し付けでない限り、官金の法的保護を認めた。盲人高利貸中には本業そ

っちのけで手代、弟子などを使って手広く金貸しを営業し、中には金融を専業として 巨富を築きあげるものまで現れるのである。盲人高利貸は貸金を官金として裁許の保 護を受け、惣録を頂点とする座の支配層の幕府に対する政治力を利用し、仲間や弟子 を動員して債権回収を図り、仲間の特権や組織に依存して金融活動を行った。(『盲人社 会史研究』加藤康昭 p313).

江戸の座支配層を構成する検校らの多くは金融業に関係しており、幕府からその取り締まりを期待されていた惣録役所首脳部は、不法な高利や出訴を規制する反面、上層盲人の利益代表として行動し、惣録奥印をもって彼らの債権を法的に保護した。また上層盲人は鍼の治療や音曲指南などを通じて幕府官僚と個人的関係を持ち、奉行所の裁可に影響力を及ぼした。文久二年(1862年)「八丁堀細見絵図」によれば八丁掘り界隈には武家屋敷とならんで医者、学者、能役者の屋敷が立ち並び、中に検校四軒・勾当が十軒、座頭一軒が門戸を構えていた。これら盲人たちは医師、芸能人として武士階級と交渉を持つ高級文化人であった。これら検校や勾当が金融業を営む場合その信用力及び官金に対する特権的地位、官僚に対する人脈によって、町人、僧侶、武家、から多額の資金が流入し不足することはなかった。(『盲人社会史研究』加藤康昭 p 365).

学者としての視覚障害者

近世中期以降、芸能や鍼治、按摩が盲人の職業として支配的地位を占めるようになり、 盲人たちの生活に根ざした教育要求はもっぱら職業の修得を目的とした徒弟制度に向 けられた。しかし、武士や町人の間に教養また実学として学問が普及するにつれて盲 人の学問への志向があらわれ、多くの盲人学者を生んだ。代表的盲人学者として塙保 己一がいる。塙保己一は延享三年(1746年)農家に生まれ、七才で失明、十八才で座 頭、三十才で勾当、三十八才で検校となった。寛政元年(1789年)に四十四才で水戸 家に招かれ、同藩歴代の事業である『大日本史』の校訂に関与し、その学者としての 地位を確立した。寛政五年には幕府の援助を得て、和学講談所を設立、国学の教授を するかたわら、多数の史書の編纂を講談所の事業として推進した。講談所の機能は

- ① 国典を教授する教育機関
- ② 文献資料を調査・収集・校正・編纂する研究事業
- ③ 資料を刊行する出版事業
- ④ 幕府の求めに応じて、調査・文書作成・図書検閲など行政文書業務

などであり、塙保己一の業績は、この史書の編集・出版事業である。

幕府の助成方法の主要部分は、開版費用の貸付けであり、貸付けの返済は出版書の売上金から年賦で行わせた。また、塙保己一は大阪の豪商からも多くの開版費用の貸付けを受けている。近世における盲人学者の出身階級は武士の出が多い。武士は第一の知識階級であり、盲人学者たちの学問への志向を規定する大きな要因は出身階級の知的環境と文化的価値観にある。成年後、武家をはじめとする知識階級と接触する中で学問への関心と努力の欲求が生まれる者も現れる。近世中後期以降、鍼術や按摩を本

表 7

佐藤松軒 1631- 幼少 三河 不明 朱子学 定師無し 読ませ、暗唱 潘僑 勾当 後藤博一 1648 不明 伊予大洲 不明 陽明学 中江藤樹 暗誦 私塾 座頭 上月素績 1660- 不明 大坂天満 不明 陽明学 中江藤樹 暗誦 私塾 座頭 大神沢一 1684- 30少 江戸 海儒 古儀学 父 掌に書く 海儒 なし 本書 本記 本記 本記 本記 本記 本記 本記			F	· · · · · · · · ·				I 31-3 1 31	T	1
後藤松軒 1631- 3カ少 三河 不明 朱子学 定師無し 読ませ、暗唱 藩儒 勾当 1717 (後藤博一 1648 不明 伊予大洲 不明 陽明学 中江藤樹 暗誦 私塾 座頭 上月素練 1660 不明 大坂天満 不明 陽明学 中江藤樹 不明 私塾 不明 大坂天満 不明 陽明学 中江藤樹 不明 私塾 不明 大坂天満 不明 陽明学 中江藤樹 不明 私塾 不明 大塚大満 本明 1725 (後臣 大神沢一 1684- 1725 かり 江戸 藩儒 古儀学 父 掌に書く 藩儒『王道内編』なし 高野蘭亭 1704- 1747 江戸 町人 古文辞学 荻生徂徠 暗誦 漢詩『蘭亭詩集』なし 1757 横谷藍水 1720- 6才 江戸 不明 古文辞学 荻生徂徠 暗誦 漢詩『蘭亭詩集』なし 1733- 25才 首里桃源村 貧困 朱子学 不明 不明 瀋儒・侍藤、国学 なし 教授 から詩人『藍 不明 778 名嘉山安春 1733- 25才 首里桃源村 貧困 朱子学 不明 不明 潘儒・侍藤、国学 なし 教授 から 1743- 1805 第4805 第4805 第4805 第5年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5	氏名	生没年	失明	出身地	出自	学問内容	師伝	学習方法	職業・業績	当道
1717 1748 1648 不明 伊予大洲 不明 陽明学 中江藤樹 暗誦 私塾 座頭 上月素線 1660 不明 大坂天満 不明 陽明学 中江藤樹 不明 私塾 不明 大梅沢一 1684 幼少 筑前早良郡 黒田侯 漢学 貝原益軒門人 暗記、掌に書 鍼医 不明 1725 一			年齢							
後藤博一 1648 不明 伊予大洲 不明 陽明学 中江藤樹 暗誦 私塾 座頭 上月素績 1660 不明 大坂天満 不明 陽明学 中江藤樹 不明 私塾 不明 大神沢一 1684 幼少 筑前早良都 黒田條 漢学 貝原益軒門人 暗記、掌に書 鍼医 不明 1725 長沢不怨斉 1697 幼少 江戸 藩儒 古儀学 父 掌に書く 藩儒 正直内篇』なし 高野蘭亭 1704 17才 江戸 町人 古文辞学 荻生徂徠 暗誦 漢詩『蘭亨詩集』なし 高野蘭亭 指文字 鍼医から詩人『藍 不明 1778 名彦山安春 1733 25才 首里桃源村 貧困 朱子学 不明 不明 不明 下明 本遺草』 本遺草』 本は 本は 本は 本は 本は 本は 本は 本	後藤松軒	1631-	幼少	三河	不明	朱子学	定師無し	読ませ、暗唱	藩儒	勾当
上月素績 1660- 不明 大坂天満 不明 陽明学 中江藤樹 不明 私塾 不明 大神沢一 1684- 1725 幼少 筑戸 良沢不免育 黒田侯 微臣 漢学 微臣 貝原益軒門人 暗記、掌に書 後臣 鍼医 不明 長沢不免育 1697- 1745 幼少 江戸 藩儒 古儀学 父 掌に書く 藩儒『王道内篇』なし 漢詩『蘭亭詩集』なし 高野蘭亭 なし 1757 本で書く 藩儒『王道内篇』なし 漢詩『蘭亭詩集』なし 1757 なし 1757 本明 古文辞学 新と祖徠 市野蘭亭 大道章』 指文字 大道章』 城医から詩人『藍 木道章』 不明 本の 大道章』 本の 大道章』 本の 大道章』 本の 大道章』 本の 新と、信護、国学 新原宗園ほか 新ませ、暗誦 第、和学講習所主 幹 本し 新ない 新ない 1861 本の 新と 本の 日本 日中一如 1769- 1828 本の 日本 日中一如 1769- 1846 本の 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本		1717								
大神沢一 1684-1725 幼少 筑前早良郡 黒田候 後臣 漢学 貝原益軒門人 暗記、掌に書 鍼医 不明 長沢不忠斉 1697-1745 幼少 江戸 藩儒 古機学 父 掌に書く 藩儒 なし 長沢不尤所 1699-1745 幼少 江戸 藩儒 古後学 父 掌に書く 藩儒 なし 高野蘭亭 1704-1777 17才 江戸 町人 古文辞学 荻生徂徠 暗誦 漢詩『蘭亭詩集』なし 七方57 1730-1778 25才 首里桃源村 貧困 朱子学 不明 不明 藩儒、「書室」なし 名嘉山安春 1733-1804 25才 首里桃源村 貧困 朱子学 不明 不明 藩儒、「書室」なし 竹内立-1743-1805 20才 播州高野 不明 俳歌 白馬散人ほか 読ませる 勾当 場保己-1746-1821 7才 武州児玉郡 農 国学 城原宗固ほか 読ませ、暗誦 『群書類従』編 検校 纂、和学講習所主 幹 田中一如1769-1828 13才 松山 藩士 心学 中沢道二ほか 不明 心学講師、藩教諭 なし 所 1846 1793-1861 17才 勢州度会郡 薬種商 和学 足代弘訓ほか 不明 あんま、歌集『漆 不明 董野屋麻繚 1803-1855 幼少 江戸 武士 国学 京城紀十 不明 新雄と、大野 本明 「田中一切1769-1865	後藤博一	1648-	不明	伊予大洲	不明	陽明学	中江藤樹	暗誦	私塾	座頭
1725	上月素績	1660-	不明	大坂天満	不明	陽明学	中江藤樹	不明	私塾	不明
1725 微照 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	大神沢一	1684-	幼少	筑前早良郡	黒田候	漢学	貝原益軒門人	暗記、掌に書	鍼医	不明
1745 1699 幼少 江戸 藩儒 古儀学 父 掌に書く 藩儒『王道内篇』なし 高野蘭亭 1704 17才 江戸 町人 古文辞学 荻生徂徠 暗誦 漢詩『蘭亭詩集』なし 1757 1778 古文辞学 高野蘭亭 指文字 鍼医から詩人『藍 不明 水遺草』 不明 古文辞学 不明 不明 本遺草』 本遺草』 本遺草 本見を		1725			微臣			<		ļ
1745 1699 幼少 江戸 瀋儒 古儀学 父 掌に書く 藩儒『王道内篇』なし 高野蘭亭 1704 17才 江戸 町人 古文辞学 荻生徂徠 暗誦 漢詩『蘭亭詩集』なし 1757 1778 1778 1778 1778 1778 1778 1778 1804 1804 1805 180	長沢不怨斉	1697-	幼少	江戸	藩儒	古儀学	父	掌に書く	藩儒	なし
高野蘭亭 1704-1757 17才 江戸 町人 古文辞学 荻生徂徠 暗誦 漢詩『蘭亭詩集』なし 横谷藍水 1720-1778 6才 江戸 不明 古文辞学 高野蘭亭 指文字 鍼医から詩人『藍木明 水遺草』 名嘉山安春 1733-1804 25才 首里桃源村 貧困 朱子学 不明 不明 帯儒、侍講、国学 なし 教授 竹内玄-1805 1743-1805 20才 播州高野 不明 俳歌 白馬散人ほか 読ませ、暗誦 「群書類従』編 検校 集、和学講習所主 幹 「協保己-1821 1746-1828 1829 本明 国学 「本保己-1769-1828 不明 一次 中沢道二ほか 不明 小学講師、藩教論 なし所 本し 所 新水砂一1793-1861 本別 本別 本別 上代弘訓ほか 不明 あんま、歌集『漆 不明 「株集』 本別 本別 <td></td> <td>1745</td> <td></td> <td></td> <td> ,</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>		1745			,					
1757 横谷藍水 1720- 1778 1778 1778 1778 1778 1804 1733- 1804 1805 1805 1805 1805 1805 1805 1807 1805 1807 180	長沢不尤所	1699	幼少	江戸	藩儒	古儀学	父	掌に書く	藩儒『王道内篇』	なし
1757 横谷藍水 1720- 1778 1778 1778 1778 1778 1804 1733- 1804 1805 1805 1805 1805 1805 1805 1807 1805 1807 180	高野蘭亭	1704-	17才	江戸	町人	古文辞学	荻生徂徠	暗誦	漢詩『蘭亭詩集』	なし
1778 水遺草 水遺草 水遺草 名嘉山安春 1733- 1804 25才 首里桃源村 貧困 朱子学 不明 不明 藩儒、侍講、国学 なし 教授 かつ玄一 1743- 1805 1805 1805 本原宗園ほか 京ませ、暗誦 『群書類従』編 検校 1821 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京		1757							_	
1778 大遺草 大遺草 大遺草 大 遺草 大 遺草 大 遺草 大	横谷藍水	1720-	6才	江戸	不明	古文辞学	高野蘭亭	指文字	鍼医から詩人『藍	不明
1804 1743- 1743- 1805 1805 1805 1805 1806 1807 1746- 1821 1805 1821 1805 1828 1828 1828 1828 1828 1829 1828 1846 1821 1759- 1846 1821 1759- 1846 1828 1759- 1846 1846 1846 1855 1803- 1855 1803- 1855 1802- 1855 1802- 1855 1802- 1855 1802- 1855 1802- 1855 1802- 1855 1802- 1855 1802- 1855 1802- 1855 1802- 1855 1803- 1827- 25才 美濃山県郡 不明 漢詩 広瀬旭壮 不明 諸生教授『松村雑 不明		1778							水遺草』	
1804 1743- 1805 1743- 1805 1805 1805 1805 1806 1821 第本	名嘉山安春	1733-	25才	首里桃源村	貧困	朱子学	 不明	不明	藩儒、侍講、国学	なし
1805 1746- 1746- 1746- 1821 2		1804								i ,
1805 1746- 1746- 1746- 1821 27 武州児玉郡 農 国学 萩原宗固ほか 読ませ、暗誦 『群書類従』編 検校 集、和学講習所主 幹 株校 1828 1828 1828 1828 1846 1846 1846 1846 1846 1846 1846 1855 1855 1855 1827- 25才 美濃山県郡 不明 漢詩 広瀬旭社 不明 諸生教授『松村雑 不明 本様 不明 諸生教授『松村雑 不明 本様 不明 諸生教授『松村雑 不明 本様 不明 本様 日中一紋 1827- 25才 美濃山県郡 不明 漢詩 広瀬旭社 不明 諸生教授『松村雑 不明 本様 不明 本様 日本教授『松村雑 不明 本様 不明 本様 日本教授『松村雑 不明 本様 日本教授『松村雑 不明 本様 日本教授『松村雑 不明 日本教授『松村雑 不明 本様 日本教授『松村雑 不明 日本教授『松村雑 不明 日本教授『松村雑 不明 本様 日本教授『松村雑 不明 日本教授『松村雑 不明 本様 日本教授『松村雑 不明 日本教授『松村報 不明 日本教授『松村雑 不明 日本教授『松村雑 不明 日本教授『松村雑 不明 日本教授『松村雑 不明 日本教授『松村雑 不明 日本教授『松村神報 日本教授『松村神報 日本教授『松村神報 日本教授『松村神報 日本教授『松村神報 日本教授『松村神報 日本教授『松村神報 日本教授『松村神報 日本教授『松村神報 日本教授『本教授》 日本教授》	竹内玄一	1743-	20才	播州高野	不明	俳歌	白馬散人ほか	読ませる		勾当
Table 1821 1759 30少 安房 不明 国学 「高保己一 不明 検校 1828 日中一如 1769 13才 松山 藩士 心学 中沢道二ほか 不明 心学講師、藩教論 なし 所 1793 17才 勢州度会郡 薬種商 和学 足代弘訓ほか 不明 あんま、歌集『漆 不明 1861 「福集』 「福集』 「福集』 「本 1855 「福松村 1827 25才 美濃山県郡 不明 漢詩 広瀬旭社 不明 諸生教授『松村雑 不明 「本 本 本 本 本 日本 本 本 本 本		1805				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
Triangle Triangl	塙保己一	1746-	7才	武州児玉郡	農	国学	萩原宗固ほか	読ませ、暗誦	『群書類従』編	検校
雨富龍謙 1759 幼少 安房 不明 国学 塙保己一 不明 検校 1828 田中一如 1769 13才 松山 藩士 心学 中沢道二ほか 不明 心学講師、藩教諭 なし 1846 アリカラ 1793 17才 勢州度会郡 薬種商 和学 足代弘訓ほか 不明 あんま、歌集『漆 不明 1861		1821		2 47 17 2 47) ~ '		10010101			}
雨富龍謙一 1759- 幼少 安房 不明 国学 塙保己一 不明 検校 1828 田中一如 1769- 13才 松山 藩士 心学 中沢道二ほか 不明 心学講師、藩教論 なし 所 1793- 17才 勢州度会郡 薬種商 和学 足代弘訓ほか 不明 あんま、歌集『漆 不明 1861				,						
田中一如 1769- 13才 松山 藩士 心学 中沢道二ほか 不明 心学講師、藩教論 なし 所 1793- 17才 勢州度会郡 薬種商 和学 足代弘訓ほか 不明 あんま、歌集『漆 不明 1861	雨富龍謙一	1759-	幼少	安房	不明	国学	塙保己一	不明	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	検校
1846 1793- 177 177 1861 177 1861 1861 1861 1861 1861 1861 1861 1861 1861 1855 1855 1857 257 美濃山県郡 不明 漢詩 広瀬旭社 不明 諸生教授『松村雑』 不明		1828			, ,	- •				
1846 所 所 所 1793- 17才 勢州度会郡 薬種商 和学 足代弘訓ほか 不明 あんま、歌集『漆 不明 編集』 横集』 横集』 横集』 横板 1803- 1855 一 1855 一 1855 一 接接 下明 演詩 広瀬旭壮 不明 諸生教授『松村雑 不明 不明 本の 大阪和田村 下明 日本村 下明 日本村 下明 日本村 下明 日本村 下明 日本村 日本村 下明 日本村 日本	田中一如	1769-	13才	松山	藩士	心学	中沢道二ほか	不明	心学講師、藩教諭	なし
清水珍 1793- 17才 勢州度会郡 薬種商 和学 足代弘訓ほか 不明 あんま、歌集『漆 不明 編集』 蘆野屋麻績 1803- 1855 34少 江戸 武士 国学 朝田弓絃 不明 鍼医 検校 棚橋松村 1827- 25才 美濃山県郡 不明 漢詩 広瀬旭壮 不明 諸生教授『松村雑 不明		1846					(• • • • • • • • • • • • • • • • • • •]	1	
1861 桶集』 蘆野屋麻績 1803- 34少 江戸 武士 国学 朝田弓絃 不明 鍼医 検校 1855 棚橋松村 1827- 25才 美濃山県郡 不明 漢詩 広瀬旭壮 不明 諸生教授『松村雑』不明	清水珍一	1793-	17才	勢州度会郡	薬種商	和学	足代弘訓ほか	不明		不明
蘆野屋麻績 1803- 1855 幼少 1855 江戸 1855 武士 京 国学 京 朝田弓絃 京 不明 京 鍼医 京 検校 京 棚橋松村 1827- 1827- 25才 25才 25才 25才 美濃山県郡 京 不明 漢詩 京 広瀬旭壮 京 不明 京 諸生教授『松村雑 下明		1861	}	2 7 7 11/2 mar HIP	77.1-174	177. 4	/ 43mm/11 01/4	1		, , ,
一 1855 棚橋松村 1827- 25才 美濃山県郡 不明 漢詩 広瀬旭壮 不明 諸生教授『松村雑』不明	蘆野屋麻績	1803-	幼少	江戸	献士	国学	朝田弓紋	不明		検校
AND THE PROPERTY OF THE PROPER		1855		''		,	122- 012	' - ' -	~~~	
AND THE PROPERTY OF THE PROPER	棚橋松村	1827-	25才	美濃山県郡	不明	漢詩	広瀬加壮	不明	諸牛教授『松村雑	不明
	· •	Ī		2 200	' /	1243		, ,,	録』	` ´ '

(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p574)

業とする中、漢詩や和歌に親しみ学者として文人として活躍するものも現れる。特に

検校や勾当のように当道官位上層の盲人の間には学問的教養や知的趣味への欲求が醸成された。(表7)

江戸幕府の賎民政策

特殊身分として、座頭以外の視覚障害者に鼓女、盲僧などがあり、幕府はこれら身分にも同じような政策をとった。盲人女性「鼓女」(こじょ) は将軍・諸大名の局に仕えたり、酒宴に招かれたり、筝・三弦を教授するなど定住して生業を営む者と、仲間をなして門付芸を携え村村を遊行するものなどがあった。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p244).また、当道と同じく官位があり、階級制度は当道ほど複雑でなく、二から三の階級に分かれていた。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p250). 当道のような売官はなく、入門年次が階級序列となっていた。鼓女頭によって支配された仲間・組・師弟による集団結合関係は障害を持つ女性の弱い地位と生業の縄張りを保障した。仲間寄合の統制機能は

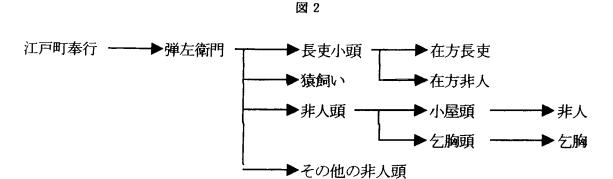
- ① 巡業の取り決めなど芸能のなわばりの調整
- ② 師弟の支配筋の調整であった。

鼓女は門付け芸を持ちまわり、旅宿先で段物などを語って収入を得るほか、その生業 を補うため座頭と同じく吉凶の配当を受けるのを習慣としていた。 幕府は鼓女の支配 筋については各地の習慣に依らしめるとしており、当道側も中央において鼓女は無関 係としていたが、諸国においては座頭仲間の間接的支配下にあったものが多く、封建 領主の側でも配当や遊芸取締便宜から、当道の支配役や座元に鼓女支配を行わしめた 藩などが存在する。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p 253). 九州・中国地方を本拠とし、北 陸・大和・紀州方面に分布していた盲僧にも、座組識が存在した。応永元年(1394年) 地神盲僧の座と平家座との間に座争いがあった。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p257).近 世における盲僧は呪術宗教的な行態と同様、その組識においても中世的な性格を色濃 く残していた。盲僧の座は当道のように一つの座に統一されたものではなく、猿楽座 のようにいくつかの地域的な座が本所の支配下に組識されていた。大和の盲僧座は興 福寺の一乗院門跡の支配下にあり、直接には西金堂手水所に属して、各座から毎年春 日神社に神楽銭を上納していた。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p258). 本所の支配・庇護 下に盲僧が座組識を形成したのは壇那場(なわばり)を確保する必要からであった。近 世の当道が裁判権や告発状の発行権を有していたのと比較すると、盲僧の座は古い形 態を残している。本所が裁判権と補任権を保有し、座から神楽銭・補任料等の上納な

どに対して、本所がその権威によってなわばりの保障と統制を行った。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p261). 盲僧と当道は共に僧形の盲目琵琶法師であり、系譜的にも分かちがたく結びついていた。一方が宗教的行態に重きを置くのに対して、他方は芸能を表芸としていた。両派の争いは中世より続いていたが、天明三年(1783年)幕府の公認によって九州・四国の盲僧は青連院支配下に入ったとされている。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p272).

非人など賎民の頭には皮作の総元締「弾左衛門」があった。幕府はこれら総元締を江 戸町奉行の配下に置き、彼らを通じて非人など賎民を支配した。戦国時代から皮革の 流通に携わる商工業者「皮作」は戦国大名、「長吏」は寺社勢力と深い関わりを持った。 今川義元は皮作商売に関して、各地での売買の許可をする半面、「皮作」以外の商売を 禁止し、毛皮については宿を定めて勝手な売買を認めず、押し買いも禁止し誰の被官 であっても定めを守るべしとしていた。北条氏は頭を通じて一括集荷せずに、各地の 皮革職人から直接皮革を上納させ調達していたのに対して、今川氏は「頭」を置いて 領内の皮革職人から頭を通じて間接的に皮革を上納させ集めていた。 (『江戸社会と弾左衛 門』中尾鱧次 p36). 皮革職人は武具など軍需製品製造に重要な役割を果たしていたため屋 敷の年貢を免除されるなど、一定の特権を与えられていた。徳川幕府は、皮作頭であ った弾左衛門を総元締めに皮革を入手しょうとした。幕府の皮革統制は軍需物資とし ての存在意義の大きかった皮革の臨戦需要に対するものであった。 しかし、戦国の終 わりとともに皮革の軍事的存在意義は低下し、弾左衛門は町奉行の管理の下、治安対 策上のさまざまな役儀を負うようになる。刑使役、下級警察業務、また近世中期以降、 支配下に非人を置いてからは、野非人対策、不浄物処理、牢番役、非人番など役儀を 担った。弾左衛門の町奉行との関わりや役儀から見れば武士的性格を有していたが、 格式から見れば与力格に相当した。しかし、皮革の生産や売買から見ると町人的であ り、皮作に従事していた兼業農家的な村の頭が弾左衛門の配下に組み込まれていたこ とから農民的要素も持っていたことになる。賎民身分は従来の身分概念からはみ出た 所にその特徴を有する。(『江戸社会と弾左衛門』 中尾健次 pIV). 非人組織は、戦乱によって生 業を奪われ都市に流入してきた賎民、「野非人」 対策から成立した。 後に、非人頭を任 命して、日々廻りのものを出し、野非人を狩り込み、国元へ帰らせまたは手下とする 「野非人制道」を職務とさせた。非人組織は非人小屋を単位とし、その責任者である 小屋頭を中核として成り立っている。手下の非人は、無宿・野非人が組織化されたも

のであるが、小屋頭を含めてその身分は流動的で他身分のものも多くいた。結局、非 人組織は都市に流入する賎民を、封建社会の身分制度の枠内に置く組織であった。非 人組織は、初期には火事場の後始末、不浄物処理、清掃など民生的な役儀は行ってい たが、次第に牢屋人足、病気の囚人を預かる「溜」の経営など治安対策的業務にもた ずさわる様になる。幕府政権は余剰労働を抱える非人組織を活用した。非人には、男 はざん髪、女は歯を染めたり、眉を剃ったりすることを禁止する、非人小屋を欠落し た者は腕に入墨を入れ、その入墨が三筋になって欠落した場合は死罪という、「非人 髪」「入墨」「欠落非人」などの生活風俗等の規制があった。(『江戸社会と弾左衛門』中尾健 次 рV). 大道芸人である乞胸は非人同様市中に流入した賎民によって構成されていた が、乞胸の身分的位置は町方に属していた。生業は非人頭の支配を受け、さらに、非 人頭を通じて弾左衛門の支配下にあった。乞胸は居住地、鑑札数など限定され、その 身分規制は賎民的性格であった。乞胸の組織は乞胸頭に統轄されており、乞胸頭は乞 胸の管理監督を行った。乞胸の家業は窮民に受け入れやすい性質のものであったため、 町々で乞胸と同じ家業をしている者を見つけると、家業が乞胸支配であることを知ら せ、鑑札を発行することによって、窮民を乞胸として組織に込み込んだ。弾左衛門が 慶応四年(1868 年)明治新政府に提出した書き付けによると、その支配体制は次のと うりである。(図2)



(『江戸社会と弾左衛門』中尾健次 p150)

弾左衛門は支配下の賎民から税を徴収する権限を与えられており、また、手下に皮革業者など商工業者を抱えていた。他に寺社奉行配下で弾左衛門支配には組み込まれていない雑芸能民である願人または願人坊主という賎民が存在した。願人には触れ頭が存在し、当初は托鉢・勧進を業としていたが、後に住吉踊りなどをして乞食のようになった。托鉢僧には出家、山伏、行人などが存在した。(『江戸社会と弾左衛門』中尾健次 p150).

当道座政策の福祉的側面

幕藩体制下における身分制度は、民衆を職業によって士農工商の四民と賎民、その他 特殊身分に編成していた。視覚障害者である盲人は座頭仲間に入り、人別帳上に「座 頭」とされると、一般領民とは区別され特殊身分となった。この職業による身分編成 は、職業の独占を意味していたから、他身分からの職業への新たな参入を排除する役 割を果たしていた。このように、当道座は芸能者への視覚障害者以外の流入を規制し、 盲人芸能者の職業的独占を可能にしていた。それは、視覚障害者の語りべとしての優 位性をより一層発揮させることに有用に働いた。また、幕府は当道式目を認め、惣検 校を頂点とする全国的支配組織「当道座」を認知し、『座頭御仕置』など座内の裁判権 を承認していた。このことは、江戸時代における視覚障害者である盲人たちの結束を 高め、対外的対抗力となった。座内の序列や階級制は、有能な盲人の発見・教育に有 効に働き、多くの有能な盲人を社会に輩出することと収入の確保を可能にした。売官 制度によって独自財源は確保された。それは上昇志向のある広範な盲人から集め、上 に厚く、下には薄く分配するものであった。この売官制度は、効率の良いものには多 くの財が、そして、組織内弱者には扶助的役割を果たした。幕府は民衆の慣習に従い、 特定の社会的行事において盲人たちが配当を受けることを認めていた。これは、視覚 障害者への社会的扶助の役割を果たし、当道座への寄付的行為となり、独自財源確保 の一方の旗頭となっていた。盲人たちの配当の受領は公権力の認めるものであり、当 道座を通じて組織的、制度的に行われていることから一種の徴税権的性格さえ帯びて いたと言える。当道座の支配組織は幕府の行政地域にしたがって分かれており、一国 の支配役は盲人取締の反対給付として扶持米、役宅を支給されていた。これは、視覚 障害者たちの活動に対する助成的意味を持ち、当道座組識を維持するための公的助成 金の性格を有していた。結局、幕藩体制のもつ

- ① 職業による身分制度、
- ② 幕府の統制に服しながら、当道座組識を自立させるという体制政策、
- ③ 民衆の慣行を認知し、組織的配当受領を認めた

当道座政策が視覚障害者たちへの福祉政策的役割を果たしていたと言える。

近年、「政府が費用を節約するために非営利団体や営利企業に生産を委託し、その生産の過程で、管理権の一部をそれらにいやいやながら明け渡す」(『非営利団体の経済分析』E.

ジェイムス p99). という研究があるが、そこでは、「非営利団体へ政府が補助を行う理由は、費用節約と効率への要求である。政府当局は必ずしも市民のために行動するとは限らない」(『非営利団体の経済分析』E. ジェイムス p97). としており、補助には直接的に補助金を支給する場合と事業収入に対する非課税や寄付金に対する税控除など暗黙の補助金によって行われる場合があるとしている。幕藩体制の効率性との関連において興味ある研究と言える。なお、政府が公共財や準公共財の生産を自ら行わずに民間に委託するのは、

- ① 民間組織の方がサービスの料金をうまく請求することができるかもしれない、 そして生産責任が委託されると、総費用に占める政府のシェアが減少すること なる。
- ② 民間組織は、労働に関して政府機関より低いコストに直面する。
- ③ 政策立案者は言語や宗教などによって差別化されたサービスの提供を好む事があるが、政府はそのような広範なサービスを自分で供給できない。

ような時であるとしている。(『非営利団体の経済分析』E. ジェイムス p31).

補記(中世非人)

中世非人の中核的存在は乞食・不具者・癩者であった。この中世社会において非人とされた人々は、古代律令体制下では不具者・癩者が残疾・廃疾・篤疾とされ、課役の一部または全部が免除されていた。特に篤疾者に関しては、侍丁一人が給されることとされていた。中世社会において最も忌み嫌われた癩者は篤疾の中でも、悪疾にあたり、この病の人はよく傍人に伝染するので同床すべきでないこと、侍丁には近親者が当たることとなっていた。律令下で彼らは卑賎視されることなく、戸主となっており、奴婢すら所有するものもあった。なお、奴婢身分は賑給の対象とされていなかった。しかし、中世社会において非人は、ケガレ身分として一般共同体から体制的に排除され、坂・宿・河原・乞場に集住を強制された存在として、社会的に斥出・形成された新しい被差別身分であった。中世における非人身分の権利化は

- ① 律令制下の公民賑給制がその前提となっていおり、
- ② 非人がケガレのキョメという重役を担わされた

中世社会における欠くべかざる身分として位置づけられていた。(『日本中世の身分と社会』 丹生谷哲-p64).

平安時代、検非違使は皇居清掃はじめ公的行事における清掃、不浄物 (多くは葬送、 死体放置)を実検し、それを除棄し、穢したものを罰した。このような検非違使の配 下で実際に掃除、除棄したのは重役の非人であった。行刑、棄送、斃牛馬処理などの 機能は、本来、物部・雑戸など職能民や一般公民によって担われていたものが、中世 特有の穢れ観念にに基づいた社会的分業意識によって、河原者、清め、悲田院非人、 棄送法師、廟聖らの担う所となった。本来、穢れ視されていなかったこれら職能が穢 れ視されるような社会背景の中で、その機能の担い手として、非人という新たな身分 が折出・編成されて来たのである。悲田院病者・孤児は従来公民であったが、九世紀 頃から、棄送集団として現れ、非人として位置づけられ、平民となる道を閉ざされた。 癩者、疾病者など労働能力の喪失者・社会的分業の総体系からの脱落者が非人身分に 類別されていったと考えられる。しかし、癩者や疾病者が労働能力の喪失者であるこ と自体は律令下では問題にならず、口分田を班給され、戸主となり、れっきとした公 民身分であった。中世は非人を穢れた存在として身分的に排除し、共同体的秩序維持 のためのキョメ機能を担わせた。そして、社会的給養(乞食=施行・臟物・山野随身 物・斃牛馬処理権など)の対象とする特有の構造が生まれた。(『日本中世の身分と社会』 丹 生谷哲- p529). キョメ機能は単に物的なもののにみでなく、精神的・宗教的なものが大 きいと考えられる。

第三節 「当道座」の解体

幕藩体制の解体と当道座

商品貨幣経済の発達は、一方で幕藩体制を揺らぎさせつつあった。幕藩体制の経済基 盤は農民によって支えられ、その貢租によって武士階級の経済は成り立っていた。武 士階級は生計、武力の常備、政治の運営などのため、貢租を貨幣に変えていた。幕府・ 諸藩の農業振興策による農業生産力の上昇にもかかわらず、米価の米価以外の諸物価 に対する相対的価格は低くなっていた。新田開発などによる年貢の増徴も米価の相対 的低下がその効果を薄れさせていた。また、幕府・諸藩の財政支出の増大は、土地経 済にその基盤のある武士階級の窮乏化を進めた。農村内部においては、土地を担保に 困窮農民の富裕農民に対する貸借関係が生じており、地主制の胎動が始まり、武士階 級が基盤としていた農村構造にも変容が現れていた。このように、幕藩制的秩序の瓦 解現象は商品生産の進展や地主制の胎動に現れていた。幕府・諸藩の経済的危機は 18 世紀後半の連続的な自然災害によって拍車がかけられた。そして、幕藩体制の構造的 矛盾は、ますます深刻化し、清国におけるアヘン戦争の報が国内に伝わる天保期には 危機的様相を示していた。(『日本経済史』竹中靖- p96). 18 世紀後半から 19 世紀に入ると、 盲人たちの脱当道座現象が進行し、座の衰退に拍車をかけた。医業や芸能などで新し い発展を遂げ、盲人と晴眼者を問わず競争市場を展開していた分野では、座は盲人に 対する独占的支配力を喪失していた。しだいに経済的価値を失いつつあった階級制度 は、自立するだけの実力のあるものにとっては、自由な活動への封建的束縛以外の何 者でもなかった。筝・三味線・鍼治をもって渡世する盲人は検校支配下におくとする 幕府諸藩法令の反復公布が行われているが、脱座現象は一層進行している。(『日本盲人 社会史研究』加藤康昭 p372). 幕藩制の矛盾が深まり、下級武士や中下層の農民・町人の生 活が困窮するにつれて、盲人を支える配当が減少し、近隣の施物のみでは生活できな くなった盲人たちはなわばりを越えて他国まで配当徴収に回るようになり、乞食同様 に施物を押しねだるようになった。このような盲人の多量浮浪化、配当紛争の広域化 は幕府・諸藩の配当政策の転換となって現れた。多くの藩は他国への配当徴収を制限 したり、配当額を規制したりする配当徴収抑止政策を取ったが、中には盲人の配当徴 収を全面的に禁止する代わりに、盲人に扶持米を給付する政策を取る藩もあった。(『日 本盲人社会史研究』加藤康昭 p430).

明治の始まりと当道座

明治元年(1986 年) 戸籍仕法が発せられ、戸籍の編成が始められた。二年には幕府の免許していた百姓・町人の苗字帯刀・扶持支給・諸役免除の特権が廃止され、身分を一般の民籍に入れる者と士籍・卒籍に入れる者に整理された。これと関連して、京都府は職屋敷に命じて検校、勾当の由来、階級、官金、配当、産業営方などを書かせ、検校の忰・子孫及び職屋敷出勤者などで帯刀する者を調べ、弁官の裁可を得て検校・勾当などの子孫の苗字帯刀を禁止した。明治二年に始まる凶作と米価の高騰は、人々の生活を困窮させ、農民一揆が全国的に頻発した。ここにおける貧困の拡大は、盲人たちの個別的、集団的な配当強要の増加、各地における配当増額の組織的嘆願運動としてして現れた。このように、維新期における盲人問題は貧困とそれに絡む配当紛争であった。職屋敷は全国の座に対して配当の自己規制を行うよう命じ、不安定な当道座の地位の保全に腐心した。「配当強要」と言う盲人たちの救済要求に対して、明治二年七月、大坂では仕置検校ならびに一般に対して廻在の取り締まりを命じている。明治三年六月、群馬県では浪人、寺社配礼、座頭などの合力・押売りは差し押さえ訴え出るよう、明治四年一月、新潟県では吉凶をつけこみ座頭に不法の所業あれば届け出るよう各地で配当取締令が出されている。また、職屋敷においても明治三年二月、

- ① 官途昇進の廻在勧化は自国内の限る、
- ② 参賀、引継など上京する者は道筋に当たる座の廻在仕切場所で世話をする、
- ③ いわれなき他国座頭がくればその座に留め置き吟味の上その座の入用で故郷へ 送り返す、
- ④ 各地の座はこれまでその座より配当を申し受けた場所のほかは相対で仕切り、 みだりに遠在に廻在してはならない、
- ⑤ 配当増方嘆願は座役の者よりその筋へ嘆願すること など命じている。

明治三年三月、高知藩では座頭、瞽女の名目及び補銀制度を廃止する政策を打ち出した。これまで座頭、鼓女の扶持、伝馬、送夫は郷中家数に割り付けていたが、父兄、妻子に無税の活計で扶養させること、頼るべき親族のない者は貧院で扶助することとした。すなわち、座頭、鼓女の名目は廃止し、盲人を父兄の扶養又は一般貧民救済制度に組み入れるとする制度改革を行ったのである。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p455). 明治政府は元年に藩治職制、二年に版籍奉還、続いて藩政改革を行い、藩体制の解体、

中央集権化を図った。藩主は中央政府の任命する知藩事となり、藩の財政・行政機構が統一され、藩士の階級制は土族と卒族に整理され禄制が定められた。藩の自主権を制限し、中央集権的地方行政の中に再編成する政策が推進された。藩体制の解体と、中央集権化によって各藩の戸籍を(大半の藩領では旧来の宗門任別帳改めが依然行われていた)全国的に統一・把握することが緊急課題となった。かくして、明治四年に太政官布告をもって「全国総体の戸籍法」が布告された。この戸籍法においては、従来の身分別戸籍編成を否定し、住地について統一的な戸籍を編成する方法をとった。盲人については、旧来の宗門人別帳における「座頭」「瞽女」の記載を他の障害一般を含む「廃棄」と替え、座頭、瞽女の名称は戸籍面から消滅した。太政官はこの戸籍法施行と関連して、東京府に対して惣録検校、勾当、瞽、その他諸芸人など支配頭のある者の調査を命じ、戸籍編成上の区別について報告させている。東京府は惣録役所に当道の由来、配当、階級、旧幕府の取扱などについて報告させ、当道制度の調査を行った(表8)。結果、東京府は官金貸付け、配当問題、戸籍編成に関連して盲官、惣録役所の廃止を主張した。

表 8 1871 年 (明治 4 年) 盲人貧富統計

	検校・	勾当	勾当以	下盲人	盲人全数		
	人数	内窮迫者	人数	内窮迫者	人数	内窮迫者	
鍼治揉療治	57	13	613	392	670	405	
音曲指南	26	6	30	16	56	22	
金子貸し	54		29		83		
吉凶施物取集め			12	7	12	7	
売ト			1	1	1	1	
無職·家族扶養	1		2		3		
合計	138	19	687	416	825	435	

(『障害者の福祉と人権』一番が瀬康子 p46)

東京府は盲人はいずれも鍼治、按摩、音曲等をもって生計を立て、検校、勾当はかなり相続向きであり、他方困窮の平盲人はまったく盲官に関係ないばかりか、かえって検校共に駆役を受け困っている様子であるから盲官廃止の影響はないとした。すなわち、当道の階級制度は搾取の機構であり、座の鍼治・按摩・音曲等の市場独占は不当であるとして盲官制度の廃止を主張したのである。

明治四年七月十四日廃藩置県が断行され、藩体制を完全に消滅して名実ともに中央集権的な天皇制統一国家成立した。府藩県は府県に整理再編され、地方行政は中央政府任命の府知事・県令の手に把握された。新政府は殖産興業、学制頒布(五年八月)国民徴兵制(六年一月)地租改正(六年七月)など新政策を行い、近代化を推進し、封建的諸制度を撤廃した。廃藩置県の年は封建的諸制度の改革が続いた

八月九日 断髪脱刀の自由

八月十七日 無礼打ちなど武門の流弊の禁止

八月十八日 平民服装制限の廃止

八月二十三日 華士族平民の通婚自由

八月二十八日 穢多・非人の称廃止、身分職業平民に同じ

九月七日 田畑勝手作の許可

十月三日 宗門人別帳の廃止

十月十四日 六十六部の禁止

十月二十日 東京府より乞胸頭の廃止、配下の営業勝手

十月二十八日 普化宗を廃止、僧を民籍に編入

十一月三日 太政官布告第五百六十八号「盲官廃止令」

盲人ノ官職自今被廃候事

但シ従前検校勾当座頭以下配当金収集メハ勿論各持場ヲ区分シ鍼治按摩等他ノ営業ヲ妨ゲ候儀今後急度被差停候条是迄来往居留ノ盲人銘々家業勝手ニ相営セ復籍入籍等其者ノ望ミニ任セ各地方官ニ於テ 寛裕ニ可取扱候事

盲人官職の廃止、配当金取集めの禁止、戸籍への編入、持場を区分して他の営業を妨げることの禁止、家業営み方勝手が布告された。盲官廃止によって当道座はその基幹をなす階級制度を失って解体した。配当制度についてもすでに各地で廃止せれていたが、今や全国的規模で禁止されることとなった。配当はもはや体制的に承認され座によって組織化された制度ではなく、民衆の吉凶事にさいしての施しと物乞いの習俗としての地位に止まった。中央支配組織と階級制度を失った当道座はやがて各地の芸能や鍼按業の同業組合として再編されていった。盲官廃止令は検校・勾当の官位を持つ少数の上層盲人(16.8%)については、鍼治揉療治、金子貸出業、音曲指南などで自活(86.2%)しており、彼らへの盲官廃止の影響は特権的身分や社会的名誉の喪失であり、当面生活への打撃は小さかった。一方、全体の83.3%を占める大多数の下層盲人はその過半の60.6%が窮迫状態にあり、これら下層盲人の生活を支えてきたものは

鍼治・按摩であり(89.2%)さらにその貧しい収入を補ってきた物が座による吉凶の配当の組織的な徴収・配分であったから、鍼治・按摩の縄張りの独占を禁じ配当金取集めを禁止した盲官廃止令は下層盲人にとって一層の生活の窮迫を意味した。座は盲人の生活を規制し拘束する物であったが、同時に盲人の生活や営業の防壁となって一定の生活保障の役割を果たしてきたのである。座の解散は封建的制限の撤廃とともに、座の持つ救済的機能をも奪ってしまった。(『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p472).

存続運動が職役総検校の鶴岡俊一、惣録検校喜多川宝和によってなされ、盲官認証に長く関わりのあった久我家(侯爵)も労をとって8年間続けられたが、結局、西の総屋敷、東の惣録屋敷の没収はもとより、地方主要地の盲人座元制およびその家に併設されていた仕置屋敷、講習所などもまったくその跡を消した。『世界盲人百科辞典』世界盲人百科事典編集委員会 p33). なお、明治4年1月に公布された寺社の朱印地・除地に関連して惣録役所所有地の処置が問題になったが、この旧幕府拝領地は惣録役所、弁天社、町家を含んでいたため、惣録役所所有地を弁天社の社領として没収することには問題があった。そのため5月にまず弁天社の門前地所を上知(没収)した。『日本盲人社会史研究』加藤康昭 p463). そして、11月に盲官廃止令が公布されると当道座の所有資産すべての上知が可能となった。

賎民廃止令

明治四年(1871年)三月に「斃牛馬勝手処置令」、八月二十八日に「賎民廃止令」が公布された。皮革生産は、弾左衛門の支配下の長吏に斃牛馬の処分権があり、斃牛馬を無償で入手できる権益のもとに成立していた。しかし、斃牛馬の売買、堀り埋めは持ち主の勝手とした「斃牛馬勝手処置令」は封建的生業としての皮革生産の根幹を崩すものであった。(『江戸社会と弾左衛門』中尾健次 p183).「賎民廃止令」以降、原則的に身分による職業の独占は無くなったため、部落、部落外を問わず各地で続々皮革会社が生まれた。これら皮革会社は

- ① 伝統的な皮革製造の延長上の皮革会社、
- ② 旧来の部落の資本を中核としながら部落外の資本を取り入れた皮革会社、
- ③ 主として部落外の資本による皮革会社

に大別される。また、御仕置き役、下級警察業務など義務労役に対する代償として、 独占的に免許を与えられていた弾左衛門は、この皮革産業の自由化の中、アメリカか ら靴職人を技術指導者として呼び、その高い技術をもとに伝習所を設け、靴製造を始めたが、結局、財政難に見舞われて倒産している。なお、この伝習所で学んだ伝習生たちは、後に全国に散らばって近代皮革産業を担った。また、部落の資本を中心とする会社「斃牛馬革取扱会社」は、会社の名目が結局、許可されず部落の皮革産業は大きく衰退する。部落外資本を中心に皮革産業の近代化は進み、独占的に皮革産業に従事していた人々は、その経営権が縮小され、部落外資本に雇用せれることとなった。(『江戸社会と弾左衛門』中尾健次 p216). 非人に関しては、明治維新後、初期において仕置人足、牢屋人足、下級警察、溜など基本的職務は継続された。さらに、江戸城内外の死骸片づけ、武家地の行倒れ人死骸片づけなど追加された。しかし、「賎民廃止令以降」は、それら職務も縮小されて行き、解体の途を歩むことになる。(『江戸社会と弾左衛門』中尾健次 p381). その他の賎民、乞胸は明治 4 年に、その名称が廃止され、願人は明治 6 年に、その名称が廃止された。しかし、身分制が廃止され、平民とされた一方で、大道芸を生業としてきた雑芸人である乞胸の行為や、願人坊主の托鉢行為は乞食、物乞いの行為として禁止、取締の対象となった。(『江戸社会と弾左衛門』中尾健次 p478).

視覚障害者の職業

江戸時代、鍼、按摩、灸は漢方として医術の中心であったが、西洋医学が輸入されると実証的な近代医学に押されるようになった。明治 15 年医師免許規則が公布され、以後、西洋医学が国の医術となった。(『世界盲人百科辞典』世界盲人百科事典編集委員会 p34). 明治7年の医制(文部省達)第53条には「鍼治、灸治ヲ業トスル者ハ、内外科医ノ指示ヲ受ルニアラザレバ施術スヘカラス・・・・」と規定されている。この医制によって鍼灸医の養成も困難となり親方盲人は弟子をとる事もできなくなった。

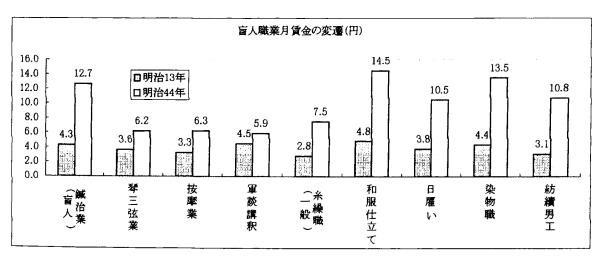
明治4年、民部省は

雖然馨(瞽)者ハ生来之篤疾ニテ可憐困民ニ候間官ニ於テ撫有之方法取設ケ、厚く世話致シ遺シ度見込ニ有之、元来管弦音律ハ馨(瞽)者之本業ニ候処、方今府下諸湾市街之地ニハ遊楼戯場ニ携リ候芸妓歌舞之類頗ル多く、自然陰逸ヲ導キ、若輩者之カ為ニ進退ヲ失フ不少、実ニ無努之遊民ニ候間、以来三味線税納申付、盲人教育之費ニ充、官ニ於テ平等ニ割賦施与イタシ遺シ候得ハ、良民ノ弊疾ヲ除キ遊戯之芸人随テ相減シ、一挙両全ニ可有之存候

として、盲人教育の具体的方策を提案した。すなわち、管弦音律という旧来の盲人の本業が芸妓らに侵害されて生活に困窮しているので、三味線税を徴収して、これを盲人の教済に当てようとしたのである。(『障害者の福祉と人権』一番が瀬康子 p53).

音曲の師匠達も同様で、当道最後の検校藤村性弾の談話によれば、「明治三年まで、職屋敷現存しておりましたが、同年私が泰野から出て検校となると同時に、職屋敷が廃止になりました。以来年々見る影も無くなり・・・今日になってこれを練習するもの皆無と言って良い・・・・只今では一人楽しむということにして、月々寺町で例会を催す位です。・・・・」この藤村検校は、波多野流七世の宗匠として、平家200句の難曲を暗熟し、宗匠の態度を保ていたが、盲官廃止とともに零落して「病身にして身体薄弱、寒夜笛を吹き按摩を業とし、僅かに露命を繋ぐ」も、遂に再び花咲くことなく遠行した。(『日本盲人史』中山太郎p148). 当道座の解体以降、盲人たちにはこのような事態の中にいた。さらに、1897年頃からわが国における産業革命が始まり、都会を中心とする近代式工業地帯が生まれた、次第に機械化された大量生産方式が進められる事となる。この結果、職を失った者、不景気に依って職を失ったものは、比較的安定した生活を送っていた盲人の三療業界に進出し、ここに盲人と晴眼者の生存競争が始められた。(『世界盲人百科辞典』世界盲人百科事典編集委員会p35). (図3)





一般賃金は明治 18 年と 44 年のもの、盲人賃金の明治 44 年は月額、その他は日額×25 とした (『日本長期統計総覧』 p 228~231 『盲教育史研究序説』加藤康昭 p35・76 より作成)

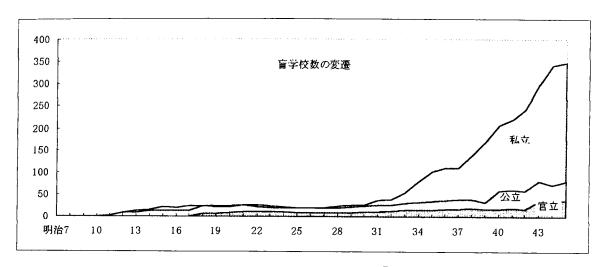
明治36年に盲人鍼按摩協会は板垣退助を担いで、盲人鍼按摩専業運動を起こした。 明治38年に全国盲人大会を開いて盲人按摩専業を求める国会請願運動を決議し、第二 十一回帝国会議に「盲人保護に関する建議案」が提出された。その後、毎年のように 国会請願がおこなわれ、明治44年、按摩術営業取締規則、鍼術灸術営業取締規則は公 布された。按摩術規則では晴眼者には4年以上の按摩修行を受験資格とし、盲人には 2年以上とした。鍼灸術規則ではいずれも4年以上とした。また、指定学校、講習所卒業者は無試験で免許鑑札受けることが出来るとした。盲学校のほとんどがこの要件を満たしていたので卒業生は無試験で免許を得られることとなった。『障害者の福祉と人権』一番が瀬康子 p66).

視覚障害者の学校

「欧米の盲・聾教育の知識は、断片的には鎖国時代からすでに舶載蘭書・漢訳書、あ るいはそれらに基づいて書かれた和書を通じて開国後は1860年(万延元年)の幕府遣 米使節団をはじめ幕府・諸藩の遺外使節や海外留学生による実際の見聞・報告を通し てもたらされていた。中でも 1861 年 (文久元年) の幕府遣欧使節は外交交渉と並んで 学校・病院・貧院等の社会施設を含むヨーロッパ各国事情を探索したが、その報告書 『福田作太郎筆記』や、この一行に加わった福沢諭吉の『西洋事情初編』(慶応二年) による英・仏・蘭等の盲院・唖院・痴児院の紹介が注目される。」(『盲教育史研究序説』加 藤康昭 p27). にあるように、明治の初めには欧米の盲学校事情はかなり知られていた。 明治6年、東京の盲人大石松八郎は漢洋二学の盲学校開設を出願した。また、明治8 年には敦賀県福井町の桜井国尾一が盲輩授業所設立志願を県に提出し、西洋の盲唖学 校に習って授業所を建てて、職業教育を実施しようとしたのであるが、内務省は広く 人民から資金を収集することを認めず、有志者内の努力で行うよう指示した。結局、 この盲輩授業所の構想は資金源を断たれ実現しなっかった。同年、東京府では盲人相 沢元庭から鍼治学校設立の出願があった。これは鍼治営業のものが「其の研究せんと の願意」で資金貸付けの利息で学校を運営しようとするものであった。しかし、文部 省管轄の学校としては認めず、鍼治学校の名称の使用は禁止された。 明治 8 年頃から 東京では訓盲院設立計画があった。発起人は社会的に信用の高い著名人であったが、 東京府、内務省は時期尚早として反対した。ようやく明治 12 年に建坪 93 坪、建築費 用 9,200 円で「音善会訓盲院」として設立された。また、京都では京都盲唖院の前身 である音唖教場の実施が明治 8 年に行われた。(『障害者の福祉と人権』一番が瀬康子 p49). 明治 13 年京都盲唖院に音曲科、紙縒細工と並んで按摩、鍼科が設けられた。 明治 15 年東京盲唖院にも、按摩、鍼、灸の教育課程が設けられた。しかし、盲人の鍼、灸に つて批判があったため、明治 19 年には東京では鍼、灸の教育は一旦中止されたが、「巨 大な鉄鍼を禁じ、解剖生理の大要を講義する」事として、翌年には再開された。京都

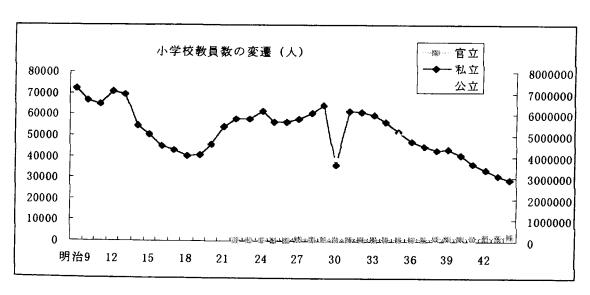
では明治 19 年に普通科、専修科を設けられ、明治 25 年には技芸科が 5 年課程となり 教育が続けられた。明治35年には教育水準を教育令の水準に合わせるよう盲学校の学 則が改定され、鍼按摩科は高等科3年から4年の課程となった。明治44年には2年課 程の師範部鍼按摩科が置かれた。(『世界盲人百科辞典』世界盲人百科事典編集委員会 p686). 西 洋医学の普及、1885 年(明治 18 年)内務省達第 11 号による各都道府県の鍼灸取締規 則など医療制度の近代化に対応して、1890年(明治23年)前後に「盲人の業となす べき鍼按治療を研究」(1890 年、宮城県下共立鍼按講習会) する目的で多くの鍼按講 習会・盲人鍼按業者を中心に私塾あるいは同業組合の経営という形で、ある場合には 地方名望家・宗教家の支持を得て各地で設立された。高田の盲人矯風研技会(1887年、 のち高田盲)、神奈川県の中郡鍼按講習会(1889年、のち平塚盲を分立)、横浜の盲人 講習学校(同年、のち横浜市盲)、東奥盲人矯風会(1891 年、のち八戸盲)、松本訓盲 院(1893年)などの例がある。講習は医師を招き月一回から数回、あるいは常設のも のもあった。東京盲人教育会(1888年)は毎日午前中解剖・生理・病理・鍼治・按摩 を教授した。盲人およびその家族の窮迫に応じて、講習の多くは無料で開放され、東 北盲人教育会(1889 年、仙台)では、13~18 歳の赤貧救護生 20 名を募集している。 横浜盲人福音会(1889 年)・岐阜の鍼灸按伝習所(1891 年)・函館訓盲院(1895 年) は、当初キリスト教主義による慈善救済事業として始められたが、やがて鍼按教授を 取り入れていった。これら小規模の鍼按講習会や盲人教育会は、いわば日本型盲学校 の原型であって、盲人が生活を守るために自己教育の組識として設立し、明治 33 年 (1900年) 代に入り鍼灸開業に医学試験が課されるにしたがい、親方層に代わる徒弟 教育機能を果たすようになった。明治 33 年以降、盲学校・生徒数ともに増加し、明治 43年には46校となった。それらの多くは盲人自身によって設立された鍼按講習会か ら発展したものである。(図4) なお、明治政府は「音善会訓盲院」を、官立東京盲唖学 校として引き継ぎ、教育内容・方法の開発、教員養成等、中央のモデルスクールの役 割を担わせていた。(『盲教育史研究序説』加藤康昭 p32・33).

明治政府は明治 18 年の小学校令、明治 22 年の教育勅語など公教育体制を確立しつつ、 国民の就学義務を強化していった。日露戦争後には初等教育の義務年限を 4 年から 6 年へと延長した。(図5) このような中、文部省は明治 22 年の改正小学校令において「小 学校に類するもの」として公私立の盲唖学校を市町村に設置することを認めた。その 一方で明治 33 年の改正小学校令では「不具廃疾」の就学を免除している。



(『日本長期統計総覧』 p232) より作成

図 5



(『日本長期統計総覧』 p 226) より作成

大正12年に「盲学校及び聾唖学校令」が制定され

- ① 北海道及び府県においては盲唖学校を設置する
- ② 盲唖学校の編成は初等部、中等部、とする
- ③ 予科、別科、研究科を置く
- ④ 7年以内に県立校を設置する

などとなった。(『世界盲人百科辞典』世界盲人百科事典編集委員会 p36).

なお、盲唖児教育の義務制は「日本国憲法」発布後の 1948 年、中学校新制度の就学義 務制実施と同時である。

第二章 産業革命前期における繊維産業の内部障害者

(結核罹病と死亡者の健康災害分析を中心に)

第一節 繊維産業の発展

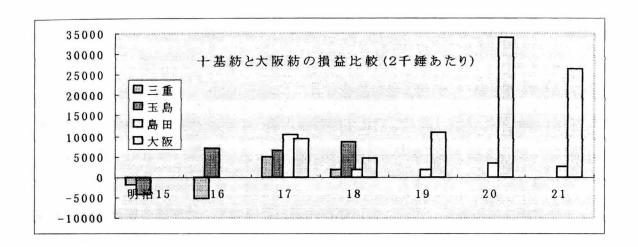
産業発展の状況

「日本資本主義の急激な成長の先頭に立って、全産業構造上の体制をリードしてきたのは繊維産業で、ことにその主力は綿工業であった。ことに綿業は異常に急速な資本蓄積力をあげ、日本の全産業のなかで、技術的にも国際水準をリードするまでに達した代表的な日本産業の一つであった。」(『現代日本産業発達史 繊維 上』現代日本発達史研究会p.4). とあるように、日本における、繊維部門の成長が明治期の工業部門をリードし、その後の近代化の大きな要因の一つとなったのである。

輸入綿糸に対抗するために明治11年、愛知県と広島県に官立模範工場の愛知紡績所と広島紡績所が設置され、近代機械紡績業の移植、定着を目指した。また、明治12年には棉作地の十の紡績所(玉島、下村、三重、佐賀物産、市川、豊井、長崎、島田、遠州、下野)に政府の起業基金によって、紡績機械が払い下げられると言う産業振興政策が行われた。蚕糸業においては、明治6年に官営模範工場、富岡製糸場が設立され、士族授産事業が推進され、その交付金は86万3802円(全体の20%)、授産戸数は6万4757戸(35%)に達した。近代機械紡績業の移植、定着は明治政府のこの様な各種の保護、助成政策によってなされたが、企業的には成功を収めることはできなかった。十基紡と株式会社として操業を開始した、大阪紡績会社の損益を比較すると、以下の通りであり(図6)、後に三重紡績所は明治19年に設立された、三重紡績会社に買収された。

明治 18 年ごろから、機械紡績業は本格的な成長を見せ、国内機械紡績糸が市場を押さえていく。日本の機械紡績業は明治 23 年代に急速な発展を遂げた。綿糸の生産量は 1870 年(明治 3年)に 60 万ポンド、1899 年(明治 32 年)には 3 億 292 万ポンドとなっており、およそ 505 倍の増加である。明治 30 年には生産高 2 億 449 ポンドと国内消費高を超過している。明治 7 年から 15 年において綿糸の生産額は生糸、綿織物、絹織物に比べ、ひときわ低い水準にあり、機械糸の輸入により在来糸は破滅的な打撃を受けていた。

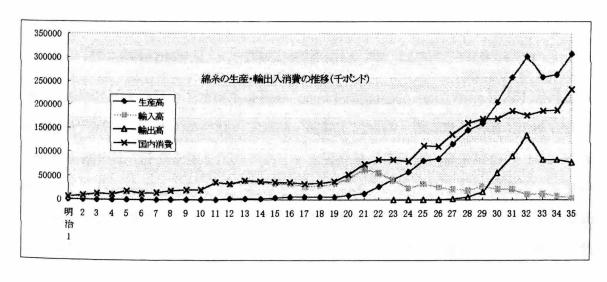
図 6



(『現代日本産業発達史 繊維 上』現代日本発達史研究会 p. 76、85 より作成)

明治16年から33年になると輸入機械糸に対抗して、近代紡績業が本格的に操業を開始すると、綿糸生産額は飛躍的に増加した。1890年(明治23年)には、綿糸の国内生産額は輸入額を超え、1891年(明治24年)には清国への綿糸の輸出も始まった。1899年(明治32年)には綿糸の輸出額はさらに伸び、ついに生糸に続く重要輸出品となったのである(図7)。なお綿花は国産綿花よりも安い、中国綿、インド綿の輸入に依存した体制となっていった。

図7

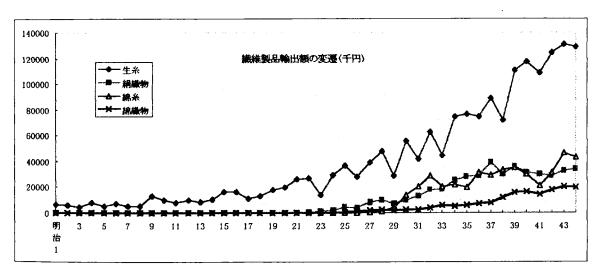


(『現代日本産業発達史 繊維 上』現代日本発達史研究会 統計 p. 50 より作成)

生糸に関しては、1880 年(明治 13 年)を 100 とすると、その生産量は 1900 年(明 治 33 年)に 217 でおよそ 2 倍、輸出量は 1900 年で 393 となり、およそ 4 倍である。

明治30年以降の急速な輸出の増大は大量に生産される安い製品と明治27年の輸出税の免除、そして明治29年の輸入税撤廃によって実現された。また、力織機による綿織物生産が19世紀後半から急速に成長し、在来綿織物業も近代化、機械化が進んだ。綿織物の生産は明治30年代後半から輸入綿織物を国内で圧倒し始め、かつ輸出国へとなりはじめた。1909年(明治42年)には綿織物輸出高が輸入高を超え、1910年(明治43年)代末頃には絹織物と並ぶ輸出品となった(図8)。日本の近代機械紡績業は多くが綿糸・綿織物業を兼業し、その発展は国内市場が狭いため、生産過剰に陥りやすく、国外市場の開拓にその正否がかかっていた。



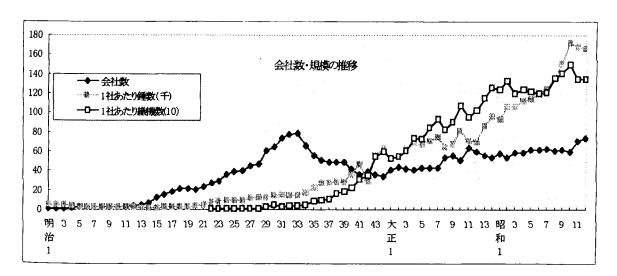


(『日本長期統計総覧 3』 p. 30『現代日本産業発達史 繊維 上』現代日本発達史研究会 統計 p. 50、62 より作成)

明治16年に株式会社として操業を開始した大阪紡績会社(創立明治13年)の機械糸の国産化の成功が、その後に続く三重紡、鐘紡、尼崎紡、摂津紡など多くの株式会社組織の紡績会社の設立を生んだのである。大阪紡績は当時国内最高規模の1万5000錘、そして昼夜操業を実施した。動力としての蒸気力の使用、そして夜業による長時間操業の実施、規模の拡大が、安い製品の生産を可能にし、その成功を支えたのである。生産規模の拡大は、これら紡績会社を資金調達、管理、危険負担の面で在来企業組織より優位にさせた。このように株式会社という近代的な企業組織が産業技術とともに導入、移植されたことが日本紡績産業部門の成長を大きく促進させた。この後、

生産設備は拡充され、紡機生産性、労働生産性は上昇し、紡績業は株式会社という企業組織をもって、日本近代工業の先導的役割を果たしていくのである。政府が目指した官営模範工場ではなく、大規模化された、長時間操業型の大坂紡績会社の形態が日本近代綿糸紡績業の基本型となるのである。会社数は明治16年の大阪紡績の操業以来、増加の一途をたどって行く。明治27年の日清戦争の戦勝は更にその増加を加速し、明治16年の会社数16社に対し、27年には45社、33年には79社と約5倍の増加を示す。また、鍾数においても明治の16年が4万3000鍾、27年には53万錘、33年には113万5000鍾と増加しており、約26倍の増加を示している。一社あたりの錘数の増加も顕著であり、規模の拡大が進んでいる事が分かる。会社数は明治33年以降の79社をピークに減少に転じ、日露戦争時の明治37年には49社に減少している。その間においても、錘数は補増を続け、37年には134万9000錘となっている。一社あたりの錘数1万4368錘、織機数38台から一社あたりの錘数2万7532錘、織機数102台へと錘数は約2倍、織機数は約3倍の増加をしている。日露戦争後も大規模化は更に進み、特に綿糸・綿織兼営業の発達が著しい。明治44年には一社あたり錘数6万3847錘、織機数は600台と錘数は約2倍、織機数は約6倍倍増加である(図9)。





(『現代日本産業発達史 繊維 上』現代日本発達史研究会 統計 p. 44、45 より作成) この明治 30 年から 40 年にかけて相次いで起こる生産過剰と綿業不況は、会社の合併を更に進め、その大規模化の進行によって、ますます、低価格商品を送り出す事が出来た。それは海外市場での競争に打ち勝つためからの要請でもあった。

日清戦争の戦勝は日本の朝鮮及び中国市場における優位を実現した。それまでの朝鮮

市場は、日本商人と清商人の激しい競争下にあった。戦勝による朝鮮と清国との貿易の排除は、日本の朝鮮市場における地位を確実なものとした。中国市場においても日清戦争後、中国及び香港への輸出は日本の輸出額の3分の1を占めるようになった。この中国市場と朝鮮市場の確保は日本の軽工業、特に以上で見たような繊維工業の発展に著しく促進効果をもたらした。また、その後の対中国・朝鮮輸出の拡大は、機械制紡績業を日本近代工業化の先導的産業の地位に就けたのである。その後、明治32年頃までの設備の拡大が、生産過剰傾向をもたらし、明治33年の北清事変は日本綿糸の対中貿易を途絶させ、綿業界は不況期に入る。この不況期に操業短縮が行われ、先に見たように合併が進み、会社数は減少の一途をたどる事になる。

続く、日露戦争によって朝鮮及び満州市場が十分に確保されると、日本は中国・インド・イギリスに対抗しながら、中国市場へ更に進出した。同時に綿糸の生産過剰部分が綿織物生産に振り向けられ、綿織物の輸出は増加している。明治40年には綿織物の輸出は輸入を超過する。綿糸と綿布の輸出超過額も急速な増加をしており、日露戦争直前には2700万円程度であったものが、明治40年には3000万円、42年には3500万円、44年には4500万円となり、日本は綿関係において世界の重要な輸出国となった。この間、規模はますます拡大し、会社の合併は明治30年から38年に23件(年平均3.1件)であったものが、38年以降41年までに17件(年平均4.25件)となっている。特に操業短縮開始前の不況期の40年には年間8件を記録している(図10)。ちなみに明治44年の五大紡(大阪紡、鐘紡、三重紡、尼崎紡、倉敷紡)の払込資本金・錘数は同期の紡績会社払込資本金総額の約30%、錘数の約40%を占めていた。

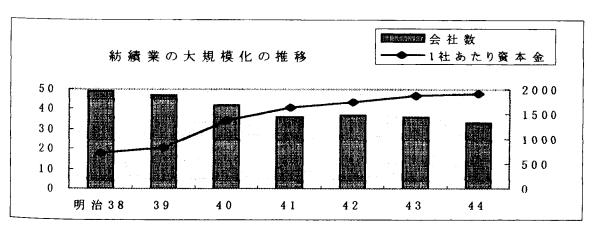


図 10

(『現代日本産業発達史 総論 上』現代日本発達史研究会 p. 592 より作成)

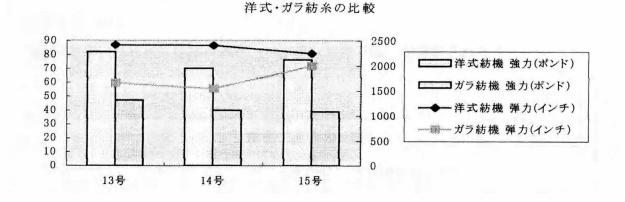
技術的発展の状況

ガラ紡機(臥雲紡機) は明治10年臥雲辰致の発明による純日本式の紡機である。これは、制作法が容易で在来手紡に比べて4倍の効率を発揮した。また品質も旧来品に比べて精巧であったので、明治21年、愛知県では洋式紡績工場12万3856錘、ガラ紡機23万4700錘であり、特定地域において優勢を誇る時代もあった。

紡績機械の本格的な近代化は明治 11 年の政府による官営工場へのミュール精紡機の 導入から始まった。また、十基紡に対しても政府はミュール機払い下げによる紡績業 奨励を行った。ちなみに、明治 17 年における模範工場の愛知紡績所と従来紡績所の堺 紡績所の 12 時間あたり 1 錘量の比率は 26.75 匁対 16.92 匁であり、模範工場はかなり の生産性を示している。この様な機械製紡績糸の生産性の高さが在来紡績機による綿 糸を駆逐して行くのである。

明治 18 年に開設された「繭糸織物陶漆器共進会」において洋式紡機とガラ紡機の優劣が比較されている。「製造ノ精粗ヲ問ハズ、洋式紡糸ハ総テ臥雲糸ョリ精強ニシテ其間著シキ階級アルヲ見受」(『明治前期経済史研究 1 巻』土屋喬雄 p. 81). このような機械製紡績糸の品質の良さもまた在来紡績機による綿糸を駆逐して行った (図 11)。

図 11

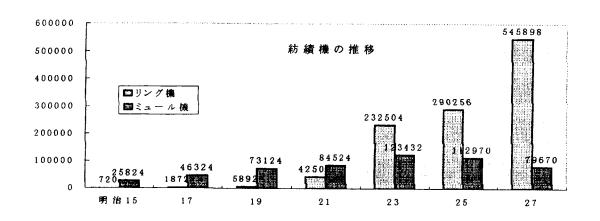


(『現代日本産業発達史 繊維 上』現代日本発達史研究会 p. 81 より作成)

明治20年に大阪紡機は新式リング機を導入し、明治25年には全てをこのリング機に変換した。これ以降、多くの紡績会社があとに続いた(図 12)。リング機はミュール機に比べて、効率性が高く、熟練に必要な訓練時間はミュール工が1、5年から2年必要であったのに対し、リング機は3から4ヶ月で一応の熟練に達し、かつ、筋力の弱い

女子でも運転する事が出来た。また、この採用は国際競争力の獲得の上で好機であった。なぜなら、この時期は世界的に見てミュール機からリング機への転換期であり、イギリスでは依然ミュール機が主流を占めていたのである。

図 12

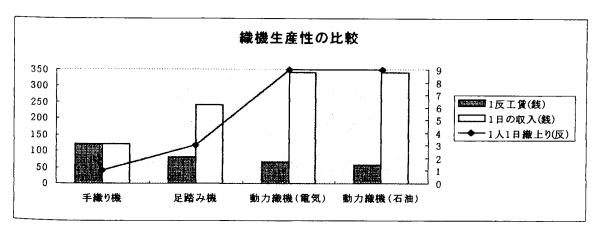


(『現代日本産業発達史 総論 上』現代日本発達史研究会 p. 449 より作成)

明治5年のバッタン機(手工的道具)の導入によって、綿織物における生産技術の改良進歩が始まった。明治8年、当時の殖産興業のモデル工場が伝習生に機械教授を始めた。後に、この伝習成果が全国的に伝播し、また各地で機械に改良が加えられて行った。このバッタン機は動力を使用しなかったが、旧来の手織り機に比べると生産性はかなり上がった。

明治18年には松田式足踏み織機(バッタン足踏み機)が発明された。

図 13



『現代日本産業発達史 繊維 上』現代日本発達史研究会 p. 244 より作成

力織機・原動力の導入は日清戦争の戦勝の結果としての輸出の増加、市場の拡大、そ

れに伴う生産増を背景に、明治30年台から行われた。結果、生産性は格段に上がる事となった(図13)。

この後、繊維産業における機械制工業が展開するのである。また明治30年には豊田式木製小幅動力織機の発明を始まりに、引き続いて国産機が多く発明された。国産機は価格が安く使用が簡便であったため、急速に普及して行った。続く日露戦争後の40年代からの市場の拡大と、技術的練度の向上により、繊維産業界は本格的な国産力織機時代に入る事となる。豊田はその後、改良を重ね、明治41年には鉄製幅広織機を完成し、大正2年には三重紡績、堺紡績などの兼営綿布部門に採用される。以降、豊田織機の名声は国産力織機メーカーとして確定した。

第二節 健康災害の発生

健康災害の状況

日本最初の近代的製糸工場(伝習工場)の女工は旧士族階級出身者が多く、基本的に彼女らの労働は一時の国家への奉公であった。しかし、明治20年代に入ると、紡績業の急激な発展と農家の貧困化の中で、女工も良家の子女から貧農の子女へ、そして通勤女工から寄宿による出稼ぎ女工へと変換し、その労働形態も前近代的な奉公から近代的賃労働へと変貌していた。明治中期から大正初期の賃金の変遷を見ると、女工の賃金は当時貧困であったと言われる、農家女子の日雇い農作業者とほぼ同一である。これは、繊維産業における労働力が農家の子女によって、供給されていた事を示している。また、男工も日雇い人夫の下位に常に位置している。(図 14)

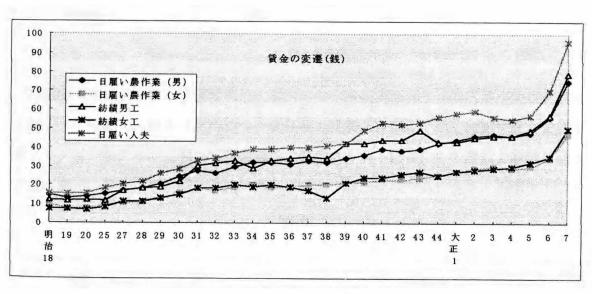


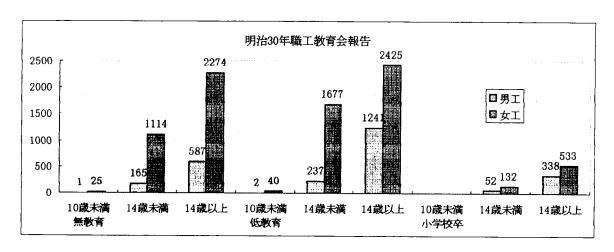
図 14

(『日本長期統計総覧 4』p. 228·231 より作成)

明治20年代から30年代にかけて日本の紡績業は昼夜操業が一般的であり、就業時間は22時間前後、営業日数は300日を常に超えていた。また、平均労働時間は11時間から12時間であり、織物業にいたっては18時間と言うものもあった。「紡績工場ニ於ハ昼夜交代ノ執業方法ニ依リ其労働時間ハ十一時間又ハ十一時間半(休憩時間ヲ除ク)ナルヲ通例トス・・中略・・業務ノ都合ニ依リ居残執業セシムルコト多シ通例二十三時間ナレトモ・・中略・・業務繁忙ノ場合ニハ昼夜交代ニ際シテ夜業者ヲシテ六時間位居残掃除セシメ昼業者ヲシテ六時間早出掃除セシメ結局十八時間ヲ通シ労働セシル

コトアリ」(『綿糸紡績職工事情』農商務省 p. 19). また、紡績工場の採用条件は、13、4歳以上体格壮健、身元引受人のあるもの、義務教育終了者が採用の対象であった。しかし、現実には義務教育すら受けなかったものが多く、文字を読めない者が全体の 48.8%に達しており、その業務は未熟練の未成年女工に依存していたと言える(図 15)。

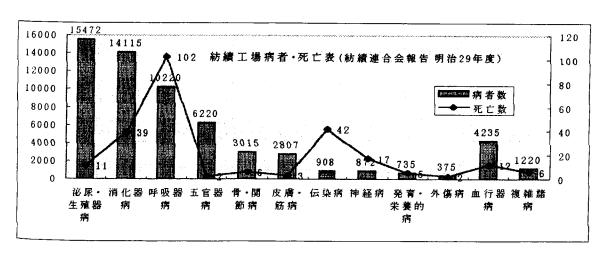
図 15



注:大阪職工教育会が六紡績会社について調査したもの (『綿糸紡績職工事情』 農商務省 p. 169 より作成)

「紡績職工疾病ノ多数ハ呼吸器病消化器病ニシテ眼病関節病生殖器病等亦少カラサルカ如シ・・中略・・休日休息時間少ク食後直ニ就業スルヲ以テ消化器病ヲ起シ栄養不良ノモノ多シ加フルニ工場ニハ屑綿塵埃ノ飛散スルコト己甚シキモ操業上通風ヲ忌ムカ故ニ窓戸ハ常ニ之ヲ密閉シテ他ニ換気ノ装置ヲ設ケサルヲ以テ空気ノ不潔ナルコト

図 16



(『綿糸紡績職工事情』農商務省 p. 135 より作成)

甚シク・・」(『綿糸紡績職工事情』 農商務省 p. 19). この報告は工場環境の悪さが疾病の多発の原因であることを指摘している。また「職工ノ死亡ニ就キ紡績連合会ノ報告ニ由ルトキハ其死亡数ハ統計上少キカ如シ・・中略・・職工ノ不治ノ症ニ罹ルカ若シクハ重傷・・中略・・故郷ニ送還スルカ或ハ父兄ヲ呼寄セテ患者ノ引渡ヲナスハ工場一般ノ風習・・中略・・工場死亡統計ニ加ヘサルナリ是レ工場ニテ調整シタル統計ニ於テ死亡数ノ少ナキ所ナリ」(『綿糸紡績職工事情』 農商務省 p. 141). 下記、紡績連合会の報告においてかなり高率の死亡者が報告(図 16)されているが、農商務省はこの報告にも、以上のように実数は更に多いのではないかと疑問を呈している。

死亡率の高い伝染性呼吸器病である結核死病者を明治32年から35年の一般的結核死亡者、女工結核死亡者を「新潟県外6県に於帰郷職工の二割三分は、帰郷後1年ならずして病死しているものである。而して病死者の三割二分は結核性のものである。」(『日本蚕糸業史』大日本蚕糸会 p.334). の記述を考慮に入れて推計すると、女工の死亡率は一般の約2.2倍(0.38%÷0.17%)と言う高率になる。(表9)

表 9

	人口 (千	結核死亡 者数(千 人)	死亡率	調査工場件数	女工人数	結核死 亡者数	死亡率	結核解 雇者数	推定解 雇死亡 者数	解雇後死亡者を 含む死亡率
明治 32		67	0. 15%	4	2648	16	0.60%	10	1	0. 63%
33	43847	71	0. 1 6 %	20	10840	34	0.31%	88	6	0.37%
34	44359	77	0.17%	25	12700	30	0. 24%	150	11	0.32%
35	44964	83	0. 18%	16	9024	26	0. 29%	150	11	0. 41%
平均			0. 17%				0. 30%			0. 38%

注:推定解雇死亡者数=結核解雇者数×0.23×0.32

(『日本長期統計総覧』p. 48·154『綿糸紡績職工事情』農商務省 p. 126-132 より作成)

予防対策の状況

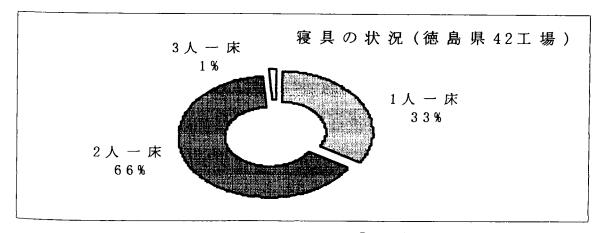
「紡績職工ノ多数ヲ占ムル女工ハ普通教育ヲサヘ受ケタル者少ナク加之細民ノ子女ナルカ故ニ衛生ノ何物タルヲ知ラス衣服住居ノ清潔ヲ保ツコトヲ忘レ其常食粗悪ナルカ上ニ時々買食ヲナシテハ消化器ヲ害シ・・」(『綿糸紡績職工事情』農商務省 p. 139). と女工が貧民・無学歴であるために、衛生知識に乏しくそれが原因で疾病が多いと農商務省は報告している。この事から、工場では寄宿舎内に病室を設け、中には伝染病患者のために隔離室を設置している所もあった。しかし、常設の医師や看護婦をおいているも

のは少なく、多くは付近の開業医・病院と特約し、治療させ、看護は老婆が行っていた。また、発病者には前記の如く解雇が一般的であった。因みに、一工場あたり月平均疾病解雇割合は 3.92%で肺結核、肋膜炎、気管支炎、胃腸カタル、脚気などの発病による解雇が高い率を占めている。

「工場構内ニ小学校ヲ起シ之ヲ三餘学校ト名ケ教師ハ平野町立小学校教師・中略・特ニ教室ヲ設ケ或ハ寄宿舎ノ一室又ハ食堂・・中略・・委託ノ教師ヲ置キ・・」(『綿糸紡績職工事情』農商務省 p. 172). とあるように、工場によっては学校を設けたり、一定の教室設備を設けて、委託教師や事務員・女工取締に朝夕 2 時間程度の普通教育を行わせる事によって、衛生知識の普及を図る所もあった。また修身の講話や幻燈会などによって、職工の社会教育を行った所もある。このように明治以来、実業補習が存在していたのだが、実際には工場に教育機関が設置される事はまれで、昭和 4 年の夜業廃止の実施以降に急速に普及するのである。

「昼夜交代業ナルカ故ニ・・中略・・掃除不行届ニシテ室内ノ整理衛生上ノ注意ヲ缺ケルモノ多シ寝具ハ・・中略・・二人ニ三枚ニシテ冬季ニハ二人一組トナリ同衾スルヲ常トス」(『綿糸紡績職工事情』 農商務省 p. 172). 農商務省は昼夜交代、室内の不衛生、寝具の共同使用が伝染病拡大の遠因である事をこの調査時点(明治36年)で指摘している。大正九年の社会局の調査では「従来一人一床制ヲ奨励セル結果漸次所要組数ヲ設備スルニ至リツツアリ」(『工場監督年報5回』社会局 p. 42). とかなり改善が進んでいる事を報告している(図 17)。

図 17



『工場監督年報5回』社会局 p.43 より作成

大正 15年の社会局の報告によれば「工場設備ニ関シテハ、年々多少ナガラモ、其進歩

改善ノ跡ヲ認ムルコト得べシ、之レ漸ク社会一般ノ時運ガ特ニ産業労働者ノ健康増進、換言スレバ健全ナル労働力保持ノ、極メテ重大ナルコトヲ了解・・中略・・設備改善上現実ニ多大ナル費用ヲ要スルガ如キ方面、例へバ粉塵発生ノ除去、除害、作業室内ノ温度調整、採光、換気ニ関スル考慮ニ至リテハ、未ダ充分改善ノ意ヲ注ガレタルモノト言フヲ得ズ」(『工場監督年報 11 回』社会局 p.57). この報告では徐々に改善は進んでいるが、まだその改善の必要がある事を提示している。またこの頃、多くの企業では疾病予防のために採用時と採用後の定期検診を実施するようになっており、衛生思想向上を目的に工場衛生会、工場懇話会などが主体となって安全週間、衛生週間の開催などが行われていた。

昭和4年の深夜業廃止によって疾病の予防は大きく前進する事になる。「深夜業廃止前後秋冬季にわたる5ヶ月間の平均罹病率は、男工48.52%から37%へと6.44%、女工36.1%から31.17%へと3.4%の減少であり、業種別に見れば、綿紡男工においていちじるしく、病類別には、消化器疾患、感冒、呼吸器疾患の順で減少がいちじるしい。」(『深夜業廃止の影響調査』内務省社会労働部昭和6年p.450).

被害者の救済

「職工疾病ノ救済ノ方法ヲ設クルヲ常トス即寄宿職工ニ在ツテハ食料及医薬料ヲ職工ノ負担トスルアリ医薬料ノ一部ヲ工場ョリ補助スルアリ重傷者ニハ医薬ヲ無料トスル外食料ヲ徴セサルコトアリ・・中略・・死亡セル場合ニハ稀ニ祭礼料及扶助料トシテ百円以上ヲ給スルモノナキニアラサルモ多クハ五十円以下ヲ其遺族ニ・・」(『綿糸紡績職工事情』農商務省 p. 143). と報告にあるように、職工の勤続年数、熟練度に応じて、扶助料などは支給されていた。明治 27 年には大阪の紡績会社が協同で大阪病傷保険会社を設立しているが一年あまりで解散している。以後二、三の工場では共済組合などにより保険制度を設けていた。以下、その事例を紹介する。

富士紡績株式会社職工病傷保険規則

保険料を賃金の100分の2とし、会社から同額の補助を拠出して運営にあてていた。5日までは医薬・食費自己負担、5日以上は支給、負傷については程度に応じて恤救金を支給(日給の300日分から15日分)、死亡ついては日給の2倍に在社月数をかけた埋葬費・恤救金を支給。なお、3ヶ月以上の治療期間を必要とされたものは解雇または帰休となった。

平野紡績会社の職工病傷共済会の統計 (明治29年3月から6月 単位 円と人)

積立金	救済金	保養料	葬祭料	雑費	残高	会員	被保入	分娩	死亡
498346	220800	16800	5600	29090	226056	4747	247	12	3

(『綿糸紡績職工事情』農商務省 p.162 より作成)

大阪傷病保険株式会社保険規則

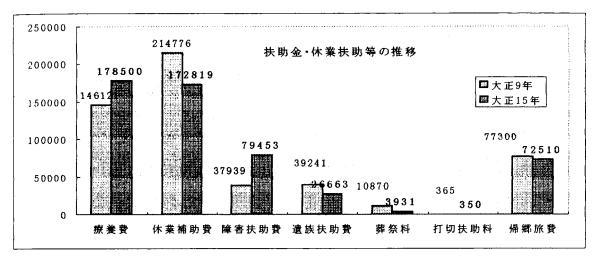
負傷・疾病において 100 日を限度として、休業日数に平日収入の 6 割をかけた金額を保険金とする。死亡に おいては 20 日間の収入分を葬祭料として支給する。分娩については産後 20 日間、収入の 6 割を保養料とし て支給する。保険料は被保人毎月の収入金の 100 分の 3 を平均率とする。

明治44年の工場法の制定・公布によって、危険作業保護、年少者・女子労働者の保護が規定され、労働災害扶助に関しても全国的に統一される事となる。実施は大正5年とされ、懸案である深夜業廃止は15年間の猶予期間を置き、昭和6年から15歳未満及び女子の夜間使用(午後10時から午前4時)の禁止を規定していた。しかし、大正15年の改正工場法の施行により、深夜業の廃止も昭和4年となった。なお、家内労働や職工15人以下の小工場は適用の対象外とされていた。

深夜業廃止が昭和4年に早められたのは、大正8年の国際労働者会議(第一回)において、女子および少年工の深夜業禁止問題が採り上げられた事による。日本の労働代表が実施の二年繰り上げと残業禁止の促進を主張したのに対し、紡績業・政府代表は、急に女子の夜業を禁止すれば日本の重要産業である紡績業が打撃を受け、繊維製品の供給に不足をきたし、景気に悪影響を及ぼすとして、なおの準備期間の必要を主張した。結果、日本は例外的に、大正14年までは15歳未満、その後は16歳未満に適用するとされた(国際的には18歳未満の少年の深夜業を禁止していた)。しかし結局、国際的情勢をにらんで、上記のとうり大正15年に改正工場法を施行、深夜業廃止は昭和4年に繰り上がったのである。

工場法施行以降は扶助も徐々に充実し、工場主においても職工募集の上で労働条件改善の必要が自覚されるようになった。大工場では重大なる過失や私傷、公傷の区別が困難なものについても、かなり寛大に扶助するようになり、職工の家族などに対しても、工場付属病院や付属診療所で実費で療養する傾向が表れ始めた(図 18)。

図 18



(『工場監督年報5回』社会局 p. 70『同11回』p. 74より作成)

第三節 健康災害の特徴

健康災害の収束

繊維産業の健康災害が社会問題化し、政府が初めて本格的な調査を行うのは明治 36年の「綿糸紡績職工事情」(農商務省報告) からである。この調査の結果から、健康被害は明治 16年に大阪紡績が昼夜操業で操業を開始したときから、その遠因が存在し、明治 18年頃からの機械紡績業の本格的成長を通じて増加し、明治 20年代の紡績業の急速な発展によって定着したといえる。そして、その一応の収束・沈静化は「深夜業廃止の影響調査」(内務省社会労働部) の指摘通り、昭和 4年の深夜業廃止時点である。この間、種々の対策は行われているが、大きな進展はなかったようである。伝染病対策の一人一床制の達成率が大正 5年において、まだ 33% (徳島県) であり、大正 15年には多くの企業で定期検診が行われ、安全週間や衛生週間が開催されるようになってからも、なお粉塵発生の除去、除毒、作業所の温度・湿度・採光・換気など設備費用のかかる方面は不十分であるとの前記「工場監督年報」(社会局) の指摘からも知ることが出来る。

大正9年10月に愛知県が比較的女工を多く出している、一色村の大正6年から8年の「帰郷女工の死因」を調査しているが、それによると死亡者総数71名中、結核原因が39名(54.93%)、その他が32名(45.07%)となっている(図19)。また、一色村のその期間の全死亡者が1254名、内結核死亡が106名(11.83%)である所から、同

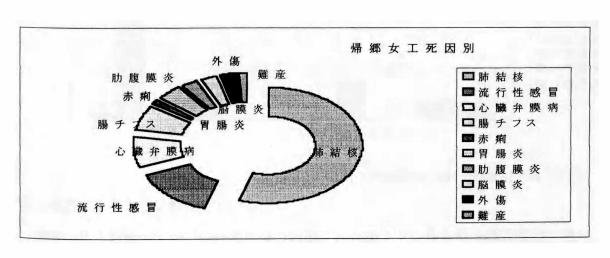


図 19

(『工場監督年報5回』社会局 p.72より作成)

村の女工結核死亡率は一般の4倍半強であると算出している。

業種別死亡調査では結核死亡者は製糸業が27人(69.13%)で最も多く、次に紡績業7人が次ぎ、肺結核以外の死亡者は織布業が15人(46.87%)で多く、製糸業9人が次ぐとしている。(図20)

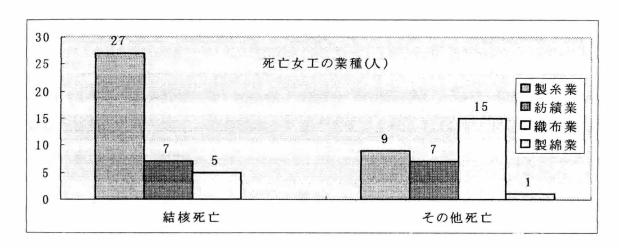


図 20

(『工場監督年報5回』社会局 p.74より作成)

死亡女工の年齢別調査のよると、結核死亡の 56.41% (39 人中 22 人) が 20 歳未満であり、その他の死亡は同年齢で 25% (32 人中 8 人) である (図21)。

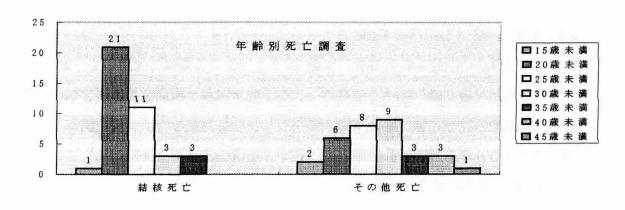


図 21

(『工場監督年報5回』社会局 p.75より作成)

県は最後に次のように報告している。

「調査ハ其人員僅少ナルヲ以テ之ヲ直ニ正確ナル結論ヲ下シ難キモ本調査成績ニ現レ タル肺結核死亡女工ニ就キ特異ナル点ヲ挙クレバ左ノ如シ

- 一、帰郷女工ノ死因ハ過半数(約五割五分)肺結核ナリ
- 二、帰郷女工ノ肺結核死亡率ハー般ノ肺結核ニ比シ遥ニ高シ(約四倍半強)
- 三、帰郷後肺結核ニテ死亡シタル女工ノ過半数(約五割四分)ハ十五歳以上二十歳未満ノ年齢階層ニ属セリ
- 四、大体ニ於テ工場在職年数長キ者程肺結核死亡率高シ
- 五、帰郷後肺結核ニテ死亡シタル女工ノ解雇理由ハ大部分(約九割弱)病気ノ故ニテ 加之其ノ大部分(七割四分強)ハ帰郷後一年以内ニ斃レリ」(『工場監督年報 5 回』社 会局 p. 77)

大正 15年の「工場監督年報」(社会局) の結核及び呼吸器病にかかり、治癒しないまま解雇の対象になった職工の割合調査から見ても大正 9年から 15年まで、ほとんど進展がない事が分かる (図 22)。

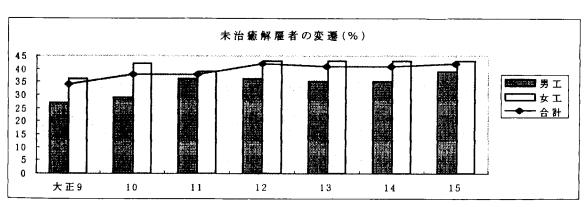


図 22

『工場監督年報 11 回』社会局 p. 182 より作成

以上のような事例から結核をはじめとする、種々の健康災害が明治の中期から昭和の初期にかけて繊維紡績産業に猛威を振るっていた事をうかがい知る事が出来る。

さらに、相関分析を用いる事によって、この間の繊維産業に起こっていた高率の健康 災害(ここでは結核死亡率をその指標とする)が一般社会とは独立のものであり、繊 維産業において、固有の死亡率の高さを示していると推定する事が出来る(表 10)。す なわち、人口と一般結核死亡者数の相関が 0.999 で高い相関を示していること。人口 と調査工場件数、女工人数、女工結核死亡者数の相関が 0.533、0.564、0.639 と比較 的低い相関を示している。また、一般結核死亡者数と調査工場件数、女工人数、女工 結核死亡者数の相関が 0.524、0.552、0.621 とこれも比較的低い相関を示している。 これは人口の増減と一般結核死亡者数の増減には大きな因果関係があることを示して

相関分析結果 (表 10)

	人口 (千人)	一般結核死亡者数(千人)	調査工場件 数	女工人数	女工結核死亡者数
人口 (千人)	1.000			****	
一般結核死亡者数(千人)	0. 999	1. 000	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
調査工場件数	0. 533	0. 524	1.000		
女工人数	0. 564	0.552	0.997	1.000	
女工結核死亡者数	0. 639	0. 621	0. 957	0. 977	1.000

注:(表9)による相関分析結果

いるのに対して、人口の増減や一般結核死亡者数の増減と女工人数や女工結核死亡者数の増減とはあまり因果関係を持たない事を示している。それに反して、調査工場件数と女工人数との相関が 0.997、女工結核死亡者数との相関が 0.957 と高い相関を示し、また、女工人数と女工結核死亡者数の相関も 0.977 と高い相関を示している。これは、繊維産業の一般結核死亡者の 2.2 倍(上記愛知県の報告を考慮すると 4.5 倍)という高い死亡率は繊維産業に独立的に発生していたものであり、その時期の繊維産業に普遍的に起こっていた現象であるという事を示している。そして、時系列的に見て新たな変革(例えば工場内の粉塵が完全になくなる、一人一床が完全に実施される、深夜業が廃止されるなど)が起こらない限り、その事態は継続する事を示しているといえる。

繊維産業における健康災害は、明治維新とともに始まった開放経済での国際競争の中、 外国製品の国内への進入を防ぐ過程で生まれ、繊維産業が近代軽工業化の旗手として 日本の産業革命を成功に導く過程で増大し、繊維産業がその地位を確立するとともに ある程度の沈静化を見たのである。

繊維産業の健康災害における人的損害の推計

われわれは、繊維産業の健康災害について考察してきたが、その人的損害の大きさを、 次のように推計する。また、健康災害は補記のとおり多くの疾病にわたっている事が 報告されているが、ここでは結核に限って扱う事とする。また、対象を明治 29 年から 昭和 4 年までデータのそろっている繊維産業 (ただし、明治 43 年から大正 2 年、大正 4 年から 7 年は推計) の女工と全職工とする。(『現代日本産業発達史 繊維 上』統計 p. 40・44・45)

繊維産業女工の損害推計人員:

{明治29年から昭和4年までの女工総数 (17,052,187人) }×

{女工結核死亡率 (0.38%) ——般結核死亡率 (0.17%) } = 35,810 人

繊維産業全職工の損害推計人員:

{明治29年から昭和4年までの全職工総数 (20,647,808人) }×

[女工結核死亡率 (0.38%) 一般結核死亡率 (0.17%)]=43,360 人

補記

最後に、本論では最もデータの豊富な女工の結核疾病を繊維産業の健康災害の指標として考察を進めてきたが、明治36年の「綿糸紡績職工事情」(農商務省報告)では、その他の多くの疾病についても報告されており、その概略を疾病解雇者(表 12)と工場死亡女工(表 13)について紹介する。

疾病解雇者年別 表 11

	明治32	明治33	明治34	明治35	合計	割合
結核	10	88	150	150	398	23%
肋膜炎	6	46	54	80	186	11%
気管支炎	13	39	53	56	161	9%
胃及腸カタル	17	51	67	54	189	11%
脚気	5	45	58	18	126	7%
調査工場件数	3	16	28	24		
工場平均女工数	421	484	495	510		

注:割合は全疾病解雇者に対するもの

(『綿糸紡績職工事情』農商務省 p. 129 より作成)

以上五つの疾病で全疾病の61%を占めている。

工場死亡女工年別 表 12

	明治31	明治32	明治33	明治34	明治35	合計	割合
結核	1	16	34	30	26	107	32%
肺炎		2	8	6	12	28	8%
脳膜炎		8	10	10	14	42	12%
脚気	21	3	17	9	2	52	15%
調査工場件数	1	4	20	25	16		
一工場平均女工数	287	662	524	508	564		

注:割合は全疾病解雇者に対するもの

(『綿糸紡績職工事情』農商務省 p. 129 より作成)

以上四つの疾病で全疾病の67%を占めている。

なお、戦後日本の繊維産業は、長期の経済成長の中、賃金水準の画期的な高騰、期末 一時金の水準、退職金水準の大幅な上昇、週休2日制、定年延長から社会保険制度の 充実まで、労働条件全般にわたる著しい向上を見ている。(『続 戦後紡績史』日本紡績協会 p 763). 一般福利更生に関して、具体的には寄宿舎や社宅など住居施設、給食や売店など 生活援護施設のほか、学園その他文化教養、レクリエーション施設などの設置が行わ れた。戦後の日常生活物資の不足していた時期には、給食、購買、無料提供の寄宿舎、 安い使用料による社宅など福利厚生が従業員の生活維持や安定に大きな役割を果たし た。次に社会経済の発展と共に、福利厚生は賃金補完的なものへと変化して行った。 それは、大幅な賃上げに対して福利更正施設利用に関して利用者負担を行う、ギブ・ アンド・テイクの方策として現れた。具体的には食費徴収額の増額、外部業者への委 託経営、クラブ活動の自主運営、給付社宅から職務社宅への転換、個人の持ち家取得 の促進などである。学園関係では一般社会における高校進学率の向上に合わせて、こ れまでの各種学校教育のほか、繊維高校の設立、普通科課程の広域通信教育、工場周 辺の定時制高校への通学、さらには短大進学など、働きながら就学する道を開いた。 従業員および家族の業務外の傷病、死亡、分娩などの保険給付の制度として大手紡績 では健康保険組合が戦前からあり、戦後創業された会社では順次設立された。その他 の会社は政府の健康保険に加入している。厚生年金によって、労働者の老齢、廃棄、 死亡などの事故ついて年金や一時金が給付されている。なお、厚生年金は昭和16年に 労働者年金保険として発足したものが昭和 19 年に改称された。業務上の事故によって 従業員が死亡または障害を負ったときは労働者災害保障保険によって補償給付が行わ れている。これは、終戦直後の昭和22年に創設された。この労災保険は、労働基準法 に基づく使用者の業務上の災害補償責任をカバーするもので保険料は会社負担となっ ている。また、この法定給付に付加して、企業が任意に傷病見舞金や弔慰金、葬祭料 などを付加給付する慣習があったが、現在では付加給付制度となっている。 (『続 戦後紡 績史』日本紡績協会 p863~870).

第三章 産業発展期における石炭産業の事故障害者

(事故・負傷者・死亡者と異常災害分析を中心に)

第一節 石炭産業の発展

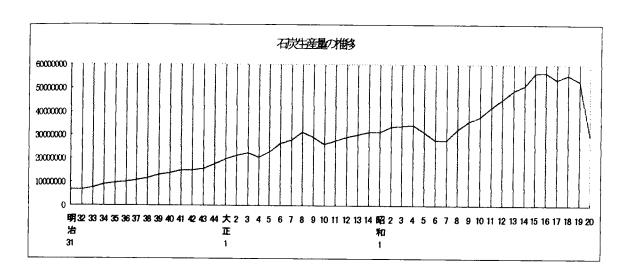
産業発展の状況

石炭鉱山は幕末期には製塩用燃料、船舶用燃料として開発されていたが、本格的な開 発は明治に入ってからである。政府は明治2年の「鉱山開放」によって自由採鉱の方 針を示し、明治6年の「日本鉱法」によって全国の鉱業を統一的に規制し、石炭産業 への多くの参入を可能にした。同時に、石炭産業の官営政策を行い外国技術の導入に 努め、近代石炭鉱山の発展に力を入れた。生産高は日清戦争の始まりによって大幅に 増加し、続く好景気と輸送網の発達により、販路が拡大され、生産高は増加の一途を たどって行った。なお、この時期から大資本家による大規模炭鉱経営が多くなる。日 露戦争開戦前に不況期を経験するが、石炭生産高は増加傾向を保ったままであった。 開戦よって石炭業界は再び活況となり、休業炭山の復活、規模の拡大・改良によって 生産高の増加は続いた。日露戦争後は好況が続き、石炭産業は更に発展を続けた。し かし、急激な拡張による保安設備の不足と急激な労働者の増加(これにより、未熟練 労働者も増加した)により、このころからガス爆発など炭鉱災害の増加傾向が見られ 始めるようになった。 明治 44 年には石炭生産高 1760 万トンとなり、石炭輸出高は 300 万トンとなる。大正3年に第一次世界大戦が始まると、当初は業界の不振、外国船の 来航の減少により、石炭需要は減少するが、4年には好景気によって、炭鉱の拡張、 新炭山の開鉱などにより、生産高・石炭価格総額共に、大きく上昇した。石炭生産高 は明治20年の170万トンに対して大正8年には3100万トン、石炭価格総額は4億4000 万円と全鉱山生産額の7割を占めるまでになる。大戦後の不況はまず鉄鋼業界から始 まったが、石炭業界は石炭価格が依然高値を続けたので、なお拡張傾向にあった。9 年に入ると多くの工場閉鎖・縮小が始まり、工業界、海運界の不振による石炭需要の 低下を招き、石炭価格は下落する。戦時中の好況時に生まれた小規模炭鉱は廃坑に追 いやられた。また、大正時代初めから、採炭の深部が深くなっており、坑内換気が一 層困難になっていた上に、大戦の好景気に石炭生産の増加を急ぎ、坑内の急激な拡張 と不熟練労働者の急増のため、8 年の大戦終了までの期間に、急激な炭鉱災害の増加

を見ている。その後、石炭業界は不況の状態で進行し、昭和に入っても、その状況にあまり変化はなかった。この様な状況から石炭業界は炭鉱の整理、設備の改善、福利施設の充実、経営の合理化などを進め、特に労力の機械化により生産効率の上昇をはかり、大戦中に増大していた生産コストの削減を行った。また、選炭方法、設備を改善し、品質の向上を図ったため、昭和4年の石炭生産高は3700万トンまで上昇する。その後の昭和5年の金解禁によって、不況期が再来し、産業不振・整理による石炭需要の低下に直面、その状況が継続する。昭和8年の国際連盟脱退により、石炭市場も軍事経済体制の色彩が濃くなり、軍事需要の増加による石炭増産の時代に入る。昭和13年には石炭の生産・統制の協議会が設置され、輸入石炭の販売統制なども始まった。15年には石炭配給統制法が制定され、石炭は配給統制の対象となる。この年に海軍経営の炭田の生産量を含め、史上最高生産記録5700万トンを達成している。この後は昭和16年の太平洋戦争突入による、熟練労働者の出征、徴用未熟練労働者の増加、資材の不足のための石炭生産は停滞・下降、生産能率の低下を見る。そして、昭和20年終戦を迎えるのである。ちなみに、月産1人あたり石炭生産高は昭和8年に18.9トンであったものが、19年には10.2トンにまで低下している。

経済的発展状況

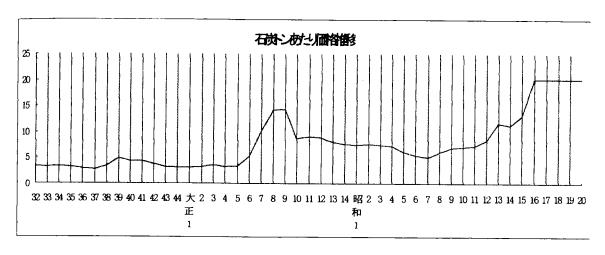
石炭の生産額は国内産業の発展とともに増加し、一部の不況期を除いて明治、大正、昭和、終戦を通じて一貫して増加を続けている。石炭産業がその基盤を確立したのは日清戦争以降であり、日清戦争当時の生産高が 420 万トン、その後の明治 29 年には500 万トンとなっている。また、日露戦争時の生産量が1072 万トンであるのに対して、明治39年には1298 万トンに増大し、大正8年には3127 万トンとなっている。この間に2055 万トンの増加を示しているのである。8年以降は、第一次大戦後の産業整理期、昭和初期の金融恐慌、農業恐慌と経済不況が続き、生産量は3000 万トン前後上下し、昭和2年から4年にかけては3300 万トンから4300 万トン代を記録するが、昭和5年の世界的恐慌によって生産額は3137 万トン、6年には2798 万トン、7年には2805 万トンと激減する。その間、石炭価格も暴落している。満州事変後は重化学工業の発展や軍需産業による石炭の需要増加により、昭和8年には3252 万トンを回復、昭和12年の日中戦争後は政府の石炭増産計画により、昭和16年には生産量5647 万トンを記録し、終戦の2988 万トンの激減まで5000 万トン台を維持する(図23)。



(『日本長期統計総覧2』p. 250. 251 より作成)

石炭価格は明治の初めから徐々に増加傾向にあり、第一時世界大戦前半まではかなり 安定的であった。大戦後半の好景気時に急激な高騰を見せ、大正8年東京においてト ンあたり市価34.7円の高値を記録している。大戦後の不況により急落、その後出炭制 限などを行うが不況期を通して低落を続け、昭和5年の世界恐慌によって更に下落、 昭和7年には夕張炭の港渡し価格が7円80銭にまで落ち込んでいる。これに対して石 炭業界では、大正 10 年に三井、三菱、北炭、古河が出炭制限を申し合わせ、11 年に は相当の実効をあげた。結果、制限率は下げられ、13年には制限は撤廃されている。 昭和1年には再び送炭制限が行われ、この時は特別課徴金を課す制裁規定が加えられ た。世界大恐慌の影響を受けた昭和5年以降は制限率を引き上げたが、炭価の状況は 好転せず、昭和7年には販売統制を目的に昭和石炭株式会社が設立され石炭価格の調 整に取り組んだ。一方で送炭制限は一段と強化され、超過増送に対する特別課徴金は 引き上げられ、減送に対しては新たに奨励金制度が設けられた。その後、炭価の状況は 好転し、送炭制限は徐々に緩和された。このころから軍需産業・重化学工業発展に伴 い販売統制による出炭調整から石炭増産へと石炭業界は増産へと向かい、それにつれ て石炭価格も上昇、昭和 12 年の政府の増産計画もあいまって更に上昇、13 年には石 炭価格の一割り切り下げを行うが収まらず、昭和 16 年石炭統制会が組織され石炭価格 は終戦まで完全に統制下におかれた (図24)。

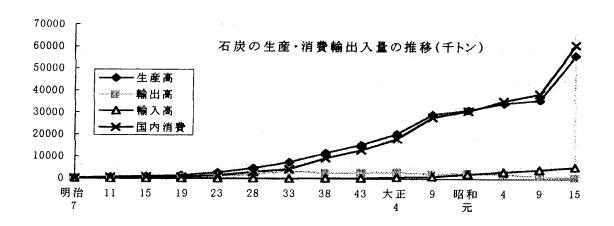
石炭産業は明治の初期から 33 年にかけて輸出産業として発展し、明治 7 年にはその生産高の 57% (119 トン)、33 年には 45% (3379 トン) と国内生産高の 5 割から 6 割



『日本長期統計総覧 2』p. 250. 251 より作成

を輸出に振り向けていた。一時は、上海・香港市場からイギリス炭、オーストラリア 炭を駆逐し、極東市場において独占的地位を占めた。その後、明治の末頃から中国炭に圧迫され始めるが、大正 11 年までは輸出は輸入を超過しているのが一般であった。しかし大正 12 年以降、石炭の輸出と輸入は逆転し、昭和 4 年には輸出高 239 万トンに対し輸入高 380 万トンと輸入超過 140 万トンとなり、石炭輸入国となる (図25)。

図 25



『日本鉱業発達史 中巻 1』鉱山懇話会 p. 172-174 より作成

石炭消費は年々増加し、大正元年には1697万トン、第一次世界大戦末の大正8年には3047万トンに達した。大戦後の不況により、消費増加のスピードは緩やかになるが、文化の進歩と人口の増加により、動力用・家庭用を基調に増加傾向は維持された。石炭の用途は、もともと伝統的な製塩用が大きな割合を占めていた。しかし近代化とと

もに、その近代的需要の先導的役割として、運輸関連の船舶・鉄道用の消費増加を見る。運輸機関の発達は石炭価格の引き下げ効果を持ち、さらに消費の増大を広めた。 鉄道用石炭消費は明治 29 年の 1 万 9768 トンから昭和 3 年には 398 万 7431 トンと、およそ 200 倍の増加、船舶用は 25 万 1982 トンから 372 万 6139 トンのおよそ 19 倍の増加である。しかし、消費の増加は工場用が最も大きく、明治 20 年の 16 万 3804 トン (19.7%) から昭和 3 年の 1920 万 5231 トン (69.3%) とおよそ 120 倍の激増を示している。これは近代的機械工業の移植と発展がいかに速く伸展したかを物語っている (図 26)。

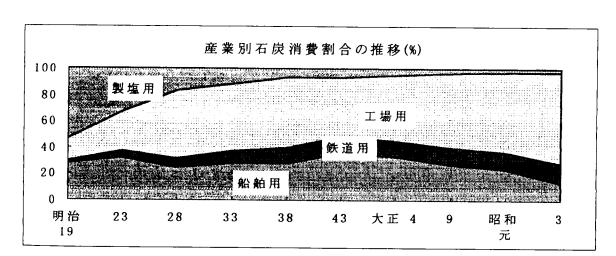


図 26

『日本鉱業発達史 中巻 1』鉱山懇話会 p. 187-189 より作成

この工場用消費の増大には、明治20年頃からの価格の安い粉炭の開発と消費が貢献している。また明治42年には、粉炭の需要は塊炭の需要に匹敵するようになり、大正9年には塊炭29%に対し粉炭34%、昭和4年には塊炭26%、粉炭46%となっている。第一次大戦後の不況期には安価な粉炭が塊炭市場をますます侵食していった。なお、明治30年代において塊炭価格と粉炭価格の比は100対60から50であった。

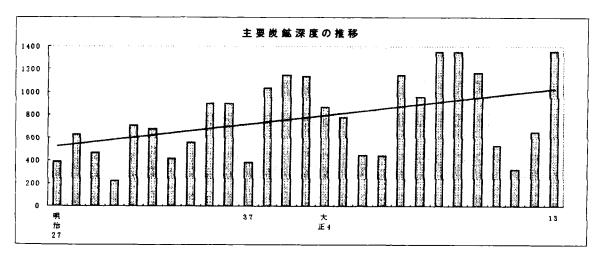
技術進歩の状況

石炭鉱業の技術進歩は、一般工業技術の発達、運輸技術の発展によって促進されるのはもちろんであるが、探鉱、開鉱、採炭、運搬、排水、通気、選炭、動力など設備の技術的向上、改良、進歩によっても大きく促進される。

三池における開鉱は明治6年政府官営が11坑、その後は順次、その開鉱数を増加さ

せ、第一次世界大戦の好況期の大正8年には224 坑を数えた。続く、不況期の昭和元年には104 坑に減少している。常磐において、明治22 年頃は横坑が一般であったが、生産量の増加とともに、その後は斜坑の開鉱が始まり、27 年以降に竪坑の開鉱が始まった。そして、明治41 年以降は竪坑が全盛となる。竪坑の増加とともに、石炭鉱山の深度も平均的に年々深いものが増加し、明治中期から後期の平均炭鉱深度が576尺となっているのに対し、明治後期から大正期の平均深度は919尺となっている(図27)。図中トレンド線は右肩上がりとなっている。



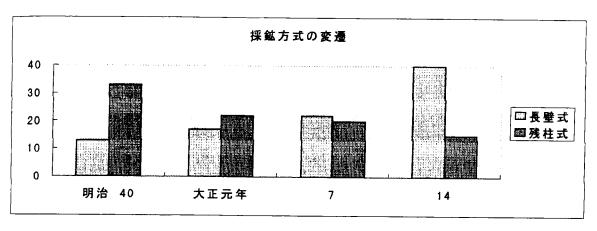


(『日本鉱業発達史 中巻 1』鉱山懇話会 p. 258 より作成)

記録に残る火薬爆破法は明治6年の三池炭鉱が始めとされ、明治23年にはダイナマイトが使用されている。日露戦争前後の坑内ガス爆発が火薬爆破に起因する事が多かったため、このころから安全爆薬の研究が始まっている。安全爆薬の使用は大正12年の100に対して、昭和4年には3117に増加している。また点火方法は普通導火線を用いていたが、ガス爆発の危険が伴うため、明治39年に三池において電気雷管が始めて使用されている。

採炭方式は主に長壁式と残柱式が用いられ、主要炭山における明治 40 年の採用鉱数 13 対 33 が大正 14 年には 40 対 15 と長壁式が多くなっている (図28)。長壁式採炭方式の採用によって機械力による採炭が容易になり、効率化は進んだ。長壁式採炭方式は主要坑道から炭層に向けて、数 10 から 100 メートルの間隔で 2 本の坑道を堀り、その間を連結させて大きな採炭面 (炭壁) を作り出す方式である。こうする事によって機械力による採炭が容易になった。また、坑道を換気用と運搬用に分ける事によって、

図 28

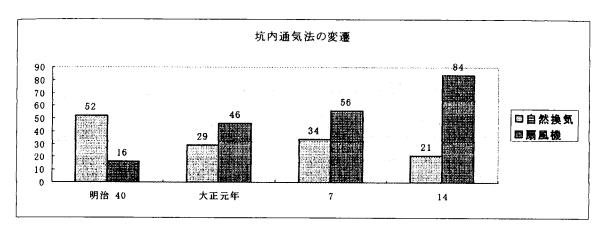


(『日本鉱業発達史 中巻 1』鉱山懇話会 p. 291 より作成)

採炭は元来「もっこ・つるはし」の手掘りであったが、明治30年頃に始めて削岩機が試験的に採用された。その後は削岩機の採用は徐々に増え、明治44には三池において電動式削岩機が使用された。しかし、急速な増加は第一次世界大戦後の不況期で、その採用の原因は合理化・コスト削減の一環としてであった。大正元年ごろには空気圧搾式が現れ、その後は空気圧搾式が主流を占めている。

坑内運搬は炭車を人力で押す、人力運搬法が明治の末頃まで一般的で、明治末から大正の初めにかけて長壁式採炭方式が発達すると、機械力による運搬が試みられた。大正2年には三池において、初めて機械運搬機が使用された。その後、徐々に増加をするがまだ試験的段階が続いた。大正から昭和にかけての石炭業界の不振期に、合理化・能率増進の必要から急激に機械運搬機が導入される事になる。また、人員の運搬も明治末期ころまでは徒歩であったが、鉱区・坑内の拡大と深度の増加により、往復時間の能率的損失から機械力での運搬が増加した。

坑内の通気は当初は自然換気であったが、明治11年頃には換気専用の竪坑が建設されるようになる。しかし、さらに炭鉱深度が増加してくると、機械力が用いられるようになった。ちなみに、明治40年の自然換気を100とすると大正14年には40と減少しており、逆に扇風機は100から525と五倍以上の増加を示している(図29)。坑内照明などは初期は種油の火皿であり、ガス引火・爆発などの危険に対する考慮はなされていなかった。明治21年に一部炭鉱で安全灯が使用されるようになり、その後は各炭鉱で徐々に増え、大正に入るとほとんどの炭鉱で安全灯が採用されるようになっ



(『日本鉱業発達史 中巻 1』鉱山懇話会 p. 362 より作成)

た。電気安全灯の試用は明治 37 年に三池炭鉱が初めてであり、鉱夫が使用するようになるのは大正 13 年ころからである。

第二節 異常災害の発生

炭鉱災害の状況

事故災害は産業の発展とともに年々増加し、第一次世界大戦後の大正8年に最大回数を記録している(図30)。日露戦争後の業界好況期に生産高の増加と鉱区の拡張、労働者の増加、保安上の不備などにより、ガス爆発が続発し災害の増加が記録されている。明治37年の災害回数725回(死傷者925名)に対して、明治38年には2556回(死傷者2780名)の多くの犠牲者を出している。明治42年、43年と相次いで1000尺を超える炭鉱が竣工するなど、大正の初めころから、炭鉱の深度が深くなっている。

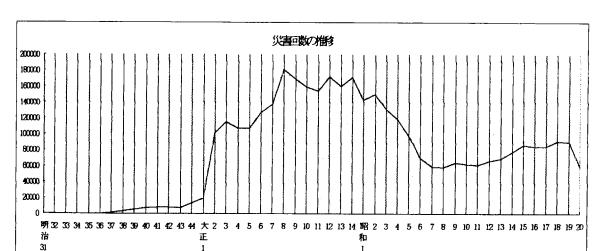


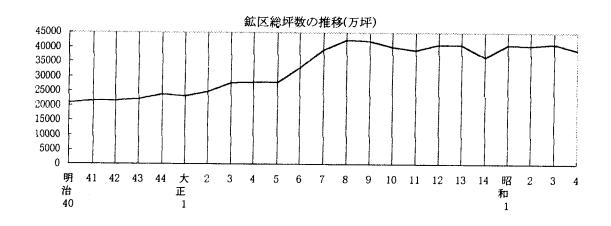
図 30

(『日本長期統計総覧2』p. 494. 495 より作成)

そのことから、通気上の問題が増加し、災害回数の急激な増加を見ている。また、第一次世界大戦の好況期における生産額の増加、鉱区の急拡大、労働者の急激な増加などにより、災害回数は異常な増加を示している。

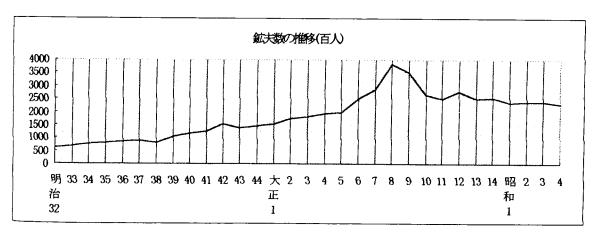
鉱区の拡大は大正元年に2億3156万坪であったものが、5年に2億7969万坪、その後は大戦好景気を反映して、8年には4億2491万坪となり、2倍近くの増加を示している(図31)。炭鉱労働者の増加は明治32年の6万964人が大正元年には15万2429人となり。大正5年は19万7907人、そして8年には38万4240人となり6倍以上急激な増加をしている(図32)。この間に、かなりの未熟練工が増員された。この様な増員、増産、鉱区の拡大がたたって、災害の回数は大正元年の災害回数1万8623回(死傷者1万9265人)であったものが、大戦開戦時の大正3年には災害回数11万4786回(死

図 31



(『日本鉱業発達史 中巻 1』鉱山懇話会 p. 168 より作成)

図 32

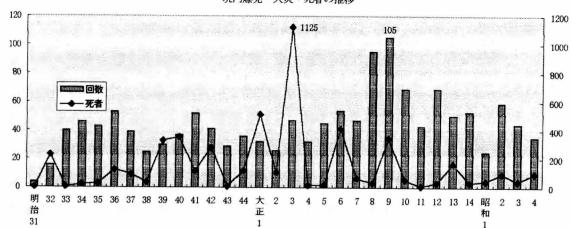


『日本鉱業発達史 中巻 1』鉱山懇話会 p. 209 より作成

1282回(死傷者 19万0807人)を記録している。その後は、通気方法、設備の改良、保安取締の遂行、散水、安全爆薬の使用など、災害防止の研究が進み災害回数の増加は頭打ちとなる。続いて大正末期頃から昭和に入ると、災害防止運動などが起こり、また不況による生産調整、合理化などにより災害回数は急激に減少してくる。

炭鉱災害の中で最も多いのは落盤であり、次いで坑内爆発・運搬に関する事故が並んでいる。ただ、坑内爆発は一旦起こると多くの犠牲者を出し、きわめて被害が大きい。 坑内爆発の最初の記録は明治8年高島鉱の死者40名、負傷者30名が最も古く、その後、明治24年に北海道で数回の爆発があり、ガス爆発の危険が認知されるようになる。 明治36年に死者307名、続いて明治40年には死者360名と爆発事故が続発するにつ れて、専門家や社会にも爆発事故の被害の大きさが知られるようになった。爆発事故の被害はガス爆発だけでなく、炭塵による爆発の危険が災害を更に拡大する事も認知されるようになった。しかし、その後も爆発事故は収まらず、大正元年には坑内爆破・火災32回(死者513人、負傷者82人)を起こしている。さらに、大正3年には47回(死者1125人、負傷者164人)、9年には105回(死者347人、負傷者168人)と増加の一途をたどっている(図33)。なお、炭塵爆発の危険については、明治11

お、炭塵爆発の危険については、明治 1 図 33



坑内爆発・火災・死者の推移

『日本鉱業発達史 中巻 1』鉱山懇話会 p. 370、371 より作成

年にイギリスではすでに知られていた。「炭塵爆発説の起源は英国に於ては己に一八七八年(明治十一年)、同国鉱山監督官ガロウエー氏により発表せられしものにして、我国に於いて炭塵が瓦斯に劣らざる爆破の危険を有するを実際的事実により知り得たるは、之に後れる事約三十年即ち明治四十年以後の事にして…」(『日本鉱業発達史 中 1』 鉱山懇話会 p. 374).

防災対策の状況

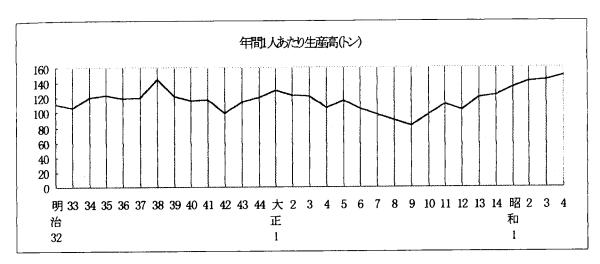
防災対策は各炭鉱において種々行われてきたが、明治の中期頃まではかなり幼稚で、自然通気、裸灯のままなどで採炭が行われていた。明治後期ころからの度重なる災害で、防災の研究・実施が言われるようになった。明治 42 年には筑豊炭田の組合によって救命隊本部が作られ、各種の救命器が設置されている。第一次世界大戦の好況期に災害が続発したため、政府は大正 4 年に石炭鉱爆発取締規則を公布している。これに

よって、指定炭鉱においては

- ① 通気量及び速度、通気方法
- ② 採炭跡の処理
- ③ 坑内ガス量の制限と検査、炭塵並びに爆発伝播の防止
- ④ 坑内灯火種類並びに安全灯数の制限
- ⑤ 鉱夫携帯品の検査

など安全対策を行うよう義務づけられた。この結果、指定炭鉱において通気の改良、 炭塵の掃除、散水、岩粉の散布などが行われるようになった。同時に鉱山安全灯の試 験場が筑豊炭田の組合によって設立され、6年には爆発試験を行うようになっている。 大正10年に、この試験場は福岡鉱山監督局の調査所となり、安全灯、安全爆薬の安全 度、ガス炭塵の爆発危険性などの試験、鉱山関係者などに対する啓発指導などを行う ようになる。また、大正3年には一部の炭鉱において坑口浴場、更衣所などを設けて、 鉱夫の携帯品を検査し、火器、喫煙具などの持ち込みを禁じたりしている。もともと、 災害防止に関する法規は明治6年の日本鉱法に規定があり、坑口の後始末、坑内の営 繕、人命安全の不備に対して罰金、罰則を課していた。明治25年に発布された鉱業警 察規則では保安維持、物的危険防止など、いわゆる災害防止に関する事項を定めてい た。そこでは、建設及び工作物の保安、生命及び身体の保護、危害の防止その他公益 の保護、技術管理者、公安警察係員の選任などを鉱業警察に行わせる様になっていた。 大戦中の好景気には、石炭生産量の増加に追われ、未熟練労働者の増加、保安規則の 遂行の欠如、保安設備の不足などにより災害防止効果は上がらず、かえって増加を見 ている。しかし、戦後の不況期に効率の増進、産業合理化が行われ

- ① 労働者整理による資質の向上、監督制度の改善、業務の簡素化
- ① 鉱内外における労働の機械化、切羽の集中、削岩機・切羽運搬機の使用
- ② 支柱法及び支柱材料の改善、局部扇風機・各種運搬機の利用
- ③ 爆薬使用の増加
- ④ 照明の改善、動力の電化、発電の集中、電力購買の拡張
- ⑤ 水選機の増設、粗悪炭の始末、労務管理及び防災管理の改善などにより、生産効率は大きく増進し、大正9年の年間1人あたり83トンは、昭和4年には150トンにまで上昇している(図34)。



(『日本鉱業発達史 中巻 1』鉱山懇話会 p. 209、210 より作成)

この様な合理化、生産環境の改善が始まって、災害発生回数の増加は大正8年以降沈静化し、昭和に入っての生産性の上昇と昭和4年から7年にかけての生産量の減少があいまって、大幅に災害の発生は減少してくる。この様な産業の合理化と技術革新が防災対策効果を生む結果となったと言えるのである。

災害防止運動が大正末期から昭和に入ると盛んになり、安全保安にける知識の普及、 指導宣伝の目的で各事業所に安全会が組織されるようになった。昭和2年には鉱山に おける病気・災害の防止、能率の増進を目的に日本鉱山協会が設立されている。

日本鉱山協会は

- ① 災害防止に関する調査研究
- ① 衛生施設の改善に関する調査研究
- ② 工業技術の改良その他能率増進に関する研究調査
- ③ これら調査研究の結果の発表及び実施の奨励
- ④ 病気・災害防止の宣伝、表彰

などの防災対策を各事業所と連携して行った。

鉱山労働者には徳川時代から「友子」制度があり、これは相互扶助救済を目的とした ギルト的組合であった。この組合の一員になるには一定期間(慣例では3年3ヶ月10 日)親分のもとで修行をし、その後「友子」として取り立てられる事になっていた。 この修行期間が厳しく、鉱夫として必要な技量や防災に関する知識が教育された。し かし、石炭産業近代化と共に、労働者も会社直轄となるようになり、第一次世界大戦 後の不況期の合理化の過程で、その役割を徐々に弱めていった。

災害補償の状況

労働者の業務上の災害に対する補償を法律上定めていたのは、明治23年の鉱業条例である。ここでは、就業中の負傷に対する治療費・日当の補給、死亡による埋葬料の補給、遺族への手当の支給などを規定していた。しかし、現実には各鉱山の補償の内容は統一的ではなかった。特に業務上であるか、業務上でないかの判定が困難であった。この様な事から、大正5年の鉱夫労役扶助規則によって業務上の負傷、疾病、死亡に対する補償の程度が統一的に定められた。明治後期の扶助程度と統一的な扶助規則が定められた大正後期・昭和初期の扶助程度を比較すると、明治44年の扶助総額が52万5000円(17万1800人)であるのに対し、大正14年には扶助総額が549万7000円(22万3000人)となり、この14年間に10倍近くの増加を示している。なお、昭和2年には健康保険法が実施され、扶助額は激減している。しかし、昭和4年における保険組合の事業主負担を見ると523万9000円となっており、制度の改正によって法的扶助料が健康保険料に転化した事がうかがえる。(図35)

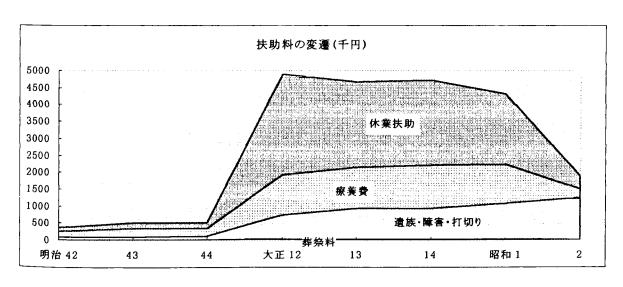


図 35

(『日本鉱業発達史 下巻 2』鉱山懇話会 p. 551-554 より作成)

なお、健康保険法では疾病、負傷、死亡及び分娩に対し業務上か業務上でないかを問わず、保険給付を行う様になった。

業務上以外の私傷病及び家族の補償については、扶助制度の補完的役割を果たす共済

組合があった。共済組合の設立は明治 21 年が初めであり、大正 7 年には 172 組合となっている。組合の基金は事業主の補助と鉱夫の出資とによるのが一般的であった。 災害補償には公的扶助と共済組合以外に、徳川時代からある互助組織「友子組合」 があった。また、互助の方法には二種類あって、傷病者、死者のような災害の一時的ま たは軽度のものについては、一鉱山内で救済を行い。不具、廃棄のように長期の救済が 必要なものは全国の「友子」に救済を求めた。

第三節 異常災害の特徴

石炭産業における事故災害の分析

炭鉱における事故災害の増加は、石炭の生産高と連動するように徐々に増えて行った。しかし、社会問題化するのは明治後期も終わり頃に相次いだ、炭鉱爆発事故による死傷者の多発からである。大正時代に入ると、すでに明治の末期から採炭環境が変化していたにも関わらず、在来の採炭方法と技術、労働力の投入による鉱区拡大、生産量の増大を図ったため、急激な事故災害の増加を見ている。これは、増産の要請に対する技術革新の導入の遅れと、その後に続く価格の高騰が、事故災害の異常多発期を到来させたと言える。この災害の異常多発は不況期の石炭減産、炭価の下落、人員の整理、合理化などによって、その増加傾向を緩めた。しかし、基本的には収まらず、昭和1年頃までの景気低迷期の前期においては増減を繰り返した。大正10年に行われた送炭制限が、昭和1年以降、数回にわたって強化・実施されると、それに応じて産業界の合理化と技術革新は進展した。結果、事故災害は沈静化の傾向を見せ、続く昭和5年の送炭制限の強化、昭和7年の再強化を経て、昭和7年から10年ごろにかけて沈静化・軟着陸を果たすことになる。

次に、この石炭産業における事故災害を計量的分析手法を援用する事によって、異常 多発期が大正2年ごろに到来し、昭和7年から10年ごろにかけて沈静化・軟着陸に成 功した事を推論する。そして、その災害異常多発の大きさがどのようなものであった かを、次の3つの方法で推計する。

I、まず最初は、災害異常多発期以外の災害発生率より、異常多発の大きさを推計しよう。

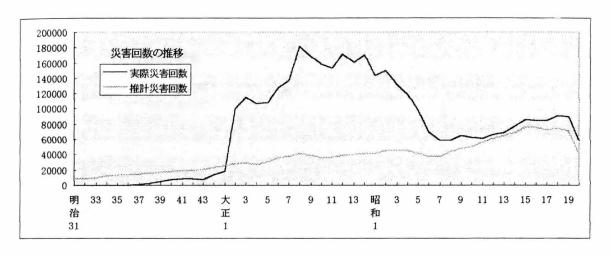
ここでは、災害の発生が大幅に伸びた大正2年から底をついた昭和8年の前年7年までを異常多発期と仮定して、明治31年から大正1年、昭和8年から20年の災害発生率を正常推計災害発生率とする。

正常推計災害発生率: (明治31年から大正1年、昭和8年から20年の実際災害回数の総和)

÷ (明治31年から大正1年、昭和8年から20年の石炭生産量の総和) =0.0013428

推計災害回数:各年度の石炭生産量×正常推計災害発生率 (0.0013428)

実際災害回数と推計災害回数をグラフ化すると以下のとおりとなる(図36)。



これより災害異常多発の大きさは次のようにして 1,869,371 回と計算される。

災害異常多発の大きさ: (大正2年から昭和7年の実際災害回数の総和)

- (大正2年から昭和7年の推計災害回数の総和) =1,869,371回

Ⅱ、第2番目は災害異常多発期以外の時系列的トレンドから、異常多発の大きさを推 計することにする。

ここでは、災害の発生が大幅に伸びた大正2年から底をついた昭和8年の前年7年までを異常多発期と仮定して、大正1年と昭和8年の実際災害回数と時系列から災害異常多発期の時系列トレンドを推計し、そこから推計災害回数を算出する。推計式は次のようである

y = a + bt

y:実際災害回数

t:タイムトレンド (明治31年から昭和20年を t=1、2····48 とした)

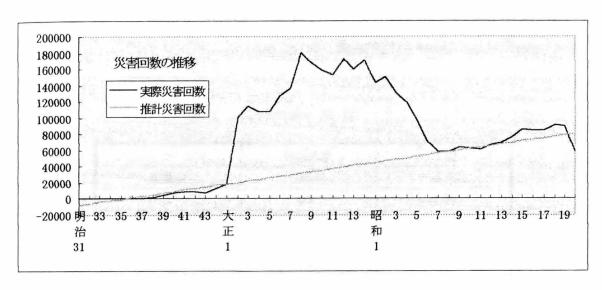
大正1年:18625=a+b×15 (実際災害回数yは18625回 大正1年の時系列 t は 15)

昭和8年:58294=a+b×36 (実際災害回数yは58294回 大正1年の時系列 t は36)

この式を解くと a=1889 b=-9710

それゆえ推計災害回数 yは (1889×t-9710) より求めることが出来る。

この推計災害回数と実際災害回数をグラフ化すると以下のとおりとなる(図37)。



災害異常多発の大きさ: (大正2年から昭和7年の実際災害回数の総和)

- (大正2年から昭和7年の推計災害回数の総和) =1,861,337回

Ⅲ、第3番目に、災害異常多発期を含めた回帰推計を行い、その推計回数から異常多 発期を除外し、推計災害回数を算出、異常多発の大きさを推計することにする。推計 式は次のようである

y=a+bt+cx+d1D1+d2D2+d3D3+d4D4+d5D5+d6D6+d7D7

y:実際災害回数

t: タイムトレンド (明治31年から昭和20年を $t=1,2\cdots$ 48とした)

x:石炭生產量

D1: 採炭深度の増加による危険度増大期 (大正2年から5年)

D2:第一時大戦好況期で炭価の高騰、鉱区拡大による危険度増大期(大正6年から8年)

D3:戦後恐慌期で人員整理、合理化による危険度減少期(大正9年から11年)

14:探炭法 (長壁式) 換気法 (扇風機) 技術の転換による危険度逓減期 (大正12年から14年)

D5:金融恐慌期で送炭制限、合理化、機械化による危険度減少期(昭和1年から4年)

D6:昭和恐慌期で送炭制限率引上げ、合理化による危険度減少期(昭和5年から7年)

D7:特別賦課金、奨励金制度の導入で合理化による危険度逓減期(昭和8年から10年)

推定結果は (表 13) のようになり、 災害異常多発期を含めた推計災害回数 y は、次の

式によって求められる。

y = -16576.65 + 454.52033 t + 0.0014897 x + 83875.229D 1 + 112939.26D 2 + 124810.913D 3+ 127193.571D 4 + 88929.705D 5 + 33257.721D 6 + 8686.779D 7

回帰推計結果 (表 13)

	回帰係数	 t.値
定数項	-16576.	-5. 09
t	454.	1. 28
X	0.00149	4.50
d1 (D1)	83875.	16. 80
d2 (D2)	112939.	19. 75
d3 (D3)	124810.	22. 09
d4 (D4)	127193.	22. 37
d5 (D5)	88929.	17. 46
d6 (D6)	33257.	5. 01
d7 (D7)	8686.	1.39
重決定R2		0. 98
修正 R2		0. 97
観測数		48

この回帰推計結果 (表 13) を用いれば、大正 2 年から 5 年の急激な災害回数の増加は 採炭深度の増加 (D1) により、推計災害回数が 8 万 3875 回 (回帰係数 d1) 増加した という事がわかる。大正 6 年から 8 年の増加は第一時大戦好況期の炭価の高騰による 鉱区の拡大・危険化 (D2) が原因で、推計災害回数は 2 万 9064 回 (回帰係数 d2 - d1) の増加があった事もわかるのである。大正 9 年から 11 年には戦後恐慌により人員整理、 合理化による危険度減少期 (D3) が始まるが災害回数増加の趨勢には勝てず、推計災 害回数 1 万 1871 回 (回帰係数 d3 - d2) の増加となったのであった。これ以降は技術 革新、機械化、合理化、効率化が進み炭鉱の安全度は増して行くのである。その安全 化の度合いも時系列的に大きな事件に区分する事によって計量出来るのである。大正 12 年から 14 年は採炭法(長壁式)換気法(扇風機)技術の転換、合理化による危険 度の逓減 (D4) により、推計災害回数は 2382 回 (回帰係数 d4 - d3) のみの増加に止 まり、昭和 1 年から 4 年は金融恐慌期で送炭制限、合理化、機械化による危険度の減 少 (D5) により、推計災害回数は 3 万 8263 回 (回帰係数 d5 - d4) の減少となった。 また、昭和5年から7年は昭和恐慌期で送炭制限率の引上げ、合理化による危険度の減少 (D6) により、推計災害回数は5万5671回 (回帰係数 d6-d5) の減少となり、昭和8年から10年は特別賦課金、奨励金制度の導入で合理化による危険度の逓減(D7)により、推計災害回数は2万4570回 (回帰係数 d7-d6) の減少となったのであった。そして、ついに災害異常発生期の収束と沈静化が成就されたのであった。この方法による推計災害回数と実際災害回数をグラフ化すると (図38)のようになる。

図 38

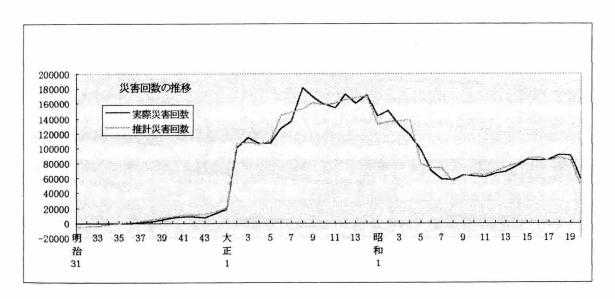
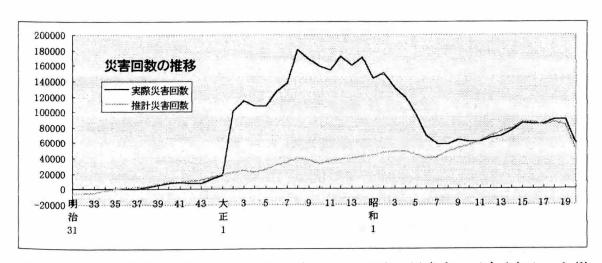


図 39



そこで、災害の異常多発を最適に沈静化(ここでは災害の異常多発が全く無かった様に沈静化させたと仮定する)させた場合の推計災害回数yは次のようなtとxの式となり、以下の推計結果となった。

y=-16576.65+454.52033t+0.0014897x (異常多発期を除く推計災害回数)

それゆえ、推計災害回数と実際災害回数をグラフ化すると(図34)のとおりとなる。 また、災害異常多発の大きさは、次のようにして1,911,688回と計算されるのである。 災害異常多発の大きさ:(大正2年から昭和10年の実際災害回数の総和)

- (大正2年から昭和10年の推計災害回数の総和) =1,911,688回

この様にして、石炭産業における事故災害は、近代国家建設を目指した明治時代の始まりとともに増加し、更なる増産の要請によって災害異常多発期の到来を経験する。 そして、慢性的不況と工業化の進展による、安価な石炭供給と増産の要請による産業 合理化と技術革新によって災害異常多発期の収束・沈静化を迎えた。

石炭産業の事故災害における人的損害

我々は石炭産業における異常な事故災害について考察してきたが、その人的損害の大きさを次のように推計する。ここでは、災害異常多発期(大正2年から昭和10年までと仮定する)の死亡者、負傷者を前記の回帰推計を用いて計量された異常災害回数によって、算出する。

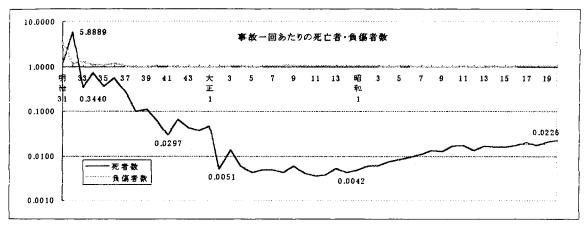
死亡者の推計損害人員:

負傷者の推計損害人員:

補記

最後に、本論では石炭産業の災害回数に注目して論じてきたが、事故1回あたりの死亡者・負傷者に注目するとき、負傷者に関しては事故災害1回に対し負傷者およそ1 名と一定の割合で推移している事から、災害回数の減少はそのまま負傷者の減少と見る事が出来る。しかし、死亡者に関しては災害回数の漸増期に事故あたりの死亡者数は急激な減少を示し、災害の異常多発期には低い死亡率を示している。逆に、合理化、 技術の転換、機械力による効率化の効果が出始めて、災害回数が減少しはじめた昭和1年頃から、新たに1事故あたりの死亡者が増加傾向(昭和1年から20年で約5.5倍)を示すのは興味ある所である。(図40)

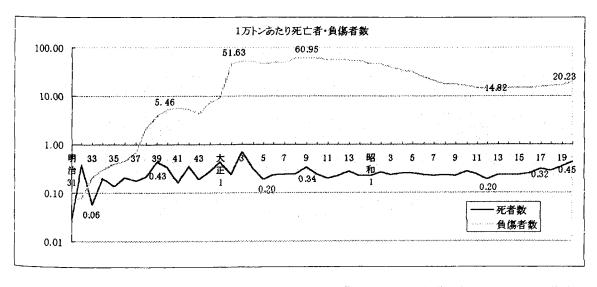
図 40



(『日本長期統計総覧2』p. 494. 495 より作成)

また、石炭生産1万トンあたり死亡者数・負傷者数に注目するとき、明治末期から大正初期にかける採炭深度の増加は負傷者の危険度を大きく(明治31年から大正2年で約740倍)増加させ、災害回数の異常多発期は負傷者の発生も高くなっている。また、合理化、技術の転換、機械力による効率化の効果が出始めてからはかなり減少(大正9年から昭和13年で約4分の1)している。これに対して、死亡者の危険度は負傷者ほど大きな変動を見せていない。(図41)

図 41



(『日本長期統計総覧2』p. 494. 495 より作成)

戦後 20 年代は傾斜生産方式の実施、ドッジ不況、朝鮮戦争ブーム、その反動不況と合理化を経て、戦前の生産水準を回復した時期である。戦後経済の再建に乗り出した政府は 21 年 12 月「鉄鋼、石炭の超重点増産による経済危機突破対策」(傾斜生産方式)を中心に石炭増産対策を打ち出した。生活必需物資の優先配給、相対的高賃金、住宅確保などの炭鉱労働者優遇政策によって炭鉱への労働者流入が急増した。このように確保された炭鉱労働者は、戦前の農村出身者中心から高学歴の都市労働者へとその構成を変化させていた。昭和 30 年代以降、石炭市場の規模そのものは、高度経済成長によるエネルギー市場全体の急進によって拡大していたものの、本格化した国際石油資本のエネルギー市場への参入によって、エネルギー源の石炭から石油への転換が進み、市場における国内炭の地位は低下し、急激な合理化が進んだ。(矢田俊文『戦後日本の石炭産業』 p71~99). この間、炭鉱災害の回数は昭和 23 年に 132727 回、24 年に 167655 回、25 年には 162153 回と異常な高さを示すが、その後は急激に減少して行った。(図 42)

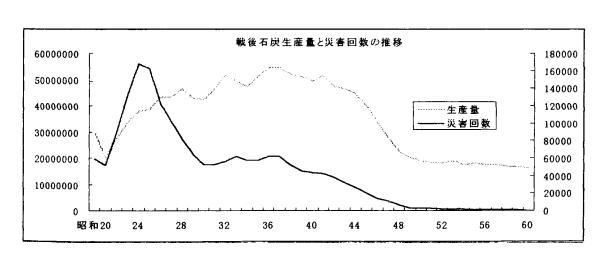
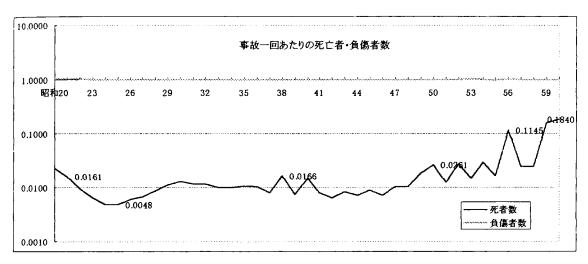


図 42

(『日本長期統計総覧2』p. 494. 495 より作成)

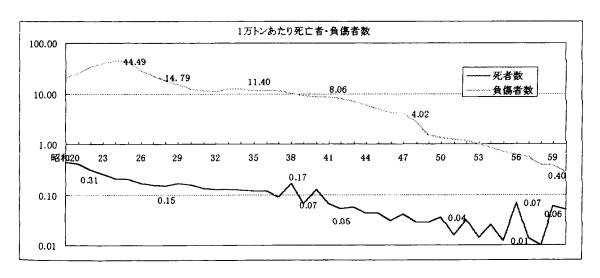
なお、戦後期においても事故一回あたりの負傷者数はおよそ事故一回に対し負傷者 1 名の割合であり、明治期後半以来その傾向はほとんど変わっていない。また、事故一回あたりの死亡者を見ると、事故回数がほぼ沈静化した時期に大きく増加傾向を示している。(図43) 続いて、石炭生産 1 万トンあたりの死亡者数・負傷者数を見ると、戦後初期を除いてともにトレンドとしては減少傾向にあった。これは、戦後石炭産業において大きく生産性が向上し、構内の安全度が増したことを示しているものと考えられる。(図44)

図 43



(『日本長期統計総覧2』p. 494. 495 より作成)

図 44



(『日本長期統計総覧2』p. 494. 495 より作成)

第四章 モータリゼーションの進展と交通障害者

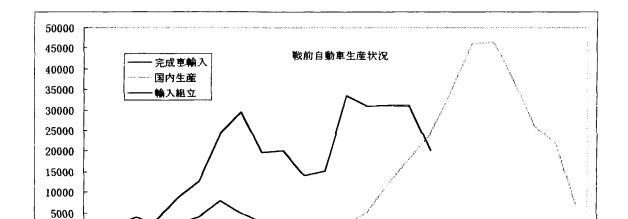
(事故・負傷者・死亡者と異常交通事故分析を中心に)

第一節 モータリゼーションの進展

戦前の自動車産業

日本の自動車産業は明治政府の「富国強兵・殖産興業」の国策によって促進された各 種の近代産業の成長・発展の果実を吸収しながら登場した。早くも、明治37年国産蒸 気自動車第1号が製作され、明治40年には国産ガソリン自動車第1号「タクリー号」 が製作されている。これは、ダイムラーとベンツが世界最初のガソリン自動車を試作 してから21年後のことである。大正3年には2気筒・10馬力の純国産自動車「DA T号」が開発・販売され、自動車製造が継続的事業となった。続いて、大正6年には 日本における乗用車量産第1号「三菱A型」が三菱造船によって生産開始された。 (『日 本自動車産業史』日本自動車工業会 p5).大正半ばに足踏み式三輪運搬車に発動機(エンジン) を積んだ三輪車が大阪で流行した。後に、三輪車を「自動車」として大量に生産した のは世界の自動車史上日本のみである。大正9年には「ゴルハム式自動三輪車」が生 産開始され、昭和4年頃までに製造を許可されたメーカーは全国25にのぼった。昭和 5年に規制が緩和されると、大手機械メーカーが参入した。大阪の「ダイハツ号」、名 古屋の「ジャイアント号」、広島の「マツダ号」がそれである。 昭和 6 年の生産台数 552 台から、昭和 10 年には生産台数 1,035 台となった。(『日本自動車産業史』日本自動車工 業会 p7). 明治期には、自動車製造に必要な組付け部品や補修部品はすべて輸入に依存 していたが、大正期に入ると構成部品の製造が始まっている。多くの国産車メーカー は、輸入部品と自社製部品との併用が一般的であり、コスト高に悩まされていた。日 本に進出したフォードとGMが日本の自動車部品専業メーカーを登場させた。フォー ドは大正 14年に横浜で「日本フォード」を創立し、T型フォードの生産・販売を始め ている。また、GMは昭和2年に大阪で「日本ゼネラルモータース」を創立、シボレ 一の生産を始めた。両社は当初すべての部品を本国から調達していたが、日本の外貨 事情が悪化した事から、日本での部品調達体制の確立を目指した。アメリカ社による 部品の国内調達は日本の自動車工業の育成に大きく貢献した。日産自動車の母体の一 部はここから始まっている。大正半ば以降、部品製造、鋳物、機械加工、板金、メッ

キなど多分野にわたる下請け加工業者が東京、大阪で興った。昭和4年には自動車部品、同付属品関係の工場は132工場を数えた。この時期すでに、国産車体とともに国産自動車部品が中国へ輸出され始めている。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p 16). 明治14年に設置された農商務省が、大正14年に農林省と商工商に分離されるなど、日本の産業構造は大正期に大きく変化し、農業国から工業国へ転換した。第一次世界大戦は日本の重化学工業化を大きく促進した。この重化学工業化の中、蒸気から電力への動力革命、鉄鋼生産の進展による機械工業全般のレベルアップなどのより、自動車産業の基盤は固められて行った。(図 45) しかし、自動車産業が離陸するまでにはまだ大きな制約があった。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p 17).



6

大正11

14

昭和3

図 45

大正年間に約740台の国内生産がある (『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p14より作成)

15

12

18

昭和6年、商工省は「自動車工業確立調査委員会」を設置して、国産車の育成方針と標準規格を決定した。翌年、「商工省標準形式自動車」5種の試作車(トラック2種・バス3種)が完成した。これらはすべて「いすゞ」と命名され、製造にあたって3年間は商工省より1台あたり300円の「製造奨励金」が交付された。昭和11年商工省は陸軍省との共同作業によって「自動車製造事業法」を公布した。この法律に基づいて、株式会社豊田自動織機製作所と日産自動車工業が最初の「許可会社」に選ばれた。ここで生産された豊田と日産の自動車は、それぞれ「トヨタ」「ニッサン」と命名され、12年に商工省は、その運行試験を実施した。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p30).同法は第一条において、「本法ハ国防ノ整備及産業ノ発達ヲ期ス為帝国ニ於ケル自動

車製造事業確立ヲ測ルコトヲ目的トス」とし国防上の理由を強調し、外国系メーカーへの依存を否定する立場を示していた。この意図を踏まえ、商工省は 10 年以前の 3 ヵ年の実績に基づいて、日本フォードと日本GMに対して生産制限を命じた。その後の関税率の引き上げ、昭和 12 年の日中戦争開戦に伴う円相場の下落等があり、結局、昭和 14 年にアメリカ系自動車メーカーは生産を中止し日本から撤退した。以降戦後まで、軍需を中心に日本の自動車産業は発展した。

「自動車製造事業法」は日本の自動車産業を軍需産業の一つして位置づけていた。自 動車は広義の兵器とされ、自動車メーカーは乗用車よりもトラックの生産に重点を置 いた。また、自動車の生産設備は航空機生産設備に転用が容易であると考えられてい た。事実、第2次大戦中、アメリカの自動車産業は戦車・装甲車・軍用トラック 281 万 2000 台、軍用トラック・航空機・艦船・戦車用エンジン 413 万 1000 基をはじめ、戦車 の 57%、航空機の 10%、航空機用爆弾の 87%、機関銃の 47%を生産した。(『日本自動車産業 史』日本自動車工業会 p34). 旧日本陸軍は日露戦争の経験から、戦線が拡大した場合、人 馬に頼った兵員・兵器・弾薬・食糧など輸送には限界がある事を痛感していた。陸軍 は明治40年にヨーロッパ各国の軍用自動車の調査研究をはじめ、明治44年には陸軍 省大阪砲兵工廠において、国産軍用トラックの第 1 号「甲号」を完成した。(『日本自動 車産業史』日本自動車工業会 p6). 第一次世界大戦では中国大陸への出兵で、兵站作戦にお けるトラックの軍事的価値をおおいに認識した。陸軍は大量の軍用車輌を保有するた め、大正7年に「軍用自動車補助法」を制定した。これは、陸軍指定の自動車に補助 金を出して製造させ、平時には民間で使用させ、有事には軍用として徴発しようとす るものである。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p11). 結果、石川島造船所、三菱造船 所など多くの会社の自動車製造参入を促した。昭和10年陸軍省は「自動車工業確立ニ 関スル経過」において

- ① 自動車ノ完全ナル製造設備ハ戦時飛行機ノ製造ニ転用スルコト最モ容易ナルヲ 以テ戦時飛行機製造能力ノ拡張ヲ考慮スル場合ニ於テ欠ク可カラサル重要事項 ナリ
- ② 自動車工業ハ各種工業ノ総合工業ナルヲ以テ、斯工業ノ発達ハー般産業ノ促進上重大ナル関係ヲ有ス
- ③ 軍需工業ノ大部ハ此等工業ト密接不可分ノモノナルヲ以テ、本工業ノ達成ハー 石二鳥ノ効果ヲ収メ得ルモノニシテ、特ニ自動車ノ普遍性大ナルニ鑑ミ

とし、軍事的に自動車工業を重要総合産業と考えていた。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p37). 昭和11年に「七大国策」が閣議決定され、一番目に国防の充実が置かれた。12年には商工省に統制局が置かれ、陸軍省は「重要産業五ヵ年計画要綱」を決定した。13年には「物資動員計画」が閣議決定され、重要物資の生産・流通・販売にわたって、

- ① 軍需
- ② 官需
- ③ 輸出需要
- ④ 民需

の優先順位がつけられた。なお、この年に東京の市営バスが、木炭が使えるように改 造され始めた。また、商工省は各自動車メーカーに

- ① 生産車種は貨物自動車のみとすること
- ② 乗用車の生産は、在庫している原材料・部品で貨物自動車に流用できないものを使用して生産する場合に限ること
- ③ 供給先は軍部として民間は控えること

の指令を出した。これによって、乗用車生産は軍需および官需のみに限られる事となった。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p39).

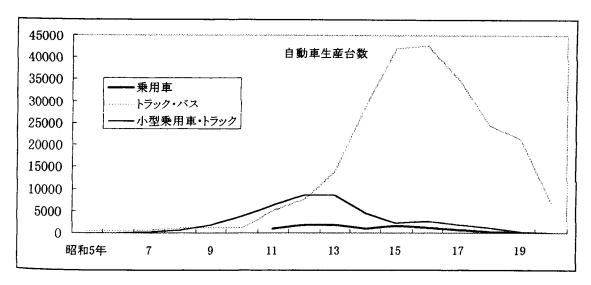


図 46

(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p41より作成)

日本の自動車工業は、大正7年の「軍用自動車補助法」によって発展が加速され、昭

和11年の「自動車製造事業法」によって、短期間の内に急速に生産体制を充実して行った。この、事業法は軍への自動車供給をすべて国産メーカーによって実現することをねらいとしていた。戦前日本の自動車生産は軍用トラックへと傾斜して、その産業基盤が形成され大量生産時代の入り口に立っていた。数々の欠点を持っていたにせよ、自動車を自給できるようになり、昭和16年には日本のトラック生産台数はアメリカに次ぎ世界第2位であり、自動車の総生産台数はアメリカ、イギリス、ドイツにつぎ世界第4位であったのである。(図46) (『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p55)

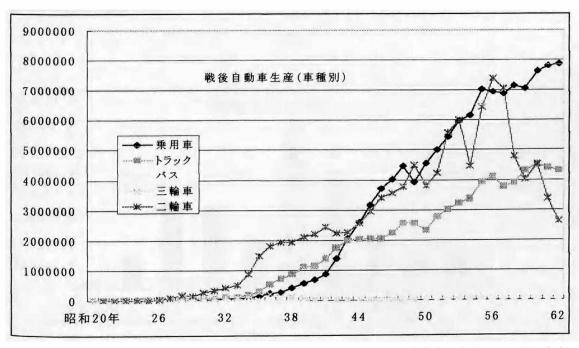
戦後の自動車産業

戦後の自動車産業は昭和 20 年の商工省調査に依れば、自動車生産設備の 8 月 15 日時 点での稼働率は50%であった。昭和20年9月2日、GHQ(連合国最高司令官総司令 部)は軍需生産を全面的に禁止した。しかし、戦火による輸送難の緩和の目的から「製 造工業操業に関する覚書」によってトラックの生産が許可された。戦後における自動 車の生産再開は、このトラックの限定的生産許可という形で始まった。なお、昭和 20 年に生産された小型4輪自動車はわずか3台であった。21年には自動車生産も徐々に 回復をはじめ、小型4輪車は998台、三輪車は3827台となった。日産、高速機械工業、 東洋工業などが生産を開始し、敗戦とともに航空機、兵器の生産を全面的に禁止され た日本内燃機、愛知起業、三井精機工業、明和工業、三菱重工業、富士重工などの兵 器産業が新たに自動車生産に参入してきた。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p58). 昭 和22年6月、全メーカー合計で300台の小型乗用車の生産許可がGHQから下ろされ た。23 年を境に、自動車生産をめぐる各種の制約条件が緩やかになる。自動車の生産 に関連する各社は業界団体を結成して、自動車産業を経済復興の担い手として「超重 点産業」に国が指定するよう商工省・国会に働きかけた。10月、商工省は「自動車工 業基本対策」「自動車経済復興計画」を発表して、戦前最高であった昭和 16 年の 4 万 6498 台の約 2.6 倍である 12 万 850 台を計画最終年(昭和 28 年度)の生産目標とした。 これに対応して、自動車各社は22年に発足した復興金融公庫からの融資をうけて設備 投資に着手し、その融資額は23年末で7億6650万に達した。23年度の生産台数は小 型四輪車 4920 台、三輪車 2 万 525 台、二輪車 1394 台、スクーター8298 台となった。 『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p 67). 昭和 24 年 10 月、乗用車生産制限解除が実施 され、昭和25年6月朝鮮動乱が始まると、自動車各社は開戦直後の7月、米軍調達部

より正式な発注の内示を受けた。乗用車は26年6月の休戦会談までに総販売台数の 49%が、特需分として米軍と警察予備隊に納入された。この戦争による1年間の全産業 の特需契約高は3億3816万8000ドルであった。その内トラックが1位の2270万ドル、 自動車部品が764万ドルであり、自動車関連で全体の9%を占めた。また、自動車各社 が受注したのは自動車ばかりではなく、エンジン単体、各種部品、修理、再生、航空 機用増設燃料タンクなどに及んだ。朝鮮動乱が収拾過程に入ると、政府は産業の国際 競争力の向上を目指して、合理化・近代化に保護を加えた。自動車産業には設備合理 化の外貨割り当てが設けられ、アメリカから最新鋭の機械設備が輸入された。各社に 割り当てられた外貨は、トヨタ 63 万ドル、日産 52 万ドル、いすゞ59 万ドル、東日本 重工業9万ドル、日野ジーゼル工業18万ドルなどであった。この設備投資は四輪車メ ーカーで 120 億 3180 万円 (26 年度から 29 年度) 三輪車メーカーで 25 億 9300 万円 (27 年から29年)に達した。この積極的な設備投資の成果が、後に、日本の自動車産業の 方向性を決定した。この間の自動車生産額は自動車・車体・部品を含めて、28 年度 1532 億円、29 年度 1905 億円、30 年度 1922 億円に達し、日本の機械工業分野における生産 額首位の座を占めた。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p92~94). また、二輪車は28年 度には、生産台数 18 万 3345 台(26 年度の 18.7 倍)に達し、30 年度には世界第 5 位 の二輪車生産国となった。自動車総生産台数は「自動車経済復興生産計画」の目標値 12万850台をはるかに超えて、34万7705台に達していた。昭和30年通産省は「国民 車育成要綱案」を発表し、国民車の性能を最高時速 100 km以上、燃費 1 % あたり 30 km、排気量 350~500cc、価格 15 万円(後に 25 万円)とした。この国民車構想は自動 車メーカーにとって、技術的挑戦目標となり、乗用車生産への進出の機会となった。 また、日本の乗用車の車型に、「軽乗用車」「大衆車」という新しいカテゴリーをもた らした。昭和31年通産省は輸送力増強のため「自動車長期計画案」を策定して、生産 目標、目標価格、生産体制のオートメーション化、2交代制の採用、570億円の設備投 資などを提案した。これが、自動車メーカーの行動目標となり、四輪車の生産実績は 34年121万台、35年197万台、36年264万台、37年280万台となり、大幅に目標値 を上回った。昭和35年には所得倍増計画に基づく「自動車生産計画」が発表され、10 年先の昭和45年度までの生産計画が提案された。計画発表から5年の昭和40年に、 その目標の88.3%の197万8957台が達成された。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p 122 ~130). 28 年以来外国自動車メーカーと技術提携をしていた国産メーカーは 30 年代半

ばには、次々と完全国産化を達成し、40年には各社とも提携を打ち切った。メーカー 各社は供給サイドから今後の日本の乗用車市場は小型車にあるとして、小型車の開発 に努めた。33 年から35 年にかけて積極的な合理化と更新投資を行い、乗用車の生産 原価の大幅な削減に成功した。昭和38年の設備投資額は1000億円の大台に乗った。 この間、経済成長による自動車需要と予想される自由化に向かって、各地で乗用車専 門量産工場が建設された。昭和39年、日本の自動車総生産台数は世界4位、トラック・ バスは2位、乗用車は6位となっていた。30年代、通勤・通学・商用・レジャーなど、 二輪車は幅広い用途に用いられるようになり、庶民の日常の足として「二輪車ブーム」 が到来した。昭和35年に生産台数147万台を記録し、世界1の二輪車生産国となり、 49年には451万台を生産した。日本の二輪車は37年から39年にかけて世界選手権レ ースで相次いで選手権を獲得した。その後、世界GPレース(Grand Prix Race)で連 戦連勝を重ね、輸出を拡大した。37年には、20万2090台、西ドイツを抜いて世界1 位の二輪車輸出国となり、39年には57万2737台を輸出し、金額1064万ドルとなっ た。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p145~172). 日本の自動車産業は、30 年代の設備 近代化努力をもとに、国内市場の急成長と輸出の拡大にともなって生産力を増大させ、 世界の





(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p387 より作成)

自動車生産体制の一角を担うようになっていた。昭和 42 年にドイツを抜いて世界 2 位の生産国となり、55 年にはアメリカを抜いて世界 1 位の自動車生産国となった。(図 47) 自動車産業は、30 年代から機械工業中で一位の生産額を産出していたが、40 年には、製造業生産額の 6.7%にあたる 2 兆円を占め、47 年には 9.9%の 6 兆 6000 万円を占めるに至った。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p 182~185).

輸出産品としての自動車

日本の自動車メーカーは、大正末期には僅かであるが完成車・部品の中国大陸への輸出を始めていた。昭和期に入ると、円相場の下落による国際収支の改善を目指して政府は輸出増進策を打ち出した結果、完成車輸出は増加し、昭和11年度には年間1000台を超えるようになっていた。なお、輸出先は当時日本の勢力圏であった満州(中国東北部)・中国・東南アジアが90%を占る。(昭和10年~12年の満州・中国への輸出比率は、完成車90.3%~97.7%、シャーシー99.2%~99.8%)昭和15年以降になると完成車の輸出はなくなり、シャーシーの輸出に切り替わった。(図48)産業の基盤が固まり、日本の勢力圏が拡大するにつれて自動車各社は満州・中国でノックダウン生産を始めるようになった。その他に少数ではあるが小型車の輸出はスペイン、ポルトガル、インド、チリ、ブラジル、オーストラリア、アメリカにまで及んでいる。(『日本自動車産業 史』日本自動車工業会 p44).

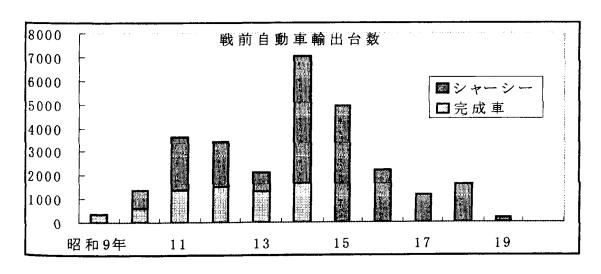


図 48

(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p45)

戦後日本の自動車輸出は昭和22年の47台から始まった。昭和23・24年に1000台となり、朝鮮特需期の昭和25・26年には6000~7000台に達した。しかし、特需の終了とともに激減し、その後に1000台を超えるのは昭和31年である。また、トラックが自動車輸出台数全体の79.5%を占め、輸出先は戦前から関係の深いアジア諸国であった。自動車が本格的な輸出産品になる為には、世界市場で欧米車と競争しうる性能・価格・品質である国産車の開発と海外販売網の整備が必要であった。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会p102)、昭和31年後半、アメリカと東南アジアとの相互防衛援助計画による特需が発生した。それは

- ① 東南アジア諸国へ供与している 30 万台の軍用車を日本車へ転換する
- ② 防衛庁へ供与している 1万4000台を引き上げ、日本車を調達して再供与する
- ③ 東南アジア諸国へ供与している車輌部品の日本からの調達

などの内容であった。この特需は37年まで続き、この間、アメリカによる厳しい検査、梱包技術など輸出に関する多くのノウハウを得た。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p 151).

昭和30年9月、日本はガット正式加盟国となり、国際社会に復帰した。33年政府は 外国為替市場の大幅な自由化措置を実施し、貿易自由化の細目を発表した。国際競争 力の弱い自動車産業は貿易自由化の影響を受ける事は明らかであった。特に乗用車は 高速耐久性能に欠き、価格はまだ割高であった。36年通産省は「自動車工業に対する 施策方針」を明らかにし、39年以降は自動車メーカーを

- ① 量産車グループ
- ② 特殊乗用車グループ (高級乗用車、スポーツカー、小型ディーゼル車)
- ③ ミニカー生産グループ

の3グループに属させ、性能の向上と量産体制の早期確立を目指した。(『日本自動車産業 史』日本自動車工業会 p135).

乗用車輸出は35年に7013台、39年には6万6965台と四輪車輸出の44.5%を占めるに至り、アメリカに1万1592台を輸出するようになっていた。トラック輸出主導の構造に変化が見られるようになった。『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p175).39年、四輪車の輸出台数は15万台に達していたが、先進国6カ国中最下位であった。43年には61万台、イタリア・アメリカを抜いて4位、45年には109万台、イギリスを抜いて3位、46年にはフランスを抜いて2位、そして、49年には262万台を達成しドイツを

抜いて輸出世界1位となった。四輪車輸出に占める乗用車の輸出割合は、40年に51.9%と逆転し、その割合は年々上昇して、50年にはドイツを抜いて182万7000台、乗用車輸出においても世界1位となった。この間、輸出先も東南アジアを中心とする発展途上国から北米を中心とする先進国へと変化した。また、これら輸出車の内20%近くが現地組立の輸出車輌である。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会p245)。自動車輸出は50年代も増加を続け、51年には371万台、55年には597万台、59年以降は600万台の水準を超えている。日本車の品質の良さと燃費効率の高さが欧米の消費者に評価されるようになった。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会p284)、日本の自動車生産台数(四輪車)は2度に渡るオイルショックの影響により一時後退したが、その後の輸出の伸長と国内販売の回復によって、昭和55年に1104万台と同年のアメリカの生産台数801万台を抜いて世界第一位となった。(図49) 『日本自動車産業史』日本自動車工業会p270)

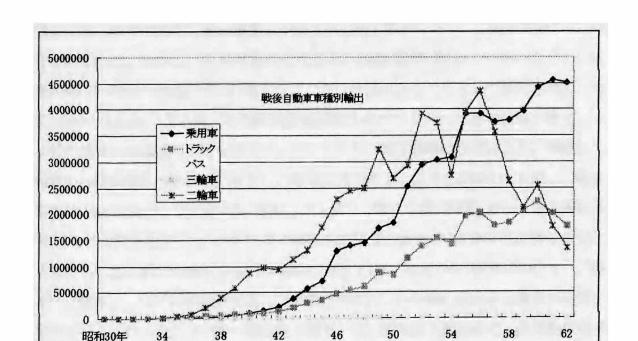


図 49

(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p394 より作成)

二輪車のオリンピックと称され、各社の技術競争の場である世界GPレースに始めて参加した日本の二輪車メーカーは本田である。昭和34年、本田はこのレースで好成績をおさめ、同時に「メーカー・チーム賞」を受賞し、その高いエンジン性能を評価された。続いて、鈴木が35年に参加し、「ブロンズ・レプリカ賞」を受賞した。これは、

全車完走に対するものであった。36年にはヤマハも加わり、日本の各メーカーはヨーロッパ各地のGPレースに出場するようになった。この年、ホンダが優勝し、翌年37年に本田・鈴木が各クラスに優勝したのを皮切りに、日本の二輪車は世界のGPレースで多くのクラスにおいて連戦連勝するようになった。それは、日本の二輪車の性能・品質の向上に多くの成果をもたらし、二輪車輸出は拡大した。昭和30年の二輪車輸出は323台、6万9400ドルで、沖縄、タイ、台湾を主な仕向地としていた。しかし、34年には1万9484台、444万5000ドルとなり、カメラ、トランジスターラジオに継ぐ、輸出産品となった。35年には5万6268台、イギリス・フランスを抜いて世界2位、37年には西ドイツを抜いて世界二輪車輸出の首位に立った。『日本自動車産業史』日本自動車工業会p171).

モータリゼーション

昭和35年、日本の二輪車生産台数は147万台と世界一を記録し、「二輪車ブーム」が 到来した。30年当時の二輪車需要の中核は中小商工業者であり、二輪車需要の57.6% を占めていた。しかし、30 年代後半になると、通勤・通学・商用・レジャーなど、二輪 車は幅広い範囲の用途に使われるようになり、庶民の日常の足として歓迎された。特 に、50cc~125cc クラスは、その簡便性・経済性からサラリーマン層の通勤手段として、 当時の公共交通機関の不足を補っていた。しかし、軽自動車の登場により、需要は二 輪車から軽自動車へと移り、36年に二輪車販売台数 172万台を記録して以降、二輪車 需要は 100 万台近くで安定する。特に、2 人乗りの禁止・最高時速 30 km・最大搭載量 30 kgなどの制限を課した36年11月の運転免許制度の改正は、大きく需要構造の変化 をもたらした。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p170).34年から35年にかけて、三輪 車・二輪車メーカーは相次いで軽自動車部門に参入し、生産の主力を三輪車から軽自 動車に移して行った。メーカー数は軽三輪車7社、四輪車7社を数え、軽四輪乗用車 の生産台数は39年8万2354台、軽四輪トラックは35万9478台となった。また、軽 自動車の保有台数は148万2865台となっていた。軽自動車各社は、この時期に設備の 合理化、新設備の導入等、軽乗用車専門量産工場を建設、拡充して行った。価格は軽 自動車より、やや高額であるが、性能・装備の良い、新しいカテゴリーの「大衆車」 が生まれたのもこの時期であった。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p163). 乗用車市 場の競争激化に対応して、各種の市場対策が講じられた。昭和38・39年と相次いで各

メーカの新車保証期間が延長され1年から2年、2万から5万kmとなった。また、月賦販売の比率が高くなり、割賦販売の普及状況に対応するため、昭和36年に「割賦販売法」が公布された。月賦販売制度とともに、自動車ローンの導入は自動車購買を容易にする効果を持っている。自動車販売業界は金融業界に働きかけて、都市銀行との提携によって一定車種に「自動車消費者金融制度」を設け、融資業務を開始させた。広告・宣伝活動も商品のデモンストレーション競争から、企業イメージの向上競争の段階へと入っていった。新車販売の増加につれて、中古車の過剰在庫が新車需要に影響を及ぼす事から、各企業は中古自動車販売会社を設立して、増加する中古車在庫の軽減に努めた。30年代後半における、性能・品質の向上と各種の乗用車市場政策を通じて、昭和39年の自動車保有台数は500万台、世界7位となった。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p167).

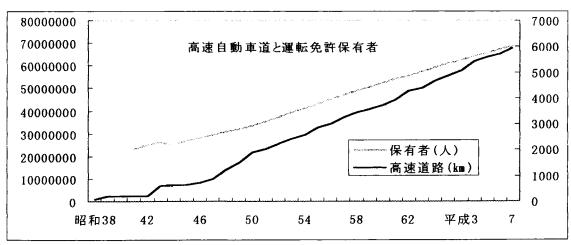
昭和40年代、日本の自動車産業は四輪車生産、世界2位にまで成長した。それは、国内需要と輸出の急増によって達成された。特にトラック主導で成長を続けてきた自動車産業は、40年代に入って乗用車主導に転換し国際化へと進んだ。同時に、国内においては乗用車の普及が加速化し本格的なモータリゼイションの時代「マイカー時代」を迎えた。保有台数は42年に1000万台、47年には2000万台、そして51年には3000万台を突破してしまった。30年代の高度経済成長によって、

- ① 国民所得の増大
- ② 生活の近代化
- ③ 商業活動の活発化
- ④ 公共交通機関の運賃上昇など

相対的に自動車が価格的に有利となった。昭和35年の国民所得は世界26位であったが、昭和50年には世界14位と伸びている。この間、所得が向上する一方で、車輌価格が下がり、潜在需要を刺激していた。30年代の「三種の神器」テレビ、電気洗濯機・冷蔵庫は「3C」カー・クーラー・カラーテレビとなり、レジャー旅行の増大、国道・高速道路の整備が進み、若者の免許取得率は上昇していた。また、自動車の新規需要は39年をピークに、その後は代替需要が増大し、42年には70%を超え代替需要時代となる。高速道路は昭和38年に名神高速道路(尼崎―栗東)が開通したのを皮切りに、日本全国各地に高速道路が開通し、高速ネットワークづくりに向かって動き始めた。昭和39年の高速道路総延長は181kmであったが、平成7年には5932kmとなっている。昭和39年の高速道路総延長は181kmであったが、平成7年には5932kmとなっている。

この高速道路時代の到来は自動車の高速安定性・連続高速走行性能を向上させ、マイカー族のドライブ熱をかきたてた。また、運転免許保有者の増加はマイカーブームを定着させた。昭和40年の運転免許保有者は2110万人であったが、平成9年現在、その数は7127万人となっている。(図50)このような社会のニーズに応えて、自動車各社は車種の開発を活発化させ、量産による低価格化と品質向上に努めた。また、販売競争の激化から、販売体制を拡充・強化するとともに割賦販売制度の普及・促進、レンタカー会社の設立など普及活動に努力した。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p189~191).





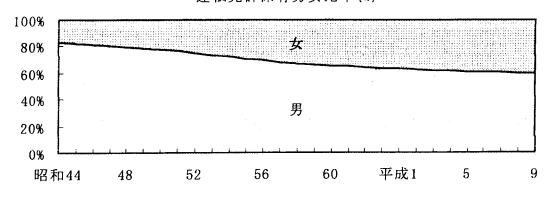
(『交通統計』平成9年度 p5、『道路統計年報』1998年 p22より作成)

モータリゼイションの中心車種は 40 年代において 600cc~1200cc の大衆車と軽自動車であった。大衆車と軽自動車の販売台数は 40 年代初頭、それぞれ 10 万台弱であり、45 年には各 70 万台強と両者拮抗する形で推移した。しかし、軽乗用車は 45 年の 71 万台をピークに低下をたどり、50 年代以降は 10 万台となる。48 年の車検制度の導入、保険料の引き上げ、軽免許制の廃止など、また、消費者の上級移行に対応するために高級化競争による価格上昇が影響した。以降、軽自動車を凌駕した大衆車はコロナ・ブルーバードを中心とする小型車と首位の座を争う事になる。40 年に首位の 27 万台であった小型車は 46 年に再び首位となって以来、昭和 49・50 年を除いて第二次オイルショックを迎えるまで、その販売台数首位を保ちつづけた。この間各自動車メーカーは、次々と新型車やより多くのタイプの車種を投入し熾烈な競争を行った。この時代、高性能車と呼ばれる、小型車も開発・販売され、スポーツ車にとどまらず、日本車

の技術力の向上を示す、ロータリーエンジンの完成が東洋工業によって昭和42年にな された。小型車開発技術の進歩と同時に大型車開発も実現されて行った。軽から小型、 大衆車から大型まで、上級へ移行する消費者の欲求を自社で満たすため生産のフルラ イン体制をとり、総合自動車メーカーとして成長した。なお、小型車・大型車の性能 向上は輸出車戦略の要請に応えるものでもあった。38年に日本グランプ(GP)リレ ースを開催されると、一気にモータースポーツ熱を高めた。これらを背景に「フェア レディ」「ベレットGT」「スカイライン 2000GT」「ホンダスポーツ 800」「トヨタ 2000GT」「コスモスポーツ」など多くのスポーツタイプ車が市場に投入された。しか し、45 年に入ると、自動車の排ガスが大きな社会問題となり、各社とも技術・資金の 多くを公害対策に振り向けるようになった。トラック市場は30年代末には軽四輪トラ ックを含めて約 400 万台が保有されていた。40 年代末には保有台数 1000 万台を超え た。トラック市場の成長の結果、貨物輸送需要に対するトラックの割合は増大し、昭 和41年にトンキロベースで鉄道を抜いて以後、トラックは中心的輸送手段となった。(『日 本自動車産業史』日本自動車工業会 p193~197). 昭和 50 年代、新車市場はアメリカに継いで 世界第2位の規模となった。新車販売台数が世界第2位となったのは昭和40年代前半 であったが、第二次オイルショックによる海外の需要の鈍化にもかかわらず、51年の 排ガス規制と55年の第二次オイルショックにおける需要の鈍化以外は成長を続けた。 40 年代に急速に伸びた乗用車の普及は、50 年代に入ると広範な層に普及した。昭和 60年3月全世帯で65.8%、農家世帯が73%、産業世帯が63.9%、勤労世帯が67.5%とな り、「車は今や贅沢品ではなく生活必需品となった」のである。また、50 年代前半の 特徴は、世帯で2台以上の乗用車を保有する複数保有が進展した事である。特に「女 性用」を意識して2台目を保有する傾向が増加し、また、女性用の軽乗用車が次々市 場に投入された事が、複数保有を促進した。女性の免許保有者は、50年末には737万 人であったが、平成9年末には2869万人となっている。(図51)54年以降、新規免許 取得者の増加率は女性が男性を上回った。大衆車と小型車の競合が市場や商品開発を 刺激し、モータリゼイションを進展させた。リッターカー大衆車に女性仕様が登場し たのも中古車に甘んじていた若年層や女性層の需要の掘り起こしに大きな役割を果た した。ユーザーの多様化は、ユーザーニーズの多様化として現れ、経済性・ファッシ ョン性・高性能など多様な個性を持った自動車が現れた。昭和50年の道路運送車輌の 保安基準改正により軽乗用車の規格が排気量 550cc 以下、全長 3200mm、全幅 1400mm

に拡大された。この後、登場した「アルト」に代表されるコンセプトの軽商用車は急速に市場に浸透して行った。昭和60年には160万台を突破した。AT車は頻繁なギヤチェンジから開放し、スムーズな発進・加速を助けるものとして、女性ドライバーの増加とともに大衆車や軽乗用車にまで装備されるようになった。また、電子分野の技術進歩は、燃費についてもMT車に劣らない水準を実現した。乗用車需要に占めるAT車の占める割合は、53年16.8%であったものが、60年には48.7%を占めるに至った。車のスタイルや装備においても多様化した。商用車用であったワンボックス車は室内空間が自由に使える多目的車として、四輪駆動車はその走行性能からレジャー・遊びの空間を広げる車種として、新たに市場を形成する事となった。4WD車はジープ型と言うカテゴリーを超えて、軽乗用車を含め、あらゆる車種に採用されるようになった。「ロードパル」「パッスル」「タクト」などファミリーバイクの登場は女性を中心とする、潜在的需要を掘り起こした。通勤、通学、買い物、外出など近隣地域での交通手段として利用されるようになり、使用者も女性を始めあらゆる人々に広がった。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p258~266).

図 51



運転免許保有男女比率(%)

(『交通統計』 平成9年 p5より作成)

技術的進步

明治の自動車産業にとって重要な鉄鋼産業、特に製鋼部門は明治34年に官営八幡製 鉄所が操業したばかりで、自動車の製造に不可欠な鋼板を作る圧延技術は大幅に遅れ

ていた。同時に自動車の各部品の製造を可能とする機械工業の遅れも著しかった。政 府は軍の生産設備を整備し、軍艦・大砲の生産のほか、民間からの依頼によりさまざま な機械製造に当たっていたが、工業分野の発展に必要な工作機械は外国からの輸入に 頼っていた。明治35年、東京・銀座の自転車販売店「双輪商会」がアメリカから持ち 帰った横型2気筒・12馬力ガソリンエンジンをベースに、自力でシャーシーを組み立 て、ボディーをのせて第一号車を完成した。明治40年から41年にかけて製造された 「タクリー号」10台の内、2台のエンジンはアメリカ製であったが残りはすべて国産 であった。当時、日本には薄い鋼板を工業的に生産する圧延技術はなく、自動車製造 に欠かせない均質な鋼板の製造は職人的手仕事で作られた。また、ほとんどの部品に 関しても自作する以外になかった。明治44年に大阪砲兵工廠で、国産軍用トラック「甲 1号」が完成し、大正3年にはイギリスのスイフト社との技術提携よって2気筒・10 馬力の純国産乗用車「DAT号」が開発・製造された。大正6年に乗用車量産第1号 である三菱造船の「三菱A型」が生産開始された。大正半ばにはアメリカ製小型エン ジンを足踏み式三輪運搬車に搭載して荷台を取り付けた三輪車が登場した。これが、 三輪車の元祖である。明治 42 年に点火装置・プラグ・コイル・気化器など自作の 200cc・ 4 サイクル・単気筒国産第一号二輪車が登場している。当初、日本に自動車部品の専 門メーカーはなく、機能部品・電装品・ボールベアリングなど輸入に依存していた。 大正半ばに入ると、部品製造、鋳物、鍛造、機械加工、板金、メッキ、など多くの分 野の下請け加工業者が興り、また、同じ頃、タイヤ、チューブ、ファンベルト、ラジ エター・ホースなど各種自動車部品用ゴム製品を供給するメーカーが設立された。 (『日 本自動車産業史』日本自動車工業会 p1~16).

大正14年、本国から取り寄せた、設備機械を装備したベルトコンベアー方式の組立生産を日本フォードが横浜で開始し、その後、GM,クライスラーが相次いで日本に進出した。しかし、昭和11年の自動車製造事業法の施行により三者は生産を中断し撤退した。その間、20万8967台を生産し多くの自動車生産技術を日本に残した。同法は、国防上の理由から自動車生産の外国メーカー依存を否定していた。この法律に基づき株式会社豊田自動織機製作所と日産自動車株式会社が最初の許可会社に選ばれた。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会p31~33).

豊田自動織機製作所自動車部は1933年(昭和8年)に設立され、直ちにシボレー・ セダンの分解、スケッチを始めた。当初の方針は

- ① エンジン、フレーム、ボディー関係部品は、シボレーの純正部品を使用する
- ② シャーシー、駆動関係部品はフォードの純正部品を使用する

と言うものであった。1935 年(昭和 10 年)に完成した試作車はボディーの他、シリンダーヘッドなど鋳鉄製品が主であった。また、ボディーは手作業による叩き出しによって成形されたものであった。完成当時の豊田自動織機製作所自動車部は刈谷工場自動車研究所、設計部、製鋼工場、鋳物工場、エンジン製作工場、プレス工場、車体組立工場、塗装工場、フレーム組立工場、シャーシー組立工場、車輌検査工場からなる一貫工場であったが、パイロットプラント的なものであった。1937 年(昭和 12 年)に竣工した挙母工場は塗装、総組立、鋳物砂の搬入・搬出にベルトコンベアーを用いた月産 1500 台の一貫・量産自動車工場であった。

日産自動車は日本フォード又は日本GMとの純正部品生産、合併によって自動車量産体制をはかろうとしていたが、陸軍の圧力によって実現しなかった。1936年(昭和11年)日産は経営破綻したアメリカの自動車メーカー、グラハム・ページ社を買収した。その内容は機械設備、工具、ゲージ、乗用車・トラックの製造権、試作エンジン、試作部品まで買入れると言うものであった。1937年(昭和12年)に試作品を完成させ、1938年(昭和13年)には月産1000台の量産体制にこぎつけた。

ディーゼル自動車の開発はディーゼルエンジンで動く戦車など機甲車輌の開発と大きく関わっていた。陸軍は部品供給、車輌用・自動車用ディーゼルエンジンの品質・性能の高いレベルでの平準化のため、技術統合への圧力をかけた。商工省もこれに追随し、陸軍主体の競争試作を通じた技術統合政策を支援した。結果、陸軍及び商工省の5.1 リットル統制発動機が制定され、競争試作の過程で技術優位に立った東京自動車工業(現いすゞ自動車)が自動車製造事業法の適用会社となり、社名を変更して1941年(昭和16年)ディーゼル自動車工業(株)となった。また、1939年(昭和14年)ロバート・ボッシュ社のライセンス会社として発足したディーゼル機器はディーゼル用燃料噴射装置の国産化を達成した。ここに日本におけるディーゼル自動車技術の確立をみた。日産はグラハム・ページ社が設計し生産に至っていなかったトラックを大陸に投入していたが、大陸の広野に投入されたため、車輪の空転による差動装置歯車の焼付き、前車輪が後ろに曲がる、燃料供給系統の過熱によるペーパーロック、前車輪バネの折損、エンジン各部の摩耗、車体各部・電装品の故障など、使用上の多くのトラブルを続出させた。また、トヨタの車輌に関しても、特に伝動部、操行装置など

破損・哀損部位の多くが指摘されていた。国産大衆車は駆込み的に生産に入ったため、 生産技術面での準備不足が目立った。トヨタは鍛造設備の不足から一般的に鍛造によ って作られるクランクシャフトを鋳鋼で造った。鋳鋼品は加工工程が簡素化でき、成 形性や軸受けとのなじみも良いが、均一な内部組織を得る事が困難で、折れやすかっ た。また、日産が買収したグラハム・ページ社のエンジンはサイドバルブ式でカムシャ フトはチェーンで駆動していた、このためチェーンが伸びるとタイミングがよく狂っ た。まもなく日産はこれを歯車に置き換えている。このような失敗や試行錯誤を繰り 返しながら、部品や部品の補給など自動車生産技術は育って行った。商工省技師の寺 沢市兵衛は「当時の部品工業は育成中で、技術も未熟な上に生産能力も不十分でした。 自動車メーカーに組立部品を納入するのが精一杯で、補修用に回る余力などなかった。 これら部品を集めて組み立てた自動車が、調和の取れたものか試験中であり、自動車 そのものに多くの疑問がありました。内地で十分に実用試験されなかった自動車を戦 場という過酷な場所で使用したのが、不評の生じる原因であります。また、自動車隊 編成の日が浅く、サービス部隊の組織が出来ていないために、補給が移動する戦線に ついて行けなかったであります。軍中央部はサービス部隊を軽視していました。」(自動 東工業振興会『自動車工業史行政記録集』1979年). メーカー側だけでなくユーザー側である陸 軍も自動車に慣れていなかったのである。(表 14)

部隊別事故発生率 (表 14)

部隊編制	車輌状況	故障率(%)
常設 部隊	平時保管自動車	67
常設騎兵聯隊	程度の悪い平時保管自動車	81
動員自動車部隊	内地徵発自動車	115
臨時編成自動車部隊	国産新車多数	276

(産業の昭和社会史①『自動車』大島卓 P82 所収)

陸軍機甲整備学校「自動車の故障と教育訓練」(『機甲』創刊号 1941 年) では、部隊の習 熟度と事故発生率との間には未習熟臨時兵員と国産自動車による編成部隊に故障が多 く見られる。また、当時内地で徴発された自動車は主にフォード・シボレーなどの中古 外車であった。また、故障の種類においても、不注意による廃車・故障は臨時編成部

廃車原因・廃車数 (表 15)

廃車原因	廃 車 数	発生部隊	備考
衝 突 大 破	2		
失火焼失	1		
フレーム変 形	1 0	動員・臨時編成部隊	操 縦・訓 練 法 不 適 切
各部哀損・偏摩耗	1 2		
シリンダ の 亀 製	1 4		冷却水凍結

(産業の昭和社会史①『自動車』大島卓 P82 所収)

1939 年 (昭和 14 年)、商工商、陸軍、鉄道省、各メーカー関係者が中心となって商工省自動車技術委員会が設置され、

- ① 国産「大衆車」の品質向上
- ② 自動車部品、並びに自動車の規格制定
- ③ 代燃車·代用燃料
- ④ 自動車部品共用化
- ⑤ 材料問題

などが審議された。

1940年(昭和15年)、943キロの実地テストである国産自動車運行試験が行われ、燃料・潤滑油消費量、冷却水・潤滑油温度、牽引力、不整地走破力、長時間運転などがチェックされた後、分解検査され、品質改善の指標とされた。また、乗用車用機関は1000cc~3500ccの四種、貨物自動車機関は1000cc~4500の五種類、ディーゼル機関は5000ccと8000ccの二種類とされたが、後に8000cc機関は8550ccに拡大された。部品に関しては汎用部品の規格統一、さらに進めて、部品の共用化が行われた。また、電装品も6ボルトに統一され、代用鋼材の導入、非鉄金属材料・非金属材料の節約が行われた。民間では、木炭・薪・電気など代燃車の規格化、材料問題の基礎研究、工作機械・工具の適正化までが考えられた。(産業の昭和社会史⑪『自動車』大島卓 P66~93). 大量生産時代にふさわしい自動車メーカーと自動車部品メーカーの技術改善指導・外注管理の質的向上などによる育成と相互の緊密な協力が必要であった。国の生産力拡大計画により急激な増産が必要になった完成車メーカーは、部品を供給している部品メ

ーカーが必要としている材料や副資材などを供給する専属工場体制あるいは協力工場 体制を敷くようになった。昭和 18 年商工省の指導で各部品メーカーは各メーカーの 「専属工場」や「協力工場」として制度的にも位置づけられるようになった。このよ うな相互関係は戦後になると、人材、技術、資金、情報など広範は範囲に及び、高品 質の製品を作り出す源泉として、日本自動車産業発展の基盤の一つとして「日本的生 産システムの原型」を形づくった。(『H本自動車産業史』H本自動車工業会 p52). 昭和 22 年 商工省は「社団法人自動車技術会」に国産車の性能調査を委嘱した。この性能試験で 昭和22年にスクーター、小型四輪トラック、二輪車、三輪車、普通トラック、23年 に大型ディーゼル、電気自動車、小型乗用車の機関性能試験、定地試験、運行試験、 分解試験が行われ、国産の燃費、車体剛性、操縦性乗り心地などの向上に寄与した。(『日 本自動車産業史』日本自動車工業会 p75). 昭和23年商工省は「自動車部品認定規格」を定め、 商工大臣の指定した規格に合格した部品を優良部品に認定し、一方で粗悪部品の排除 を目指した。昭和26年までに6回、102品目・593点が優良部品に認定された。(『日本 自動車産業史』日本自動車工業会 p87). 国産乗用車の性能・品質・価格を短期間の内に国際水 準に引き上げるのに多くの自動車メーカーは外国自動車メーカーとの技術提携を行っ た。昭和27年、通産省は「乗用自動車関係提携および組立契約に関する取扱方針」を 決定した。技術提携により、各社は提携先から図面・材料・仕様書などの提供を受け、 多くの優れたノウハウを学んだ。提携に伴い、各社は工場を拡張し生産設備や冶金工 具の拡充を進めた結果短期間の内に大量組立生産体制を整備する事が出来た。提携は 昭和40年頃まで続けられたところもあるが、多くは時期が早められ、国産化に踏み切 った。最長 12 年に及ぶ技術提携は組立・部品国産化を通じて、生産設備の近代化・合 理化と乗用車の量産体制を比較的短期間の内に作り上げ、その過程で、完成車メーカ ーばかりでなく部品メーカーの技術を高め国産乗用車の性能・品質を向上させた。具 体的には、部品の設計技術、材料加工技術、塗装技術、検査技術、製造・組立のため の機会レイアウト、コストの切り下げのノウハウ、製造・組立用の冶金工具など、広 い範囲に及ぶハード、ソフトにおよぶ技術を学んだ。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p105~108). 昭和 30 年代日本の自動車産業は国内需要の増加に対応するとともに、貿 易自由化に備え性能・品質・価格において外国車に比べ国際競争力を持った国産車を 量産できる体制を急いだ。設備投資の焦点は専門化・高速化・オートメーション化な ど、生産技術の革新による量産体制づくりと性能・品質向上のための新鋭機械の導入

であった。量産化のための手段としてオートメーション化がある。生産のオートメー ション化は、機械の自動操作による生産工程ないしは連続式生産工程を作り上げる事 である。トランスファーマシンは多数の専用工作機械を加工順序に従って直線に配置 し、次々送られてくる資材や部品など工作物の穴あけなど数種の加工作業を高速かつ 連続的に施し、フィードバック機構を備えた連続的加工制御方式を取り入れた生産方 式であった。日本の自動車各社は品質・性能の向上を図るため、この自動機械加工シス テムであるトランスファーマシンを重要工程に重点的に導入した。エンジン部品、特 にシリンダーヘッド、シリンダーブロック、ミッションケースやステアリングボック スの機械加工に使用した。また、鋳造、鍛造、単体加工、組立など多くの分野で技術 革新がなされ、自動車生産体制のオートメーション化は急速に進んだ。自動車需要の 伸びと自由化に対処するため、各社は乗用車専門の量産工場の建設を行った。当初は 月産1万~3万台の生産能力規模であったが生産工程の効率化のため新しい生産方式 が取り入れられた。「必要な時に、必要なものを、必要なだけ、必要な場所に供給する」 この考えが粗形財製造工程から機械加工工程、ユニット組立工程、シャーシー組立工 程、外部の協力部品メーカーからの購入部品の納入という自動車の全生産工程に適用 された。この生産管理方式の原形は戦前から工場単位で実施された方式の中に求めら れる。結果、中間在庫、その為の中間倉庫は廃止され、在庫・輸送コストは削減された。 後に生産ライン同期化を軸とした生産管理方式は必要な品番・数量・時間などが工程・ 用途別に記入された「かんばん」一種の情報媒体の指示によって、全生産システムが 遅滯なく稼動するシステムと発展し「かんばん方式」と呼ばれるようになった。《『日本 自動車産業史』日本自動車工業会 p 153~157). 自動車の生産技術は設計から素形材加工、部品 加工、塗装、組立等に至る各工程での多様な固有技術とそれらを統合するシステム技 術とからなる総合技術である。自動車産業の生産技術は常に産業界全体の技術水準や 技術革新の動向と関係している。各工程においてトランスファーマシンの導入、大型 化、自動化、高速化が進んだ。自動化は生産性の向上、労働力不足に対応する省力化 なども一挙に実現する切り札として、強力にし推進された。また、鍛造焼入れ法、低 周波溶解、浸炭窒化処理、電気泳動塗装など新技術が実用化された。生産システムも 量産化を軸としながら質的高度化を遂げた。工程順に配列された多くの機械設備群に よるラインが、さらに多くのサブラインを抱え、最終的にはメインの組立工程へと接 続して、多種類の製品を同時に生産する「量産体制」が確立された。高度化の著しい

機械加工において自動脱着や機械間自動搬送が一般化され、工程内の完全自動化、前 後工程との自動連結へと進んだ。各社で相次ぎフルオートメーション化が進み、その 後、ロボット導入の素地を作ったばかりでなく生産要員の多能工化を促した。自動化 ラインの総合的管理を可能にしたのは、コンピューターを用いた数値制御技術の導入 と発展である。機械加工、自動製図、鍛造、鋳造、プレス、溶接など多くの分野に導 入され、個別機械の数値制御から数値制御機械群のオンライン制御システムへ展開し て行った。最初に車体組立工程にスポット溶接用ロボットが導入され、溶接分野を中 心に導入が進み、その後、作業環境の厳しい鍛造や熱処理などの分野に導入されるよ うになった。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p185~188). 製品自体の多様化はその陳 腐化を防ぐためのモデルチェンジやきめ細かな仕様に加えて、生産量の変動にも柔軟 な対応が出来る生産体制が求められる。量産体制の見直し、柔軟な生産体制への転換 を実際に可能にしたのはエレクトロニクス技術の進展とコンピュータ化、ロボット化 などの生産技術面での飛躍的な革新であった。日本の生産システムは一企業の社内体 制のみで完結するものではない。完成車メーカーは多くの部品メーカーや車体メーカ ーなどと密接な協力関係の上に生産システムを構築している。生産システム面での優 位や製品の国際競争力は、そうした部品産業や関連産業との一体となった技術の向上 や合理化努力との相乗効果によって生み出されたものである。日本的生産システムの もう一つの特色は原価低減と総合的な品質の向上を同時に図る品質管理に基づく生産 管理方式にある。自動化は単一車種大量生産のための専用自動機から、多品種中少量 生産に転換された。製品と仕様の多様化、モデルチェンジ、生産量変動に対応する柔 軟な生産体制への転換、生産性を低下させる事なく同時に多種の部品や製品を加工・ 処理でき、品種や需要量の変化に柔軟に対応できる生産設備、FMS (Flexble Manufacturung System) である。FMS は各種ロボットや無人搬送機、制御用コンピュー ターなどから構成される高度な自動化システムである。これら技術はエレクトロニク ス技術、コンピューター化などの技術革新に支えられ進展した。スポット溶接をはじ め車体組立工程では、周辺技術の開発によりロボットは生産現場に定着している。ま た、途装工程や組立工程、搬送分野への適用も進んでおり、ロボットは極座標型から 直行座標型へ、さらに多関節構造や視覚センサー機能を備えたロボットへと機能面で の高度化が著しい。今後、一つの頭脳で複数のロボットを制御するマルチロボットや 利用分野に特化したロボットなど知能ロボットの開発の方向へと向かっている。また、

コンピュータ設計システムはスタイリングの高度化に効果を発揮しており、コンピューター生産システムは新車開発に伴う負担を軽減している。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p272~274).

環境技術の進展

公害は先進国・発展途上国を問わず、技術進歩に伴って生じる工業化と都市化の二重構造の直接帰結と言われ、その起源はイギリスの産業革命にさかのぼる。昭和30年代、日本の急速な経済成長を支えた技術革新と重化学工業化は、公害多発現象をもたらした。公害は、水質・土壌・大気・臭気・騒音・振動へと広がり、公害規制に関する法律が整備された。しかし、この時代の公害対策は発生源を事後的に規制する処置に過ぎず、全体の汚染状況は好転しなかった。昭和42年、公害対策の総合的推進をはかり、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、「公害対策基本法」が制定された。国の施策として

- ① 環境基準の制定
- ② 汚染物質の排出規制
- ③ 土地利用および公害発生施設の規制
- ④ 公害防止施設の整備
- ⑤ 防止技術の振興
- ⑥ 紛争処理制度の整備
- ⑦ 被害者救済制度の確立
- ⑧ 防止対策費用の財政処置
- ⑨ 防止施設整備への助成など

が掲げられた。

昭和46年環境庁が発足し、自動車が公害問題と結び付けられ大気汚染と自動車事故に関して対策が求められた。自動車はCOの排出に大きく関わっており、当時、東京・大阪・川崎など交通量の多い道路周辺のCO濃度が高くなり、交通警官・運転者など人体への影響が憂慮されていた。

昭和39年、「交通基本問題調査会」の答申で

- ① 排ガス発散防止装置の開発
- ② 車輌構造の改善

- ③ 良質燃料の使用
- ④ 整備の徹底等が力説された。

昭和41年に各自動車メーカーは排ガス浄化装置について

- ① ブローバイガス防止装置の開発を 41 年末まで
- ② 排出ガス防止装置の実用品の開発を42年末まで

に行う事を申し合わせた。41 年に運輸省は「自動車の有害な排気ガスの排出基準」を 発表して4モード測定・運転時COの最高濃度を3%以下とした。44年には2.5%に強化 され、45年にはアイドル規制、ブローバイガス還元装置の取り付けが義務づけられた。 46 年には軽乗用車とLPGガス車が追加され、平均濃度は 1.7%とされた。47 年には 燃料蒸発ガス発散防止装置の取り付けが義務づけられた。48年には10モード方式が 採用され CO 平均 18.4% (最高 26.0%) に、50 年には CO 2.7% (最高 2.1%) とされた。 昭和 47 年、環境庁は、それまでのCO規制に新たに 10 モード測定による HC, NOx の規制値を加えた「昭和 48 年度排ガス規制基準」を告示した。この 3 成分を同時に除 去することは技術的に大変困難であった。一般的に CO は不完全燃焼で発生するのでこ れを酸化させれば無害な炭酸ガス(CO2)となる。HC は未燃焼の混合ガスであるため これを酸化させる事によって水蒸気(H2O)と炭酸ガス(CO2)となる。しかし、NOx は、空気中の窒素 (N2) と酸素 (O2) が反応して発生するため、これを除去するに は逆に還元して窒素 (N2) と酸素 (O2) に戻すのが基本的な除去方法である。その ため自動車各社は排出ガス浄化のためにエンジンの改良、排気系の見直し、触媒コン バーター採用など複合的な対策を実施した。49年環境庁は「50年度排ガス規制基準」 を告示した。この規制値はCOを2.1g/km、HCを0.25g/km、NOxを1.2g/kmに低減 するもので、48 年度規制のCO、HC は 1/10、NOx は 1/2 であった。各メーカーの50年 度対策は

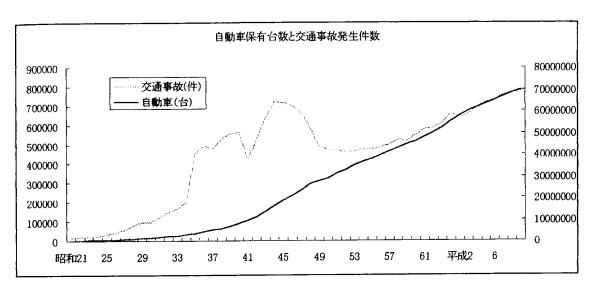
- ① エンジン各部の改良によって発生源で有害成分の低減を図り、これに浄化装置 を組み合わせたもの
- ② 浄化装置なし、エンジン本体で規制をクリヤーするものであったなお、2サイクル・ガソリン車はその特性としてNOxは少ないが、HCは多いため52年まで暫定的に4.5g/kmの規制値とした。51年度規制はNOxを0.25g/kmに押さえると言う厳しいものであった。各社はEGR (Exhaust Gas Recirculation) の増量、または付加、希薄燃焼法式、電子制御式燃料噴射装置の採用などによってクリアーした。これは、

エレクトロニクス技術の自動車への導入の幕開けであった。排ガス規制の最終段階ともいえる53年度規制は三元触媒方式と希薄燃料方式の導入でクリアした。三元触媒方式は排ガス中のCO, HC, NOxを同時に浄化できるもので、CO, HCを酸化し、併せてNOxを還元して無害なのCO2、水蒸気、窒素に変えるのである。重量車に比べて比較的NOxの発生量が少ない大衆車・小型車用エンジンは、酸化触媒とEGRの組み合わせが53年度規制対応の主流となった。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会p204~213).

第二節 異常事故の発生

交通事故の増加

大正7年、警視庁は「交通専務巡査」100名を配置し、二輪車(赤バイ隊)を組織し た。自動車が増えるにつれ、自動車事故も増加し、大正13年に6423件であったもの が、昭和6年には3万2717件を数えている。内務省は大正半ばから、次々と自動車交 通関係法規を制定している。また、自動車保険も大正3年に東京海上保険株式会社が 手がけている。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p8~9). 戦後、自動車保有台数が増加 するにつれ、交通規制に対する違反事件も増加した。保有台数 100 万台になった昭和 28年には検挙件数86万件に及んだ。自動車の保有台数は昭和34年には200万台を超 え、運転免許人口も 500 万人、翌年には 1200 万人となった。34 年の交通死亡者は史 上初めて 1 万人を超え社会問題化した。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p 141). 自動 車の普及は、同時に自動車事故をも増加させ、保有台数が 100 万台を突破した昭和 28 年には 8 万 19 件、29 年には 9 万 3869 件にのぼり、陸・海・空の全交通事故の約 80% が自動車による事故であった。 交通ルールの遵守を促進するため、 昭和 22 年に白バイ 隊が復活し、また、信号機・道路標識の設置、無謀運転の禁止、道路使用法の規定の 整備などを定めた「道路交通取締法」が公布された。 続く 24 年の改正によって「歩行 者右側・車左側通行」の対面交通が実施された。しかし、交通事故は減らず、28年か ら生産・販売・整備の各業界団体が協力して「交通事故防止運動」を開始、政府は昭 和 30 年内閣に「交通事故防止対策本部」を設置した。昭和 31 年には警視庁に「交通 部」設置されるなど、交通安全・事故防止に行政面からも努めた。しかし、昭和 34 年には自動車事故による死亡者が1万79人となり、警視庁は「交通事故白書」を発表 して、交通事故防止について人々に実態を伝えた。昭和35年には事故防止と交通の円 滑化を図るため、旧法より一段と厳しい罰則規定を設けた「道路交通法」が実施され た。内閣には「交通対策本部」が設置された。しかし、昭和40年代に入ると事故は急 増し、昭和40年には事故発生件数45万2807件、死者8952人、負傷者30万7856人 となり、昭和 45 年には発生件数 71 万 8080 件、死者 1 万 6765 人、負傷者 98 万 1096 人と、史上最悪の記録となった。昭和40年には69.6秒ごとに事故が一件発生し、58 分 43 秒ごとに死者が出ていた。 昭和 45 年になると 43.9 秒、31 分 21 秒ごとに死者が 出た。(図52)(図53)(図54)



(『交通統計』平成9年版p11、『道路統計年報』1999年p462より作成)

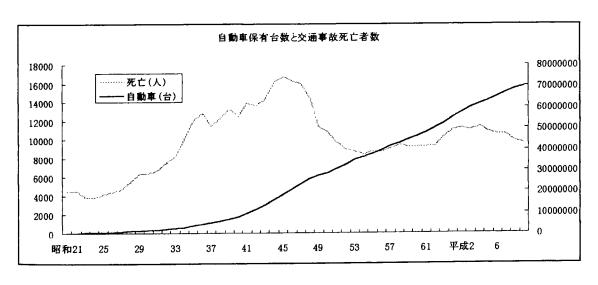
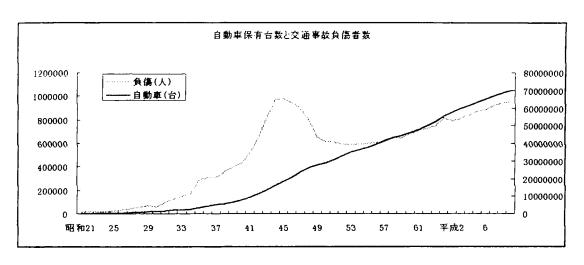


図 53

(『交通統計』平成9年版p11、『道路統計年報』1999年p462より作成)

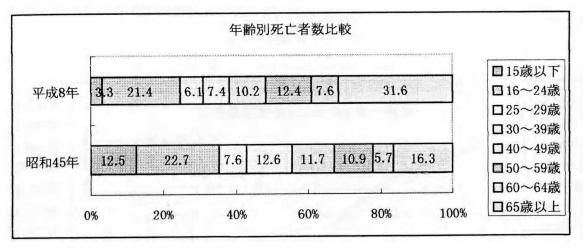
自動車保有台数の増加が交通事故の急増の第一原因ではあるが、短期間に到来した、モータリゼーションに、人も社会条件の整備も対応できなかったのである。欧米の交通事故は「車対車」のタイプが多いが、日本の交通事故は「人対車」のタイプが多い。つまり、「人対車」の事故は、道路、信号機など自動車交通のための社会資本が整備されていれば、その比率を低下させる事が出来るのである。『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p219~221). 交通事故が多発した昭和 40 年代初頭から交通安全運動が展開され、交通事故死亡者は昭和 45 年をピークに 54 年には 4866 人と半



(『交通統計』平成9年版p11、『道路統計年報』1999年p462より作成)

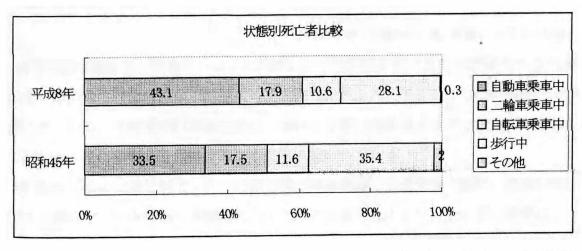
昭和 60 年、交通事故死亡者数は 9261 人と前年より減少したものの、4 年連続 9000 人ペースは変わらなかった。近年では二輪車乗用中の死亡事故や、歩行者、特に高齢 者の死亡者が増加傾向にある。(『日本自動車産業史』日本自動車工業会 p280). 平成 9 年、運 転免許保有者は7000万を超え、自動車を運転する事は日々の生活に欠かすことの出来 ないものとなっている。その半面、誰もが交通事故に遭遇する事が避けられないのも 事実である。平成8年中の交通事故死傷者数は90万人を超え、約132人に1人が交通 事故の被害に遭う事態となっている。なお、昭和21年から平成8年の51年間で50 万5763人が交通事故で死亡した。交通事故死亡者は昭和20年後半から著しく増加し、 昭和45年には死亡者1万6765人に達する事態となり、これを第一次交通戦争と呼ん だ。 その後、昭和 54 年には 8466 人と半減するが、 50 年代後半から再び増加に転じ 63 年からは連続8年間、1万人を超えている。これを第二次交通戦争と呼んでいる。第 二次交通戦争では高齢者の死亡事故が増加しており、65歳以上の高齢者死亡事故は昭 和 45 年の 16.3%から平成8年31.6%へと15.3ポイント上昇している。(図 55) また、 自動車乗用中の死亡事故が昭和 45 年の 33.5%から平成 8 年には 43.1%と 9.6 ポイント 上昇している。(図 56) また、0 時から 6 時の深夜時間帯の死亡事故が昭和 45 年には 12.8%であったが、平成8年には24.5%と11.7ポイント上昇している。なお、平成8 年の交通事故死亡者9942名中、歩行中に死亡事故に遭った65歳以上の高齢者は1588 人 (15.9%) であり、自転車乗用中を含めると 2172 人 (21.8%) になる。また、16 から 24 歳の若者が自動車乗用中に起った死亡事故は 1182 人 (11.8%) であり、自動 二輪・原付を含めると 2002 人 (20.1%) となっている。

図 55



(『警察白書』平成8年p50より作成)

図 56



(『警察白書』平成8年p50より作成)

交通安全対策

昭和20年代後半からの交通事故死亡者の急増は、背景にモータリゼーションの急速な進展に対する信号機など交通安全装置の不足があった。40年代から交通安全設備の積極的に推進されたため、昭和45年の信号機2万3290基から平成8年には16万1891基と約7倍に達している。(『警察白書』平成8年p48~53). (図57) 信号機は自動車や歩行者の交通量、交通事故の発生状況に応じて設置するが、昭和45年中に信号機を設置ま又

は改良した場所について、その後の事故発生状況は歩行者事故、車輌事故とも設置又 は改良前に比べ死者は30%~80%減少している。信号機を感応化したり系統化するなど 高度化すると、車の流れはスムーズとなり、走行時間が短縮したり、車の停止回数が 減少するなどの効果がある。

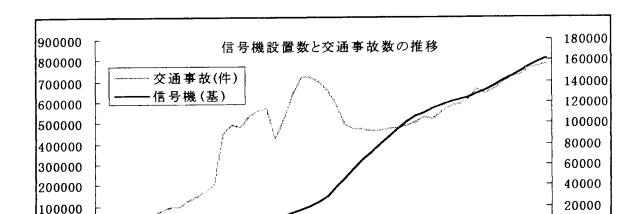


図 57

(平成10年『交通安全白書』総務庁 p71より作成)

57

63

平成6

道路標識は運転者が見やすいように原則として前面反射式のものが設置され、交通量の多い市街地の幹線道路などは燈火式、大型燈火路上式、可変式のものが積極的に整備されている。道路標示は車輌が安全に通行する事が出来るようマーキングが徹底して行われ、常に鮮明さを保持するように塗り替られている。

45

51

昭和48年頃の交通管制センターは信号機の地域制御、交通情報の提供、交通規制に関する指令など一体的かつ有機的に行うために設置されており、その主な機能は

- ① 車輌感知器、無線電話、テレビカメラなどによって交通情報を収集・分析する。
- ② 交通状況に応じて信号機など広域的に制御する。

33

昭和21

27

39

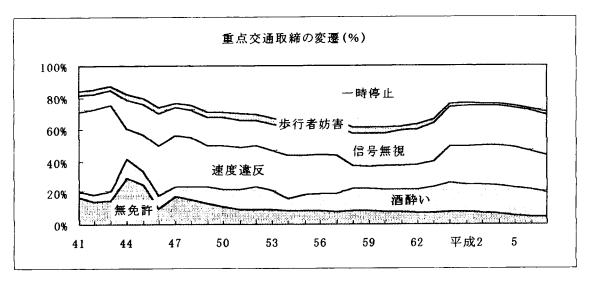
- ③ 運転者に対してラジオ、可変標識などにより交通情報を提供する。
- ④ 警察官、パトカー、白バイなどに対して交通規制、交通整理などの指令をする。 結果、交通管制センター設置都市においては走行時間の短縮、交通事故の減少などの 効果を上げている。北九州市の例を取ると走行時間にていて各幹線とも10%~20%の短 縮を実現しており。交通事故は発生件数で35%、死亡者で80%、負傷者で27%の減少と なっている。『警察自書』昭和48年p267~275).

現在では、交通管制センターは都市およびその周辺交通を安全で円滑なものとするた め、コンピューターにより、信号機、可変標識、中央線変移装置の制御を行うととも に、情報を運転者に提供する交通管理の中枢をなす設備となっている。平成6年度に は、昭和54年度以前に設置された51都市の交通管制センターのうち5都市でコンピ ューター等の中央装置を高性能化するとともに、2都市に交通管制サブセンターが新 設された。また、既存の信号について、交通量の変化に応じて青信号の時間を自動的 に変える地点感応化、同一路線の複数の信号機を相互に連動させて制御する系統化、 交通管制センターのコンピューターによって信号機を広域的に制御する地域制御等を 図るなど機能を高度化したほか、夜間等の交通量が減少する地域においては、閑散時 半感応化、閑散時押ボタン化等による合理的信号制御の実現に努ている。『警察自書』 平成7年p233~234). 大量交通社会において、都市交通、道路網、駐車場、大量輸送機関、 物流システム等が交通量、交通流に大きな影響を与える所から、今日では交通安全対 策に関して都市計画事業、土地区画整理事業等各種の開発事業、道路や駐車場の整備、 大規模施設の建設等について、当初から都市計画地方審議会等に参画して、交通管理 面から必要な指導提言を行う事により、交通管理上望ましい都市交通が形成されるよ うに働きかけている。(『警察白書』 平成7年 p 235).

交通指導取締活動は、交通違反の検挙・告知活動ばかりでなく、交通状況の監視活動、軽微な違反者に対する警告指導活動、子供や老人などに対する保護誘導活動などを含んでおり、検挙・告知件数の数倍にのぼる警告指導活動を行っている。交通指導取締活動のもつ事故抑止効果のうち、白バイ、パトカーなど機動警ら活動の事故抑止効果は、機動警ら密度を8から16~2倍に高めると、事故率300から200~と30%減少する。また、マクロ的には検挙件数が多い時は交通事故が少ないと言う関係がある。『警察自書』昭和48年p268~285).このように交通指導取締は、交通事故の抑止に大きな効果を持っており、昭和50年頃から、その重点は交通事故の原因となる可能性の高い無免許運転、酒酔い、酒気帯び運転、最高速度違反等に置かれている。『警察自書』昭和50年p327).59年になると信号無視など悪質、危険な無謀運転行為が加わようになり、『警察自書』昭和59年p199).平成2年には無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、信号無視等悪質、危険な違反のほか、幹線道路の交差点等における駐停車違反、暴走族の騒音運転等迷惑性の強い違反に重点が置かれた。『警察自書』平成2年p241).交通事故発生状況等地域の交通実態を調査・分析し、かつ、市民の要望、意見等を踏まえ、平成7

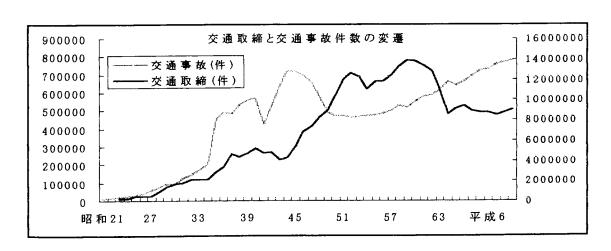
年には、交通事故が多発する交差点における信号無視、一時不停止、歩行者妨害等の 違反および死亡事故となる確率の高い夜間における違反が重点取締に加わった。(『警 察白書』平成7年p215). (図58) (図59)

図 58



速度違反は昭和43年より25km以上、昭和58年より30km以上 (『警察白書』昭和48年から平成7年より作成)

図 59



(『警察白書』昭和48年から平成7年より作成)

また、近年の携帯電話普及による電話使用が原因と見られる交通事故の多発が新たな 社会問題となっている。平成8年7月から12月の携帯電話使用が原因と見られる人身 事故の特徴は

① 事故類型としては、追突事故が全体の75.4%を占めている。

② 事故発生時の使用形態は、受信操作時が 42.9%最も多く、ついで架電操作時の 28.4%ととなっている。(『警察白書』 平成8年p55).

なお、近年普及してきたエアバック装置に関しての調査では、平成7・8年の普通自動車相互の正面衝突事故発生時(車輌中破以上)における運転者の保護効果はエアバッグが装備されていてシートベルトを着用していない場合の死亡・重症率は16.3%、エアバック無しシートベルト装着の8.5%に対して7.8ポイント高い事が判っている。(図60)(『警察白書』平成9年 p52).

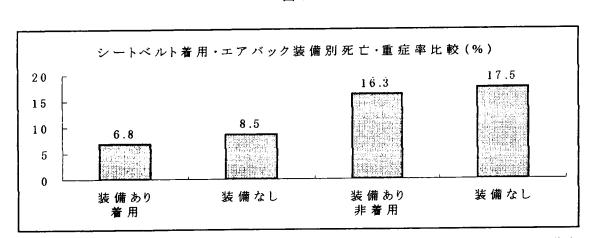


図 60

(『警察白書』平成9年より作成)

交通規制

明治の初めから「牛車馬車並びに荷車止」と言った榜標のような規制標識が用いられるようになった。昭和10年頃、交通規制標識の統一が行われ、左右折禁止、回転禁止、駐車禁止など規制の強化や交通信号機設置などが行われるようになった。交通事故防止と自動車の利便性確保の両立が交通対策の基本的な考え方であり、交通安全教育、交通工学、指導取締の三つを組み合わせた対策である。全体的な交通量の増大、交通事情の悪化、交通規制の質・量両面にわたる高度化、強化を反映して、局地的なとりあげ方から、集合統制的な方向へと順次改革を遂げてきた。すなわち、地点における交通事故防止や交通整理を目的として発足した交通規制対策は、しだいに路線に沿ったいわゆる交通の流れを対象とした交通規制へと移り、さらに、地域内一帯を総合的にとらえる面的な規制へと進んだのである。(『過剰モータリゼーションを考える』交通評論家集団「交通規制にみる制御の理論」岡本博之 p65・66).

戦後初期から「安全のための規制」が行われるようになった。それには速度規制、追

い越し禁止などがあるが、速度規制に関しては議論が絶えない状態にある。 速度規制の反対論には

- ① 速度制限は危険の少ない道路において単に速度違反を摘発するためのものであって、交通上危険な町角や雑踏が手薄になる。
- ② 運転者に速度制限を超えなければ安全であると思わせ、低速でも危険な個所での減速を怠らせる。
- ③ 自動車が適切にコントロールされていれば、速度自体は危険なものではない
- ④ 危険予防は真に危険な運転をなしたものに処罰を与えるものである。

などがある。此れに対して、速度制限論者は

- ① 都会よりも高速度の占める割合の多い地方に事故が増加している。
- ② 危険な運転に対する厳罰は事故が起きてみないと行えないのでは、事故の予防 にはならない。
- ③ 公衆に重大な危険を知らす。

などをあげている。なお、諸外国では「速度はコントロールするべきものである。」と されており、スローダウンすべき場合、スローダウンすべき場所があげられている。 日本は「最高速度の制限」が規定されており、取締も最高速度制限に力が入れられて いる。

昭和36年の道路交通法の改正によって、「交通の円滑」のための交通規制が始まった。昭和34年頃から、主要幹線の交差点における右折禁止など交通規制が始まり、35年には東京で車種による時間帯交通規制が実施された。36年には大阪でも実施されるようになり、乗用車の市内乗り入れ規制までが行われて反響を呼んだ。更に、自家用乗用車の急増によって、昭和43年頃から都市交通は渋滞が激化したことから、都市流入幹線道路でラッシュ時間帯における右折・横断・回転禁止の規制と駐停車禁止規制を全面的に強化した。大坂では万国博覧会開催の直前、昭和45年に幹線道路の一方通行が実施された。なお、一方通行は交通の流れを単純にする事が出来、経費の割合に対して大きな効果が得られる交通規制である。

昭和44年警視庁は子供の遊び場が不足している事から日曜日、祝日に道路の交通を 止めて「遊戯道路」を設けた「生活安全のための規制」を行うようになった。ニュー ヨークの五番街で自動車通行止めを行ったのに刺激されて、昭和45年に東京で「歩行 者天国」が出現し全国へ広がった。高度成長の発展に対する、環境面からの見直しや、 交通については自動車の急激な増加による市民生活の安全に対する脅威から、車と人との隔離など、生活道路の復活の気運が高まった。昭和47年、全国的に幼児や児童の安全を図るため「スクールゾーン」の設定が推進された。交通規制の面では歩行者道路の設定、路側帯の設置、速度制限、駐車禁止、一方通行、一時停止などを組み合わせた面的な交通規制が実施されるようになった。(『過剰モータリゼーションを考える』 交通評論家集団「モータリゼーション規制の現状」富永誠美 p164~167).

現在では交通安全環境の整備が行われ、交通事故多発箇所を重点に、信号機等の交通安全施設の整備が進められている。右折時における衝突事故の多発している交差点では右折矢の付加を行うなど信号機の多現示化を進め、交通の円滑化を図る必要性が高い主要幹線道路では、信号機の系統化を行うなどして交通流・交通量が整序されている。このほか、歩行者用青信号をメロディ等で知らせる視覚障害者用付加装置を備えた信号機や、高齢者等が携帯している無線発信機等を操作する事により、歩行者用の青信号の時間を長めに設定する弱者用感応信号機の整備を図るなど信号機の高度化が推進されている。出会い頭事故、歩行者横断中の事故等が多発している箇所では、その事故類型に応じて、速度規制、一時停止規制、横断歩道の設置等、必要な規制を実施するとともに、関係機関に対して、交差点形状の改良、段差舗装、夜間照明の整備などを働き掛けている。また、交通事故が発生しやすいカーブ等では、減速マークの路面表示、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制、自動車のヘッドライトの光をよく反射する素材を用いた道路標示等を行っている。

子供や高齢者の交通弱者を保護し、良好な生活環境を保全するため、住宅地域、学校や高齢者が利用する施設の周辺等を対象に区域を設定して、その区域ごとに歩行者専用、車輌通行止め、大型車輌通行止め、一方通行等の交通規制を総合的に組み合わせて、スクールゾーン規制、シルバーゾーン規制等の生活ゾーン規制を実施している。また、自転車交通の多い路線については、自転車利用者の通行の安全を図るために必要な交通規制を進めている。(『警察自書』平成7年版 p231).

交差点、橋梁、踏み切り、トンネル等は交通容量が他の区間と比べ比較的小さいため、 交通渋滞が発生しやすい。このように「交通ボトルネック」を解消するため、適切な 信号機の制御、右折レーンの設置、踏み切り信号機の設置等の対策を進めるとともに、 道路環境の改善を道路管理者等に働きかけている。(『警察白書』平成7年版 p 234).

第三節 異常事故の特徴

異常事故分析

戦後自動車の保有台数は増加の一途をたどり、交通事故もこれとともに増加を続けた。 交通事故死亡者は昭和20年代後半から著しく増加し、昭和45年には史上最悪の1万 6765人となり第一次交通戦争と言われるようになった。その後、交通事故抑止のため の交通取締、道路における人と車の住み分け、車の円滑な交通を目的とした交通管制 センターの設置、信号機の設置・改良・連動、車と人の隔離を目的とした生活安全ゾ ーンの設置など交通安全施設の整備等交通安全対策が図られた。この事により、交通 事故死亡者は昭和54年には8466人と半減した。そして、この間に昭和34年から52 年にかけて異常事態を経験している。その後も自動車保有台数の増加は止まらず、交 通事故発生件数・死亡者数・負傷者数ともに50年代後半から増加に転じ、死亡者数は 昭和63年から8年連続して1万人を超えるようになった。今、第2次交通戦争と呼ば れる事態となっている。なお、平成8年の交通事故発生件数は77万件を超え史上最悪 となった。

ここでは、計量的分析手法によって、昭和34年頃に到来した異常事故が昭和45年を 頂点として、事故発生の最大原因である自動車の保有台数、交通安全対策の中でも抑 止効果が大きいとされる、運転者への罰則的性格の交通取締検挙・告知件数、車と人 の住み分け的性格の信号機の設置数を中心に異常事故が如何に抑制されていったか、 そして、自動車の保有が交通事故発生に如何に不可分かを明らかにする。最後に、モ ータリゼーションの進展によってもたらされた異常な交通障害者の大きさを推計する。 モデル式は次のようである

$$log W = a1 + a2 log X + a3 log Y + a4 log Z + a5 log S$$
 (1)

$$\log Y = b1 + b2 \log W + b3 \log X + b4 \log Z + b5 \log S \tag{2}$$

$$\log X = c1 + c2 \log Z + c3 \log T + c4 \log U + c5 \log S \tag{3}$$

$$\log Z = d1 + d2 \log W + d3 \log V + d4 \log T + d5 \log U$$
 (4)

ただし、変数は以下のとおりであり、データは昭和42年から平成8年である。

W: 実際の交通事故発生件数(件) S: 国民所得(億円)

X: 自動車の保有台数(台) T: 小型乗用車価格(円)

Y:信号機の設置数(基) V:警察職員数(人)

Z: 交通取締検挙・告知件数 (件) U: ガソリン価格 (1 % あたり円)

モデル式の識別

k = g - 1: 適度識別

k > g - 1:過剰識別

k < g-1:識別されない

g=モデル式内に含まれるすべての内生変数

k=モデル式内すべての変数の内、当該方程式に現れない変数の数 モデル式内の内生変数は4、外生変数は4、すべての変数は8、gは4となり、

(1) 式 内生変数 4 外生変数 1 k=8-5=3 g-1=3

(2) 式 内生変数 4 外生変数 1 k=8-5=3 g-1=3

(3) 式 内生変数 2 外生変数 3 k=8-5=3 g-1=3

(4) 式 内生変数 2 外生変数 3 k=8-5=3 g-1=3

よって、4式とも適度識別である。それゆえ、間接最小二乗法、二段階最小二乗法を 用いて分析するのが当然である。しかし、ここでは各式の因果関係の強さを知るため、 各式に普通最小二乗法を用いて分析を進める。

(1) 式の推定結果は (表 16) のようになり、推計交通事故件数は次式 (1) によって求められる。

表 16

	回帰係数	t 值
定数項	0.765	0.263
X(自動車の保有)	1.553	7.060
Y (信号機の設置)	-0.581	-3.013
Z(交通取締)	-0.222	-2.390
S(国民所得)	-0.311	-1.393
重決定 R2		0.916
補正 R2		0.903
観 測 数		30

log W = 0.765 + 1.553 log X - 0.581 log Y - 0.222 log Z - 0.311 log S (1)

この推計結果によれば、自動車保有台数が7.060、信号機設置数が-3.013、交通取締 検挙・告知件数が-2.390 の t 値を示しており、有意性を持って交通事故発生件数を 説明している。すなわち、自動車保有台数の1%の上昇は交通事故の発生を1.553%上 昇させ、信号機設置数の1%の上昇は交通事故発生件数を0.581%減少させる。また、交 通取締検挙・告知件数の1%の上昇は交通事故発生件数の0.222%減少につながるといっ ているのである。これは、各年度における警察白書の報告にある自動車の保有台数の 増加、自動車免許の保有者の上昇、すなわちモータリゼーションの進展が交通事故発 生の最大原因であり、信号機など交通安全設備の整備と交通違反者への交通取締検 挙・告知、また、交通安全教育が交通事故発生の減少に有用に働くという説明に認め られる。特に昭和48年警察白書の「昭和45年中に信号機を設置または改良した場所 について、その後の事故発生状況は歩行者事故、車輌事故とも設置又は改良前に比べ て、死者について 30%~80%減少している。」に符合している。また「交通指導取締活 動のもつ事故抑止効果のうち、白バイ、パトカーなど機動警ら活動の事故抑止効果は、 機動警ら密度を8から16~2倍に高めると、事故率300から200~と30%減少する。」 にもよく符合している。また、国民所得は t 値がー1.393 (有意水準 10%) と有意性が低 いが、国民所得の1%の伸びは、交通事故発生件数を 0.311%減少させ、所得の増加 は、交通事故対策への支出効果として現れると読む事が出来る。

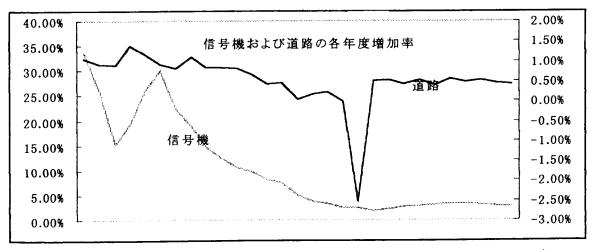
(2) 式の推定結果は (表 17) のようになり、推計信号機設置数は次式 (2) によって 求められる。

表 17

	回帰係数	t値
定数項	-8.067	-3.998
W(交通事故)	-0.458	-3.013
X(自動車の保有)	0.875	3.025
Z(交通取締)	0.211	2.599
S(国民所得)	0.467	2.543
重決定 R2		0.997
補正 R2		0.996
観測数		30

この推計結果は、交通安全施設の指標としての信号機設置数を説明するもので、交通事故発生件数は一3.013、自動車の保有台数が3.025、交通取締検挙・告知件数は2.599、国民所得が2.543のt値を示しており、すべてにおいて有意性を持っている。事故発生件数の1%の増加は、信号機の設置数を0.458%減少させると説明している。これは、警察自書の言う交通安全対策における「交通の円滑化」規制の現われとして認められる。すなわち、交通がスムーズに行われる事によって、事故を減少させる対策であって、昭和46年から、交通情報の収集、信号機の制御等を一体的かつ有機的に行う交通管制センターを整備して都市においては走行時間の短縮、交通事故の減少などの効果を上げた。「警察自書」昭和48年の「北九州市の例を取ると走行時間について各幹線とも10%~20%の短縮を実現しており。交通事故は発生件数で35%、死亡者で80%、負傷者で27%の減少となっている。」に符合する。また、昭和42年以降の道路総延長km数の各年度増加率と信号機設置数の各年度増加率見ると、道路に対して信号機は急激にその増加率を減少させている。(図61)

図 61



増加率は(次年度-当年度) ÷ 当年度×100 昭和62年度に市町村道が28、749 km減少している

(『道路統計年報』全国道路利用者会議 1998年より作成)

また、自動車保有台数の1%の増加は、交通安全対策としての信号機の設置数を0.875%増加させ、交通取締検挙・告知件数の1%の伸びは、取締強化の意味で信号機設置数0.211%の増加として現れる。なお、国民所得の1%の増加は、社会資本整備の意味にお

いて信号機設置数を 0.467%増加させることとなる。

(3) 式の推定結果は (表 18) のようになり、推計自動車保有台数は次式 (3)'によって求められる。

表 18

	回帰係数	t値
定数項	7.945	9.060
Z(交通取締)	0.006	0.130
T (乗 用 車 価 格)	-0.146	-2.121
U (ガソリン 価 格)	-0.234	-4.918
S(国民所得)	0.870	19.355
重 決 定 R2		0.996
補 正 R2		0.995
観 測 数		30

log X = 7.945 + 0.006 log Z - 0.146 log T - 0.234 log U + 0.870 log S (3)

この推計結果から、日本の自家用乗用車の大部分を占める小型乗用車の価格が 1%上昇することは、自動車の保有台数を 0.146%減少させ、ガソリン価格の 1%の増加は、自動車保有台数を 0.234%抑える事になると説明される。特に国民所得の t 値が 19.355と有意性が高い所から、国民所得の上昇は、自動車取得のために支出される効果が大きいと説明できる。日本の経済的発展の結果としての国民所得の伸び、国民車構想、海外競争力のための産業育成策、それによる乗用車価格の低下、続くモータリゼーションの進展は急激に国民の自動車保有を増加させた。これが、交通事故発生が一向に減らない第一原因である。ちなみに、国民所得の 1%の上昇は、国民の自動車保有を 0.870%増加させるのである。なお、小型自動車価格の t 値は - 2.121、ガソリン価格の t 値は - 4.918と有意性を示しており、交通取締検挙・告知件数の t 値は 0.130と低く、有意性はない。

(4) 式の推定結果は (表 19) のようになり、推計取締検挙・告知件数は次式 (4) によって求められる。

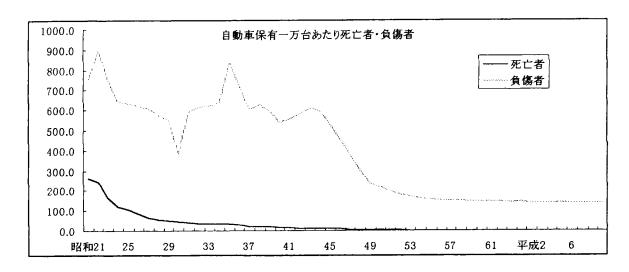
表 19

	回帰係数	t値
定数項	-23.220	-3.418
W (交通事故)	-1.207	-5.408
V(警察職員数)	5.211	6.679
T(乗用車価格)	-0.470	-3.131
U (ガソリン 価 格)	-0.402	-1.917
重決定 R2		0.931
補正 R2		0.920
観測数		30

 $\log Z = -23.220 - 1.207 \log W + 5.211 \log V - 0.470 \log T - 0.402 \log U$ (4)

この推定結果では、交通事故発生件数の t値が-5.408、警察職員数が 6.679 と高い有 意性を示し、小型乗用車価格の t 値が-3.131、ガソリン価格が-1.917 を示しており、 有意性が存在する。ここから、交通事故発生件数の1%の上昇は交通取締検挙・告知件 数を 1.207% 抑止すると読めることになる。警察白書は一貫して交通安全教育の重要 性を報告しており、それによる国民の交通安全に対する意識の高揚に期待している。 現在では、「幼児から高齢者まで、道路交通への参加の態様、心身の発達段階に応じた 交通安全教育を体系的、組織的かつ継続的に行っている。」(『警察白書』平成7年).。なお、 平成6年度において、幼児安全クラブは全国で1万4000、幼児数116万人、保護者105 万人、交通少年団は全国 3600 が組織され、小学生 57 万人、中学生 8 万 6000 人が加入 している。また、高校生に関しては二輪安全講習が 7900 回開催され、283 万人の高校 生が参加した。他に 40 年代には一定の自動車を使用する事業者には安全運転指導者の 選任、48年には普通運転免許の路上教習の実施、50年には運転者の交通違反累積点数 の通知による安全運転動機の喚起、平成に入ってからは若年運転者の交通事故防止の 観点から、2年に初心運転者の再試験および講習制度の導入、3年には実際に運転して 危険を体験できる高度運転教育が行われている。このように、交通安全教育は事故発 生件数に対応して実施されてきている。また、交通事故発生に関するマスコミによる 悲惨な実態の報道は、運転者や家族、国民の安全に対する意識を向上させると考えら れる。このような警察、社会の交通安全に対する努力や運転者の交通安全に対する意 識の向上が交通取締検挙・告知件数を抑止している。それは、自動車保有一万台あた

図 62



(『道路交通年報』1999年 建設省道路局 p 455·462 より作成)

警察職員数を 1%増加させれば、交通取締検挙・告知件数は 5.211%上昇させる事が可能である。また、小型乗用車価格の 1%の伸びは、(3)、式の自動車保有台数 0.146%減少を通じて、交通取締検挙・告知件数を 0.47%減らせる事ができ、ガソリン価格の1%の上昇は、交通取締検挙・告知件数を 0.40%減少させる。昭和 48 年の石油危機において、石油節約対策として休日マイカー高速道路乗り入れ自粛、毎時 40 kmの経済速度運動が行われた。結果、「このような国民運動の背景として、また、ガソリン価格の上昇や景気の後退等もあいまって、交通量の減少、走行速度の安定化という現象が全般的にみられることとなった。」(『警察自書』昭和50年 p282).の報告にあるように、ガソリン価格の上昇や景気の後退等によって、昭和 49 年のガソリン消費量は前年に比べて5.4%減少し、首都高速道路の交通量は前年を1.7%下回った。また、25 km以上速度超過の違反取締件数は2.3%減少した。

以上、各式の因果関係を中心に考察を行ってきたが、次に二段階最小二乗法を用いて 分析を行う。

まず第一段階目は、昭和 42 年から平成 8 年のデータに基づいて、外生変数である T: 小型乗用車価格 (円) U: ガソリン価格(1 % あたり円) V: 警察職員数(人) S: 国民所得 (億円) を用いて内生変数である Y: 信号機の設置数(基) X: 自動車の保有台数(台) Z: 交通取締検挙・告知件数(件)の推計値を算出した。各式の推定結

果は (表 20) のようであり、推計自動車保有台数、推計信号機設置数、推計交通事故取締・告知件数は次式 (2)"(3)"(4)"によって求められる。

表 20

	Y(信号機設置数)		X(自動車	保有台数)	Z(交通取締·告知件数)	
	回帰係数	t 値	回帰係数	t 値	回帰係数	t 値
定数項	-58.217	-4.647	-10.184	-1.386	-78.110_	-2.401
T(小型乗用車価格)	-0.144	-1.403	-0.074	-1.230	-0.464	-1.739
U(ガンリン価格)	0.132	1.803	-0.300	-7.004	0.347	1.829
V(警察職員数)	5.433	4.505	1.757	2.484	9.292	2.968
S(国民所得)	0.306	1.533	0.596	5.097	-1.015	-1.961
重決定 R2		0.996		0.997		0.870
補正 R2		0.996		0.996		0.850
観測数		30		30		30

$$log Y = -58.217 - 0.144 log T + 0.132 log U + 5.433 log V + 0.306 log S$$
 (2)"

$$log X = -10.184 - 0.074 log T - 0.300 log U + 1.757 log V + 0.596 log S$$
 (3)"

$$\log Z = -78.110 - 0.464 \log T + 0.347 \log U + 0.929 \log V - 1.015 \log S$$
 (4)"

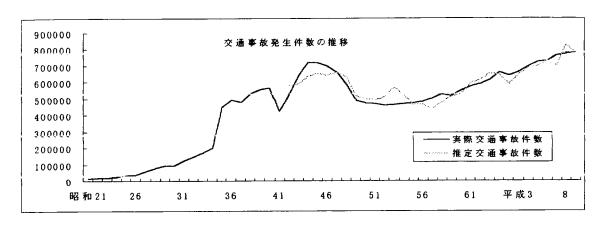
第二段階目において、昭和 42 年から平成 8 年のこれら推計値および外生変数 S: 国民所得を用いて W: 推計交通事故発生件数を算出すると、推定結果は (表 21) のようになり、推計交通事故発生件数は次式 (1)" によって求められる。

表 21

	回帰係数	t 値
定数項	26.777	1.261
X(推計自動車の保有)	1.677	3.812
Y (推計信号機の設置)	2.038	1.064
Z(推計交通取締)	-1.447	-1.552
S(国民所得)	-2.938	-1.633
重決定 R2		0.785
補正 R2		0.750
観測数		30

$$log W = 26.777 + 1.677 log X + 2.038 log Y - 1.447 log Z - 2.938 log S$$
 (1)"

この推計結果をグラフ化すると次のようになる。(図63)



また、データを昭和 27 年から平成 9 年までとすると、推定結果は $({\bf \xi}\ 22)$ のようになり、推計交通事故発生件数は次式 (1)" によって求められる。

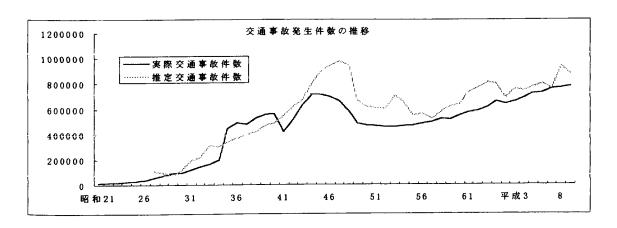
表 22

	回帰係数	t 値
定数項	-17.206	-0.829
X(推計自動車の保有)	3.593	6.163
Y (推計信号機の設置)	-0.548	-0.308
2(推計交通取締)	0.091	0.100
S(国民所得)	-1.909	-1.231
重決定 R2		0.896
補正 R2		0.886
観測数		46

log W = -17.206 + 3.593 log X - 0.548 log Y + 0.091 log Z - 1.909 log S (1)"'

この推計結果をグラフ化すると次のようになる。(図64)

図 64



異常事故による交通死亡者・負傷者の推計

モータリゼーションの進展によって、もたらされた異常な交通事故の発生は、昭和 45 年を頂点として、上記のような各種の交通安全対策によって自動車保有台数の増加 にもかかわらず昭和 54 年頃一応の安定化を見た。ここでは、社会設備や交通に対する 安全意識の遅れから、異常事故がもたらした交通死亡者・負傷者の大きさを以下の方法で推計する。

I まず、昭和20年以降の交通事故発生件数の各年度伸び率と自動車保有台数の各年度伸び率を対比する事によって、自動車保有台数に対する交通事故発生件数が安定的になった時期を予測する。これによれば昭和53年が、その時期であると推定できる。 (図65)

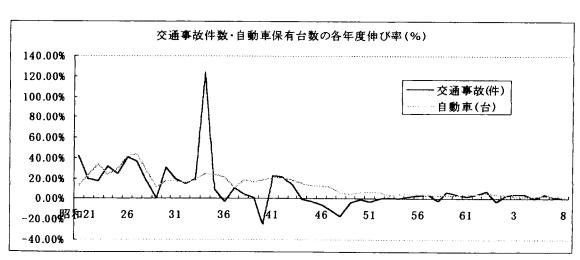


図 65

伸び率は(次年度-当年度)÷当年度×100 (『道路交通年報』1999 年 建設省道路局 p 455・462 より作成)

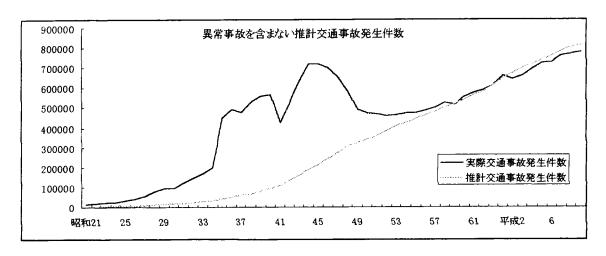
次に、安定期以降の自動車保有台数に対する交通事故発生件数の割合を昭和53年から 平成9年までの交通事故発生件数の総和と昭和53年から平成9年までの自動車保有台 数の総和から、次式によって算出する。

昭和53年から平成9年までの交通事故発生件数の総和 (12,210,809件) -----×100=1.1719734 % 昭和53年から平成9年までの自動車保有台数の総和 (1,041,901,519台)

この割合を昭和21年以降の自動車保有台数に基づいて、異常事故を排除した推計交通

事故発生件数を算出してグラフ化すると (図66) のようになる。

図 66



最後に、この推計交通事故発生件数に基づいて、昭和 21 年から昭和 53 年の異常交通 事故発生による推計死亡者と推計負傷者を算出すると以下のようになる。

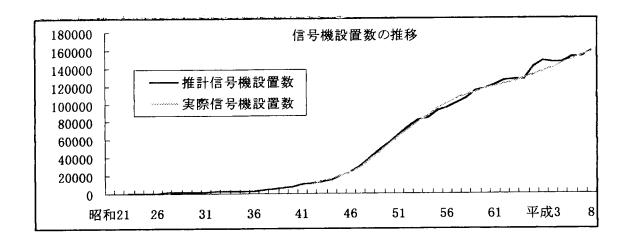
異常事故による推計死亡者数:

異常事故による推計負傷者数:

Ⅱ 二番目では、実際の信号機設置データが昭和 42 年以降しか存在しないため (2)' 式によって算出された昭和 23 年から 41 年の推計信号機設置数を援用する。なお、推 計数は次のグラフのようになる。(図 67)

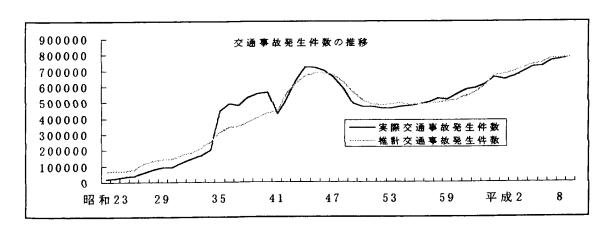
次に実際の昭和23年から平成8年までの自動車保有台数・交通取締告知件数・国民 所得と昭和42年から平成8年までの信号機設置件数および昭和23年から昭和41年の 推計値を用いて(1)'によって、推計交通事故発生件数を算出する。推計件数は次の グラフのようになった。(図 68)

図 67



 $\log Y = -8.067 - 0.458 \log W + 0.875 \log X + 0.221 \log Z + 0.467 \log S$ (2)

図 68

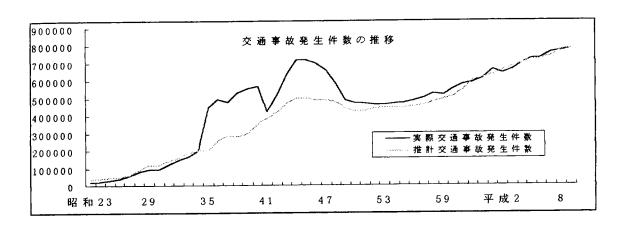


log W = 0.765 + 1.553 log X - 0.581 log Y - 0.222 log Z - 0.311 log S (1)

次に交通安全対策である信号機の設置と交通の取締告知が、2 年前倒しで実施された場合を (1), 式によってシュミレートするとグラフのようになった。(図 69)

この推計交通事故発生件数に基づいて、昭和21年から昭和53年の異常交通事故発生 による推計死亡者と推計負傷者を算出すると以下のようになる。

図 69



異常事故による推計死亡者数:

実際交通事故発生件数一推計交通事故発生件数

(11, 524, 056-8, 973, 212)

死亡者数(326,609 人)× ----

---- =72, 294 人

実際交通事故発生件数(11,524.056)

異常事故による推計負傷者数:

実際交通事故発生件数一推計交通事故発生件数

(11, 524, 056-8, 973, 212)

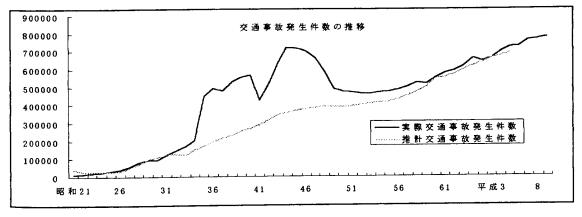
負傷者数(12,653,422人)× -

-----= =2,800,826 人

実際交通事故発生件数(11,524.056)

また、信号機の設置と交通の取締告知が、4 年前倒しで実施された場合を (1) 式によってシュミレートするとグラフのようになった。(図70)

図 70



この推計交通事故発生件数に基づいて、昭和21年から昭和53年の異常交通事故発生

による推計死亡者と推計負傷者を算出すると以下のようになる。

異常事故による推計死亡者数:

実際交通事故発生件数一推計交通事故発生件数

(11, 524, 056-6, 764, 217)

死亡者数(326,609 人)× -----=134,901 人

実際交通事故発生件数(11,524.056)

異常事故による推計負傷者数:

実際交通事故発生件数-推計交通事故発生件数

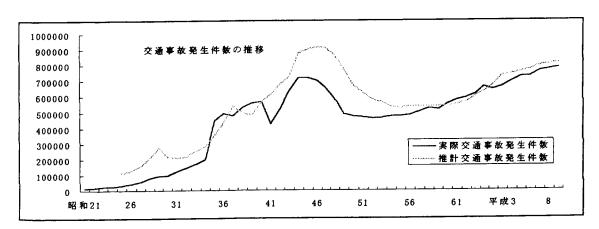
(11, 524, 056-6, 764, 217)

負傷者数(12, 653, 422 人)× ------==5, 226, 306 人

実際交通事故発生件数(11,524.056)

また、信号機の設置と交通の取締告知が、2年遅れて実施された場合を(1)、式によってシュミレートするとグラフのようになった。(図71)

図 71



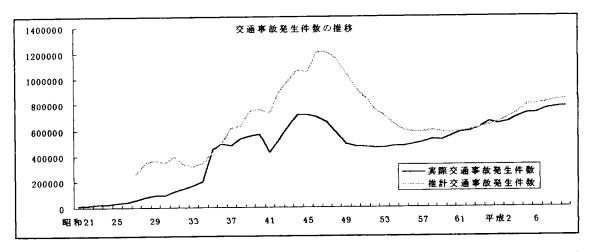
この推計交通事故発生件数に基づいて、昭和25年から平成9年の推計死亡者と推計負 傷者を算出すると以下のようになる。

推計死亡者数:

推計負傷者数:

また、信号機の設置と交通の取締告知が、4 年遅れて実施された場合を (1) 式によってシュミレートするとグラフのようになった。(図72)

図 72



この推計交通事故発生件数に基づいて、昭和27年から平成9年の推計死亡者と推計負 傷者を算出すると以下のようになる。

推計死亡者数:

推計負傷者数:

第五章 「障害者プラン」と共生社会

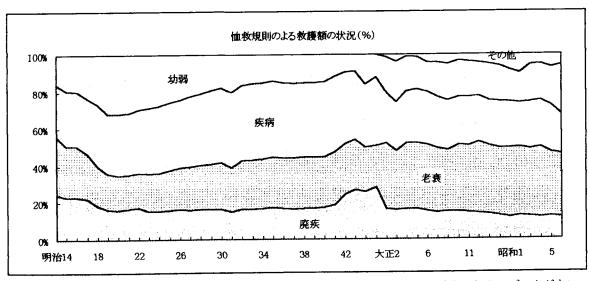
(神戸市内障害者小規模作業所の状況を中心に)

第一節 障害者政策の流れ

戦前の障害者政策

明治4年の「盲官廃止令」以降、傷痍軍人対策を除いて、戦前の日本には障害者政策と言える積極的なものはなかったと言ってよい。あるとするならば、明治七年に太政官布告された恤救規則の第一項に「困窮ノ者独身ニテ廃棄ニ罹り産業ヲ営ム能ハサル者年米一石八斗ノ積ヲ以給与スヘシ、但単身ニ非スト雖モ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身廃棄ニ罹リ窮迫ノ者ハホン本文ニ準シ給与スヘシ」とある。これによって障害者は生活困窮者として救済された。(図73)





大正 10 年は関東大震災のため、データがない (『日本長期統計』 p 38 より作成)

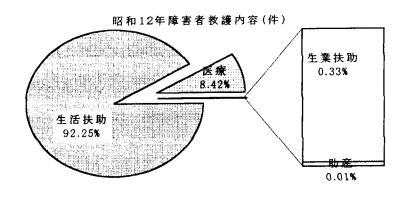
続いて昭和4年に制定された救護法は

- ① 金銭や物品の給付による生活扶助
- ② 医療
- ③ 助産
- ④ 生業に必要な資金や器具などの給与・貸与による生業扶助

と定めていた。また、障害者に対する救護は生活扶助がもっとも大きな位置を占め、

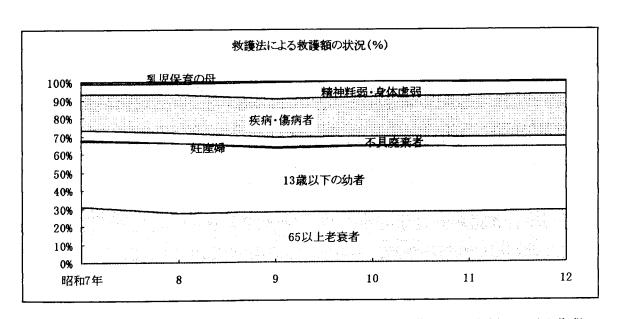
救護法でも生活困窮者として救済された。(『障害者の福祉と人権』山田明 p73) (図74) (図75)

図 74



(厚生省社会局『昭和十二年度救護法施行状況』1940年 『障害者の福祉と人権』p74所収より作成)

図 75

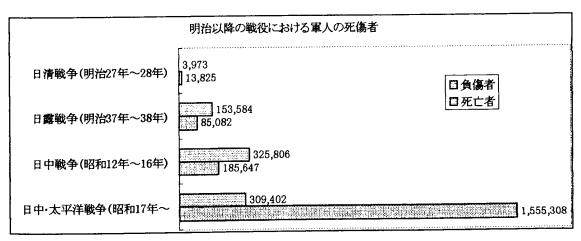


(『日本長期統計』p39より作成)

明治初期に、軍人死傷者問題に対する方策として、明治8年に陸軍扶助概則(陸軍武官傷痍扶助及ビ死亡ノ者祭梁並ニ其家族扶助規則)が制定され、これによって兵卒は年額30円から80円の傷痍扶助料が支給された。この規則は明治23年に軍人恩給法として整備された。明治39年には戦闘、公務のため傷痍又は疾病に罹り障害を負った者は廃兵院に収容し、終身国費で扶養する「廃兵院法」が制定された。なお、家族に扶助者のない場合に収容され、収容中の恩給は停止となり、状態がよくなった時や家族

の引き取りがあった場合は退院とした。大正2年の改正によって恩給停止中には親族 に扶助料が支給される事となった。大正6年に「軍人救護法」が制定され、傷病兵、 その家族・遺族、下士兵卒の家族・遺族のうち「生活スルコト能ハサル者」に対して、 生業扶助を中心として、医療、現品、現金給与の扶助が行われた。(『障害者の福祉と人権』 山田明 p58~61). さらに、大正13年には日額66銭に増額された。昭和9年、廃兵院法 に代わる傷兵院法が公布され、利用対象者を「精神又ハ身体ノ著シキ障碍アリテ収容 保護ヲ要スル」ものに限定した。昭和12年、軍部・政府は臨時軍事援護部を設置し、 13年には傷痍軍人に対する医療、職業教育・保護、一般国民教化を軸とし、その実行 機関として傷兵保護院を設立するとする「傷痍軍人保護対策審議会答申」を提出した。 政府は3ヶ月後に傷兵保護院を設置し、傷痍軍人療養所、職業補導所などの建設に着 手、傷痍軍人職業補導所が東京、大阪、福岡に、失明軍人寮が東京に、他に全国 12 ヶ所に傷痍軍人教員養成所が設置され、全国52ヶ所に国立療養所が設置された。この ようにして多くの戦傷障害者が軍事工場などで働くようになった。また、国策の一環 として自動車部品を製作する戦傷障害者を中心とする平塚傷兵工場などが設立された。 (『障害者の福祉と人権』山田明 p92~96). 明治以降の度重なる戦役は政府の障害者対策を傷 痍軍人対策に偏らせていた。(図76)

図 76



(『日本長期統計総覧2』p535より作成)

産業障害者に関しては、大正5年に工場法が施行されている。ここでは、負傷や疾病 が治癒して障害が残ったものに対して

① 終身自用を弁ずることができない者(第1号受給者)には540日分

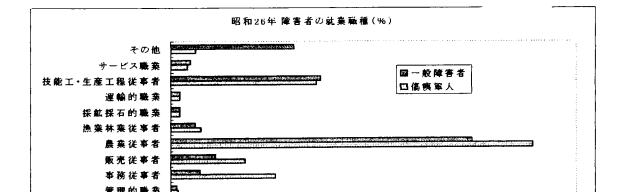
- ② 終身労務に服することのできない者(第2号受給者)には360日分
- ③ 従来の労働に服することができない者(第3号受給者)には180日 の扶助料が給付され、以後は打ち切られるとした。(『障害者の福祉と人権』山田明 p76).

精神病者は明治以降、警察行政の対象として取り締まれてきた。明治12年、窮民・旅行者などを収容する養育院に精神病院が併設(間借り)された。明治33年、精神病者監護法が制定され、私宅監置が公的に認められた。大正8年、精神病院法が制定され、精神病者は保護取締の対象から保護治療の対象へと変化した。大正9年には東京・大阪で精神薄弱児教育が開始され、昭和初期には精神薄弱児の補助学級卒業後の進路が対策課題となった。昭和元年に発足した日本精神衛生協会が昭和6年に改組され、その事業は精神病者の保護・治療の改善に加えて、精神薄弱児の「特殊教育ノ促進及ビ其ノ他ノ補導」がもりこまれた。ここに、精神薄弱者の問題は精神病学の一分野となった。『障害者の福祉と人権』山田明 p97~101). 日本では 1930 年代のアメリカやドイツのように、国民優生運動の結果としての強制的な断種法は制定されなかったが、昭和15年に断種は原則として任意申請とする「国民優生法」が誕生している。

戦後復興期の障害者政策

戦後もっとも社会問題となったのは傷痍軍人と戦災による生活困窮者の問題である。昭和21年から25年、外地引揚者の国立病院・療養所の入院者が17万6000人で内、軍人軍属患者が14万人に達していた。(厚生省医務局『国立病院+年の歩み』1955年 p 164). また、昭和23年の陸軍負傷者(傷痍恩給受給者)は29万5000人、海軍負傷行方不明者は1万4000人であった。(経済安定本部企画調査室調査調工太平洋戦争による我国の被害総合報告書』1949年 p50~51). 昭和20年、政府はGHQ(連合軍総司令部)の指導により、「生活困窮者緊急生活援護要綱」を決定し、翌昭和21年に「生活保護法」が制定された。GHQは占領政策の基本を無差別平等の原則としていたため、戦前の傷痍軍人対策はすべて禁止された。昭和22年に緊急対策として身体障害者授産施設が12の都道府県に設置され、翌23年には旧軍人失明寮が国立光明寮として再編整備された。昭和24年、国立病院会計を政府一般予算から切り離して、独立採算で歳入と歳出のバランスをとるために国立病院特別会計法が制定された。結果、診療費の払えない戦傷病者や生活困窮者の多くが病院を追われる事となった。国立病院退院戦傷病患者は約4万人を数えた。このように、傷痍軍人の問題はひとり障害者の問題と変化していった。また、

戦時体制下にあっては、障害者も銃後の労働力として、軍需工場をはじめ各種の産業に従事していたが、終戦による工場の閉鎖や原料不足、事業縮小により職場を追われるようになった。昭和22年の「身体障害者各都道府県別分布表」社会福祉研究所によれば身体障害者数49万人のうち32万人が傷痍軍人であった。また、昭和26年「身体障害者実態調査結果報告表」厚生省社会局によれば戦傷病者の8割強が世帯を形成して扶養家族を持っているのに対して、一般障害者の5割は世帯を形成していない。なお、戦傷病者の就業率は90.9%、一般障害者は58.8%となっている。身体障害者の職業種別は農業、工業、専門技術的な職業が主要なものを占めており、一般の視覚障害者では、三療業を中心に専門技術職が39.9%を占め、農業が30.8%を占める。聴覚言語障害者では、農業が56.6%、工業が17.9%を占め、肢体不自由者では、農業32.5%、工業が24.%を占めるほか販売業や事務職を合わせると14.3%となる。これに対して戦傷病者の場合、農業の44.6%を中心に工業が17.9%、事務従事者12.9%、販売従業者9.2%などが全体として多くなっている。そして、一般障害者のような障害別による就業業種割合の格差は少なく平準的である。(『障害者の福祉と人権』山田明 p101~112). (図77)



20

図 77

(『障害者の福祉と人権』山田明 p111表 3-14より作成)

35

40

30

45

50

昭和22年、児童福祉法が制定され、

- ① 「療養」の考え方による肢体不自由児の援護
- ② 精神薄弱児施設における保護と生活指導など

をもって23年に実施された。当初は、肢体不自由児施設、盲児施設、ろうあ児施設、

虚弱児施設が療養施設として包括されていたが、昭和24年に盲ろうあ施設を分離、25年には虚弱児施設を分離して療養施設を廃止し、肢体不自由児施設を医療法の規定する病院の機能を備えるものとした。昭和26年には社会福祉事業法制定に伴う福祉事務所の規定などとともに、補装具交付制度が法制化された。また、母子保健対策も児童福祉法に基づく健全育成対策の一環として位置づけられ、昭和26年には療育指定保健所による療育指導の方法、29年には育成医療給付の制度が法制化された。

昭和24年に身体障害者福祉法が制定されたが、対象となる障害者を視聴覚障害・言語障害者に限定し、精神障害や内臓障害は除外された。これによって、身体障害者手帳交付のほか、更生援護施設(肢体不自由者更正施設、失明者更正施設、身体障害者授産施設)での訓練や授産、補装具交付を主な内容として昭和25年から施行された。昭和26年に18歳未満の児童にも身体障害者手帳が交付されるようになり、昭和29年には更生医療給付制度の導入、ろうあ者更正施設の創設、障害程度等級の整備等が行われた。昭和25年には精神衛生法が制定され、予防対策を含めた国民の精神的健康の保持・向上を目的に進められた。なお、精神障害者は主として医療保護の対象とされた。こうして、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の福祉三法と精神衛生法が成立し、地域における援護の実施体制に関わる社会福祉事業法とあわせて、戦後復興期の障害者対策の基本的枠組みが出来た。しかし、成人精神薄弱者の福祉対策は、生活保護は別として、これらの枠組みから取り残される形となった。精神薄弱者は精神衛生法上の精神障害者と定義されたが、医療保護になじまない精神薄弱者は法の対象とはならなかったのである。(『障害者福祉論』長橋茂 p85・86).

高度経済成長期の障害者政策

1951年のサンフランシスコ平和条約の発効と前後して、昭和27年に戦傷病者・戦没者遺家族等援護法が成立し、さらに恩給法の改正によって軍人恩給が復活した。ここに、戦後における障害者福祉政策の無差別平等主義の原則は崩れ、戦傷病者に障害年金、更生医療の給付、国立療養所への入所など優遇措置が取られる事となった。(図78)なお、昭和29年には一般障害者に対する前記の更生医療の給付、国立療養所への重度障害者の入所も行われるようになる。昭和34年には国民年金法に障害年金ならびに無拠出の障害福祉年金がもりこまれ、重度障害者には年金が支給される事となった。次に、労働能力を残した中軽度障害者に対する政策として、雇用の促進問題が残ったが、

昭和35年に身体障害者雇用促進法が制定された。こうして、身体障害者に対して、身体障害者福祉法による更生援護、国民年金法による経済援助、身体障害者雇用促進法による就労援助を行う、総合的対策の枠組みが出来た。この年、今まで手付かずであった、成人精神薄弱者に対する福祉政策として精神薄弱者福祉法が制定された。これによって、成人精神薄弱者の職業的自立など更生援護、重度障害者の保護の枠組みが一応整った。(『障害者の福祉と人権』山田明 p115~118).

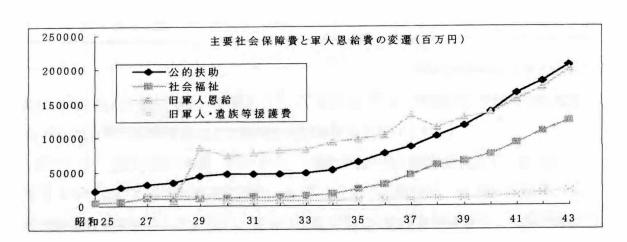


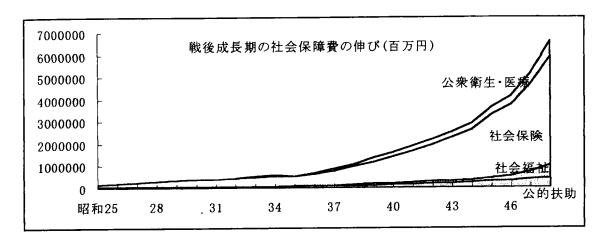
図 78

(『長期統計総覧』p35 『昭和国政総覧』p30より作成)

昭和38年に老人福祉法、翌39年には母子福祉法が制定され、福祉六法体制が整備された。保険医療の面では、結核対策、ポリオ対策、成人病対策など難病対策が昭和40年代に入ると着手されるようになった。社会福祉に関する諸制度は昭和40年前後にほぼ今日の法体系が整備され、政府予算でも47年、48年と福祉優先の政策が取られるようになった。(図79)

昭和45年、心身障害者対策基本法が制定され、重度障害者対策を重視した施設機能の 強化を図るほか、在宅対策への拡充など、総合的に福祉施策を推進する事とした。同 法は国及び地方公共団体の實務とすべき心身障害者福祉の基本的施策の在り方を規定 するとともに施策の総合的推進を強調した。障害児福祉の施策では、施設機能の充実 が図られた。

その1は、重度障害児問題への対応であり、昭和39年から肢体不自由児施設および 精神薄弱児施設に重度棟を付設する途を開き、42年には重度心身障害児施設および進 行性筋萎縮症児の国立療養所委託の制度が設けられた。



(『長期統計総覧』 p34 より作成)

その2は、新たな障害形態への対応として、昭和36年から情緒障害児短期治療施設、 44年には自閉症療育事業および難聴幼児訓練事業が設けられた。

その3は、通園事業であり、昭和32年の精神薄弱児通園施設をはじめ、38年には肢体不自由児施設の通園児童療育部門、40年には母子入園部門、44年には肢体不自由児通園施設が新設された。なお、従来の援護事業は中程度身体障害児又は精神薄弱児のための施設対策が中心であった。

在宅対策の面では、昭和 41 年から在宅重症心身障害児の家庭訪問指導、45 年から心身障害児家庭奉仕員派遣事業、47 年から市町村が行う心身障害児通園事業への助成及び日常生活用具給付事業が行われるようになった。また、在宅対策の一環として、重度精神薄弱児を家庭で保護育成する者に対して、昭和 39 年に重度精神薄弱児扶養手当が支給され、41 年には重度心身障害児を対象する特別児童扶養手当が支給された。後に、重度障害者手当てとして、支給対象が成人にも拡大された。

身体障害者福祉は昭和30年代に入ると、更生の考え方に関して、職業的社会復帰を 主体とする概念から日常生活能力の回復を重視する考え方を含むものに拡大された。 具体的には、昭和38年に重度心身障害者更生援護施設、翌39年には重度心身障害者 授産施設が創設された。この年開かれたパラリンピック(国際身体障害者スポーツ大 会)は日本における身体障害者スポーツの振興を促進した。昭和41年及び45年の身 体障害者福祉審議会の意見具申を受けて身体障害者福祉法の施策の充実が図られ

① 昭和 42 年の身体障害者福祉法の改正において、「更生」に加えて「生活安定」

が重度障害者援護の目的に組み入れられた。

- ② 対象とする身体障害を拡大し、心臓及び呼吸器の障害が加えられ、47 年にはじん臓障害を取り入れ内部障害にその途を開いた。
- ③ 施設対策では昭和42年に内部障害者更正施設を新設、47年には身体障害者療護施設のほか身体障害者福祉工場及び身体障害者福祉センターを制度化した。
- ④ 在宅対策の拡充では、昭和 42 年に家庭奉仕派遣、48 年には介護人派遣、44 年には日常生活用具給付、41 年の生活行動訓練、45 年の手話奉仕員養成、47 年の盲婦人家庭生活訓練など社会参加促進事業、48 年の身体障害者福祉モデル都市などが実施された。

昭和42年の精神薄弱者法改正によって、援護施設を更正施設と授産施設に機能分化させ、重度精神薄弱者については20歳を超えても重症心身障害児施設に継続して入所できるよう、児・者福祉一元化が図られた。昭和46年、国立コロニー「のぞみ園」が開園して、15歳以上重度精神薄弱者の長期生活の場とした。以後、全国各地に同種のコロニーが建設された。また、同年に在宅・就労対策として精神薄弱者通勤寮が制度化された。精神衛生法施行以降、昭和30年代前半に精神病院の急速な増加を見た、また、薬物療法の進歩などに伴って、予防対策や在宅対策が注目されるようになった。昭和40年に精神衛生法が全面的に改正となり、これによって精神衛生センターの設置、在宅障害者に対する訪問指導、相談事業の強化、入院中心の医療から通院医療への転換の推進が行われた。(『障害者福祉論』長橋及 p87~89). 昭和40年に理学療法士・作業療法士法が制定され、PT・OTの専門職域が確立され、これによって医学領域を中心としたリハビリテーションの専門性向上の基礎が出来、やがて日本のリハビリテーション技術全体をリードする事となった。(『障害者の福祉と人権』山田明 p121).

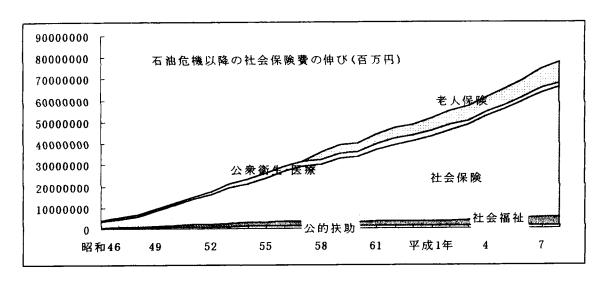
石油危機以降の障害者政策

昭和48年の石油危機は経済構造の根本的な転換を迫った。また、経済成長の鈍化による財政の窮迫は、福祉国家を目指した日本の障害者政策に転換期をもたらした。いわゆる、福祉国家の危機の到来である。(図80)(図81)障害者政策において、もう一つの転換への世界的影響は1981年の国際障害者年であった。

障害児福祉に関しては、昭和49年に中央児童福祉審議会が「今後推進すべき児童福祉対策について」の答申で在宅対策の重要性を強調した。施設対策は昭和50年に難聴

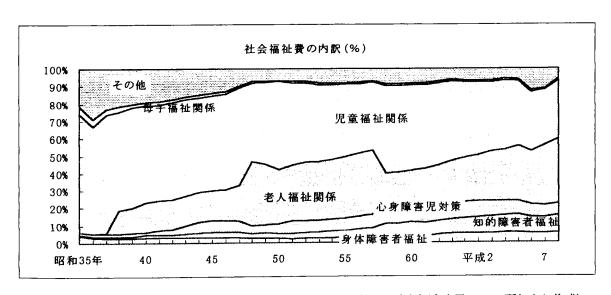
幼児通園施設の制度化、55年に自閉症児施設の制度化、54年から養護学校が義務

図 80



(『社会保障統計年報』各年分『長期統計総覧』 p 34 より作成)

図 81



(『社会保障統計年報』各年分『社会福祉の歴史』河合幸尾 p 126 所収より作成)

化された事により、障害児通園施設は主として学齢未満児に対する早期療育の場となり、学校との連携のもとに運営するなどの対応が図られた。また、昭和54から障害児の早期発見・早期療育体制の整備を図る事を目的に心身障害児総合通園センターが制度化された。地域福祉を推進する立場から、施設機能のオープン化が図られ、昭和51年から開始された在宅重度心身障害児(者)緊急保護事業に加え、55年からは心身障害児(者)施設地域療育事業が発足した。また、障害児保育事業を53年から新たな助

成事業とした。

身体障害者福祉については、昭和50年に在宅重度障害者の福祉手当、障害者在宅設備資金貸付、54年の障害者福祉都市など新規事業や既存事業の拡大があった。昭和57年、身体障害者福祉審議会は現状を障害者対策の転換期として、答申「今後における身体障害者福祉を進めるための総合的方策」の中で、身体障害者福祉法の改正を提言し、昭和59年に同法は改正された。

- ① 法の目的・理念に「完全参加と平等」が盛り込まれた。
- ② 障害認定をぼうこう・直腸の機能障害に拡大
- ③ 身体障害者更生相談所の機能充実
- ④ 更生援護施設の体系を再編成し、心身障害者福祉ホームの新設
- ⑤ 施設入所者の費用徴収制度の新設を主な内容とした。

精神薄弱者福祉については精神薄弱児の減少とは逆に年長化傾向が強まり、昭和50年以降は精神薄弱児施設からの転換を含めた精神薄弱者施設の整備が進められた。一方、昭和40年代から在宅対策や就労対策の必要が強調され、52年から精神薄弱児通所援護事業、53年からは在宅重度精神薄弱者訪問診査事業への助成が始まった。また、昭和54年からは精神薄弱者通所ホームが制度化され居住環境の改善を助長する事とし。60年には精神薄弱者の社会的自立条件整備の一環として精神薄弱者福祉工場が制度化された。(図82)

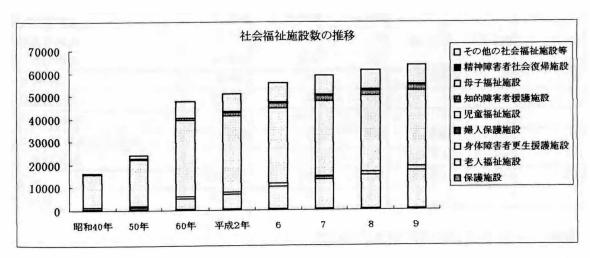


図 82

(厚生省『社会福祉施設調査』平成10年 『社会福祉の歴史』河合幸尾 p128 所収より作成) 精神障害者対策としては、昭和40年の精神衛生法改正以降、社会復帰制度にも目が むけられるようになり、45年から精神障害回復者社会復帰施設が予算化され、49年にはデイケア施設への補助が追加された。50年代に入ってから種々の社会復帰対策が行われるようになった。

昭和50年代後半から、日本の社会保障制度は高齢化社会に向けて安定的かつ効率的に機能させる事を目指して改革が行われた。老人医療費負担の見直し、老人保健事業等を内容とする昭和57年の老人保健法制度制定及び中間施設導入等を含む同法の61年改正、被保険者本人の一部負担導入と退職者医療制度の創設等を内容とする59年の医療保険改革、基礎年金制度導入などを内容とする60年の年金制度改革などは障害者の福祉と深い係わりを持つ。昭和60年代にかけて社会保障制度は再編成の時期を迎え、昭和59年には身体障害者福祉法の改正、62年の精神衛生法の改正、さらに雇用・職業分野における昭和60年の職業訓練法、62年の身体障害者雇用促進法の改正があった。社会福祉分野では、行政改革関連の補助金制度の見直し、事務事業の見直しに関する法律が昭和61年に制定され、62年には社会福祉事業従事者の新たな資格制度となる社会福祉士、介護福祉士法が制定された。(表23)

社会福祉施設における有資格者 (表 23)

	平	成 9	年	平	成 6	年
(A)法律による分類	(14 mbr - 17 344		各者数	従事者数	有資	格者数
	従事者数	社会福祉士	介護福祉		社会福祉	介護福祉士
		稅	事	者	数	
有資格者総数	•	5 393	48 781	•	3 019	<u> 1 </u>
施設長	38 971	464	229	9 644	315	25
生活指導員	47 324	2 333	4 452			
職業指導員	3 078	99	64	46 267	1 536	2 015
作業指導員	13 480	258	324		_	
セラピスト	5 581	14	76	3 733	17	67
看護婦(士)	34 647	24	292	•	•	•
医療・精神科ソーシャルワーカー	2 411	457	244	•	•	•
保母·児童生活支援員	15 682	61	385	15 806	96	398
児童指導員	9 368	340	166	9 215	500	151
寮母	121 230	889	40 326	80 521	551	21 205
介助員	15 354	67	1 230	•	•	•

(厚生省『社会福祉施設調査』平成10年より転載)

身体障害者福祉について昭和59年の改正後新たに

① 昭和61年に障害認定の範囲を小腸機能障害に拡大、中心静脈栄養法を更生医

療・育成医療の適用対象とした

② 61 年に小規模作業所対策として在宅障害者デイサービス施設を制度化、62 年に在宅重度障害者通所援護事業を制度化した。

表 24

施設の種類	昭和60年	平成2年	6	7	8	9
身体障害者更生援護施設	848	1 033	1 266	1 321	1 394	1 488
肢体不自由者更生施設	48	44	42	41	41	38
視覚障害者更生施設	16	16	15	15	14	14
聴覚·言語障害者更生施設	3	3	3.	3		3
内部障害者更生施設	15	13	7	6	1	6
身体障害者療護施設	167	210	261	269	285	310
重度身体障害者更生援護施	52	61	70	71	71	72
身体障害者福祉ホーム	• • •	10	17	21	24	28
身体障害者授産施設	87	85	84	82	85	83
重度身体障害者授産施設	_ 110	119	125	125		127
身体障害者通所授産施設	64	109	173	185		213
身体障害者福祉工場	21	24	33	34		
身体障害者福祉センター	138	190	228	233		
身体障害者福祉センター(A型)	24	33	36	36		38
身体障害者福祉センター(B型)	114	157	192			
在宅障害者日帰り介護施設	•	25	77	103		
障害者更生センター	8	9	9	9		
補装具製作施設	34	28	27	26		26
点字図書館	73	74	74	74		73
点字出版施設	12	13	13	13		14
聴覚障害者情報提供施設	•	•	8	11	13	15
知的障害者援護施設	1 244	1 732	2 203		2 449	2 590
知的障害者更生施設	756	999	1 259		1 380	1 460
知的障害者更生施設(入所)	680	<i>862</i>	1 045			
知的障害者更生施設(通所)	76	137	214			
知的障害者授産施設	384	577	761			
知的障害者授産施設(入所)	144	181	205			
知的障害者授産施設(通所)	240	396	556			
知的障害者通勤寮	88	_106	111	112		
知的障害者福祉ホーム	16	46	55	58		65
知的障害者福祉工場	• • •	4	17	20		29
精神障害者社会復帰施設	•	90	187	233		350
精神障害者援護寮	•	31	64	80		
精神障害者福祉ホーム	•	33	64	73		88
精神障害者入所授産施設	•	•	4	6		15
精神障害者通所授産施設	·	26	55	73		112
精神障害者福祉工場	•	•	• • • •	1	4	ι 7

(厚生省『社会福祉施設調査』平成10年より作成)

- ③ 昭和61年には施設入所者の費用徴収制度を導入、ついで63年には費用徴収の対象となる扶養義務者の範囲から親をはずした。
 - ④ 年金制度改革に関連して、昭和61年には20歳以上の在宅重度障害者に特別

障害者手当てを創設、20歳未満の障害児については障害児福祉手当となった。

- ⑤ 昭和61年、障害者福祉都市推進事業を障害者の住みよいまちづくり事業と して再編した
- ⑥ 昭和62年、福祉機器開発普及事業の創設した。

心身障害児・者施設地域療育事業では昭和 62 年から精神薄弱者社会自立促進モデル 事業を実施項目に追加した。

職業訓練法は60年職業能力開発促進法となり、精神薄弱者を訓練の対象とした。身体障害者雇用促進法は62年障害者の雇用の促進等に関する法律となり、すべての障害者を対象とし、雇用率に精神薄弱者をカウントする事とした。

精神障害者対策として、昭和63年に精神衛生法は精神保健法として施行され、入院制度に人権上の配慮を加える事、社会復帰促進のための精神障害者社会復帰施設を法律上規定し補助制度を設ける事とした。(表24)

昭和62年は1982年に決議採択した「国連・障害者の十年」の中間年にあたり、政府は「障害者対策に関する長期計画・後期重点施策」策定した。

平成に入り、日本の社会福祉制度の環境は高齢化社会の急速な進行や国民意識の変化などにより新たな時代を迎えた。平成2年、「老人福祉法の一部を改正する法律」が成立。この改正によって、障害者福祉施策は

- ① 在宅福祉サービスの促進
- ② 市町村による福祉の措置の総合的実施を主要な柱とする事となった。

前者に関して、ホームへルプサービス、デイサービス、ショートステイ、福祉用具の 便宜供与、地域生活支援のための包括的規定、精神薄弱者地域生活支援事業(グルー プホーム)などが明記された。後者に関しては、在宅福祉サービス及び施設福祉サー ビスの市町村への一元化、身体障害者福祉法と老人福祉法の措置権の町村への移譲が 行われた。また、老人保健福祉計画の策定が市町村及び都道府県の業務とされた。平 成5年、「国連・障害者の十年」の終了にあたり、「障害者対策に関する新長期計画」 が成立し、心身障害者対策基本法は障害者基本法として施行された。また、同年に「福 祉用具の研究開発と利用の普及に促進に関する法律」が施行され、優れた福祉用具の 研究開発と利用の普及に好きなとした。平成6年、厚生省は「障害者や高齢者にやさ しいまちづくり推進事業」、建設省では、「人にやさしいまちづくり事業」に加えて「高 齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を施 行した。地方公共団体においても「福祉のまちづくり条例」など各地で制定・検討された。平成7年、前記「障害者新長期計画」の重点施策計画として、数値目標を盛り込むなど具体的施策目標を示す「障害者プラン~ノーマライゼイション七ヵ年戦略~」が策定され、全国で「障害者計画」などの策定が進行している。

平成7年、精神保健法が改正され、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」として成立し、精神障害者福祉施策も新たな段階に入っている。(『障害者福祉論』 長橋 茂 p 90~95).

補説

「国民の健康を増進し、体力の向上を図り、もってその精神力および活動力を充実す るは、我が国産業経済および国防の根本をなす重大事であるが、国民体力は一般に低 下の傾向著しく、前途まことに憂うべきものがある。よってこの際、急速かつ徹底的 に国民保健の施設および行政の向上を図り、これが刷新拡充を必要とするが、それだ けではいまだ全きを期し難く、広く国民の日常生活を改善合理化して、その福祉増進 に関し、適切有効なる方策を確立実施することが肝要である。ことに現下内外の情勢 にかんがみ、事変中および事変後における銃後の諸施設および復員計画に伴う諸施設 の拡充徹底は国民保健および国民福祉の両面にわたって喫緊の要務である。すなわち、 これらに関する諸般の行政を総合統一し、かつ、これを拡充刷新するため、ここに保 健社会省および保険院を創設せんとす。」(保健社会省設立に関する説明書『厚生白書昭和三十三 年』p30). として、昭和13年1月に国防国家の建設を目指して創設された厚生省は、昭 和 33 年版の白書において、22 年に施行された新憲法は厚生行政に大きな変革をもた らしたとした。そして、国家が国民に奉仕するものであり、国民が国家に奉仕する建 前は過去のものとなり、日本は「国防国家から福祉国家へ」と完全に変革したのであ るとした。さらに、厚生省の性格は一変し、福祉国家建設の理念のもとに、社会保障、 社会福祉、公衆衛生の向上と増進を図ることをその任務とし、それらの行政事務を一 体的に遂行する責任を、厚生省は負うことになったのであるとした。(『厚生白書 昭和三十 三年』p34). 昭和48年版の厚生白書は「転機に立つ社会保障」と題して、戦後社会保障 の体系的整備は順調に進行してきたが、増加しつつある老人問題や医療供給など多く の問題にも直面している。しかも、48年に入ってからの物価の異常な上昇、石油危機 をめぐる経済の混乱などは、国民生活の経済的環境に極めて深刻な事態を引き起して

いるとした。この事態を放置すれば、経済的弱者にしわ寄せが行き、社会保障給付による生活保障は実効性を失い、社会サービス・公共サービスの分野への資源配分が阻害されるとした。また、国民経済全体の立場から考えて、この異常事態に対して国民合意のもと、高度な社会的公正と連帯が必要であり、国民の福祉は新たに見直されることとなることを強調した。(『昭和四十八年度厚生白書』p3). 次に、国民福祉の現状として、出生率の減少と死亡率の低下による人口構造の急速な高齢化、核家族化の進行による高齢者所帯の増加、医療技術の進歩による虚弱児、脳卒中、心疾患など心身障害者の増加をあげている。これら社会的弱者は経済成長の恩恵に取り残される人々であり、これら人々の福祉の向上が重要であるとした。

- ① 施設対策に関して、従来の我国の社会福祉施策は、主として施設対策を中心として進められ、その整備状況はかなり進んでいる。しかし、緊急を要する特別養護老人ホーム、重度心身障害児・者施設、保育所などはまだ不足しているとした。
- ② 在宅対策に関しては施設対策に比べて、相対的に遅れており、寝たきり老人、 重度の心身障害者を抱える世帯に経済的、精神的、肉体的負担が大きくかかっ ているとした。

昭和37年に老人に対する家庭奉仕員制度、42年に心身障害者、45年には心身障害児の家庭に同制度が始まり、また、日常生活用具給付事業も行われているが、まだ需要の一部を満たしているのみであるとした。特に、老人在宅対策に関して、脳卒中、高血圧、神経痛などの増加から、日常生活において要介護老人が増加している。これら老人を抱える家庭では、食事、入浴、用便など身の回りの世話が大変であり、精神的、肉体的、経済的負担は大きい、その結果は現実の世話を行っている主婦に多大な負担がかかり、家庭生活崩壊の原因にもなっているとした。また、孤独な生活を送っているひとり暮らし老人の問題にも触れており、今後の在宅対策の飛躍的な推進が必要であると強調している。さらに、この問題に対して地域社会が自ら主体的に立ち上がり、また立ち上がるための自主的な活動の奨励、組織化、援助が必要である。しかし、実状はあまり行われていないとした。(『昭和四十八年度厚生自書』p45~51).

第二節 障害者プラン

ノーマライゼイションの思想

1959 年、ナチスの収容所生活を経験したB.ミッケル(B. Mikkelsen)が、この思想 をデンマークの法律の中に導入した。戦後、収容所から釈放された、B. ミッケルは 一般社会において自己防衛力の弱い無防備な精神薄弱児・者が人間的に扱ってもらえ ず、非人間的な施設に収容されている姿から、その人々の生きる権利と、あたり前の 人間として生き、扱われる基本的権利の擁護を主張した。それが、それ以上でも、そ れ以下でもない、あたり前の人として生きる「ノーマライゼーション」の原理である。 1960 年、スウェーデンの B. ニルジェ (B. Nirje) はアメリカの精神薄弱者施設の在 り方を批判し、巨大な精神薄弱者コロニーの脱施設化の気運を巻き起こすのに刺激を 与えた。B. ニルジェは論文「ノーマライゼーション原則の人間的施設管理への応用」 ("The normalization principle and its human management implication) において、州立コロニ ーという大型収容施設の精神薄弱者処遇の非人間性をつき、脱施設政策のもとに、大 収容施設から解放して、普通の人間が営んでいる家庭的条件下に移すことが、人間的 な福祉の在り方であると主張した。ノーマライゼーションの思想は、人権感覚に敏感 なアメリカ人に「精神薄弱者問題に対して社会防衛的になっていた」とする反省を促 し、1970年代の障害者運動の影響もあって「施設中心のサービスから地域サービス中 心へ」「大型施設処遇からファミリー型処遇へ」「施設の居住機能は訓練機能に」そし て障害者は「被保護者から援助の消費者へ」と変化し、州の政策は施設から精神薄弱 者たちを解放し、地域の中に容易にとけ込めるよう小規模のグループホームやホステ ルを作って地域で受け入れるようになった。アメリカにおいて脱施設化時代が到来し たのである。アメリカに、この思想が到来した事によって、1971年、国際連合の「精 神薄弱者の権利宣言」採択にも大きな影響を与えた。このように、国際連合を通して 世界的なった「ノーマライゼーションの思想」は日本においても高齢者や障害者、児 童などの福祉における考え方の基軸となっている。(『寝たきり老人』のいる国いない国』大熊 由紀子 p81~82). では、施設の在り方を普通にするには、

- ① 小人数グループが、個室で日常生活をおくれるようにする
- ② 男女両性の世界で生活できるようにする
- ③ ふつうの日常のリズムを経験できるようにする

- ④ 生活している場所と違うところで働けるようにする
- ⑤ 食事や飲み物を家族同様の小グループで取れるようにする
- ⑥ 自由時間を過ごす方法は自分で選べるようにする
- ⑦ 余暇の過ぎし方は、一人ひとりに合わせて設計され、四季によって変化を持た せる
- ⑧ 環境は年齢に合わせて調整する
- ⑨ 青年たちは親から独立できるようにする

そして、これらの目標を実現するために施設は次のような事を満たす

- ① 小人数グループの原則を守り、トイレ、風呂、寝室なども集団的でないように する
- ② 施設は一般社会の中に作る
- ③ 社会に同化できないほど大きな施設にしない
- ④ 施設と社会とが両方から接触できるようにする
- ⑤ 休日や週末には、施設とは別な所で過ごせるようにする

としている。(『障害者福祉論』小島蓉子 p11~13).

リハビリテーションの思想

中世ヨーロッパでは、封建領主に破門された家臣が再び許されて名誉を回復した時「リハビリテーション」という言葉がもちいられた。しかし、第二次世界大戦後一般に、医療関連分野から障害者の能力回復に対する援助技術が発展し「リハビリテーション」が用いられはじめた。今日、専門用語として用いられる「リハビリテーション」という語は、医学だけでなく障害者の医学的、職業的、社会的な全面的機能回復、二次障害の予防、人間機能の発達促進のために社会福祉学はもちろん、人間諸科学の諸分野をも動員するようになった。その総合的努力の「目的、政策、方法、技術を網羅的に組織立てた科学技術体系がリハビリテーション」といえる。1972年、リハビリテーション・インターナショナル(RI:世界最大のリハビリテーション団体)は「リハビリテーションの将来の指針」においてリハビリテーションとは次の分野の統合(インテグレーション)であるとした。

① 医学的リハビリテーション:狭義には理学療法、作業療法など治療訓練の分野、 広義には保険医療等医学的側面全般をいう。

- ② 教育的リハビリテーション:心身障害児について特殊教育の意味で用いられる ことがあるが、本質的には学校教育のみならず、教育的手法を用いる専門的領 域を含む。
- ③ 社会的リハビリテーション:障害者が社会に参加して豊かさを実現できる能力 の発展を援助すること、障害者の社会参加を妨げる社会システムを改善するこ と
- ④ 職業的リハビリテーション:職業生活への適応を相談・訓練・指導し、その人にふさわしい職業に就ける援助を行う専門技術の分野。具体的には職業能力開発校や更正施設をいう
- ⑤ 心理的リハビリテーション:障害者に対し、カウンセリングなど心理的側面から指導・助言を行う専門的分野
- ⑥ リハビリテーションのための工学及び人間工学

特に社会的リハビリテーションは対象者である障害者の社会的生活機能の成熟を個別援助活動によって助長し、障害者と家族、障害者と地域社会のつながりなど、社会診断からの情報を、障害者と対面している他の人々に提供し、環境や障害者や障害状況に合わせて調整する生態学的視野を持った専門分野である。さらに、障害者の全人権回復を図るため、社会関係の中に生きる障害者自身の全面的発達と権利を確保するため、個人の潜在的能力に、精神的にも、社会関係の面からもかかわって社会能力(social functional ability)の発展を促す一方、人間を取り巻く社会の側に、その可能性の開花を拒む社会障壁があるならば、障害社会の再構築(リハビリテーション)を図る社会政策的努力も含まれる。社会的リハビリテーションが働きかけねばならない対象は、障害者個人の社会機能力を発展させることを援助することと障害者の社会的生存に制限をもたらす社会の在り方に介入することである。入学基準が非障害児の学校、採用するのは非障害者のみとする事業所、車椅子では入れない段差だらけの駅や役場など公共設備の構造、障害者を除外して作られた物・心の社会構造も再開発を必要とする欠陥社会または障害社会(a handicapped society)といえる。(『障害者福祉論』小島春子 p33~35)

1982年、国連における「障害者に関する世界行動計画」では「リハビリテーション」を次のように定義している。

リハビリテーションとは、損傷を負った者が身体的、精神的及び社会的に最も適し

た機能水準を達成できるようにし、各個人に対し自らの人生を変革する手段を提供することを目的とした、目標指向的かつ有限定的な過程を意味する。これには、機能の喪失や機能上の制約を補う(例えば補助具:technical aids により)ことを目的とする施策、並びに社会的適応あるいは再適応を容易にするための施策を含める。

また、リハビリテーションには、通常次のような形態のサービスが含まれる

- ① 早期発見。診断及び更生
- ② 医療措置及び治療
- ③ 社会的、心理的及びその他の形態のカウンセリング並びに援助
- ④ 例えば聴力障害者、視覚障害者及び精神障害者の必要に応じた、特別な措置を 伴った移動、コミュニケーション、日常生活の能力などを含む身辺処理活動に おける訓練。
- ⑤ 技術的及び移動のための自助具 (aids) 及びその他の器具の提供
- ⑥ 専門化された教育サービス
- ⑦ 職業リハビリテーションサービス (職業指導を含む)、職業訓練、一般または保 護雇用への就職のあっせん
- ⑧ フォローアップ

障害者プランの理念

1948年 第3回国連総会における「世界人権宣言」は第1条で「すべての人は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利とにおいて平等である」とした、そして第25条で「・・・・失業、疾病、身体障害、配偶者の喪失、老齢、又は不可抗力による生活不能の場合に保障を受ける権利を有する」として健康維持と社会保障を受ける権利を認めた。

1959 年 第 14 回国連総会における「児童権利宣言」は、第 1 条において、児童の権利の無差別平等享受権を認め、第 5 条で「身体的、精神的又は社会的に障害のある児童は、その特殊な事情により必要とされる特別な治療、教育及び保護を与えられなければならない」として、障害児の福祉、リハビリテーションの受理権を宣言した。

1971 年 第 26 回国連総会における「精神薄弱者の権利宣言」は、精神薄弱者が多くの分野においてその能力を発揮し得るよう援助し、かつ可能な限り通常の生活にかれらを受け入れることを促進すため

- ① 精神薄弱者は、実際上可能な限り、他の人間と同等な権利を有する
- ② 精神薄弱者は適当な医学的管理及び物理療法並びにその能力と最大限の可能性を発揮するための教育、訓練、リハビリテーション、指導を受ける権利
- ③ 精神薄弱者は経済的保障及び相当な生活水準を享受する権利を有し、生産的仕事を遂行し、能力の範囲内において有意義な職業に就く権利を有する
- ④ 可能な場合、精神薄弱者はその家族又は里親と同居し、各種の社会活動に参加 すべきであり、精神薄弱者が同居する家族は扶助を受けるべきである。施設で の処遇は通常の生活に近い環境で行うべきである。
- ⑤ 自己の個人的福祉及び利益を保護するため、精神薄弱者は資格を有する後見人を与えられる権利を有する
- ⑥ 精神薄弱者は、搾取、乱用及び虐待から保護される権利を有する。犯罪行為の ため訴追される場合、精神薄弱者は正当な司法手続きに対する権利を有する。 その、心神上の責任能力は十分認識されなければならない。
- ⑦ 重障害のため、精神薄弱者がその権利を行使できない、又は若干または全部を制限や排除される場合、その手続きは乱用防止のための法的保障措置を含み、専門家による精神薄弱者の社会的能力についての評価に基づくものであり、定期的に再検討及び上級機関への不服申立ての権利に従う。

と宣言した。

1975 年 第 30 回国連総会における「障害者権利宣言」は精神薄弱者、精神障害者、身体障害者をすべて含む包括的障害者に関する権利宣言で、機能障害(impairment)によって社会生活上、必要な機能が制限されているならば、障害者として認定するという機能的立場をとった。

- ① 障害者と言う言葉は、先天的か否かにかかわらず、身体的又は精神能力の不全 のために、通常の個人又は社会生活に必要なことを確保することが、自分自身 で完全に又は部分的にできない人
- ② 障害者は、この宣言において掲げられるすべての権利を享受する。これらの権利はいかなる例外もない。人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上若しくはその他の意見、国若しくは社会的身分、貧富、出生又は障害者自身若しくはその家族の置かれている状況に基づく区別又は差別もなく、すべての障害者に認められる。

- ③ 障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有する。 障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等 の基本的権利を有する。このことは、第一に、可能な限り通常のかつ十分満た された相当の生活を送ることができる権利を意味する。
- ④ 障害者は、他の人々と同等の市民権及び政治的権利を有する。「精神薄弱者の権利宣言」の第7条は、精神障害者のこのような諸権利のいかなる制限又は排除にも適用される。
- ⑤ 障害者は、可能な限り自立させるよう構成された施策を受ける資格がある。
- ⑥ 障害者は、補装具を含む医学的、心理学的及び機能的治療、並びに医学的・社会的リハビリテーション、教育、職業教育、訓練リハビリテーション、介助、カウンセリング、職業あっ旋及びその他障害者の能力と技能を最大限に開発でき、社会統合又は再統合する過程を促進するようサービスを受ける権利を有する。
- ⑦ 障害者は、経済的社会的保障を受け、相当の生活水準を保つ権利を有する。障害者は、その能力に従い、保障を受け、雇用され、または有益で生産的かつ報酬受ける職業に従事し、労働組合に参加する権利を有する。
- ⑧ 障害者は、経済社会計画のすべての段階において、その特別のニーズが考慮される資格を有する
- ⑨ 障害者は、その家族又は養親とともに生活し、すべての社会的活動、創造的活動又はレクリエーション活動に参加する権利を有する。障害者は、その居住に関する限りその状態のため必要であるか又はその状態に由来して改善するため必要である場合以外、差別的な扱いを免れる。障害者が専門施設に入所することが絶対に必要であっても、そこでの環境及び生活条件は、同年齢の人の通常の生活に可能な限り似通ったものであるべきある。
- ⑩ 障害者は、差別的、侮辱的又は下劣な性質を持つ、あらゆる搾取、あらゆる規則そしてあらゆる取り扱いから保護される。
- ① 障害者は、その人格及び財産の保護のために適格なる法的援助が必要な場合には、それらを受け得るようにされなければならない。障害者に対して訴訟が行われた場合には、その適用される法的手続きは、彼らの身体的精神的状態が十分に考慮されるべきである。

- ⑫ 障害者団体は、障害者の権利に関するすべての事項について有効に協議を受けるものとする
- ③ 障害者、その家族及び地域社会は、この宣言に含まれる権利について、あらゆる適切な手段により十分に知らされるべきである。

とした。

1981年の「国際障害者年」は「精神薄弱者の権利宣言」、「障害者の権利宣言」の完全 実施を目指して、テーマを「完全参加と平等」とし、

- ① 障害者の身体的、精神的社会適合の援助
- ② 就労の機会保障
- ③ 日常生活への参加の促進
- ④ 社会参加権の周知徹底、そのための社会教育と情報の提供
- ⑤ 国際障害者年の目的の実施、そのための措置と方法の確立 を具体的目的とした。

障害の概念

1982年第37回国連総会は「障害者に関する世界行動計画」を決議し、障害の予防、リハビリテーション並びに社会生活と開発への障害者の「完全参加」と「平等」という目的実現のために、世界の障害者問題を分析し各国がなすべきこと、国際活動の今後的課題のガイドラインを201項の計画書に集約して提示した。背景には精神、身体または感覚の損傷の結果として障害を負っていいる人は、世界中に5億人以上おり、彼らの生活は、完全参加を妨げる社会の物理的及び社会的障壁によって不利を被って、世界のいたるところで何百万人の子供や大人が、区別され、劣位の生活に直面していることがある。特に、ここでは世界保健機構(WHO)の「国際障害分類試案」(International Classification of Impairments, Disabilities, and, Handicaps)をもとに、障害には「個人の特質である機能障害(Impairment)、その為に生じる機能面の制約である能力低下(Disability)、及びその能力低下の社会的結果である社会的不利(Handicap)の間には区別がある」と認識し、障害を次のように定義した。(表25)

- ④ 機能障害 (Impairment): 心理的、生理的若しくは解剖学的構造ないしは機能の喪失又は異常。
- ⑤ 能力低下 (Disability): 人間として正常とみなされる方法ないし範囲内で活動す

る能力の制約又は欠如。

⑥ 社会的不利 (Handicap):特定の個人にとり機能障害または能力低下によりもたらされる不利益であって、その個人の年齢、性、社会的並びに文化的要素に応じ正常とされる役割の遂行を制限又は妨げられるもの。

機能障害・能力低下・社会的不利の定義と特徴 (表 25)

区分	機能障害 (形態異常を含む)	能力低下	社会的不利
	「MR英市を占む) Impairment	Disability	Handicap
	保健活動の経験の中で	保健活動の経験の中では、能力	保健活動の経験の中では、社会的
] }	は、機能障害とは心理的、	低下とは、人間として正常とみな	不利とは、機能的障害や能力低下
	生理的または解剖的な構	される方法や範囲で活動してい	の結果として、その個人に生じた
定	造または機能のなんらか	く能力の、(機能障害に起因す	不利益 (disadvantage) であって、
義	の喪失または異常であ	る) なんらかの制限や欠如であ	その個人にとって(年齢、性別、
ļ	る。	る。	社会文化的因子からみて)正常な
			役割を果たすことが制限されたり
			妨げられたりすることである。
	機能障害は、一時的又は	能力低下の特徴は、人々が通常	社会的不利とは、ある個人の状態
	永続的な喪失又は異常に	行っている活動遂行や行動が、過	や経験が標準からかけ離れている
	よって特徴づけられる。	剰であったり不足していたりす	場合に、その状態や経験に対して
	ここには四肢、器官、組	ることである。ここには一時的又	なされる価値評価にかかわるもの
特	識、又は精神機能系を含	は永続的なもの、可逆的又は、不	である。それは、その個人の活動
徴	むその他の身体構造の奇	可逆的のもの、進行的又は退行的	や状態と、その個人自身あるいは、
"	形、欠陥、喪失も含まれ	なものが含まれる。能力低下は機	彼が属する特定のグループの期待 との間に見出される不一致として
1	る。機能障害は病理的状	能障害の直接的結果として起こ	特徴づけられる。社会的不利とは
	態の表面化(exter-	り、あるいは身体感覚的又はその	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
	iorization) を示し、原	他の機能障害に対する個体の反	社会化したものであり、個人にと
	理的に器官レベルの変調	応として起こる。能力低下は機能	っての、機能障害や能力低下の文
	(disturbances) を表す。	障害の客観化 (objectification)	化的、社会的、経済的、環境的な
		を示し、人間レベルの変調 (disturban-ces) を表す。能力	結果を表す。不利益はその個人の
		(disturban-ces) を扱り。能力 低下は、一般に日常生活の基本的	世界が持つ期待や標準に合わせる
		低下は、一般に口帯生品の基本的 な構成要素とされている複合的	ことに失敗したり不可能だったり
		な行動、身辺処理(排せつのコン	するときに生じる。社会的不利の
		トロール、清潔や食事の能力な	このような『生存するための役割』
		ど)、その他の日常生活動作、そ	と呼んでもよいよいような役割を
		して(歩行など)移動動作などが	果たす上で障壁 (inter-ference)
1		うまくできないことが含まれる。	があるときに生ずる。
	1	78. (

(資料 厚生省大臣官房統計情報部『WHO国際障害分類試案』仮訳 1984

『障害者福祉論』佐藤久夫 p48 所収)

従って社会的不利 (Handicap) とは、障害者と彼らをとりまく環境との関係から生じるものである。それは他の市民が利用できる社会の種々のシステムに関し、障害者の利用を妨げる文化的、物理的又は社会的障壁に障害者が遭遇した時生じる。このように、不利とは、他の人々と同等のレベルで社会生活に参加する機会が喪失又は制約される

ことである。

国際連合は 1983 年~1992 年を「国連・障害者年の 10 年」と宣言して、各国において、行動計画を策定し、障害者福祉を増進する事を提唱した。この間、1990 年 7 月 26 日にADA「障害を持つアメリカ人法」(Americans With Disabilities Act) が生まれた。その署名式においてブッシュ大統領は

「この法律はアメリカ産業界にとっても重要なものであります。思い起こしてください、みなさんの前にある新しい労働力を。我々の同胞である多くの障害者は、今雇用されておりません。かれらは働く意志があり、働く能力もあります。無尽蔵な人的資源があるのです。思い起こして下さい。かれらは仕事に多様性と、忠誠さと、定着性をもたらす無尽蔵の人的資源です。求められているのはただ一つ、かれら自身の能力を証明するチャンスを与えることであります。実際、障害をもつアメリカ人に対し、障害者の自立がないままの状態であったなら、連邦政府、州、地方自治体、そして民間の障害者への資金援助は年に2000億ドルにものぼります。しかし、障害者に自立の機会が与えられたなら、かれらは積極的にアメリカの経済活動の本流に加わっていくことでしょう。これがまさにこの法律のねらいとするところであります。」と演説した。

障害者プラン

日本においては、昭和57年(1982)3月に「障害者対策に関する長期計画」、昭和62年6月に「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策が策定され、ノーマライゼイション」と「リハビリテーション」を基本理念に障害者施策の取り組みが推進された。さらに、1993年~2002年が「アジア太平洋障害者の10年」(日本は共同提案国)とされたことによって、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年から14年)が策定された。この計画の推進にあたっては、単に「啓発」を行うだけでなく、それが「行動」に結びつくよう配慮し、実施状況を適宜点検し、計画の実施を図るとした。

- ① 障害者の主体性、自立性を確保し、社会活動に積極的に参加し、能力を十分発 揮できるよう施策を推進する
- ② 障害者が住みよい社会を作る事は、すべての人が住みよい社会を作る事である。 平等な社会を作るに際しては、障害者に特別な措置を講ずるのではなく、障害 者の参加や利便を前提にした一般的な措置を講ずる事である。

- ③ 人口構造の高齢化に伴い障害者の高齢化が進んでおり、また、高齢者の中には 障害のあるものが多くなっている。これらに対応する施策を進める。
- ④ 障害者対策と高齢者対策は、在宅福祉サービスの提供の分野において、重複する所が多く、障害者及び高齢者双方のニーズに応えていくため適切と認められる場合には、施策を一体的に進める。
- ⑤ アジア太平洋地域に対して、我国が培ってきた経験、技術等を適切に提供し、 交流を図ることにより、これら地域における障害者問題に係る国際協力におい て主導的役割を果たす。

平成5年12月、旧来の「心身障害者対策基本法」が改正され「障害者基本法」となった。これによって、障害者の範囲に、身体障害者、精神薄弱者とともに、精神障害者が含まれる事となった。また、平成6年7月には「保健所法」が改正され、「地域保健法」となり市町村における地域保健推進の枠組みが示された。同年「精神保健法」が改正され「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が制定された。平成7年12月に「障害者対策に関する新長期計画」を具体的に推進するため重点施策実施計画として、「障害者プラン」(ノーマライゼイション七か年戦略 平成8年から14年 障害者対策推進本部)が策定され、地方公共団体が地域の特性に応じた障害者施策を策定すると共に、国は積極的にこれを支援するとした。そして、次の重点的視点を示した。

- ① 地域で共に生活するために
 - * 障害者に配慮した、長寿社会対応仕様の住宅整備を推進し、生活支援機能を持つ、グループホーム及び福祉ホーム、約2万人分を整備する。
 - * 働く場、活動の場として授産施設及び福祉工場を約6.8万人分整備する。小規模作業所については、助成措置の充実を図り、運営の安定化を推進する。
 - * 地域における障害児療育のために障害児通園施設等が指導・支援する事業を、 概ね人口30万人あたり2ヶ所ずつ実施する。在宅の障害児が身近な場所に通う事 ができるよう、小規模の心身障害児(者)通園事業を約1.3千か所を整備する。
 - * 精神障害者の社会復帰のため、グループホームなどに加え、精神障害者訓練施設を約6千人、精神障害者社会適応訓練事業は約5千人分整備する。地域で精神障害者の日常生活の支援、地域住民との交流を支援する事業を、社会復帰施設に付置する形で、概ね人口30万人あたり2ヶ所ずつ実施する
 - * 医学的リハビリテーションによる精神障害者の社会復帰を促進するため、精神

科デイケア施設を約一千ヶ所を整備する。

- * 在宅サービスのため、ホームヘルパーについては約4.5万人、デイサービスセンターについては約1千ヶ所、ショートステイについては約4.5万人を整備する。
- * 重度障害者等の福祉、医療ニーズに対応して、身体障害者療護施設については 約2.5万人、精神薄弱者更正施設については約9.5万人分整備する。入所施設に ついて個室化など質の向上を図る。
- * 身近な地域において障害者に対して、総合的な相談・生活支援・情報提供を行う事業を概ね人口30万人あたり2ヶ所ずつ実施する。
- * 社会参加の促進として、身近な市町村を中心に福祉バスの運行等、社会参加するために必要な援助を行う事業について、概ね人口5万人規模を単位として実施を推進する。
- * ホームヘルパー、施設職員、地域における専門スタッフ等の養成、作業療法士、 理学療法士等、点訳・朗読奉仕員などの養成などマンパワーの確保。
- * 市町村を福祉サービス決定・実施の主体とし、都道府県の施策を充実しつつ、 身近な施策については、市町村の役割を高めていく。
- * 精神薄弱者、精神障害者、痴呆性老人の財産管理や権利擁護等で成人後見制度 を検討する。

② 社会的自立を促進するために

- * 研究指定校の実践的研究によって障害の特性に応じた指導方法・内容の充実を図る。担当教員に対し障害児の心理、各種発達検査、視覚障害者への点字、聴覚障害者への口話法・手話、発達特性・運動動作・病気の知識と理解などの研修の充実を図る。
- * 法定雇用率の達成に向かって、各種助成措置の活用、事業主の指導・援助の強化などを行い、中途障害者については、円滑な職場復帰を図る施策を充実する。
- * 精神薄弱者・精神障害者の特性に応じた職域のは開発、職業能力の開発、支援 体制の整備を推進し、雇用率制度の適用の在り方を検討する。重度障害者の雇用 機会の拡大を図る。
- * 地域の民間企業と協力して、障害者の職域開発のための援助を行う事業を行い、 障害者雇用企業ノウハウを活用して、職業リハビリテーションを拡充する。
- ③ バリアフリー化を推進するために

- * 21 世紀初頭までに、歩行者利用が見込まれる主な道路(約26万km)のうち約5割 (13万km) について車椅子がすれ違える幅の広い(幅員3m以上)歩道を整備する。
- * エレベーターについては新設又は大改修を行う駅は原則として設置し、既設駅 についても5m以上の段差があり、1日あたりの乗降客が5千人以上ある駅につい ては順次整備するよう指導する。
- * 「心身障害者・高齢者のための交通機関の車輌に関するモデルデザイン」など への国費による補助等の支援を活用しながら公共交通機関に障害者の利用しやす い車輌の導入について事業者を指導する。
- * 自動車免許試験に身体障害者用の技能試験車輌や持ち込み車輌等による技能 試験を行う。手話通訳員の配備、字幕スーパー入りビデオの活用
- * 「高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建設に関する法律」に 基づき、不特定多数のものが利用する公共性の高い建築物の建設主に指導を行い、 バリアフリー化を誘導する。地域の社会教育施設におけるスロープ、点字表示の 整備を行う。
- ④ 生活の質 (QOL) の向上を目指して
 - * 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」に基づき実用的な福祉用 具の研究開発を行う民間事業者を支援し、福祉用具の評価基盤の整備等を通じて 産業界の福祉用具への取り組みを誘導する。
 - * 「障害者等情報処理機器アクセシビリティ指針」に基づき、指針に準拠した機器の産業界における開発を推進すると共に、機器の普及を図る。
 - * 字幕(手話)入りビデオの製作、点字図書館の情報化に対応した機器の整備。 障害者が必要とする情報をデータベース化し、パソコン通信、ファックス通信等 で活用できるよう整備する。
 - * 「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、字幕番組、解説番組等について助成を行い、番組制 作技術の研究開発を推進し、障害者向け番組を充実する。
 - * 各種スポーツ大会・芸術祭の開催、展覧会・レクリエーション教室の開催など を通じて障害者スポーツ・文化活動の振興を図る。スポーツ大会・文化活動への ボランティアの参加を促進し、障害者スポーツ・文化活動に対する理解と関心を

深める。

* 21 世紀初頭を目途に概ねすべての市街地において住区単位に障害者の利用できる公園ネットワークを整備し、都市公園の充実を図る。障害者の野外活動の機会の提供と障害のないものとの交流を通じ、福祉施設と一体となった公園整備を行う。障害者が水辺空間を楽しめるよう、河川・海岸等の整備を行う。障害者が安心して旅行を楽しめるよう、宿泊設備の基準の策定、利用情報の提供体制の整備促進を図る。

⑤ 安全な暮らしを確保するために

- * 福祉施設や障害者宅が参加したファックスネットワーク(交番、駐在所のファックスを利用して地域住民との情報交換を行う)を構築して、地域住民との協力 関係を形成する。
- * 自主防災組織の活性化及び育成を推進し、地域住民を中心とした障害者等の災害弱者の支援体制を整備する。緊急通報を受理する「ファックス110番」の全都道府県への設置を推進する。
- * 火災報知器及びワンタッチ式通信機(ペンダント)による災害弱者と消防機関との緊急通報システムの整備を図る。ボランティア組識等と連携して、災害時に 障害者を支援できる体制を整備する。
- * 交番、駐在所における点字広報、ファックスネットワーク活用等により、視覚・ 聴覚障害者に対する地域安全情報の提供を促進する。

⑥ 心のバリアを取り除くために

- * 学校における障害児との交流教育と奉仕活動等ボランティア教育を推進し、 障害者の生活支援のため、ボランティア、企業、民間団体、障害者団体、労働組 合等を含めた総合的なネットワーク化を図る。
- * ボランティア活動を支援する事業の拠点施設の整備を進める。精神障害者に 対する誤解や偏見を地域住民との交流などを通じて是正する。
- * 「精神薄弱」と言う用語を見直す。
- ⑦ 我国にふさわしい国際協力・国際交流を
 - * 我国の障害者施策の知識・技術の移転による各国の障害者リハビリテーション 関係者の資質向上に寄与し、国連社会開発委員会のメンバー国として、国連が実 施する障害者事業に積極的にする。

- * アジア太平洋地域におけるユネスコの地域協力事業への参加・協力により、特 殊教育分野における国際交流・協力を推進する。
- * 障害者の自立支援、介護技術、社会参加支援などを解決するため、我国の持つ 優れた産業技術と海外の医療福祉技術とを融合させる国際共同研究を実施する。

日本の障害者

現在、日本の障害者は、平成5年の「障害者基本法」で定義されており、「身体障害者福祉法」「精神薄弱者福祉法」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(「精神保健福祉法」)によって、身体障害者、精神薄弱者(知的障害者)、精神障害者に分類され、それぞれに、次のような基準に基づいて身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳が交付されている。

① 身体障害者手帳

視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、四肢不自由、心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害、それらの部位における障害の程度の応じて、一級から七級の級別がつけられる。

② 療育手帳

知能指数および身体障害の合併による介護の必要、その程度によってA、B1、B2の級別がつけられる。

③ 精神障害者福祉手帳

精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質その他精神疾患を有する者で、 病気の状態や障害の状態から日常生活の介助・制限の程度によって1級から3級の 級別がつけられる。

なお、傷害保険契約や自動車保険契約において、高度後遺障害(後遺障害1級)は死 亡と同等に取り扱われている。

- ① 両眼を失明したもの
- ② そしゃくおよび言語の機能を廃したもの
- ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの

- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの

以上の後遺障害1級については、死亡保険金と同額の後遺障害保険金が支払われることになっている。

日本の障害者は、身体障害者(児)約295万人(平成3年)、精神薄弱者(児)約38万人(平成2年)、精神障害者約157万人(平成5年)と推計され(図83)、慢性疾患

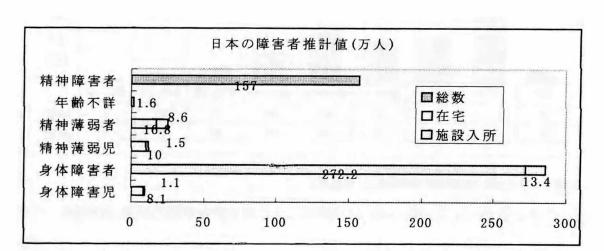


図 83

(『障害者福祉論』佐藤久夫 p71 より作成)

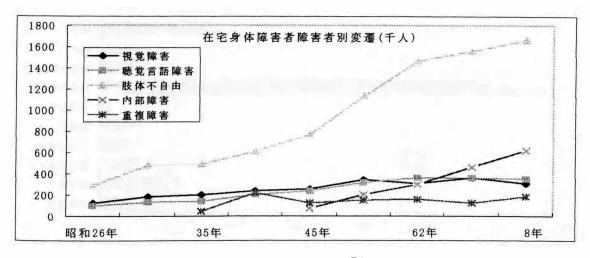


図 84

(厚生省『身体障害者実態調査』平成8年より作成)

患者で生活に相当な困難を抱えている人を含めれば障害者数はさらに多くなる。高齢 化の進展の中で、障害者は増加しつつあり、障害者の高齢化も進んでいる。 平成8年在宅身体障害者は293万3千人と推計され、平成3年から7.8%増加している。障害別増加は肢体不自由者、内部障害者が著しい。(図84)在宅障害者の年齢構成を見ると、70歳以上が40.2%をしめ、高齢化が進んでいる事が判る。(図85)

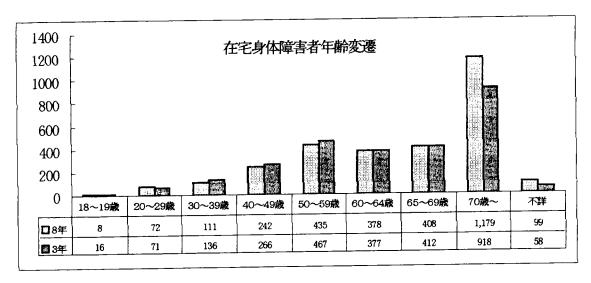


図 85

(厚生省『身体障害者実態調査』平成8年より作成)

また、原因別に在宅身体障害者を見ると、疾病が63.8%、事故が18.4%をしめる。(図86)

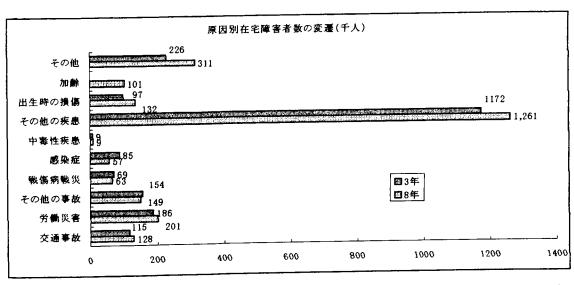
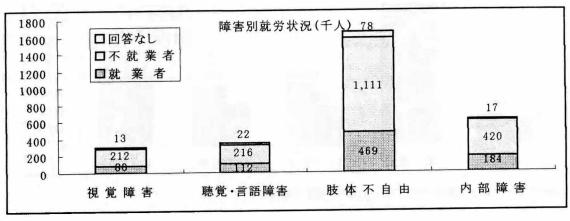


図 86

(厚生省『身体障害者実態調査』平成8年より作成)

就労状況を見ると、収労者は84万5千人で、不就労者は195万8千人であり、聴覚・ 言語障害者が多く、視覚障害者は最も少ない。(図87)

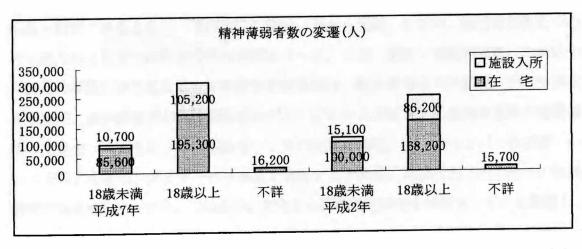
図 87



(厚生省『身体障害者実態調査』平成8年より作成)

平成7年調査結果によると、在宅精神薄弱児(者)は、297,100人と推計される。 なお、施設入所児(者)は 115,900人であり、我が国の精神薄弱児(者)総数は、413,000 人と推計される。(図88)

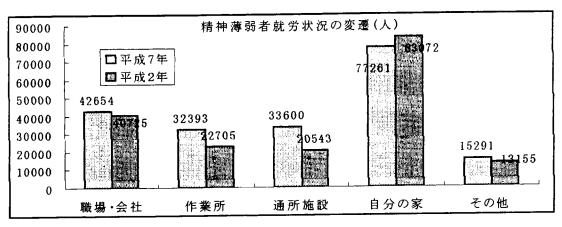
図 88



(厚生省『精神薄弱児(者)基礎調査』平成7年より作成)

現在の昼間の過ごし方について、学校を卒業している者の状況をみると、「自分の家」が38.4%と、前回調査時の46.2%より7.8%減少している。「作業所」「通所施設」が合わせて32.8%(前回24.0%)、「職場・会社」が21.2%(前回の22.6%)となっている。(図89)

図 89



(厚生省『精神薄弱児(者)基礎調査』平成7年より作成)

神戸市の障害者プラン(「神戸市障害者保健計画」)

神戸市では、昭和52年に制定した「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づいて、市民福祉計画を第一次から第五次まで実施し、その中で障害のある人ない人とが共にふれあえる総合福祉ゾーン「しあわせの村」の開村やフェスピック神戸大会の開催(平成元年)をはじめ、各種の施設を展開してきた。また、昭和53年から誰でもが快適に施設を利用できるように「都市施設の整備に関する規則」を定め、民間建築物を中心に平成9年2月までに約2千件の指導を行った。一方、重度・重複障害者への対応や介護者の高齢化を考慮して、身体障害者療護施設、精神薄弱者入所施設、精神薄弱者通所施設、精神障害者や精神薄弱者のグループホームの設置、小規模作業所の運営補助の充実を行ってきた。在宅福祉サービスの充実に向け、ホームヘルパーの派遣、ショートステイ事業、デイサービス事業を実施すると共に、地域社会での生活への相談事業にも取り組んできた。このため、市内3ヶ所に在宅障害者福祉センターを整備し、活動拠点としてきた。社会参加の促進のため、ガイドヘルパーの派遣、福祉的就労・自立訓練事業の実施、障害者就労推進センターを拠点とした一般就労の促進をしてきた。

精神障害者に対しては、区保健部による相談・訪問、各種の家族教室の開催、小規模作業所等への援助など地域における精神保健の充実と意識の啓発、社会復帰の支援といった施策を実施してきた。

特定疾患患者に対しては、保健婦による訪問指導、相談のほか特定疾患患者の生活・ 教育・福祉などの面について、患者・家族の立場に立った側面から援助し、神戸難病 団体連絡協議会と協力して、相談会・講演会・学習会や電話による相談を実施した。

基本的考え方

「ともに住み続けたくなるまちをめざして」を基本目標として、今後の障害者施策の 重点を「施設介護・入院」から「自立生活」の支援、「在宅福祉」の充実へと移しつつ、 障害のある人が自らの生き方を選ぶことによって自立と社会参加を進めていく事にす る。ここでは

① 人権の尊重

障害のあるなしにかかわらず、一人一人の人間がたった一度の人生を送っている尊 い存在である。

② 自立生活の推進

障害のある人が自分で考えて決定し、その決定に基づいて行動し、その行動の結果 に責任を持つと言う事であり、これができる状況を作り出していく。

③ 主体的活動の推進

自らの意志で住み、働き、憩う場を求めていくことと同時に、誰もがそれを当然と して受け入れる事。

を地域での保健福祉の充実を目指すもっとも基本的な視点とする。各論的には

啓発

イベント・講習会の開催また学校教育を通じて、障害のある人に対する誤解や偏見を 無くし自立や社会参加の促進を図るため子どもたちや市民に啓発を勧める。

② 相談

地域における相談からサービス提供までの総合的な相談体制・制度を充実し、新しい 情報通信機器を活用した情報提供体制を進める。

平成8年	平成9年~13年
東部地区1ヵ所	中部地域1ヵ所
	西部地域1ヵ所
1ヵ所	2ヵ所
1ヵ所	2ヵ所
	1ヵ所
140人	70 入増
	東部地区1ヵ所 1ヵ所 1ヵ所

③ 保健·医療

早期発見、早期治療、地域での快適な生活が出来るようリハビリテーション・医療体

制を整える。精神保健診察、搬送、入院措置に至る一貫した医療システムを整備する。

11.7 6 122		
	平成8年	平成9年~13年
地域リハビリテーションセンター	1ヵ所	4ヵ所
口膣保健センター	心身障害者歯科診療所	口膣保健センターの整備
口座床庭センク	10分件口日四十10次//	1

④ 早期療育

児童一人一人に応じた医療が一貫して提供できるよう、サービスのコーディネート機能を導入する。保育所・幼稚園での障害児の受入を進める。

		平成8年	平成9年~13年
心身障害児	施設数		1ヵ所
総合通園センター	定員数		100人
精神薄弱児	施設数	4ヵ所	1ヵ所増
通園施設	定員数	200 人	30 人増

⑤ 障害児教育

学校の障害者用設備を整備し、通級指導教室、訪問教育など教育環境を充実する。障害児教育、指導方法や地域社会との連携の充実、職業教育に重点を置き、作業能力と社会性の向上を図る。児童生徒の状況に応じた多様な就学機会を提供する。地域社会で生きていけるよう交流の機会を拡大する。

⑥ 就労の促進

「障害者就労推進センター」が拠点となって、働く場の確保と拡大に努める。福祉的 就労の場として、通所授産施設を整備し、地域に密着した小規模作業所の特性を生か し、運営の支援をする。社会適応訓練事業・職親委託制度の協力事業所の開拓、訓練 生の拡大に努める。

		平成8年	平成9年~13年
通所授産施設	施設数	13ヵ所+4分場	3ヵ所
X=1/11/11/11/11/11/11	定員数	652 人	90 人増
小規模作業所	施設数	52 ヵ所	30 か所増
1 /VEINCH NEIN	定員数	616 人	294 人増
福祉就労		112人	23 人増

⑦ 外出支援

「人にやさしい福祉と安心のまちづくり」モデル事業を推進し、障害のある人が自由 に移動できるよう、市民意識の向上を図る。ガイドヘルパー事業などの拡充、リフト

付タクシー、盲導犬の貸付けの拡大、福祉乗車証の交付などによって障害のある人の 経済的負担を軽減する。

	平成8年	平成9年~13年
鉄道駅舎エレベーター設置補助	14駅31基	19駅41基
市営地下鉄		板宿駅のエレベータ設置1基
エレベーター	29 基	地下鉄海岸線各駅 (10 駅) にエレベ
エスカレータ	44 基	ーター、エスカレーターの設置
車椅子運搬機	1台	地下鉄海岸線車輌車椅子用スペース
車輌内車椅子スペース	56 ヵ所	の確保
市営バス		
低床バス	504 両	代替車輌は都市低床バスを導入
都市低床バス	144 両	1
ワンステップバス	2 両	
リフト付バス	3 両	}
優先座席	3 席/1 両	優先座席の設定 3 席/1 両
大型方向幕	653 両	継続設置
停留所名示器	653 両	継続設置
発進停車等案内放送装置	653 両	継続設置
立席握り棒	240 両	代替車輌に設置
ガイドヘルパー	250 人	20 人増

⑧ 住宅災害対策

「神戸の住宅設計基準」の普及を図り、障害者に配慮した住宅を供給する。グループホームを整備し、障害者の自立と社会参加の拠点を作る。地域からの孤立を防ぐため生活援助員や高齢世帯支援員を派遣する。災害時に障害者の支援活動のできる「防災福祉コミニティー」を育成する。「ケアライン119」の設置、「あんしんひと言作戦」を展開する。避難所となる施設の障害者利用設備の整備

	平成8年	平成9年~13年		
精神薄弱者グループホーム	11ヵ所	8ヵ所		
	定員 51 人	定員 39 人		
身体障害者グループホーム		制度の創設		
精神障害者グループホーム	5ヵ所	5ヵ所		
	定員 27 人	定員 20 人		
防災福祉コミニティー	26 地区	20 地区/年増		
ケアライン119	2600 機	新設 300 機/年		
		再設置 100 機/年		
住宅用火災警報器	1800 器	400 器/年		
非常ベル	1200 個	100 個/年		
あんしんひと言作戦	消防職員が各戸訪問、防災指導			

⑨ 在宅福祉

ホームヘルプサービスなど身の回りの世話をする人材の派遣・確保、在宅障害者福祉センターなどにおいて相談、デイサービスなど充実、精神障害者地域生活支援事業、重症心身障害児(者)通園事業、小規模作業所への運営助成、市民が広く福祉活動に参加できるよう、相談・情報提供を行う。

		平成8年	平成9年~13年
ホームヘルプサービス		453 所帯	387 所帯増
(心身障害者)			
精神薄弱者	施設数	6ヵ所	3ヵ所増
通所更生施設	定員数	208 人	80 人増
精神薄弱者	施設数	11ヵ所+4分場	1ヵ所増
通所授産施設	定員数	612 人	50 人増
精神障害者	施設数		2ヵ所増
通所授産施設	定員数		40 人増
在宅重度障害者	施設数	23 ヵ所	7ヵ所増
デイサービス	定員数	531 人	179 人増
小規模作業者	施設数	40 ヵ所	20 ヵ所増
(心身障害者)	定員数	342 人	148 人増
小規模作業所	施設数	12ヵ所	10 ヵ所増
(精神障害者)	定員数	274人	146 人増
在宅障害児(者)短期入所		63 床	37 床増
(ショートステイ)			
精神障害者地域生活支援事業			2ヵ所増
市町村障害者生活支援事業		1ヵ所	2ヵ所増
(心身障害者)			

⑩ 施設福祉

施設の運営主体を支援し、居住者の快適な生活に配慮し、地域の障害者のサービスを 提供する。

平成8年	平成9年~13年
2ヵ所	1ヵ所増
定員 110 人	定員 30 人増
10 カ所	1ヵ所増
定員 560 人	50 人増
3 カ所	2ヵ所増
定員 150 人	定員 100 人増
	1 カ所 定員 20 人増
	2 ヵ所 定員 110 人 10 ヵ所 定員 560 人 3 ヵ所

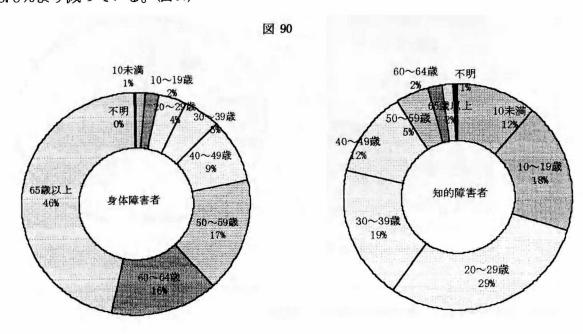
① 生活の質の向上

障害者の所得保障を国に働きかけ、福祉の向上のため経済的支援、公営施設料の軽減、 生活資金の融資等を行う。障害者スポーツ・文化活動の振興を行う。

市内障害者の状況

身体障害者手帳の交付状況から、身体障害者は成人が51954人、児童が1377人、計53331人、療育手帳の交付は、精神薄弱者は成人が4172人、児童が1473人、計5645人となっている。(平成8年)。また、精神障害者保健福祉手帳の交付状況から、1134人、通院医療費公費負担は6650人(平成8年)、さらに医療費公費負担を行っている特定疾患患者については一般患者が4790人、小児慢性特定疾患患者が1383人の計5173人(平成8年)

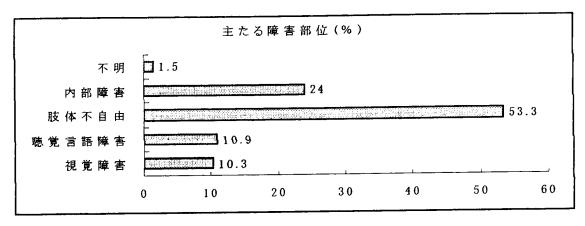
平成8年の神戸市の「心身障害者生活実態調査」では身体障害者については、50歳以上が78.1%、65歳以上が46.1%であるのに対して、平成2年の調査では50歳以上が75.4%、65歳以上が37.9%と高齢化が進んでいる。知的障害者に関しては、39歳以下が78.8%、29歳以下が59.8%で平成2年の調査、39歳以下82.7%、29歳以下68.8%より減っている。(図90)



(『神戸市障害者保健福祉計画』 平成 9 年 神戸市 p7)

また、年齢別に障害の部位を見ると、全体を通して肢体不自由の割合が高く、20歳~39歳では聴覚・言語障害の割合が高い。また、30歳~49歳では視覚障害の比率が高い。なお、全体の41.6%に何らかの重複障害がある。(図91)

図 91



(「心身障害者生活実態調査報告書」平成8年 p11より作成)

施設の利用状況を見ると、73%が施設を利用していないとしている。(図92)

身体障害児・者施設利用状況 児童通所型施設 成人通所型更生授産 小規模作業所 不明 デーサービス 他 成人居住型更生授產 施設 福祉施設の利用をし ていない 療護施設 経費老人ホーム 養護老人ホーム 特別擁護老人ホーム

図 92

(「心身障害者生活実態調査報告書」平成8年 p32 より作成)

平成 8 年の「障害者就労実態調査」によると、身体障害者の内、働いている人は 20 歳以上 21.3%で、6 年の 18 歳以上 29.9%より低下している。知的障害者では 20 歳以上 21.4%、平成 6 年の 18 歳以上 24.8%とこれも低下している。(『神戸市障害者保健福祉計画』平成 9 年 神戸市 P6).(図 93)(図 94)

図 93

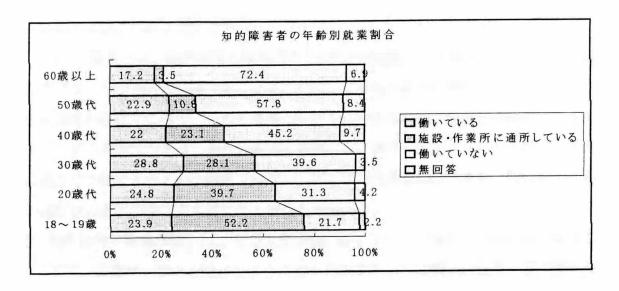
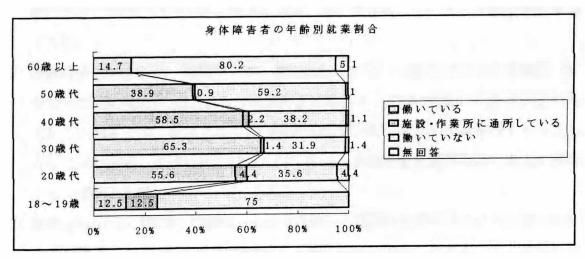


図 94



(『障害者就労実態調査報告書』平成7年 p10 より作成)

補説(国際障害分類2)

1980 年に世界保健機関(WHO)によって、試案として発行された「国際障害分類」(ICIDH: International Classification of Impairments, Disabilities, and Handicaps=機能障害、能力障害(能力低下)、社会的不利の国際分類)は 20 年間、世界中でかなり多くの使用経験が積み重ねられた。そして、さらなる保健サービスのニーズからみて、これを修正する必要性がはっきりと表れてきた。その改訂版に相当する「国際障害分類 2」(ICIDH-2:International Classification of Impairments, Activities and Participation: A Manual of Dimensions of Disablement and Functioning=機能障害、活動、参加の国際分類:障害と機能の諸次元のマニュアル)が 1999 年までの期間中に組織的なフィールド・テストと協議がなされ、その結果をも

とに最終版が作られる予定である。

ここでは障害とは、健康状態と背景因子(すなわち環境因子と個人因子)との間の相互作用ないしは複雑な関係であると見られる。これらの要素の間にはダイナミックな相互作用が存在するので、一つの要素のレベルに介入すれば、関係する他要素をも変えてしまう可能性がある。相互の関係は事例ごとに異なっており、一方が決まれば常に他方が予測できるという関係ではない。相互作用は双方向性であり、諸帰結の存在が健康状態それ自身さえも変えてしまうこともある。

- ① 健康状態:健康状態とは、その人を苦悩に導いたり、日常生活に差し障りを生んだり、保健サービスを受けるようになったりするような個人の健康状態の変化や特性のことである。それは、急性か慢性の病気や、変調、傷害や心的外傷、その他の妊娠、加齢、ストレス、先天性異常、遺伝的素質などのような健康関連状態である。
- ② 機能障害 (Impairment):機能障害は、身体部分(すなわち構造)または身体機能(すなわち生理的機能)の喪失または異常のことを示す。生理的機能には精神機能が含まれる。異常とは、設定されている統計的標準からの著しい変異を指すものとしてここでは限定して使われている。(すなわち、測定された標準分布での人口平均からの変異として)。
- ③ 活動 (Activity):「活動」の語は、単純な活動から複雑な技術や行動に至るまでのあらゆる複雑さのレベルを含むもので、人が行うあらゆることをとらえる非常に広い概念として使われている。活動には、その個人全体としての基礎的な身体機能(にぎる、足を動かす、見るなど)、基礎的なあるいは複雑な精神機能(過去の出来事を記憶する、知識を得るなど)、いろいろな複雑さのレベルの身体的・精神的活動の集合(自動車の運転、社会的機能、公式の場での人とのつきあいなど)が含まれる。
- ④ 活動の制約 (Activity limitation): (以前の能力障害・能力低下 disability) これは個人のレベルにおける活動の遂行・成就・完了の困難のことである。ここでの困難には、活動の遂行に影響するあらゆる方法が含まれる。すなわち、その活動が痛みを伴って行ったり、つらい思いで行ったり、あまりにもゆっくりとあるいはあまりにも素早く行ったり、不適切な時間・場所で行ったり、不器用その他の期待されないやり方で行ったりすることなど。活動に際して期待される方法や程度に

くらべて、質的または量的な小さな変異から大きな変異にわたる。

- ⑤ 能力障害 @isability):「能力障害」の起源には「能力」すなわち才能や技術の意味が含まれている。しかし、以前には能力障害と呼ばれた活動分類は、主として「活動」すなわち日常生活での個人の行いに焦点を当てる。人は活動のどれかの領域で困難を持つことがある(たとえば身辺ケア、他者とのかかわり、仕事など)。能力障害はもっぱら個人から生じてくる活動の遂行の制約である。この点で、能力障害または機能障害をもつ個人と背景との間の相互作用である参加とは異なる。
- ⑥ 参加 (Participation):参加は、機能障害・能力障害と、社会的・物理的環境と個人 因子の特徴としての背景因子との間の相互作用である。参加は、実践、習慣、社 会的行動に含まれる全経験を含む人生のすべての領域や側面から成っている。身 辺維持、移動、情報交換、課業、経済生活そして市民生活・共同体的生活という 参加の領域は、これらの複雑な経験の特徴が社会によって形成されるという意味 で「社会的」である。
- ⑦ 参加の制限 (Participation Restriction):機能障害や能力障害をもった人にとっての不利益で、背景因子 (すなわち環境因子と個人因子)の特徴により生み出されたり拡大されたりする。その不利益はいろいろな形をとる。例えば、別の障害 (disablement)を生み出す (痛み、苦悩、精神病などの精神的な機能障害や、精神的・身体的能力障害)ことや、その文化・社会の中で障害をもたない人に期待されている参加の程度や範囲が縮小することである。
- ⑧ 背景因子 (Contextual factors):外的な環境因子と内的な個人因子からなる、人の人生と生活の完全なバックグラウンドのこと。
- ⑨ 環境因子 (Environmental factors):自然環境(気候や地勢)、人工環境(道具、家具、建築環境)、社会の態度、習慣、規則、習わしや制度、そして他者から構成される、人の人生と生活にとってのバックグラウンド。
- ⑩ 個人因子 (Personal factors):健康状態にも障害 (disablement) にも属さないその人の特徴から構成される、人生と生活のバックグラウンドのことで、年齢、人種、性別、教育歴、経験、個性、性格スタイル、才能、その他の健康状態、体調、ライフスタイル、習慣、養育歴、ストレスの対処方法、社会的背景、職業、および過去現在の経験を含む。
- ① 障害 (Disablement):この「障害」の語は、すべての否定的な次元(つまり機能障害、

以前は能力障害と呼ばれた活動の制約、および以前は社会的不利と呼ばれた参加の制限)をカバーする包括的用語として使われている。単数形でこの言葉は、なにかを無能にする「プロセス」または「行為」を意味することもあるが、複数形ではもっぱら機能障害、活動の制約、および参加の制限を示す代替語として使われる。

② 機能(働き Functioning):「機能」の語は、各次元の中立的な側面をカバーする包括的な用語として使われる。したがって機能障害は身体レベルでの機能であり、活動は個人レベルでの機能であり、参加は社会レベルでの機能である。利用者は、この語と身体機能面の機能障害との混同をしないよう前もって注意すべきである。環境因子とは、個人における外部のもの(例えば社会の態度、建築物の様式、法制度等のような)である。一方、個人因子は障害がどう体験されるかに影響する。ここには、性別、年齢、そのほかの健康状態、体調、ライフスタイル、習慣、養育歴、ストレスの対処方法、社会的背景、教育歴、職業、過去および現在の経験(人生のできごと)、全体的な行動様式や性格、心理的資質、そのほかの障害の経験になんらかの役割を果たすその他の特質が含まれる。(ICIDH-2: International Classification of Impairments, Activities and Participation: A Manual of Dimensions of Disablement and Functioning=機能障害、活動、参加の国際分類:障害と機能の諸次元のマニュアル序説より).

第三節 小規模作業所

小規模作業所はなぜ生まれたか

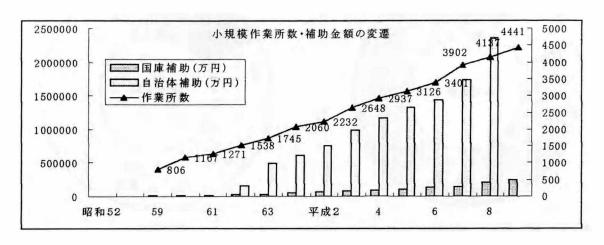
重度の障害者は、多くが一般企業に就職はもちろん、施設の不足から、入所もままならぬ状態である。「友達が欲しい」「働き場が欲しい」、そのような障害者の要求と家族の願いから無認可作業所運動は始められた。それは、障害者の成長発達を保障していくための、健康の増進、障害の軽減・克服のための医療訓練、知的・文化的な要求への対処の試みでもあった。重度心身障害者の在宅志向の高まりと養護学校義務化(昭和54年)に伴う卒業後の受け皿不足が引き金となって、急速に無認可の小規模作業所が増加してきた。養護学校の義務化は障害児の学齢期の行き場を確保したが、卒業後の受入先は公的施設の絶対的不足から確保されていない。卒業後の長い人生生活が一日中家の中で過ごすと言うものでなく、地域の中で有意義に過ごせるよう、親や関係者、障害者本人によって生まれたのが「作業所」である。

「作業所というのは、障害を受けている人達が、生まれ育った地域で働き、日々暮らす場所の事です。障害を受けている子どもたちが学校を卒業した後の進路は様々です。 就職ができる子どもも訓練校に行く子どもたちもいます。 親元を離れて入所施設に入る子もいます。 でも、多くの子どもたちは、家庭から通える地域の通所施設に行きます。 通所施設には、認可施設と無認可の作業所があります。 認可施設がたくさんあればいいのですが、定員が決まっていいるため、認可施設に入れないこどもたちや人たちがたくさんいます。 そのため、保護者や障害者団体が、多くの知恵を集め、努力を重ね、障害を受けている人たちが地域の中で活動する場所をつくり、その運営に励んでいます」(『HAND with HEART』作業所ネットワークの会 1997年).

共同作業所全国連絡会の調査によると、平成9年8月、作業所は全国4441ヵ所(定員総数6万1千人)に達している。これら小規模作業所の急増はノーマライゼイションの考え方、授産施設などの不足から、親や障害者自身の努力によってうまれたものが多い。無認可や法外と呼ばれ、法的な措置対象施設にはならず、大多数はなんらかの地方自治体の補助金か国の通所援護事業の補助金等により運営されているものの、財政基盤はじめ、施設設備、施設運営とも十分とは言えず、改善が大きな課題となっている。なお、補助金制度は昭和52年4月に厚生省「精神薄弱者通所援護事業補助要綱」として実施が始められた。小規模作業所は「無認可施設」「法定外事業」と言われ

ながら、通所更正施設、通所授産施設の 1080 ヵ所 (1995 年) を抜いて、4441 ヵ所 (1997 年) となり、成人期障害者の社会資源になっている。(図 95)

図 95



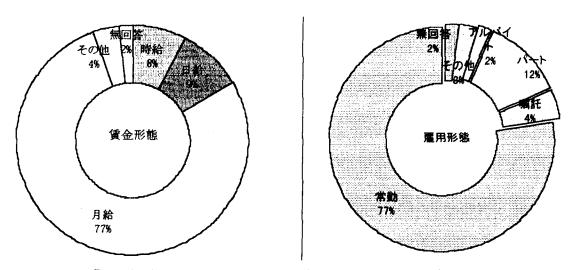
『人はつづく道はつづく』共同作業所全国連絡会 p 88 『共作連全国大会基調報告集』共同作業所全国連絡会 p 222・297 より作成

全日本手をつなぐ育成会の昭和 62 年の調査によると、作業所は定員 10 人から 19 人が多く、平均 14 人である。通所者の障害別割合は精神薄弱 55.4%でいちばん多く、次いで精神障害 16.1%、肢体不自由 12.6%、その他の障害 9.1%である。年齢別構成は 20 代 37.1%、30 代 21.1%、10 代 19.2%、40 代 10.5%、50 代以上 7.8%となり、作業所の運営主体は手をつなぐ親の会が 35.2%、次いで作業所運営委員会 19.2%、その他の障害者団体 16.7%、社会福祉協議会 6.2%の順である。通所者の賃金は月額 1万円以下が 39.4%、1万円台は 27.5%、2万円台 10.3%、3万円台 4.6%、4万円台 1.6%となっている。常勤職員は 2 人の所が 29.3%、1 人が 25.0%、3 人が 14.1%、4人が 6.0%、5 人が 2.3%と言う状況であり、常勤職員のいないところが 72ヵ所(4.5%)あり、非常勤やボランティアによって運営されている。作業所の建物の所有者は公的建物使用が 41.2%、私的建物は 39.1%、不明 19,6%と言う状況である。(『障害者福祉論』丸山一郎 p223).

1996 年、「小規模作業所スタッフ労働状況実態調査」(共同作業所全国連絡会)によると、作業所スタッフの 63.4%は女性で、職務内容はその 90.9%が指導員・施設長である。賃金形態・給与形態からは、77%以上が常勤・月給によっている。(図 96) スタッフの年齢構成は 60 歳以上が 19.2%を占め、50 歳以上となると 30%に達する。(図 97) また、スタッフの 22%に同居障害者がおり、その 56%は子である。また、配

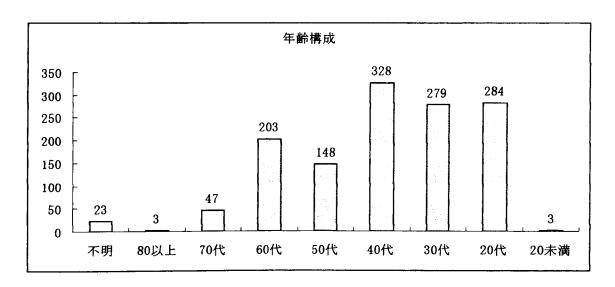
偶者・親が障害者であるものは23%である。





『小規模作業所スタッフ労働状況実態調査』共同作業所全国連絡会 1996年 p 286 より作成

図 97



『小規模作業所スタッフ労働状況実態調査』共同作業所全国連絡会 1996 年 p 286 より作成 スタッフの 54.5% はなんらかの免許・資格を持っており、福祉関係の職業経験者は 44%である。(図 98)

学歴は大学卒以上が28.3%を占め、高等学校卒以上となると88.6%になる。(図99) 常勤スタッフの年間総収入は300万円未満が71.2%を占め、全スタッフの中で作業所以外に収入があると答えたものは42.6%で、作業所以外の収入の45%は年金・恩給が占めている。(図100)

図 98

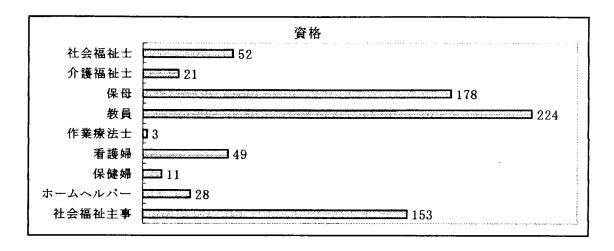


図 99

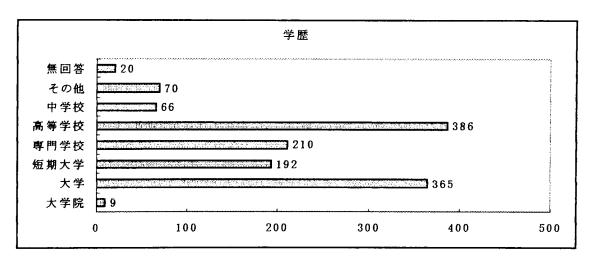
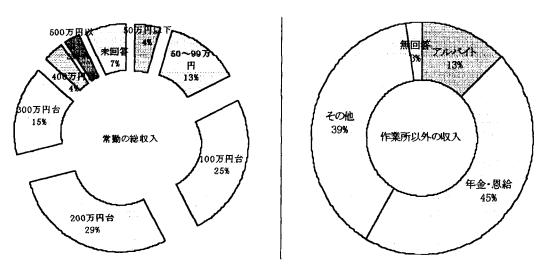


図 100



(『小規模作業所スタッフ労働状況実態調査』共同作業所全国連絡会 1996年 p 286 より作成)

神戸市小規模作業所

平成11年4月、神戸市保健福祉局育成課の「障害者、高齢者の家庭を支援する、地域ボランティア活動・小規模作業所の運営に関する調査報告」について(回答)によると、平成10年における、市内心身障害者小規模作業所は51ヵ所、補助金総額3億1334万5千円、利用者444名、指導員120名となっている。(図101)

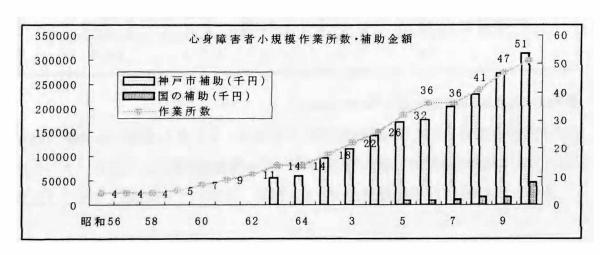


図 101

昭和63年前神戸市・平成5年前国の補助金について、資料はすでに廃棄されているので不明 平成10年については小規模作業所活動活性化事業として23,601千円が交付されている (平成11年 神戸市福祉局育成課の提供資料より作成)

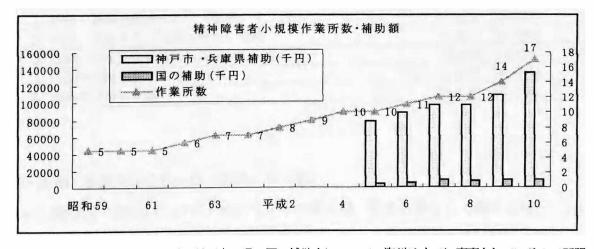
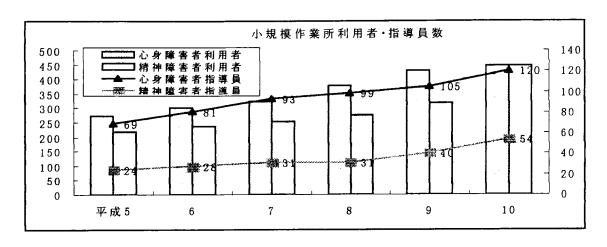


図 102

平成5年前の神戸市・県・国の補助金について、資料はすでに廃棄されているので不明 平成10年については小規模作業所活動活性化事業として12,101千円が別に交付されている (平成11年 神戸市福祉局育成課の提供資料より作成)

また、精神障害者小規模作業所は平成 10 年で 17 ヵ所、神戸市補助金総額 1 億 3541 万 1 千円、登録利用者 444 名、指導員 54 名となっている。(図 102) (図 103)



(平成11年 神戸市福祉局育成課の提供資料より作成)

なお、補助金は平成11年4月1日実施の「障害者小規模作業所事業補助金交付要綱」 によって、15歳以上の身体障害者手帳・療育手帳所持者、精神障害者が5人以上利用 登録しており、原則として5日以上開設されている作業所などに交付されている。

神戸市内障害者小規模作業所訪問調査の方法

1998年、神戸市「障害者福祉のあらまし」記載の障害者小規模通所訓練施設 63 ヵ所に対して訪問調査又はアンケート調査を依頼した。協力頂けた作業所は 35 ヵ所 (55.6%) となった。また、重要調査項目に対する回答率は

① 活動・事業を始められた「動機」や「思い」	27 ヵ所 (77.1%)
② 今後、充実または発展させたい分野	19 ヵ所 (54.3%)
③ 活動のお世話や運営に参加されている方	35 ヵ所 (100%)
④ 活動や施設を利用している方	31 ヵ所 (88.6%)
⑤ 現実の財政的状態	34 ヵ所 (97.1%)

となった。

① 活動・事業を始められた「動機」や「思い」

- 障害児の親族が、わが子または兄弟の働く場、生きる場として始まった
- 福祉関係の施設の職員が、理想の障害者の生きる場を作るために始まった
- 施設に入所していた障害者が、社会に出ていきるために始まった
- 障害児の親が高齢になったため、若いスタッフが運営をしている などに別れる。

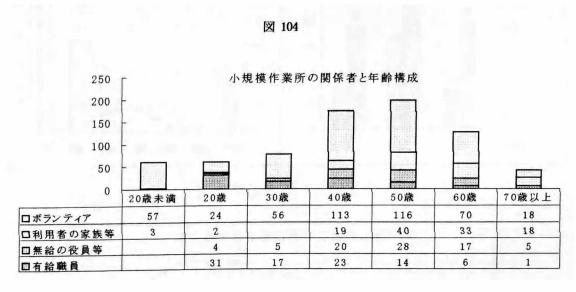
② 今後、充実または発展させたい分野

- 社会福祉法人や認可施設に発展する
- 地域社会における、障害者や高齢者を含めた、弱者の支援センターに発展
- 地域社会における、障害者と健常者の交流など、人々の相互理解の核となる
- コンピューターなどを利用して、障害者に向いた仕事を開発し、働く場を確保する
- 障害者や高齢者の旅行・外出などを企画して、人に優しい社会に関する情報を提供する

などに別れる。

③ 活動のお世話や運営に参加されている方

作業所は若い常勤のスタッフ、そして、多くの各年齢層のボランティア、地域の有志・自治会役員、障害者の家族など経済計算に現れない労力によって支えられている。有給職員の 22.8%は 50 歳以上であり、ボランティアの 44.9%が 50 歳以上である。 図 104)



関与の形態別に年間の労力の提供日数(労働日数)を積算すると、作業所を支える総 労働時間数の 54.3%が経済計算に現れない労力によっている。(図 105)

④ 活動や施設を利用している方

作業所を利用している障害者は、神戸市の補助対象作業所の利用者とほぼ平均的に附

合している。身体障害者手帳級別比較の相関係数は 0.963、療育手帳判定別比較の相関係数は 0.991 である。(図 106)

図 105

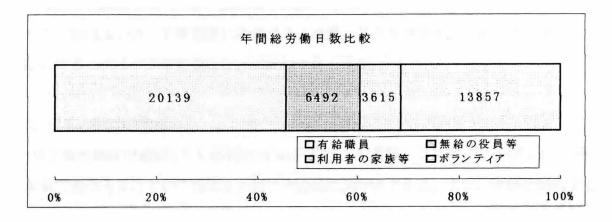


図 106

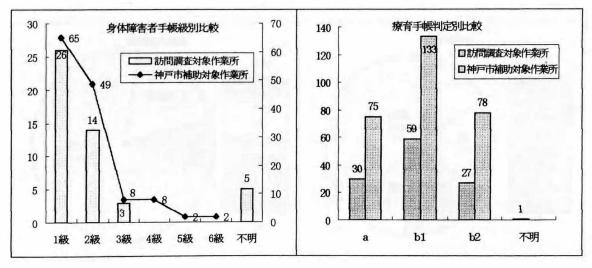
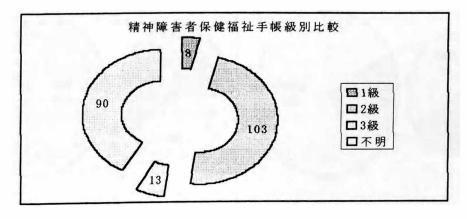


図 107



神戸市では精神障害者の作業所は、手帳の所持を用件としていないため級別は不明としている。

精神障害者の作業所利用者は2級所持者が最も多く、また多くの精神障害者が障害の有無を明らかにしていないようである。神戸市の補助は利用者の手帳の所持を要件としていないため市では補助対象作業所の利用者級別は把握していない。(図 107) なお、精神障害者福祉手帳(二級) 所持者とは法の定義によると「必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活に困難がある程度。ストレスがかかる状態では対応が困難になる。デイケアや作業所などに参加できる程度。」とされている。

⑤ 現実の財政的状態

自己所有物件で運営している所は6ヵ所、借家で家賃等を支払っている所は23ヵ所、 無償で提供を受けている所は4ヵ所、その他は無回答である。また、車輌を保有する 所は8ヵ所あった。預貯金に関しては公的補助の関係から多くの所が無回答である。

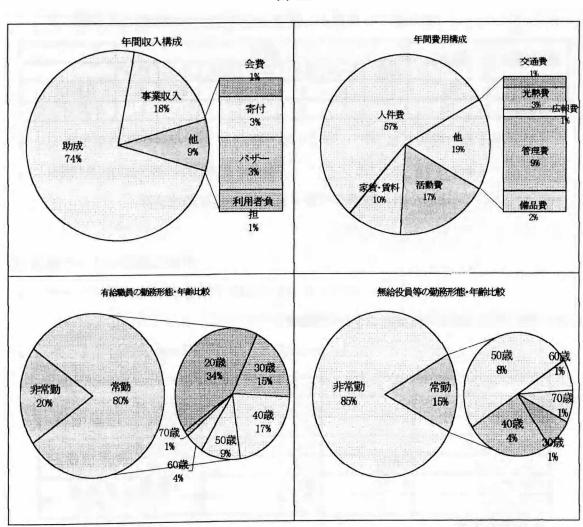


図 108

週5日以上の勤務を常勤、週4日以下を非常勤とした。また、非常勤に関しては年齢構成を無視した。

年間収入は神戸市・国からの補助(助成金)が大部分(74%)を占め、補助金無しには、その運営は成り立たない。また、年間費用の57%が人件費である。職員・役員等を勤務形態別に見ると、有給職員の80%は常勤であり、その34%は20歳代の若者である。また、無給の役員等は85%が非常勤であり、常勤の3分の2を50歳以上が占める。(図108)

小規模作業所の経済的評価

ここでは、小規模作業所の経済的評価を① 民間サービス業賃金、② 民間 10 人以下企業 (零細企業) 年齢別賃金、③ 神戸市看護・保健職賃金、④ 指定都市行政職年齢別賃金を用いて、上記訪問調査作業所(35ヵ所)のデータに基づいて労働供給規模を中心に小規模作業所の経済的評価を行った。

データ (35 作業所合計)

有給職員及び無給の役員等の勤務形態、人員及び労働日数

		常勤						常勤 非常勤 労働日数		
	合計	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	グド市 美)	刀咧口奴	
有給職員	74	31	14	16	8	4	1	18	2410	
無給役員等	12		1	3	6	1	1	67	3607	

- 利用者家族等の労働日数3615日、ボランティアによる労働日数13875日
- 全国平均年間労働時間 2023. 4 時間

平均労働日数=2023. 4 時間÷8 時間=約 253 日

① 民間サービス業賃金基準

サービス業における年間平均給与431万1千円

(平成9年『税務統計から見た民間給与の実態』国税庁企画課p82)

パート賃金時間900円として1日7200円とした

		日額·年額賃金	日数•人数	合計
七	常勤	4,311,000	74	319,014,000
有給職員	非常勤	7,200	2410	17,352,000
無給役員等	常勤	4,311,000	12	51,732,000
	非常勤	7,200	3607	25,970,400
利用者家	族等	7,200	3615	26,028,000
ボランティア		7,200	13875	99,900,000
			 	520 006 400

539,996,400

② 民間 10 人以下企業年齢別賃金基準

• 10 人未満の事業所における年齢別平均給与を次表とした。

千円	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
民間平均給与	2737	3531	3885	4066	3061

(平成9年『税務統計から見た民間給与の実態』国税庁企画課p89)

パート賃金時間900円として1日7200円とした

			日額·年額賃金	日数・人数	合計
有給職員	常勤	20歳	2,737,000	31	84,847,000
		30歳	3,531,000	14	49,434,000
		40歳	3,885,000	16	62,160,000
		50歳	4,066,000	8	32,528,000
		60歳	3,061,000	5	15,305,000
	非常勤		7,200	2410	17,352,000
無給役員等	常勤	20歳	2,737,000		
		30歳	3,531,000	1	3,531,000
		40歳	3,885,000	3	11,655,000
		50歳	4,066,000	6	24,396,000
		60歳	3,061,000	2	6,122,000
	非常勤		7,200	3607	25,970,400
利用者家族等		7,200	3615	26,028,000	
ボランティア			7,200	13875	99,900,000
459,228,400					

③ 神戸市看護・保健職賃金基準

常勤職員は神戸市の看護・保健職平均給与月額306,718円、また非常勤、利用者家族、ボランティアは指定都市臨時職員平均給与月額241,500円から、年間給与総額を算出する。

常勤年間給与総額 306,718 円×12 ヶ月=3,680,616 円 非常勤年間給与総額 241,500 円×12 ヶ月=2,898,000 円

(平成9年『地方公務員給与の実態』地方公務員給与制度研究会 p18·253)

また、臨時職員人数の推計は労働時間総数÷253 日として算出した。

有給職員非常勤 2410 日÷253 日=約 10 人

無給役員等非常勤 3607 日÷253 日=約 14 人

利用者家族等 3615 日÷253 日=約 15 人

ボランティア 13875 日÷253 日=約55人

		年額賃金	人数	合計
有給職員	常勤	3,680,616	74	272,365,584
	非常勤	2,898,000	10	28,980,000
無給役員等	常勤	3,680,616	12	44,167,392
	非常勤	2,898,000	14	40,572,000
利用者家族等		2,898,000	15	43,470,000
ボランティア		2,898,000	55	159,390,000
				588 944 976

588,944,976

④ 指定都市一般行政職年齡別賃金基準

常勤の年齢別平均年間給与額を次表とした。また非常勤、利用者家族、ボランテ ィアの平均年間給与額は指定都市臨時職員平均給与月額 241,500 円×12 ヶ月= 2,898,000円、人数は③に準じた。

円	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
平均給与	2,504,208	3,664,104	4,827,432	5,688,252	6,102,000

(平成9年『地方公務員給与の実態』地方公務員給与制度研究会 p18·332より作成) 指定都市 一般行政職の年齢階層平均によった

Later for A. Later Later					
		<u>. </u>	年額賃金	人数	合計
有給職員	常勤	20歳	2,504,208	31	77,630,448
		30歳	3,664,104	14	51,297,456
		40歳	4,827,432	16	77,238,912
		50歳	5,688,252	8	45,506,016
		60歳	6,102,000	5	30,510,000
	非常勤		2,898,000	10	28,980,000
	常勤	20歳	2,504,208		
1 		30歳	3,664,104	11	3,664,104
無給役員等		40歳	4,827,432	3	14,482,296
無柘仅貝寺 		50歳	5,688,252	6	34,129,512
		60歳	6,102,000	2	12,204,000
	非常勤		2,898,000	14	40,572,000
利用者家族等			2,898,000	15	43,470,000
ボランティア			2,898,000	55	159,390,000
619.074.74					619,074,744

上記、経済的評価の推計から市内小規模作業所35ヵ所の労働供給価値は4億5922万 円から 6 億 1907 万円と算出できる。これを神戸市内全作業所 68 ヵ所(平成 10 年) に換算すると8億9221万円から12億0277万円と算出される。

なお、平成 10 年の神戸市・県・国による補助金は心身障害者小規模作業所(51ヵ所) 関連で 3 億 6004 万円、精神障害者小規模作業所(17ヵ所)関連では 1 億 5223 万円となり、総額 5 億 1228 万円となっている。また、訪問調査小規模作業所の人件費に関する回答は 30ヵ所であり、その合計額は 1 億 6278 万円となっている。これを神戸市内全作業所 68ヵ所(平成 10 年)に換算すると 3 億 6896 万円となる。

無給役員・ボランティアなど無償の労働供給の経済的評価は 1 億 9760 万円から 3 億 0791 万円と算出された。これを神戸市内全作業所 68 ヵ所(平成 10 年)に換算すると 3 億 8391 万円から 5 億 9822 万円となる。

経済的評価の推計を全国 4440 ヵ所(平成 9 年)の小規模作業所に適応するならば、 その労働供給の大きさは582億5640万円から785億5340万円の規模となる。

また、無給役員・ボランティアなど無償の労働供給の経済的評価は 250 億 6727 万円から 390 億 0608 万円と算出される。

なお、平成8年における小規模作業所に対する国の補助総額は20億8500万円、地方自治体の補助総額は235億3101万円となっており、合計256億1601万円である。(『共作連全国大会基調報告集』共同作業所全国連絡会p297所収)

おわりに

われわれは日本の近代化の中で障害者になにが起っていたのか、近代化への道筋は障害者に何をもたらしたのか、そのような座標軸に沿って日本のこの時代を見てきた。日本の障害者を扱う場合、視覚障害者組識「当道座」は欠かすことのできない存在である。なぜなら、琵琶法師は立派な芸能者として存在し、組織を形成して大きく活躍したのである。特に江戸期、彼らの末裔は多くの有用な人材を多分野にわたり世の中に輩出した。このように社会に対して組織的に参加し活躍した障害者は、世界に類を見ないと思われるからである。また、「障害者プラン」を議論する場合、障害者小規模作業所の存在を抜きにすることはできない。なぜなら作業所は「障害者プラン」の理念である、「完全参加と平等」「ノーマライゼイション」「リハビリテーション」「インテグレーション」などの考え方によって創り出された組織であり、市民の自立や個人の主体性、地域の相互扶助や連帯によって支えられ成立している組織だからである。小規模作業所は国家や行政が用意した障害者のための施設ではない。地域市民や障害者本人からの要求によって発生的に創り出された自助組識である。行政や国家はそれを認知し、後追いをしているのである。それは「福祉国家の危機」以降の「福祉社会」や「共生社会」の一つの形であるように思えるからである。

日本の近代化の歴史において繊維産業は産業革命成功への先導役を果たした。また、石炭産業は産業発展を支えつづけた基盤産業であった。石炭を近代工業化の「血」として「米」として供給しつづけ、日本の発展を成功へと導いた。戦後、石油にとって代わられるまで石炭は「黒いダイヤ」と呼ばれ国民生活に欠くことのできない存在であった。自動車産業は戦後日本の経済的発展を牽引しつづけた産業である。それは、外貨獲得の旗頭であり、そこから生まれた自動車は日本のモータリゼイションを大きく進展させた。今や国家にとっても国民にとっても無くてはならない産業である。このように、これらの産業は日本の経済的発展に国民生活の向上に大きく寄与し貢献したのである。ゆえに、日本の近代化を語る場合、これらの産業に触れないことは日本の近代を語っていないと同義である。一方で、これらの産業に触れないことは日本の近代を語っていないと同義である。一方で、これらの産業は直接的または間接的に、社会問題化した大きな健康災害や事故災害、交通災害を経験している。特にどの産業も時代は異なっていても、一定の時期において異常とも言える事態が発生し、それを沈静化させた経験を持つのである。それは、労働環境の改善や技術革新、安全設備の

充実など人々の努力と改善の成果であると言える。社会問題化するほどの過度な異常事態は環境を改善させ、人々はその事態から学ぶのである。しかし、この事態を障害者になにが起っていたのか、障害者にどのように影響したのかという座標軸で見る場合、産業の発展やモータリゼイションの進展は障害者を生んできたのであり、近代化は、新たな障害者を作り出す過程であったといえる。国際競争力のある繊維製品を送り出すことは、結核で死亡する人やその病歴が固定した結核患者である内部障害者を生み出すことである。産業や国民生活のための石炭を産出することは、炭鉱事故による死亡者や負傷者、その病歴が固定した身体障害者を生み出すことである。モータリゼイションの進展によって創り出された便利な生活を享受することが、同じような障害者を生み出しているのである。特に、異常事態を経験した時期においては必要以上の障害者が生み出されていたと言えるのである。時代の要請によって生み出された政策、社会や経済のシステムの変更、そして、その成功は新たにそこから障害(機能障害・能力低下・社会的不利)を生み出し、障害を受ける人々を生み出すのである。また、その障害を除去して欲しいとする要求とその障害を除去する過程と努力を生み出すのである。

第一章において、われわれは視覚障害者組識「当道座」について考察してきた。読者の中にはなぜ彼らが琵琶法師として芸能者たりえたか、社会で活躍することが可能であったかに注目された方がいるかもしれない。また、江戸期において社会の有用な人材となった多くの視覚障害者たちと幕藩体制の特質や江戸幕府の当道座政策の関連に興味を持たれた方がいるかもしれない。職業によって分けられる身分制度が職業の独占を通じて視覚障害者達に有用に働いたかもしれない。しかし、同じ体制下で他の賎民や障害者がこれほど活躍した例は見られない。イギリスでも戦後しばらく駐車場の管理とエレベータの操縦は「指定職種」とされ健常者には規制された。特定の職種を障害者に保留しておくという「指定職種」は他の国にも存在し障害者雇用政策の選択肢の一つである。それは日本の盲人特有のものではない。しかし、世界に「当道座」ほど活躍した障害者組識は見られないであろう。なぜ、日本の視覚障害者だけが600年の歴史を誇り、活躍し得たか、本稿にその明確な解答はない。江戸幕府の当道座政策、徴税権的性格さえ帯びていた配当受領権、組識管理に対する扶持米、役宅の支給など独自財源の確保の可能性、官金制度や座内の裁判権の認知などが、江戸期の視覚障害者の組識を確固たるものとしていた。この経験は、福祉国家の危機以降、障害者

福祉政策の一方向を示しているかもしれない。それは政府の費用を節約させ、障害者自助組識の主体性や自立性を確固たるものにするかも知れない。また、社会的扶助制度が扶助される障害者に社会におけるケガレ的役割を担わせるかもしれない。今日に言う 3K的職業に就かせ新たな被差別身分を作り出すかもしれない。この章は、これらの関心にも解答を与えられない。筆者はこの章において、それが時代の要請や社会の必要から生まれたものかそうでないかにせよ、政策の変更や変化、また、社会や経済のシステムの変更が人々に影響を与えるということ、そこから障害を受ける人々が存在するという事実が伝われば、この章の役割は完了していると考える。筆者は、少なくともこの章において、日本の視覚障害者は幕藩体制の解体、その次に来る明治新政府の近代化政策によって大きく社会的不利を受け、そこから新たに近代と言う時代を生き抜いて行った、そんな姿は検証されたのではないかと思っている。

第二章において、われわれは産業革命前期における内部障害者、結核罹病者について 考察してきた。ここで現れた結核感染や死亡率の高さは初期日本資本主義の労働環境 の劣悪さや労働者搾取の激しさを示す労働問題とされてきた。人々はこの一時期に起 った急激な健康災害に対して労働環境の改善を要求した。また、企業は効率性やコス トの意味から、国家は富国強兵政策の意味から、社会は慈善や慈愛の観点からその問 題の改善に努力してきたと言ってよい。現在、繊維産業をもって途上国の経済発展に 関心のある読者は、この日本の経験を学習モデルの対象と考えたかもしれない。国民 や社員の健康が国家財政や企業収益に影響を与えることに関心のある読者は早期の健 康災害の沈静化が財政や収益に有用に働くと考えたかもしれない。また、第三章では、 石炭産業が如何に日本の近代化に貢献し、工業化の成功を支えつづけたかを見た。現 代日本は石炭産業発展の基礎の上に立っていると言って過言ではない。その石炭産業 は戦前は大正初期から昭和初期、戦後は昭和23年から27年にかけて異常な炭鉱事故 の多さを経験している。それは、社会や国家の石炭増産の要望に必死に応えた時期に 附合する。そして、災害の影響の大きさゆえに、人々は各々の立場において多くの技 術や規制、方法、努力によって異常災害の沈静化、収束に成功した。読者の中には、 技術の革新を含む産業の合理化が如何に企業のコストを下げ、効率化に貢献するか、 ひいてはそれが異常災害を沈静化・収束へ向かわせるかに関心を持った人がいるかも しれない。逆に無理な増産、新しい技術導入や絶え間ない技術革新を怠ることは、災 害を如何に大きくするか、人々を如何に苦しめるかに関心を寄せた方がいるかも知れ

ない。しかし、筆者は第二章と第三章の役割は、時代の要請である近代化や産業の発展が、産業災害や健康災害を通じて、今までには無かった新しい形の障害者(機能障害や能力低下を持つ人々、その結果から社会的不利益を受ける人々)を生み出すという事実を示すことであると考えている。このタイプの障害者は近代化・産業化が無ければ筆者が推計したように、こんなに大量に社会に輩出される事はなかった。結核罹病者である内部障害者は、繊維産業が国際競争力のある繊維商品を昼夜徹して生産しつづけた時期に大量に発生していたのであり、炭鉱事故による身体障害者は石炭産業が日本の工業化の基幹産業として石炭を生産しつづける中で発生したのである。特に、政策的に石炭を増産した時期に炭鉱災害の異常事態を経験している。筆者はこの二つの章において、近代と言う時代は近代化や工業化の中で新しいタイプの障害者を創り出した、そして、政策の変化や違い、対策の誤りや遅れ、技術革新の未熟や技術の適正な導入の遅れが、異常に大量の障害者を生むのであるという事実は、検証されたのではないかと思っている。そのような意味において、筆者はこの二つの章はその役割を終えていると考えている。

第四章はわれわれに、自動車産業の発展、その結果としてのモータリゼーションの進 展は如何に現在の経済にも生活にも不可分であるか、われわれがその豊かで便利な生 活を享受しているか、そして、われわれはその豊かな経済と便利な生活をもう手放す 事は出来ないかをみせた。 しかし、その反面においてその豊かで便利な生活を享受す る事は、われわれの身の上に交通事故による犠牲者という新たな災害をもたらす事実 も示した。また、信号機など交通安全のための設備や交通取締・告知のような罰則や 人のための安全地帯をつくる交通規制などが交通被害者を減少させる事も見せた。 こ の日本に起った自動車と人々の関係は、これから経済発展を成し遂げ、豊かなで便利 な社会へと向かっている国々にとって一つの指標であり教科書であると考えた読者が いるかもしれない。交通安全対策の早期の実行が交通被害者を減少させ、われわれの 支出する社会的費用を軽減させる効果があると考えた読者がいるかもしれない。自動 車を持たない、または、その価格を引き上げることによって、社会における自動車の 保有台数を減少させる以外にわれわれを交通被害者の地位から解放する道はないと思 った読者がいるかもしれない。筆者はこの第四章が近代化の中で創り出された新しい 環境、その環境を享受する事が、前の二つの章で示されたように、さらに新しいタイ プの障害者をわれわれの社会に送り出してくるのである事実をいっていると考えてい

る。すなわち、一つの時代が新しいものを世の中に送り出す時、それに付随するようにして新しい障害が世の中に送り出されるのである。自動車という便利で人々を満足させる道具の出現は巨大な数の交通障害者を世の中に送り出した。コンピューターなど新たな技術の出現はコミュニケーションハンディキャップという新しい障害を創り出し、便利で豊かな都市社会は障害者や高齢者など弱者の社会アクセスに障害をもたらした。そこから再び人々の、その障害を取り除く要求と努力が始まるのである。この章において少なくとも筆者は、自動車という道具を用い、その経済的成果や便利さや豊かさを享受することが新しい型の障害者を創り出した事、自動車産業政策や交通安全対策の用い方によっては障害者の数を大きくにも小さくにも出来る事が検証されていると考えている。

われわれは第五章において、近代日本の障害者政策の変遷を見た。明治以来、富国強 兵政策に基づいて国防国家を目指した近代日本にとって傷痍軍人に対する対策は放置 できない障害者問題であった。戦後、新憲法によって福祉国家を目指した日本は社会 的弱者としての障害者を、「障害者」なるが故に福祉政策の対象とした。それは「世界 人権宣言」第25条の権利に通ずるものである。そして、福祉国家の危機以降、障害者 の自立・社会参加、地域住民や地域社会の福祉政策や福祉サービスへの参加を呼びか けた。それは他の意味において「国際障害者年」のテーマである「完全参加と平等」 の精神に通ずるものである。そして、今、多くの事業者の参入を促し、福祉サービス の質・量・効率性を確保するために市場原理の導入がいわれている。このように国や 行政のレベルで障害者政策は進行しているのであるが、一方で地域や市民レベルにお いても障害者と地域の人々の支え合う関係が生まれつつある姿も見た。障害者小規模 作業所はその支え合う形の一つの典型であると筆者は考える。読者の中には国や地方 自治体の補助金の総額から小規模作業所は安上がりな福祉サービス提供の機関と考え た方がいるかもしれない。また、作業所の収入に対する補助金の占める割合の大きさ から障害者福祉は結局のところ国や行政の財政的負担なしに存立し得ない、作業所は 行政の補完的役割の組識でしかないものであると思ったかもしれない。 逆に、小規模 作業所が独自の財源を確保する事が出来るなら、行政の競争相手になり得る、さらに 進んで、今後参入してくるであろう福祉サービス事業者にも対抗できる力をつけると 考えたかもしてない。これは、今後形成されるであろう福祉サービス市場において、 行政・事業者・NPOという、三者の競争状態の形成を意味するかもしれない。事実、

小規模作業所によっては地域住民の中に多くの賛助会員をかかえ、その寄付金を財源の一部にしている所もある。また、助成金に頼らずに独自の運営を何年にもわたって行ってきた所もある。この章は人々が、ある環境や考え方、政策や社会システム、経済状況や社会のありようの中で弱者を支える、人々が支え合う地域社会や組識を構築し得る姿を見せていると筆者は考える。少なくとも、ここに現れる小規模作業所は経済計算に現れない地域の人々の労力によって支えられている事実は検証されたと思っている。

大自然は人類をこの地球に創り出した。その中には生まれながらの障害者がいる。ま た、年を経、老いて障害者となるものもいる。健康災害や事故災害、交通災害によっ て障害者となるものもいる。社会生活の中での大きなストレスによって障害者となる ものもいる。さらに、出身や身分、性別や民族、思想や宗教によって障害を受ける者 となる人々もいる。住環境や社会生活の環境が、かれを障害者にするかもしれない。 人々は人生のある時期に人を支え、また、ある時期には人に支えられながらこの世界 を生き、そしてこの世界から去っていく。生まれながらの障害者は遺伝子工学の世界 では「遺伝子プール」によって人々の支えとなっている。それは、人類という種が永 遠に繁栄するために遺伝子の多様性の必要から生み出されている。大阪大学工学部の 四方哲也博士は強い大腸菌と弱い大腸菌を一定の競争環境において進化のプロセスを たどらせる実験によって、強者だけが生き残るのではなく、一定の弱者が常に生き残 り、遺伝子の多様性が保持されるという結果を得た。このことから、博士は弱者も常 に存在する「競争的共存」を提唱して「進化論」の言う「より強いものだけが生き残 る」とする進化のプロセスに疑問を抱いている。一方、われわれの扱う経済社会にお いて、イギリスの経済学者マイク・ギル氏は「ダウン症の胎児を一人見つけるのにか かる費用を約7千400ポンド、ダウン症の一人に生涯かかる費用を、教育費や医療費 を含めて約15万6000ポンドと試算した。そして、リスクの高い妊婦をふるい分ける 事前診断を普及させれば社会的に十分採算が取れる」とした。この「社会的採算論」 によってイギリスでは無料で検査を提供する自治体が増え、年間2千人の妊婦が障害 を理由に中絶を選んでいる。アメリカのカリフォルニア州では、診断には補助金が出 され、胎児に障害があると判った妊婦の中で約半数は中絶を選ぶとされている。州は この事によって障害胎児一人あたりの生涯福祉コストが6000万円節約されるとして、 年間の州の福祉財政が50億円節減されると試算した。現在、日本では出生前診断導入

を前提に厚生省は「出生前診断に関する専門委員会」において、その論議を進めている。

しかし時代は変化するのであって、地域社会や地域住民にも変化がある。経済社会にも変化が必要である。ユニセフ報告書は「国々の前進は、弱く不利な立場にある人々に対する備えによって判断される日がやってくる」とした。これからのわれわれの障害者政策では、かれらの人々に果たしている役割、種の保存のために果たした役割、近代化や産業化のために果たした役割を、積極的に評価し経済計算に反映させ、経済社会のシステムに組み込む必要がある。それが不可能だとするならば、少なくともそのような役割が存在する事への想像力が、われわれの基本姿勢になければならない。

参考文献

複数の章にわたる

足立正樹(編著)『福祉国家の歴史と展望』法律文化社,1991年.

足立正樹 (編著)『新版各国の社会保障』法律文化社, 1994年.

野尻武敏「日本の経済成長と社会力学」経済社会学会、

『戦後日本の経済と社会』時潮社 1986 年.

正村公宏『福祉社会論』創文社, 1991年.

一番が瀬康子・佐藤進『障害者の福祉と人権』光生館, 1987年.

一番が瀬康子・高島進『社会福祉の歴史』有斐閣,昭和56年.

竹中靖一・作道洋太郎(編著)『日本経済史』学文社,昭和54年.

宮本又次(編)『日本経済史』青林書院新社,昭和52年.

新保博『近代日本経済史』創文社, 1995年.

高橋亀吉『日本近代経済史 第一巻』東洋経済新報社、1973年、

高橋亀吉『日本近代経済史 第二巻』東洋経済新報社, 1973年.

高橋亀吉『日本近代経済史 第三巻』東洋経済新報社, 1973年.

玉城肇(編著) 『現代日本産業発達史総論 上』 現代日本産業発達史研究会, 1967年.

宮川公男『計量経済学入門』日本経済新聞社, 1989年.

日本銀行調査統計局『計量経済分析の基礎と応用』東洋経済新報社, 1994年.

E. ジェイムス、S. ローズエイカーマン『非営利団体の経済分析』多賀出版、1995年.

(Estelle James and Susan Rose-Ackerman "The Nonprofit Enterprise in Market Economies"

Harwood Academic Publishers GmbH 1986)

第一章

加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社,1974年.

加藤康昭『盲教育史研究序説』東峰書房、昭和47年.

中山太郎『日本盲人史』昭和書房、昭和9年.

石川二三造『本朝盲人列伝』文部省,大正8年.

東海散士『世界盲人列伝』柴守明,昭和7年.

町田則文『盲教育 50 年記念誌』東京盲学校, 大正 14 年.

丸川仁夫『日本盲唖教育史』東京府立盲学校,昭和4年.

杉野昭博「障害文化と共生の課題」『異文化の共存』第8巻 岩波書店,1997年.

杉野昭博「障害者福祉改革と権利保障」『社会福祉学』第39-2号 関西大学,1999年.

杉野昭博「障害者運動の組識とネットワーク」『組識とネットワークの研究』, 1999年.

杉野昭博『盲人保護法案に関する帝国議会資料』関西大学経済・政治研究所. 1999 年.

中尾健次『江戸社会と弾左衛門』解放出版社, 1992年.

久留島浩 『近世の社会権力』山川出版社, 1996年.

藤井昭『宮座と名の研究』雄山閣,昭和62年.

丹生谷哲『日本中世の身分と社会』塙書房, 1993年.

渡辺信夫『近世日本の民衆文化と政治』河出書房,1992年.

日本村落史講座編集委員会『日本の村落史講座5 政治Ⅱ近世・近現代』雄山閣,平成2年.

藤野保『日本の封建制度と幕藩体制』塙書房, 1996年.

須田茂『幕藩体制社会解体期の研究』国書刊行会,昭和60年.

山口啓二『幕藩制成立史の研究』校倉書房, 1974年.

藤井昭『座の研究』雄山閣出版,昭和57年.

植松忠博『士農工商』同文館, 平成9年.

日本史研究会『講座日本史5 - 明治維新 - 』東京大学出版会, 1970年.

日本史研究会『講座日本史4 - 幕藩制社会 - 』東京大学出版会, 1970年.

第二章

楫西光速 (編著)『現代日本産業発達史 繊維 上』現代日本産業発達史研究会, 1964年. 大日本蚕糸会『日本蚕糸業史 3 巻』大日本蚕糸会, 昭和 10 年.

(『現代日本産業発達史 繊維 上』現代日本産業発達史研究会, 1956 年 所収) 土屋喬雄『明治前期経済史研究 1 巻』昭和 19 年.

(『現代日本産業発達史 繊維 上』現代日本産業発達史研究会, 1964 年 所収) 社会局『工場監督年報 5 回』大正 9 年.

(『明治前期産業発達史資料 別冊 (82) 三』明治文献資料刊行会, 1971 年 所収)

社会局『工場監督年報 11回』大正15年.

(『明治前期産業発達史資料 別冊 (83) 三』明治文献資料刊行会, 1971 年 所収) 農商務省『綿糸紡績職工事情』 明治 36 年.

(『明治前期産業発達史資料 別冊 (66) 三』明治文献資料刊行会, 1970 年 所収) 『続 戦後紡績史』日本紡績協会, 昭和 54 年 4 月.

第三章

浅井淳『日本石炭読本』古今書院, 1941年.

今井孝三『石炭』有斐閣, 1959年.

矢田俊文『戦後日本の石炭産業』新評論, 1975年.

木下悦二『日本の石炭鉱業』日本評論新社, 1957年.

鉱山懇話会(編)『日本鉱業発達史 上巻 1』原書房,1993年. (復古原本 昭和7年)

鉱山懇話会 (編)『日本鉱業発達史 上巻 2』原書房,1993年. (復古原本 昭和7年)

鉱山懇話会(編)『日本鉱業発達史 中巻 1』原書房,1993年. (復古原本 昭和7年)

鉱山懇話会 (編)『日本鉱業発達史 中巻 2』原書房, 1993年. (復古原本 昭和7年)

鉱山懇話会 (編)『日本鉱業発達史 下巻 1』原書房,1993年. (復古原本 昭和7年)

鉱山懇話会(編)『日本鉱業発達史 下巻 2』原書房,1993年. (復古原本 昭和7年)

今津健治「明治前期におけるエネルギー使用の諸問題」

『エネルギー史研究第4号』1974年12月.

安藤保「明治初期炭坑国有化における一問題」『エネルギー史研究第4号』1974年12月.

三字義男「昭和初期の採炭方式の改革について」『エネルギー史研究第4号』1974年12月.

岡本幸雄「明治20年代大阪石炭市場事情覚ー紡績企業発達との関連において一」

『エネルギー史研究第5号』1975年6月.

田中豊一「女鉱夫の記録」『エネルギー史研究第5号』1975年6月.

田中直樹「三池炭坑における囚人労働の役割」『エネルギー史研究第6号』1976年3月.

今津健次「明治期の工場用石炭消費量統計」『エネルギー史研究第6号』1976年3月.

今津健次「明治期の工場用石炭消費量統計(続)」『エネルギー史研究第7号』1976年10月.

田中直樹・萩野喜弘「保護鉱夫問題と採炭機構の合理化-鉱夫労役扶助規則を中心に」

『エネルギー史研究第8号』1977年6月.

山下直登「日本資本主義確立期における上海石炭市場の展開」

『エネルギー史研究第9号』1977年12月.

萩野喜弘「日本資本主義確立期における炭鉱労資関係の二類型」

『エネルギー史研究第10号』1979年3月.

三宅義男「炭鉱の採炭作業の変化と賃金構成の改革に関する一考察」

『エネルギー史研究第14号』1986年12月.

第四章

大島卓『自動車産業』東洋経済新報, 昭和55年.

日本自動車工業会『日本自動車産業史』日本自動車工業会. 昭和63年.

中村清治『日本自動車工業発達史論』勁草書房. 昭和 28 年.

富山和夫『日本の自動車産業』東洋経済、昭和48年.

中村清治『現代自動車工業論』有斐閣. 昭和58年.

交通評論家集団『過剰モータリゼーションを考える』交通評論家集団,昭和50年.

NHK 『アメリカ車上陸を阻止せよ』 NHK, 昭和61年.

ダイハツ工業 『60 年史』 ダイハツ工業, 昭和 42 年.

鈴木自動車工業『50年史』鈴木自動車工業,昭和45年.

トヨタ自動車販売『モータリゼーションとともに』トヨタ自動車販売,昭和45年.

日産自動車『21世紀への道―日産自動車50年史』日産自動車、昭和58年.

日産自動車『日産自動車史』日産自動車,昭和60年.

日野自動車工業『日野自動車工業40年史』日野自動車工業、昭和57年.

富士重工業『富士重工業30年史』富士重工業、昭和59年.

本田技研工業『ホンダの歩み』本田技研工業、昭和59年.

三菱自動車販売『三菱自動車販売株式会社史』三菱自動車販売. 昭和61年.

大島藤太郎『現代日本の交通政策』1975年.

河上和雄『日本の警察 第三巻 交通警察』立花書房, 平成4年.

警察庁『警察白書』警察庁,昭和48年~平成9年.

W. R. ブランデン『交通システム分析』森北出版株式会社, 1975年.

(W.R. Blunden "THE LAND-USE/TRANSPORT SYSTEM Analysis and Synthesis" Pergamon Press 1971)

第五章

福祉士養成講座編集委員会『障害者福祉論』中央法規, 1997年.

小島蓉子『社会リハビリテーション』誠信書房、1978年.

上田敏『リハビリテーションを考える』青木書店, 1983年.

厚生省大臣官房統計情報部『WHO国際障害分類試案 (仮訳)』厚生省, 1984年.

井村圭壮『障害者福祉に学ぶ』学文社,1996年.

八代英太『ADAの衝撃』学苑社, 1994年.

石川准 長瀬修編『障害学への招待』明石書店, 1999年.

共同作業所全国連絡会『共作連全国大会基調報告集』共同作業所全国連絡会. 1998 年.

共同作業所全国連絡会『人はつづく道はつづく』共同作業所全国連絡会. 1998 年.

(財) 全国精神障害者家族会連合会 精神障害者が使える『福祉制度のてびき』

全国精神障害者家族会連合会,1997年.

月刊『ぜんかれん』(財) 全国精神障害者家族会連合会 各号

(福)全日本手をつなぐ育成会『育成会21世紀プランインクルージョン戦略』

全日本手をつなぐ育成会、1996年.

作業所ネットワークの会『HAND with HEART』作業所ネットワークの会, 1997年11月. 経済企画庁国民生活局『日本のNPOの経済的規模』経済企画庁、平成10年6月.

神戸市『障害者就労実態調査』神戸市, 平成7年3月.

神戸市精神保健福祉審議会『精神障害者福祉に関する調査結果報告書』神戸市,平成8年10月.

神戸市市民福祉調査委員会『心身障害者生活実態調査報告書』神戸市,平成8年12月,

神戸市『神戸市障害者保健福祉計画』神戸市, 平成9年2月.

神戸市『障害者福祉のあらまし』神戸市, 1998年.

神戸市『障害者小規模通所訓練事業補助金交付要綱』神戸市、平成11年4月、

兵庫県『兵庫県障害者福祉新長期計画(最終報告)』兵庫県,平成7年3月.

厚生省大臣官房企画室『厚生白書』厚生省, 平成33・34・47・48・49年度版

厚生省『精神薄弱児(者)基礎調査結果の要旨』平成8年12月9日.

厚生省『社会福祉の基礎構造改革について (主要な論点)』平成9年11月25日.

厚生省『社会福祉の基礎構造改革について (中間まとめ)』平成10年6月17日.

厚生省『精神保健福祉法に関する専門委員会報告書』平成10年9月.

厚生省『社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって(追加意見)』平成 10 年 12 月 8 日.

厚生省『平成8年身体障害者実態調査及び身体障害児実態調査の概要について』

平成11年1月8日.

厚生省 公衆衛生審議会『今後の精神保健福祉施策について』平成11年1月14日.

厚生省『今後の障害保健福祉施策の在り方について』平成11年1月19日.

障害者対策推進本部『障害者に関する新長期計画』平成5年3月.

障害者対策推進本部『障害者プラン~ノーマライゼイション七ヵ年計画』平成7年12月.

内閣総理大臣官房内政審議室『市町村障害者計画策定指針』平成7年5月.

国連総会決議 2856(第 26 回)『精神薄弱者の権利宣言』 1971 年

国連総会決議 3447 (第 30 回) 『障害者権利宣言』 1975 年.

国連総会決議 37/52 (第 37 回)『障害者に関する世界行動計画』1982 年.

国連総会決議 47/88 (第 47 回)『障害者の社会への完全な統合をめざして』 1992 年.

(47/88 Towards full integration of parsons with disabilities into society:

a continuing world program of action 1992)

第 48 回 ESCAP 総会決議 48/3

『アジア太平洋障害者の十年』(1993年~2002年) に関する決議 1992年.

(48/3 Asian and Pacific Decade of Disabled Persons, 1993-2002)

『アジア太平洋障害者の十年』(1993年~2002年) 行動計画 1992年

(AGENDA FOR ACTION FOR THE ASIAN AND PACIFIC DECADE OF DISBLED PERSONS, 1993-2002) 国連総会決議 48/96『障害者の機会均等化に関する標準規則』1993 年.

(48/96 Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities) ユニセフ (国連児童基金)『国々の前進』1998 年.

障害を持つアメリカ人に関する法律 (Americans With Disabilities Act of 1990)

(財) 安田火災記念財団『国際障害分類 (ICIDH) に関するセミナー報告書』

─₩HO・ICIDH-2の改訂の動き─